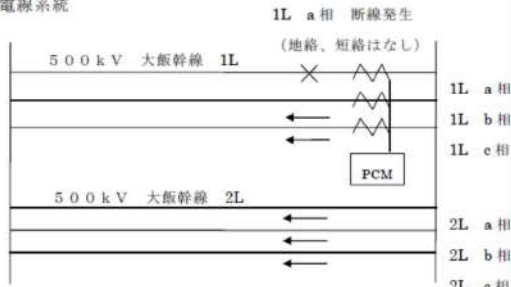
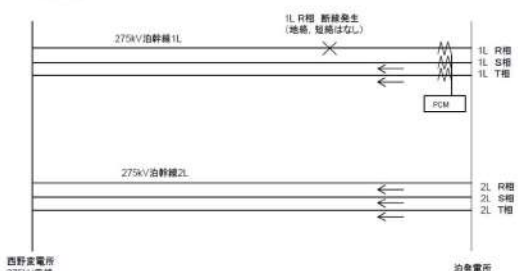


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))＞</p> <p>(補足2) 送電線保護装置による検知 送電線保護装置は、装置の健全性の自己監視機能として、3相電流の平衡監視機能を有している。(検出条件は下式のとおり。)</p> <p>検出条件： $I_a + I_b + I_c - 0.1 \times \text{MAX}(I_a , I_b , I_c) \geq 1.0A$</p> <p>(1.0Aは保護装置の他保護要素の動作に干渉しない範囲の値として設定)</p> <p>通常時は、CT～入力変換器間の断線検出を主な目的としているが、系統の1相断線時の電流不平衡により検出条件を満たせば、本機能により、故障として検出することが可能となる。</p> <p>●送電線系統</p>  <p>西野変電所 500kV系統 大阪発電所 500kV系統</p> <p>(補足3) 各設備での故障の検知方法について 大阪発電所における電気系統のうち、1相開放故障発生のおそれがある設備について、検知の方法は以下のとおりである。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>3 送電線保護装置による検知 送電線保護装置は、装置の健全性の自己監視機能として、3相電流の平衡監視機能を有している。</p> <p>検出条件</p> <p>$I_{max} - 4 \times I_{min} \geq CT2次側定格 \times 10\%$</p> <p>R相断線時：$I_{max} = 1相分の潮流(健全相 S, T)$ $I_{min} = R相電流 = 0A$ CT2次側定格 = 5A</p> <p>式に代入する $I_{max} \geq 0.5A$</p> <p>通常時は、CT～入力変換器間の断線検出を主な目的としているが、系統の1相断線時の電流不平衡により検出条件を満たせば、本機能により故障として検出することが可能となる。</p> <p>●送電線系統</p>  <p>西野変電所 275kV系統 泊発電所 275kV系統</p> <p>第3.1図 送電線保護装置による検知</p> <p>4 各設備での故障の検知方法について 泊発電所における電気系統のうち、1相開放故障発生のおそれがある設備について検知の方法は以下のとおりである。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照） ・以降、大阪のみの記載箇所については、泊と大阪の比較結果を色塗りする。</p> <p>【大阪】 設備構成の相違 ・電源設備の構成に差異があるが、既許可・既工認の内容・構成等を踏まえた設備の構造・運用等を記載しているという点において同等である。</p> <p>【大阪】 プラント名称の相違</p>

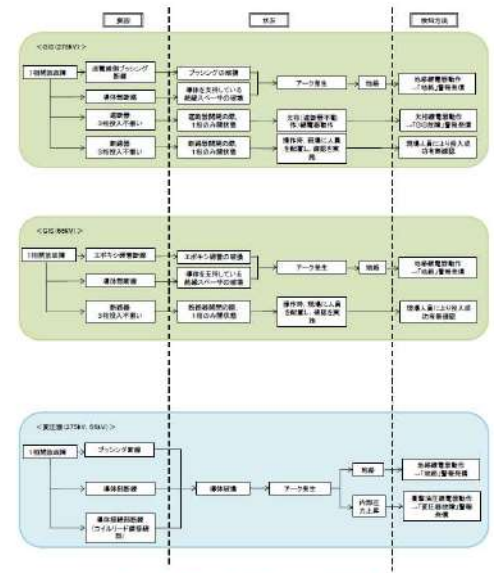
大飯発電所3 / 4号炉	
＜内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))＞	
設備	検知方法
ブッシング破損	ブッシングは磁器碍管に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、磁器碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、磁器碍管の破損による故障が発生した場合、導体と接地物（タンク）間の絶縁が保てなくなるため地絡が発生する。その場合、地絡過電流継電器(51G)あるいは電流差動継電器(87)が設置されており、検知が可能。
導体部の断線	絶縁スペーサ（材料：エポキシ樹脂）でGIS内の導体（材料：アルミ合金）を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く、壊れることがない。 また、導体は接地されたタンク内に収納されており、脱落しない構造であるが、導体脱落による断線を想定した場合、アークの発生により接地されたタンクを通じ、地絡が発生し、地絡過電流継電器(51G)あるいは電流差動継電器(87)が設置されており、検知が可能。
遮断器の故障	遮断器により1相開放故障が発生する要因として、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による欠相が発生した場合においては、欠相継電器(47)を設置しており、検知が可能。
断路器の故障	断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は現場に人員がいるため、投入成功状態の確認が可能である。 また、1相でも投入失敗した場合は、中央制御室の表示灯が緑点灯のままである（通常は投入成功した場合、赤点灯となる。）ので、検知が可能である。 断路器過電状態の場合は、開放及び投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外（現場に人がいない状態）では操作不可。
導体部の断線	変圧器1次側の接続部位に破損が想定される架線の端子は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を持った筐体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。 しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、接地された筐体を通じ地絡となることで、地絡過電流継電器(51G)あるいは電流差動継電器(87)が動作する。又はアークによるガス圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能。

各設備での故障検出について

女川原子力発電所2号炉	
<p>（この欄は比較のため再掲(2.2-4(3/3))）</p>	

泊発電所3号炉	
第4.1表 各設備での検知方法	
設備	検知方法
ブッシング破損 (275kV系統)	ブッシングはポリマー碍管内に導体等が収納された構造となっており、ブッシング内の導体等の破損については、ポリマー碍管の破損がない限り考えにくい。 仮に、ポリマー碍管の破損による故障が発生した場合、導体と接地物間の絶縁が保てなくなるため地絡が発生する。その場合、比率差動継電器(87)あるいは地絡過電流継電器(51G)が設置されており、検知が可能。
エポキシ樹脂の破損 (66kV系統)	エポキシ樹脂は、接地されたタンク内に収納されており、エポキシ樹脂内に電力ケーブルが挿入された構造となっており、機械的強度が高く、壊れることはない。仮に、破損した場合は、電力ケーブルとタンク間の絶縁距離が保てなくなるため地絡が発生し、地絡過電流継電器(87)が設置されており、検知が可能な設計とする。
GIS	<p>導体部の断線</p> <p>絶縁スペーサ（材料：エポキシ樹脂）でGIS内の導体（材料：アルミ合金）を支持する構造となっており、絶縁スペーサは、機械的強度が高く、壊れることがない。 また、導体は接地されたタンク内に収納されており、脱落しない構造であるが、導体脱落による断線を想定した場合、導体とタンク間の絶縁距離が保てなくなるため地絡が発生し、275kV系統には比率差動継電器(87)あるいは地絡過電流継電器(51G)が設置されており、検知が可能。また、66kV系統には比率差動継電器(87)あるいは地絡過電流継電器(87)を設置し検知可能な設計とする。</p> <p>遮断器の故障</p> <p>275kV系統においては、遮断器により1相開放故障が発生する要因として、投入動作不良による欠相が考えられる。しかし、投入動作不良による欠相が発生した場合においては、欠相継電器(47)を設置しており、検知が可能。 66kV系統においては、遮断器は3相一括操作で3相は遮断リンクで開分されている。遮断リンクは金属製で機械的強度が高く壊れることがない設計とする。</p> <p>断路器の故障</p> <p>断路器投入時は遮断器開放状態であり、投入操作時は現場に人員がいるため、投入成功状態の確認が可能である。断路器過電状態の場合は、開放・投入不可のインターロックが構成されており、点検時以外（現場に人がいない状態）では操作不可。</p> <p>変圧器</p> <p>変圧器1次側の接続部位に破損が想定される架線の端子は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を持った筐体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。 しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、接地された筐体を通じ地絡となることで、275kV系統においては、比率差動継電器(87)又は地絡過電流継電器(51G)若しくは地絡過電圧継電器(64)が動作する。あるいは、アークによるガス圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能。 また、66kV系統においては、比率差動継電器(87)あるいは地絡過電圧継電器(64)が動作する。あるいは、アークによるガス圧上昇により機械的な異常を検知できる設計とする。</p>

相違理由	
【女川】	記載の充実（大阪審査実績を参照）
【大飯】	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：磁器碍管→泊：ポリマー碍管 ・電源設備の構成に差異があるが、既許可・既工認の内容・構成等を踏まえた設備の構造・運用等を記載しているという点において同等である。



第4.1図 各設備での故障検出



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))＞</p> <p>(補足4) 巡視点検による検知について 門型鉄構は、外部電源をガス絶縁開閉装置へ引き込むため、送電線を碍子により固定している。導体は気中に露出しており、米国パイロン2号機の事象と類似した箇所であるため、運転員による毎日実施する巡視により、仮に碍子の破損等が発生した場合においては、巡視点検により確認可能であり、1相開放故障を早期に検知することが可能である。 あわせて、1相開放故障時に適切な対応が出来るよう、兆候や知見を手順書に反映しており、運転員に対して定期的に教育を実施している。 なお、送電線の巡視についても、適宜実施している。 また、3号炉または4号炉側でNo. 1予備変圧器を手動による受電切替えにて使用する際は、変圧器等の巡視点検に加え、受電時に線路電流を計測し、1相開放故障が発生していないことの確認を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">500kV架線部 (引留鉄構)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">77kV大飯支線部 (77kV送電鉄塔)</p>		<p>5 巡視点検による検知について (275kV系統) 遮風建屋は、外部電源をガス絶縁開閉装置へ引き込むため、送電線を碍子により固定している。導体は気中に露出しており、米国パイロン2号機の事象と類似した箇所であるため、運転員が毎日実施する巡視により、仮に碍子の破損等が発生した場合においても、巡視点検により確認可能であり、1相開放故障を早期に検知することが可能である。</p> <p>なお、送電線については、適宜巡視を実施している。</p> <div style="text-align: center;">  <p>引留碍子</p> <p>遮風建屋</p> </div> <p style="text-align: center;">第5.1図 275kV架線部 (引留碍子)</p> <div style="text-align: center;">  <p>遮風建屋</p> <p>予備変圧器</p> <p>ガス絶縁開閉装置</p> </div> <p style="text-align: center;">第5.2図 275kV GIS (架線部なし)</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 ・記載箇所の相違 運転員への教育及び規定類への反映については「7 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映」（33-299ページ）に記載している。</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="197 140 533 167"><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p data-bbox="91 172 651 255">(参考) 米国パイロン2号炉の事象 屋外の気中絶縁開閉所において、碍子の損壊によりC相母線が断路器との接続部で切れて1相開放故障状態になった様子。</p>  <p data-bbox="107 1034 472 1061">(NRC ホームページ公開資料より抜粋)</p>		<p data-bbox="1261 172 1825 255">(参考) 米国パイロン2号の事象 屋外の気中絶縁開閉所において、碍子の損壊によりC相母線が断路器との接続部で切れて1相開放故障状態になった様子。</p>  <p data-bbox="1285 1029 1599 1056">(NRC ホームページ公開資料より抜粋)</p> <p data-bbox="1375 1098 1702 1125">第5.3図 米国パイロン2号の事象</p>	<p data-bbox="1845 172 2107 225">【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備 (別紙)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p>(補足5) 保護継電器が検知可能な範囲について 変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合には、以下の保護継電器により、設定値に到達した場合、検知可能である。</p> <table border="1" data-bbox="129 323 622 692"> <thead> <tr> <th>主な保護継電器</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不足電圧継電器(27)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能</td> </tr> <tr> <td>過電流継電器(51)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧の不均衡が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能</td> </tr> <tr> <td>回転機温度継電器(49)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧に不均衡が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、地絡や短絡を伴わない1相開放故障の場合、設備構成や負荷状況によっては、保護継電器の設定値まで値が変動しない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不足電圧継電器(27)にて検知できない事象 <p>不足電圧継電器は、所内母線に設置しており、母線電圧が低下した場合に、保護装置が動作する。これらの設定値は、電圧変動による誤動作が起きないよう、大型電動機の起動時の電圧低下や送電系統の電圧変動等を見込んだ上で設定値を定めており、69%以上としている。</p> <p>仮に、短絡や地絡を伴わない1相開放故障が発生した場合に、これらの設定値を下回る電圧変動が発生すれば検知可能であるが、変圧器の巻線構成及び負荷状態によっては、電圧がほぼ低下しない状態となり、不足電圧継電器の動作値まで到達しない可能性があり、その場合不足電圧継電器にて検知できない。</p> <div data-bbox="107 1161 633 1457"> <p>【参考】1相開放故障時の解析結果からみる各変圧器毎の電圧低下傾向と不足電圧継電器の動作・不動作について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">変圧器型式(巻線の結線方法)</th> <th rowspan="2">大飯3号炉、4号炉における同型式の変圧器例</th> <th rowspan="2">高圧側1相開放故障時の低圧側の相間電圧の挙動(無負荷時想定)</th> <th rowspan="2">不足電圧継電器の動作/不動作</th> </tr> <tr> <th>高圧側巻線</th> <th>低圧側巻線</th> <th>巻線接続</th> <th>接地</th> <th>巻線接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y</td> <td>Δ</td> <td>無</td> <td>直接接地</td> <td>外巻</td> <td>3号炉 主変圧器</td> <td>各相間電圧ともほぼ変化なし</td> <td>不動作</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>Δ</td> <td>無</td> <td>直接接地</td> <td>外巻</td> <td>4号炉 主変圧器</td> <td>各相間電圧ともほぼ変化なし</td> <td>不動作</td> </tr> <tr> <td>Δ</td> <td>Y</td> <td>無</td> <td>直接接地</td> <td>内巻</td> <td>3号炉 所内変圧器</td> <td>1つの相間電圧が0に、残り2つの相間電圧は1割程度低下</td> <td>1相動作</td> </tr> <tr> <td>Δ</td> <td>Y</td> <td>無</td> <td>直接接地</td> <td>外巻</td> <td>3号炉 所内変圧器</td> <td>1つの相間電圧が0に、残り2つの相間電圧は1割程度低下</td> <td>1相動作</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>Y</td> <td>Δ</td> <td>直接接地</td> <td>内巻</td> <td>Nφ、2巻線変圧器</td> <td>各相間電圧ともほぼ変化なし</td> <td>不動作</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>Y</td> <td>Δ</td> <td>直接接地</td> <td>内巻</td> <td>Nφ、1巻線変圧器</td> <td>2つの相間電圧が5割程度低下</td> <td>2相動作</td> </tr> </tbody> </table> </div>	主な保護継電器	概要	不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能	過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不均衡が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能	回転機温度継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不均衡が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能	変圧器型式(巻線の結線方法)					大飯3号炉、4号炉における同型式の変圧器例	高圧側1相開放故障時の低圧側の相間電圧の挙動(無負荷時想定)	不足電圧継電器の動作/不動作	高圧側巻線	低圧側巻線	巻線接続	接地	巻線接続	Y	Δ	無	直接接地	外巻	3号炉 主変圧器	各相間電圧ともほぼ変化なし	不動作	Y	Δ	無	直接接地	外巻	4号炉 主変圧器	各相間電圧ともほぼ変化なし	不動作	Δ	Y	無	直接接地	内巻	3号炉 所内変圧器	1つの相間電圧が0に、残り2つの相間電圧は1割程度低下	1相動作	Δ	Y	無	直接接地	外巻	3号炉 所内変圧器	1つの相間電圧が0に、残り2つの相間電圧は1割程度低下	1相動作	Y	Y	Δ	直接接地	内巻	Nφ、2巻線変圧器	各相間電圧ともほぼ変化なし	不動作	Y	Y	Δ	直接接地	内巻	Nφ、1巻線変圧器	2つの相間電圧が5割程度低下	2相動作		<p>6 保護継電器が検知可能な範囲について 変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合には、以下の保護継電器により設定値に到達した場合、検知可能である。</p> <p style="text-align: center;">第6.1表 主な保護継電器</p> <table border="1" data-bbox="1335 355 1760 675"> <thead> <tr> <th>主な保護継電器</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不足電圧継電器(27)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能</td> </tr> <tr> <td>過電流継電器(51)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧の不均衡が発生した場合において過電流トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能</td> </tr> <tr> <td>過負荷継電器(49)</td> <td>1相開放故障の影響により所内母線電圧に不均衡が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、地絡・短絡を伴わない1相開放故障の場合、設備構成や負荷状況によっては、保護継電器の設定値まで値が変動しない可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不足電圧継電器にて検知できない事象 <p>不足電圧継電器は、所内母線に設置しており、母線電圧が低下した場合に、保護装置が動作する。これらの設定値は、電圧変動による誤動作が起きないよう、大型電動機の起動時の電圧低下や送電系統の電圧変動等を見込んだ上で設定値を定めており、69%以上としている。</p> <p>仮に、短絡・地絡を伴わない1相開放故障が発生した場合に、これらの設定値を下回る電圧変動が発生すれば検知可能であるが、変圧器の巻線構成及び負荷状態によっては、電圧がほぼ低下しない状態となり、不足電圧継電器の動作値まで到達しない可能性があり、その場合不足電圧継電器にて検知できない。</p>	主な保護継電器	概要	不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能	過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不均衡が発生した場合において過電流トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能	過負荷継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不均衡が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：不足電圧継電器(27) → 泊：不足電圧継電器</p>
主な保護継電器	概要																																																																															
不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能																																																																															
過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不均衡が発生した場合において過負荷トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能																																																																															
回転機温度継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不均衡が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能																																																																															
変圧器型式(巻線の結線方法)					大飯3号炉、4号炉における同型式の変圧器例	高圧側1相開放故障時の低圧側の相間電圧の挙動(無負荷時想定)	不足電圧継電器の動作/不動作																																																																									
高圧側巻線	低圧側巻線	巻線接続	接地	巻線接続																																																																												
Y	Δ	無	直接接地	外巻	3号炉 主変圧器	各相間電圧ともほぼ変化なし	不動作																																																																									
Y	Δ	無	直接接地	外巻	4号炉 主変圧器	各相間電圧ともほぼ変化なし	不動作																																																																									
Δ	Y	無	直接接地	内巻	3号炉 所内変圧器	1つの相間電圧が0に、残り2つの相間電圧は1割程度低下	1相動作																																																																									
Δ	Y	無	直接接地	外巻	3号炉 所内変圧器	1つの相間電圧が0に、残り2つの相間電圧は1割程度低下	1相動作																																																																									
Y	Y	Δ	直接接地	内巻	Nφ、2巻線変圧器	各相間電圧ともほぼ変化なし	不動作																																																																									
Y	Y	Δ	直接接地	内巻	Nφ、1巻線変圧器	2つの相間電圧が5割程度低下	2相動作																																																																									
主な保護継電器	概要																																																																															
不足電圧継電器(27)	1相開放故障の影響により所内母線の検知電圧が3割程度低下した場合、不足電圧継電器が作動し、警報が発報することにより、異常を検知することが可能																																																																															
過電流継電器(51)	1相開放故障の影響により所内母線電圧の不均衡が発生した場合において過電流トリップした場合、1相欠相の可能性があることから原因調査を行う手順を定めており、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能																																																																															
過負荷継電器(49)	1相開放故障の影響により所内母線電圧に不均衡が発生した場合、それに伴う電流値が設定値を超えた場合、警報が発報されることにより、原因調査結果から、1相開放故障を検知することが可能																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p data-bbox="197 140 533 162"><内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))></p> <p data-bbox="107 172 479 194">・過電流継電器(51)にて検知できない事象</p> <p data-bbox="96 199 651 367">電流については、安定巻線の作用により、電源側電流のうち、零相電流のみ安定巻線に流れ、正相及び逆相電流が所内側へ流れる。電流の大きさ及び位相については、所内側電圧がほぼ正常を保っており、電動機の正常運転を維持することから、全相が1相開放故障前と等しい電力を消費するように、3相電流が流れようとする。</p> <p data-bbox="96 371 651 512">しかし、この電流値が、過電流継電器の設定値に到達しない場合は、過電流継電器による検知はできない。これらの設定値は、電動機ごとの定格電流の約150%にて動作となるよう設定している。また、回転機温度継電器により、定格電流の約110%増加した場合に動作となるよう設定している。</p> <p data-bbox="96 517 651 598">INSS及びEPRIにて実施された解析結果も次表のとおり安定巻線Δを含む場合、電流及び電圧がほとんど変化しない結果も報告されている。</p> <table border="1" data-bbox="91 673 618 817"> <thead> <tr> <th colspan="2">パラメータ</th> <th>INSS</th> <th>EPRI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無負荷</td> <td rowspan="2">低圧側</td> <td>電圧</td> <td>ほとんど変化なし 変化無し</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>— 解析無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有負荷</td> <td rowspan="2">低圧側</td> <td>電圧</td> <td>ほとんど変化なし 0~20%ほど降下</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>ほとんど変化なし 解析無し</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="96 866 651 976">なお、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）△、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）Yの場合及び外部電源側Y、負荷側Y+△の安定巻線の場合は、電圧の変化による地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできない、又は困難である。</p> <p data-bbox="96 981 651 1062">しかし、上記以外の結線の変圧器は、制御室の電圧計の変化で地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできると報告されている。</p>	パラメータ		INSS	EPRI	無負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 変化無し	電流	— 解析無し	有負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 0~20%ほど降下	電流	ほとんど変化なし 解析無し		<p data-bbox="1272 172 1621 194">・過電流継電器にて検知できない事象</p> <p data-bbox="1261 199 1816 367">電流については、安定巻線の作用により、電源側電流のうち、零相電流のみ安定巻線に流れ、正相及び逆相電流が所内側へ流れる。電流の大きさ及び位相については、所内側電圧がほぼ正常を保っており、電動機の正常運転を維持することから、全相が1相開放故障前と等しい電力を消費するように、3相電流が流れようとする。</p> <p data-bbox="1261 371 1816 512">しかし、この電流値が、過電流継電器の設定値に到達しない場合は、過電流継電器による検知はできない。これらの設定値は、電動機ごとの定格電流の約150%にて動作となるよう設定している。また、過負荷継電器により、電動機ごとに定格電流の約110%増加した場合に動作となるよう設定している。</p> <p data-bbox="1261 517 1816 598">INSS及びEPRIにて実施された解析結果も以下のとおり安定巻線Δを含む場合、電流、電圧がほとんど変化しない結果も報告されている。</p> <p data-bbox="1344 635 1742 657" style="text-align: center;">第6.2表 INSS及びEPRIにおける解析結果</p> <table border="1" data-bbox="1283 667 1800 829"> <thead> <tr> <th colspan="2">パラメータ</th> <th>INSS</th> <th>EPRI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無負荷</td> <td rowspan="2">低圧側</td> <td>電圧</td> <td>ほとんど変化なし 変化無し</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>— 解析無し</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有負荷</td> <td rowspan="2">低圧側</td> <td>電圧</td> <td>ほとんど変化なし 0~20%ほど降下</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>ほとんど変化なし 解析無し</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1261 866 1816 976">なお、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）△、外部電源側（入力）Y、負荷側（出力）Yの場合及び外部電源側Y、負荷側Y+△の安定巻線の場合は、電圧の変化による地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできない、又は困難である。</p> <p data-bbox="1261 981 1816 1062">しかし、上記以外の結線の変圧器は、中央制御室の電圧計の変化で地絡のない1相開放（欠相）を検出することはできると報告されている。</p>	パラメータ		INSS	EPRI	無負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 変化無し	電流	— 解析無し	有負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 0~20%ほど降下	電流	ほとんど変化なし 解析無し	<p data-bbox="1841 172 2101 220">【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照）</p> <p data-bbox="1841 464 2157 571">【大阪】 記載表現の相違 ・大阪：回転機温度継電器→泊：過負荷継電器</p> <p data-bbox="1841 639 2067 687">【大阪】 記載表現の相違（表題の追加）</p> <p data-bbox="1841 866 2096 976">【大阪】 記載表現の相違 ・大阪：△→泊：Δ ・大阪：制御室→泊：中央制御室</p>
パラメータ		INSS	EPRI																																
無負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 変化無し																																
		電流	— 解析無し																																
有負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 0~20%ほど降下																																
		電流	ほとんど変化なし 解析無し																																
パラメータ		INSS	EPRI																																
無負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 変化無し																																
		電流	— 解析無し																																
有負荷	低圧側	電圧	ほとんど変化なし 0~20%ほど降下																																
		電流	ほとんど変化なし 解析無し																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

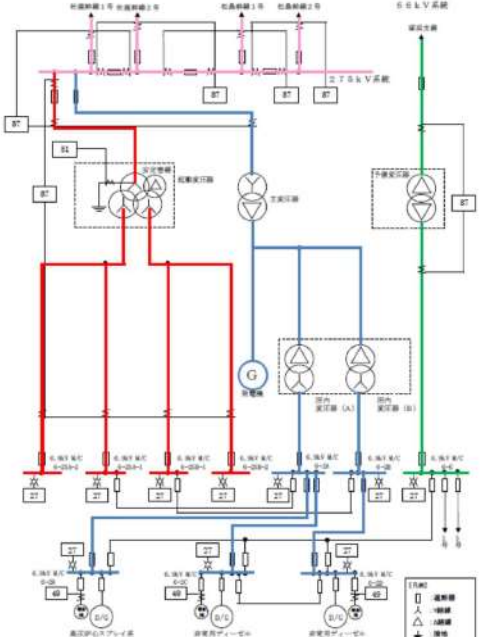
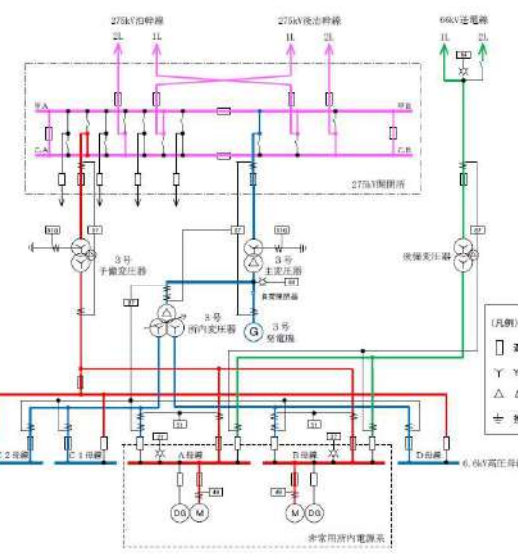
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2.2-4(3/3))＞</p> <p>(補足6) 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映 米国原子力規制委員会による情報「電源系統の設計における脆弱性」(Bulletin2012-01)に記載されたパイロン2号炉での1相開放故障に係わる事象を受け、原子力規制委員会による指示文書(H25.10)をもとに本事象の対策について検討した。</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉において、まとめ資料本文2.1.1.2「変圧器1次側の3相のうち1相の開放が発生した場合」でまとめているとおり、1相開放故障が発生した場合の検知性や発生が想定される箇所ごとの検知方法を検討した結果から、一部を除き、既設置の保護継電器等の検知デバイスにより検知可能と判断しているが、人的な検知(1日1回の巡視点検等)を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>また、万一上記対応にて1相開放故障が検知されない状態において、当該の電源系につながる安全系機器が1相開放故障による悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備している。</p> <p>なお、上記の人的な検知並びに対応には、パイロンの事象から得られた1相開放故障に関する知見が有用であることから、これらを手順書に反映し、運転員の事象に対する認識を高めることとしている。</p> <p>(得られた知見)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①母線電圧が低電圧保護継電器の動作設定値以下にならない場合もあり、欠相を検出できない可能性がある。 ②母線電圧低下に伴い負荷電流が上昇し、当該母線に接続された各補機が過電流保護継電器の動作により連続的にトリップする。 ③現場確認、電圧計の指示低下により当該母線が異常と判断した場合は、健全系統への電源切替えが必要 ④電動機による異常な挙動(振動や異音)が発生する。^{※1} <p>※1. 既に手順書へ記載しており異常が疑われる場合は保修課員へ連絡し詳細な点検を実施しているため、運転員の巡視点検の心得として記載する業務所則へは①から③について反映することとしている。(業務所則の改正H26.4)</p> <p>本事象の教育を継続的に行うことにより、運転員への「気づき」を醸成していくこととする。</p> <p>なお、これらの対応により運転員が1相開放故障を認知すれば、既存の健全系統への電源切替えの手順書にて切替操作を行う。</p>		<p>7 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映 米国原子力規制委員会による情報「電源系統の設計における脆弱性」(Bulletin2012-01)に記載されたパイロン2号機での1相開放故障に係わる事象を受け、原子力規制委員会による指示文書(H25.10)を基に本事象の対策について検討した。</p> <p>泊発電所3号炉において、1相開放故障が発生した場合の検知性や発生が想定される箇所ごとの検知方法を検討した結果から、一部を除き、既設置の保護継電器等の検知デバイスにより検知可能と判断しているが、人的な検知(巡視点検等)を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>また、万一上記対応にて1相開放故障が検知されない状態において、当該の電源系につながる安全系機器が1相開放故障による悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備している。</p> <p>なお、上記の人的な検知並びに対応には、パイロンの事象から得られた1相開放故障に関する知見が有用であることから、これらをマニュアル等に反映し、運転員の事象に対する認識を高めることとしている。</p> <p>(得られた知見)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①母線電圧が不足電圧継電器の動作設定値以下にならない場合もあり、欠相を検出できない可能性がある ②母線電圧低下に伴い負荷電流が上昇し、当該母線に接続された各補機が過電流継電器の動作により連続的にトリップする ③現場確認、電圧計の指示低下により当該母線が異常と判断した場合は、健全系統への電源切替が必要 ④電動機による異常な挙動(振動・異音)が発生する[※] <p>※既にマニュアル等へ記載しており異常が疑われる場合は保修課員へ連絡し詳細な点検を実施しているため、運転員の巡視点検の心得として記載する運転要領へは①から③について反映している。</p> <p>本事象の教育を継続的に行うことにより、運転員への「気づき」を醸成していくこととする。</p> <p>なお、これらの対応により運転員が1相開放故障を認知すれば、既存の健全系統への電源切替の手順書にて切替操作を行う。</p>	<p>【女川】 記載の充実(大飯審査実績を参照)</p> <p>【大飯】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現、設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：手順書→泊：マニュアル ・大飯：低電圧保護継電器→泊：不足電圧継電器 ・大飯：業務所則→泊：運転要領

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

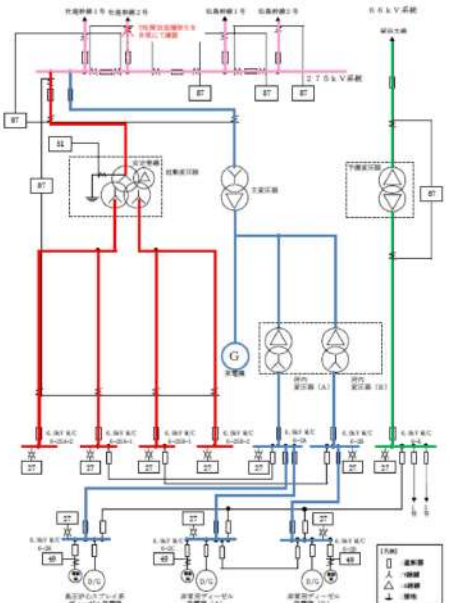
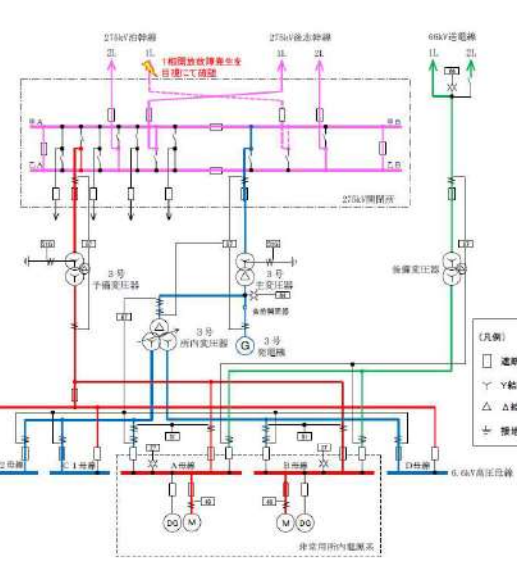
第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>8 泊3号炉 1相開放故障対応の概要について</p> <p>GISから変圧器の1次側の接続部位は、米国バイロン2号炉同様の架線による接続ではなく、接地された筐体・管路内に配線が収納された構造（GIS, CVケーブル, 相分離母線）であり、このような構造の場合、破損が想定される架線部は存在せず、また仮に導体の断線による1相開放故障が発生したとしても、接地された筐体・管路を通じ完全地絡となることで、保護継電器による検知が可能である。</p> <p>1相開放故障において自動検知が困難な箇所は、米国バイロン2号機の故障箇所のような架線部であり、泊3号炉ではGISへの送電線引込部に架線部がある。この送電線引込部における1相開放故障に対し、外部電源の複数回線接続、巡視点検により1相開放故障が問題とならないようにしている。</p> <p>具体的には、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保安規定に外部電源との接続は3回線以上で接続するよう定めることとしており、複数回線と接続されていれば、1相開放故障が発生しても、他の回線により各相の電圧が維持されるため、問題が生じない。 ➤ 架線部（送電線引込部）での1相開放故障が発生した場合には、自動検知ができないため、故障状態が放置されないよう、運転員の巡視点検（1回/1日）にて架線部（送電線引込部）の確認を実施している。 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の対応概要を整理している。

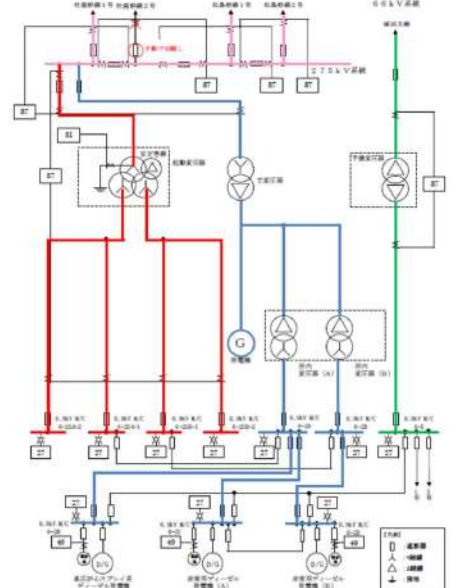
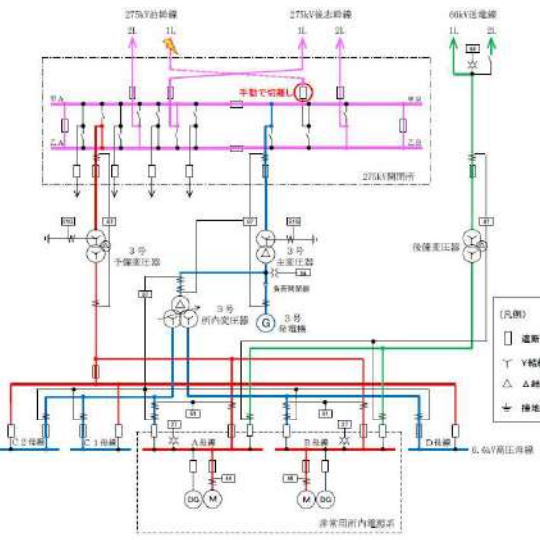
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙4 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作について</p> <p>1. 通常運転時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.1-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.1-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>別紙4 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作について</p> <p>1. 通常運転時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.1.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

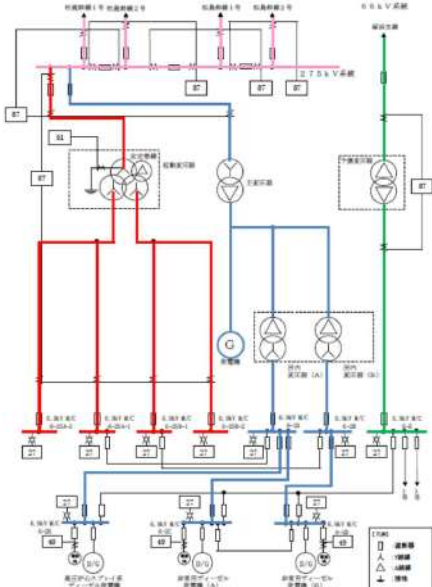
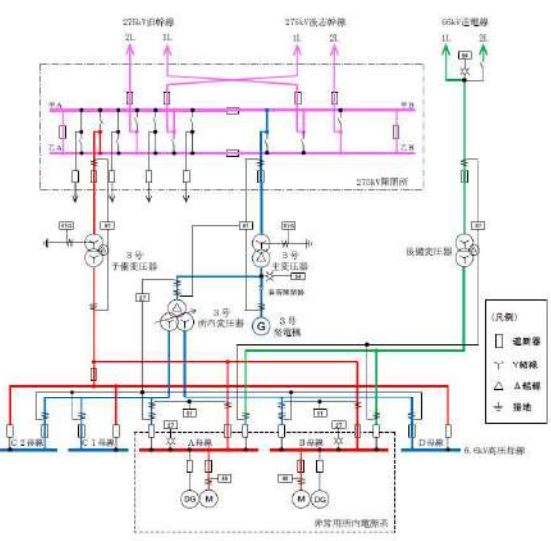
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 1.1-2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 1.1-2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 1.1.2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 1.1.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

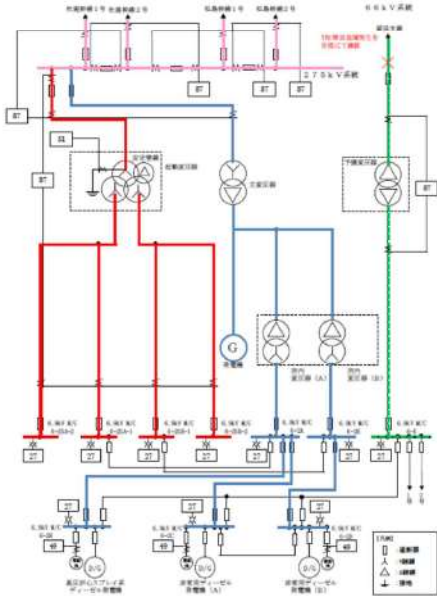
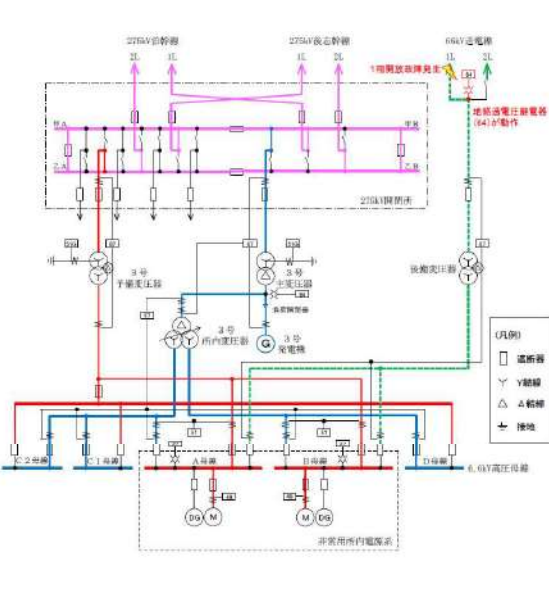
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.1-3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で起動変圧器及び共通用高圧母線へ電源供給を行う。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第1.1-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を行う。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第1.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川:起動変圧器, 共通用高圧母線→泊:予備変圧器, 非常用高圧母線</p>

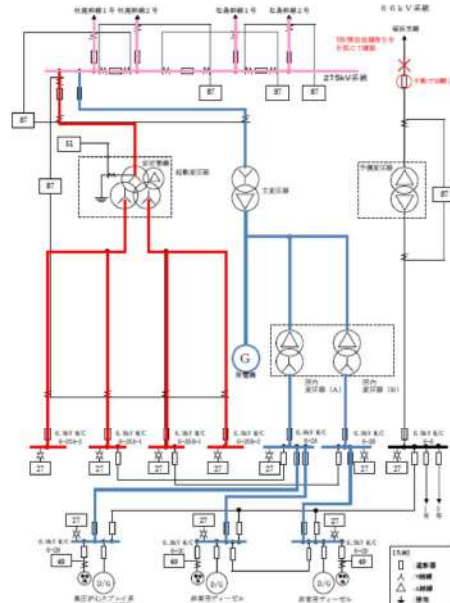
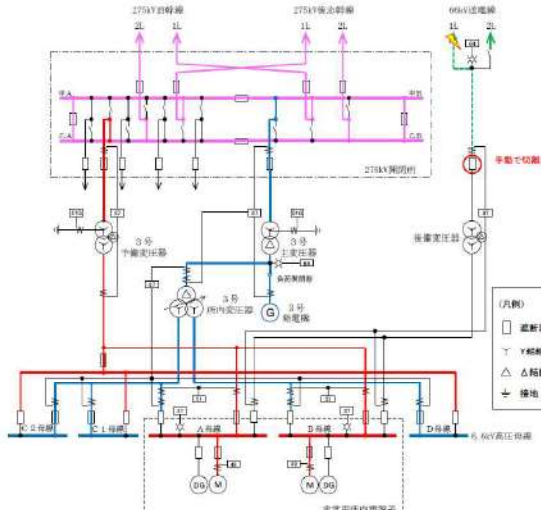
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2)66kV送電線で発生する1相開放故障 (目視による確認)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.2-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器及び共 通用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.2-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(2)66kV送電線で発生する1相開放故障 (地絡過電圧継電器(64)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第1.2.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常 用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.2.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線→泊： 予備変圧器、非常用高圧母線</p>

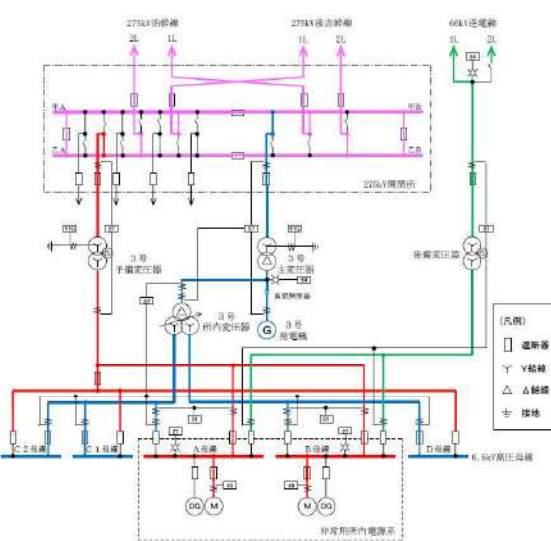
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第1.2-2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.2-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第1.2.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧継電器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p>

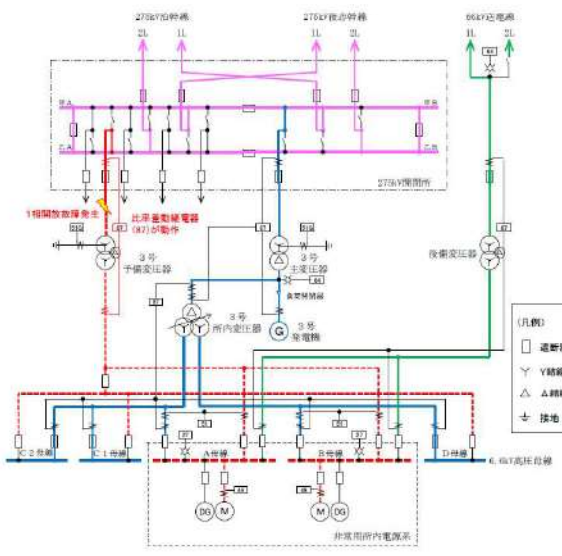
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.2-3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離する。275kV送電線で起動変圧器及び共通用高圧母線へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第1.2-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第1.2.3図のとおり、運転員の手動操作により、66kV送電線を外部電源系から隔離する。275kV送電線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第1.2.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川:起動変圧器, 共通用高圧母線→泊:予備変圧器, 非常用高圧母線</p>

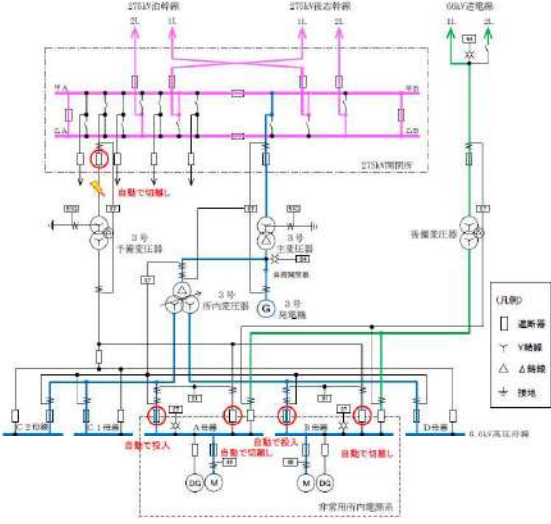
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(3) 予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (比率差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 1.3.1 図のとおり、275kV 送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 1.3.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、比率差動継電器 (87) にて検知する場合も想定している。</p>

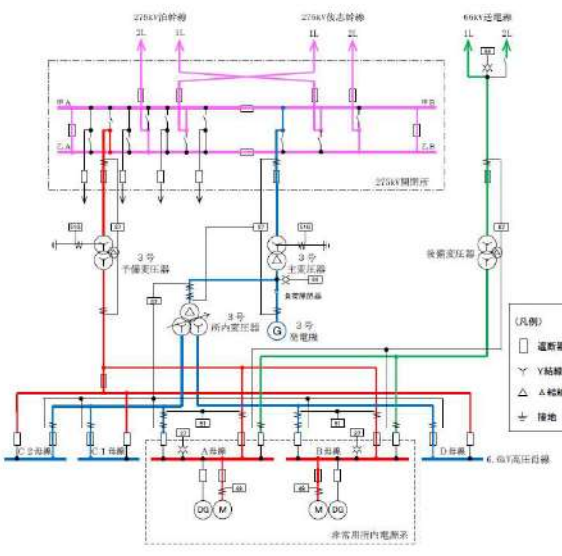
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 1.3.2 図のとおり、予備変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、予備変圧器又は 275kV 母線の比率差動継電器 (87) が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 1.3.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、比率差動継電器 (87) にて検知する場合も想定している。</p>

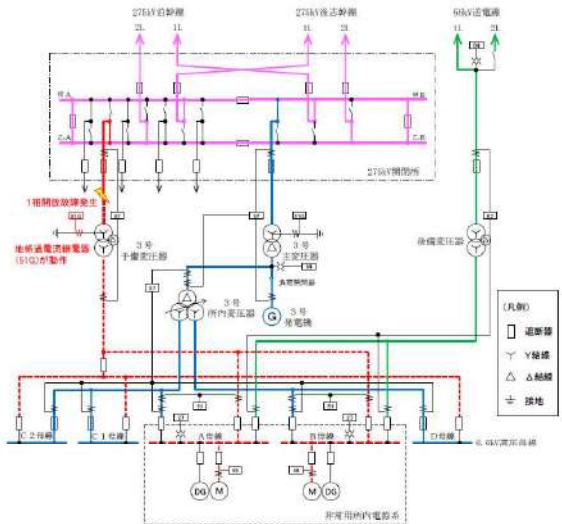
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 1.3.3 図のとおり、予備変圧器又は 275kV 母線の比率差動継電器 (87) の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第 1.3.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、比率差動継電器 (87) にて検知する場合も想定している。</p>

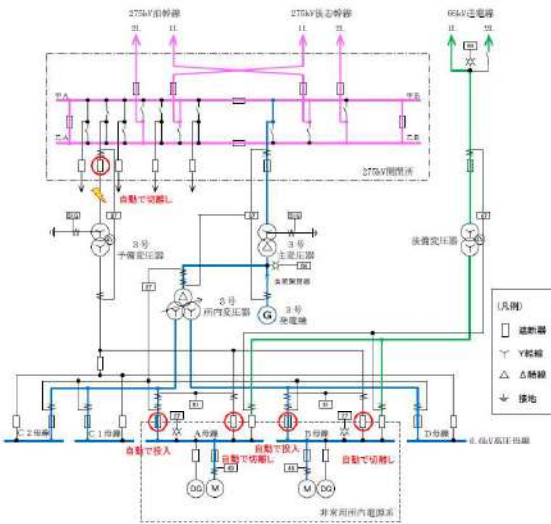
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (地絡過電流継電器 (51G) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態</p> <p>第1.4.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.4.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、地絡過電流継電器 (51G) にて検知する場合も想定している。</p>

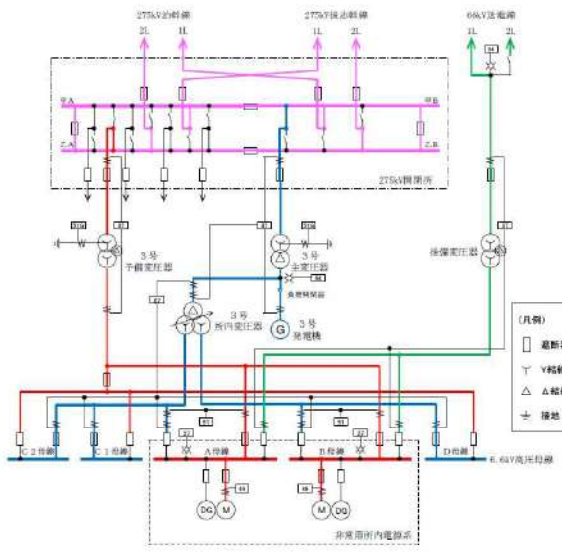
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 1.4.2 図のとおり、予備変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、予備変圧器の地絡過電流継電器 (51G) が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 1.4.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、地絡過電流継電器 (51G) にて検知する場合も想定している。</p>

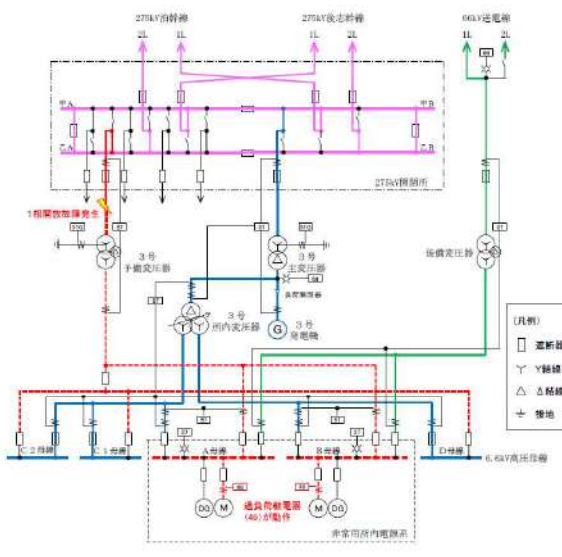
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

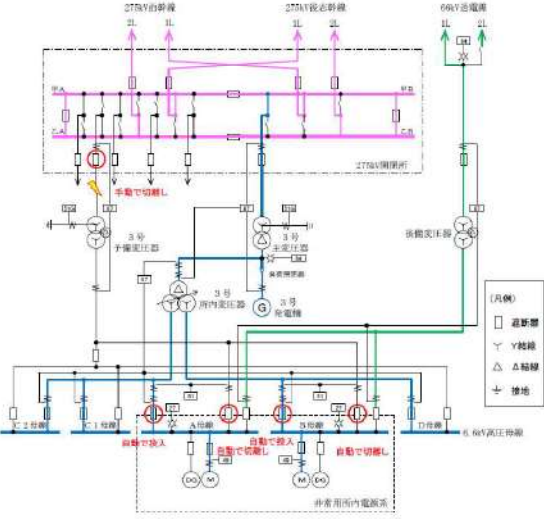
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 1.4.3 図のとおり、予備変圧器の地絡過電流継電器 (51G) の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第 1.4.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、地絡過電流継電器 (51G) にて検知する場合も想定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

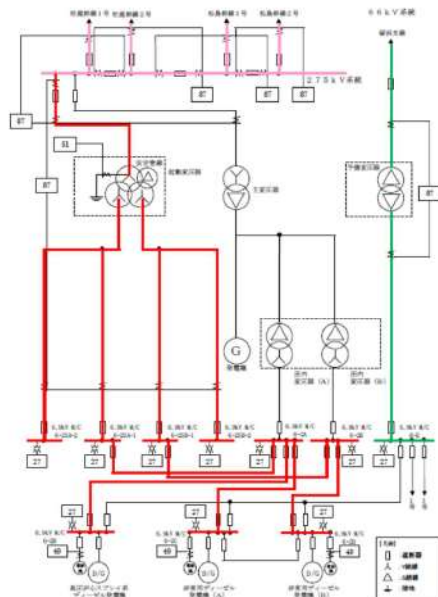
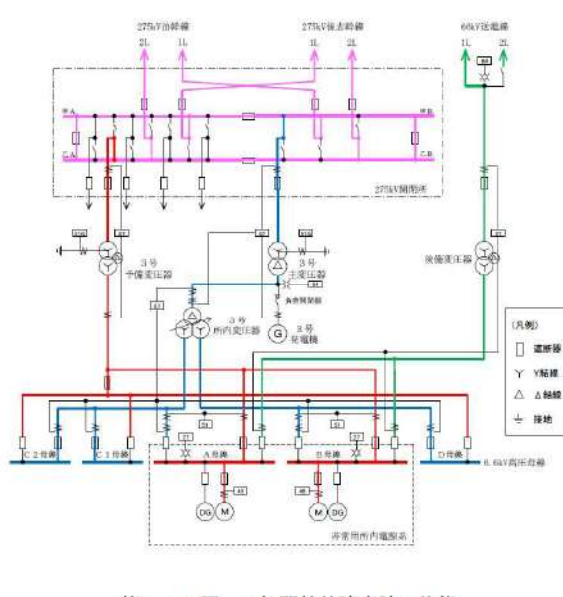
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (過負荷継電器(49)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態</p> <p>第1.5.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第1.5.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、過負荷継電器(49)にて検知する場合も想定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

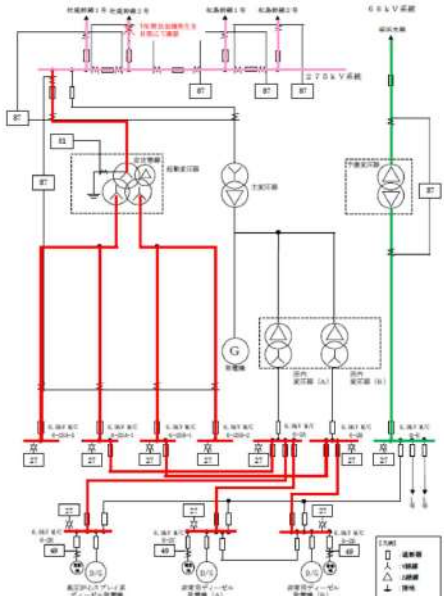
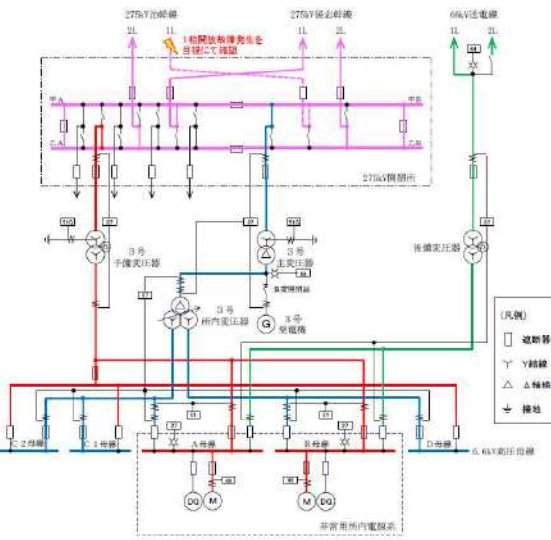
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第1.5.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷継電器(49)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第1.5.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 泊においては予備変圧器1次側で発生する1相開放故障のうち、過負荷継電器(49)にて検知する場合も想定している。</p>

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態 第 1.5.3 図のとおり、運転員の手動操作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第 1.5.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 泊においては予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障のうち、過負荷継電器 (49) にて検知する場合も想定している。</p>

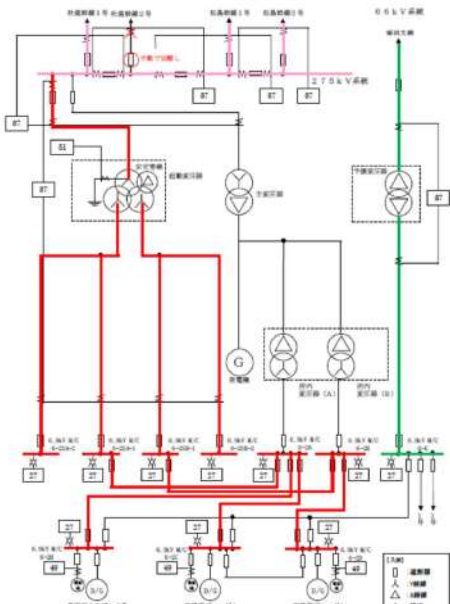
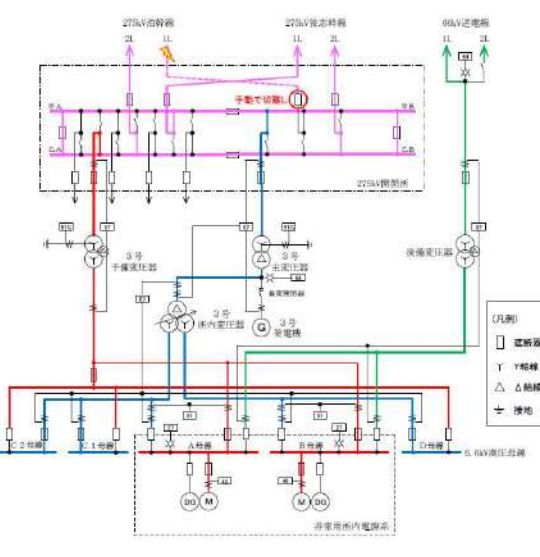
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. プラント停止時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.1-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.1-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>2. プラント停止時 (1) 275kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.1.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

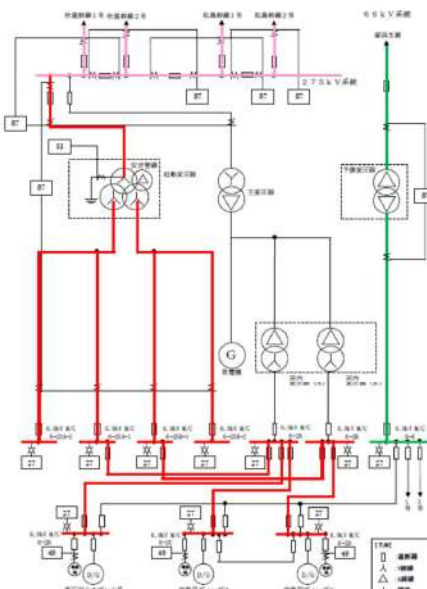
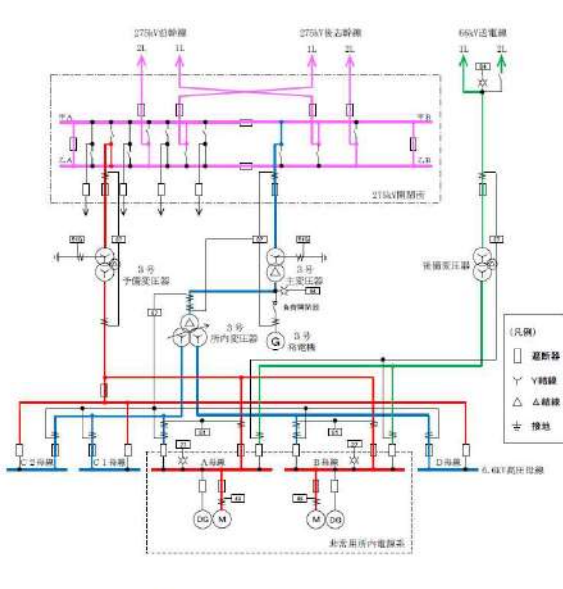
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 2.1-2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 2.1-2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 2.1.2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 2.1.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

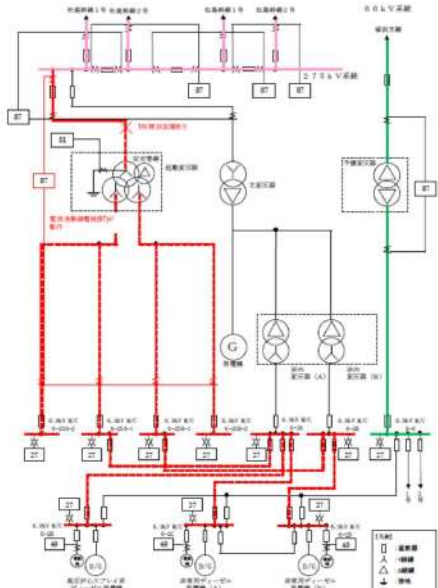
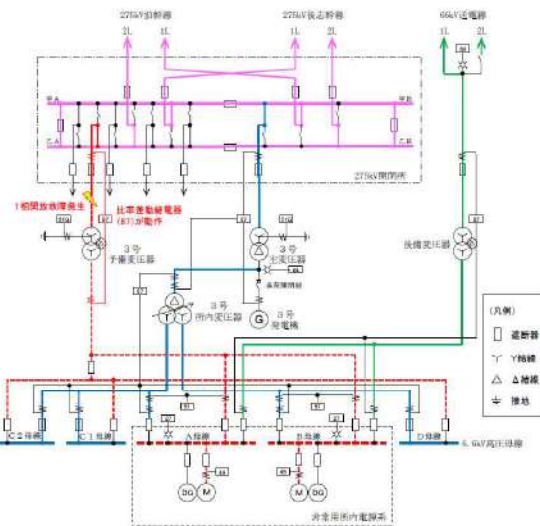
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.1-3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で起動変圧器及び共通用高圧母線へ電源供給を行う。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第2.1-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離すると、残り3回線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を行う。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第2.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器，共通用高圧母線→泊：予備変圧器，非常用高圧母線</p>

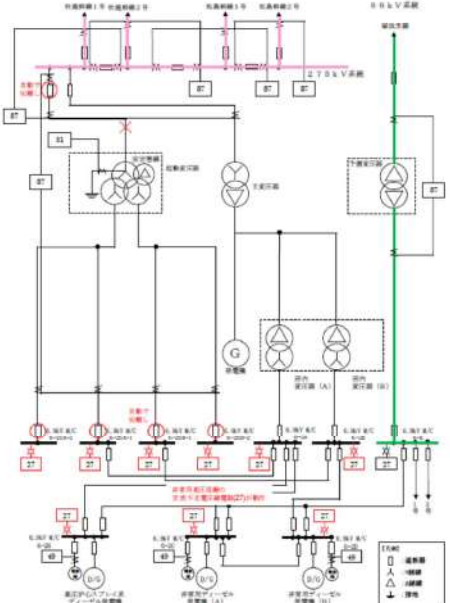
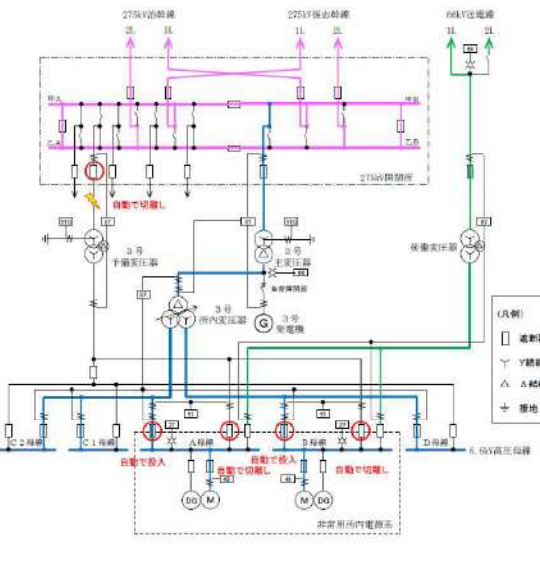
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 起動変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (電流差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 2.2-1 図のとおり、275kV 送電線から起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 2.2-1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>(2) 予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (比率差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 2.2.1 図のとおり、275kV 送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 2.2.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

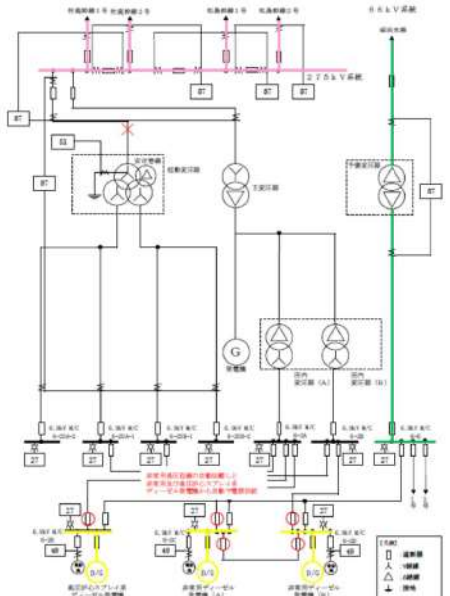
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第2.2-2図のとおり、起動変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、起動変圧器又は275kV母線の電流差動継電器(87)が動作する。このことから運転員は、起動変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.2-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第2.2.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器又は275kV母線の比率差動継電器(87)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：起動変圧器→泊：予備変圧器

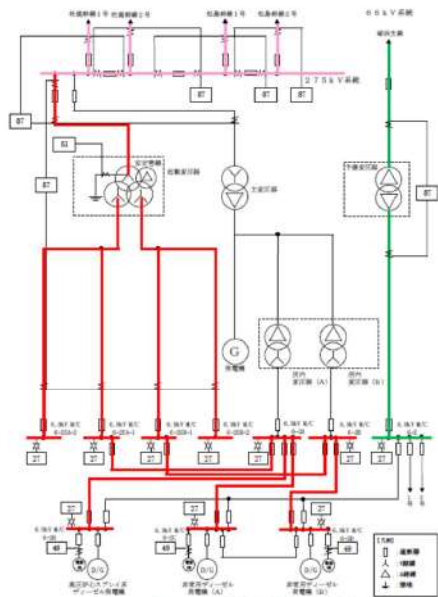
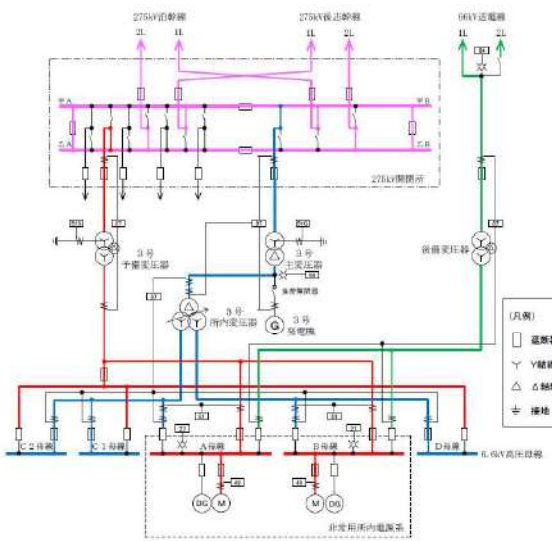
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.2-3図のとおり、電流差動継電器(87)の動作により、起動変圧器を外部電源系から隔離すると、起動変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p>第2.2-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.2.3図のとおり、予備変圧器又は275kV母線の比率差動継電器(87)の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第2.2.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第 2.2-4 図のとおり、交流不足電圧継電器 (27) の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第 2.2-4 図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>		<p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

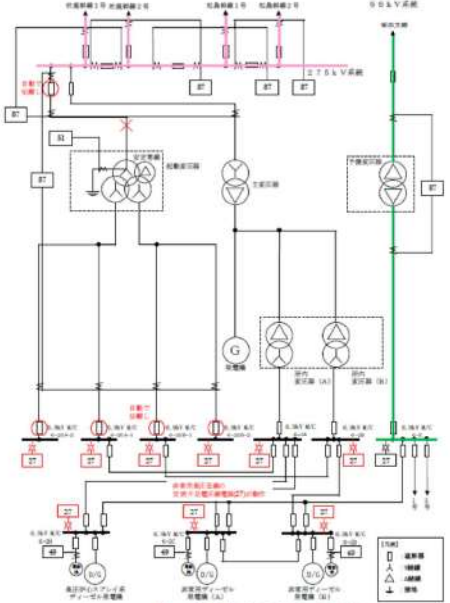
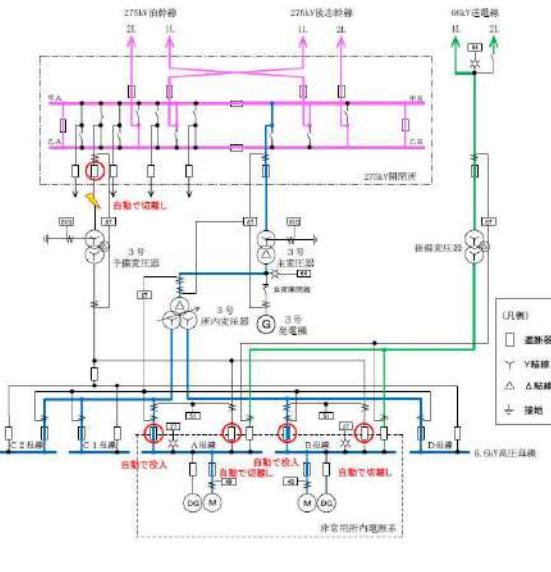
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 起動変圧器1次側で発生する1相開放故障 (中性点過電流継電器 (51) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.3-1図のとおり、275kV送電線から起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.3-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(3) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (地絡過電流継電器 (51G) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第2.3.1図のとおり、275kV送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第2.3.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：中性点過電流継電器→泊：地絡過電流継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

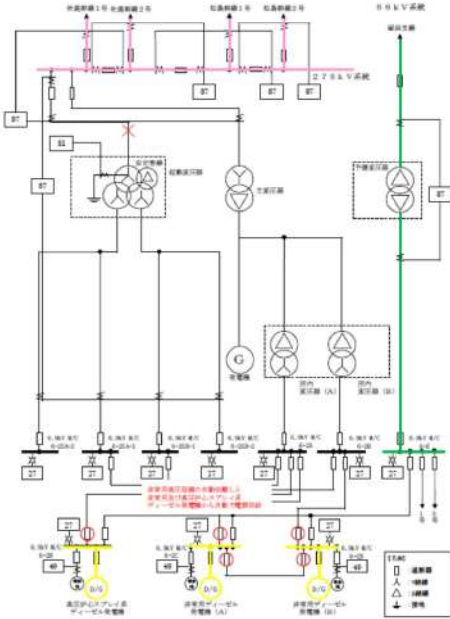
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第2.3-2図のとおり、起動変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、起動変圧器の中性点過電流継電器 (51)が動作する。このことから運転員は、起動変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第2.3-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第2.3.2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器の地絡過電流継電器 (51G)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p> <p>第2.3.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：中性点過電流継電器→泊：地絡過電流継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

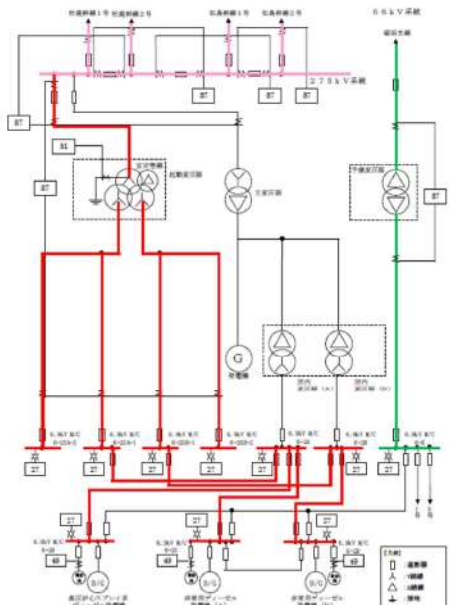
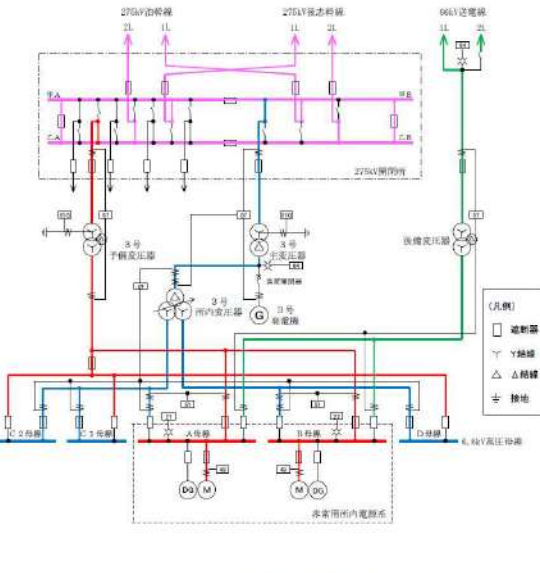
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.3-3図のとおり、中性点過電流継電器(51)の動作により、起動変圧器を外部電源系から隔離すると、起動変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p>第2.3-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.3.3図のとおり、予備変圧器の地絡過電流継電器(51G)の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第2.3.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：中性点過電流継電器→泊：地絡過電流継電器</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

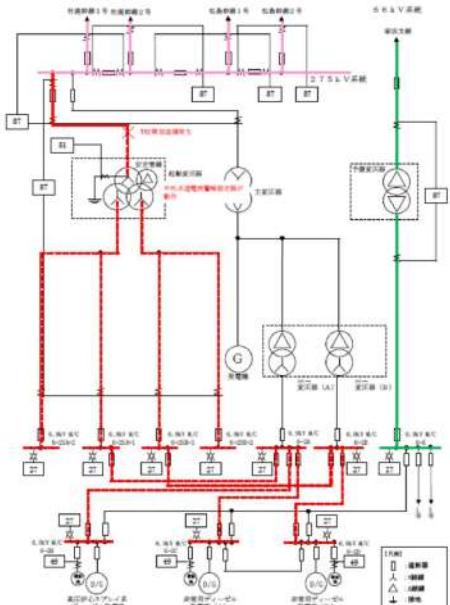
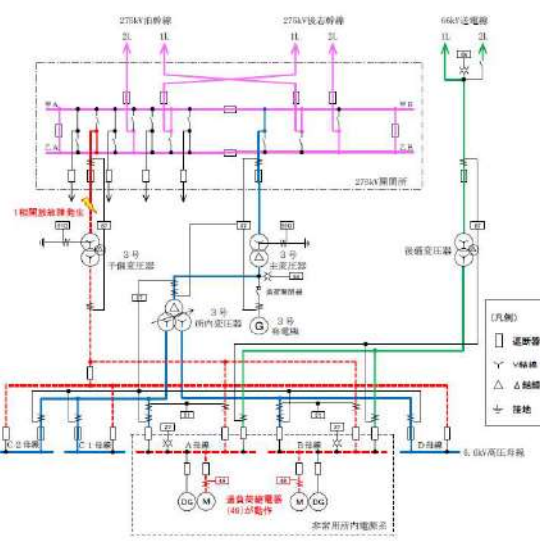
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第2.3-4図のとおり、交流不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第2.3-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>		<p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

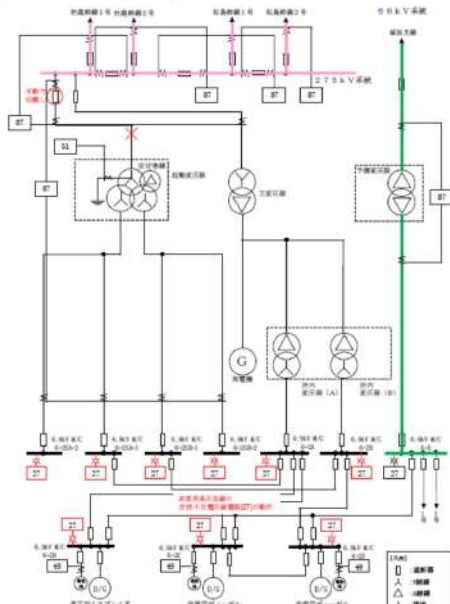
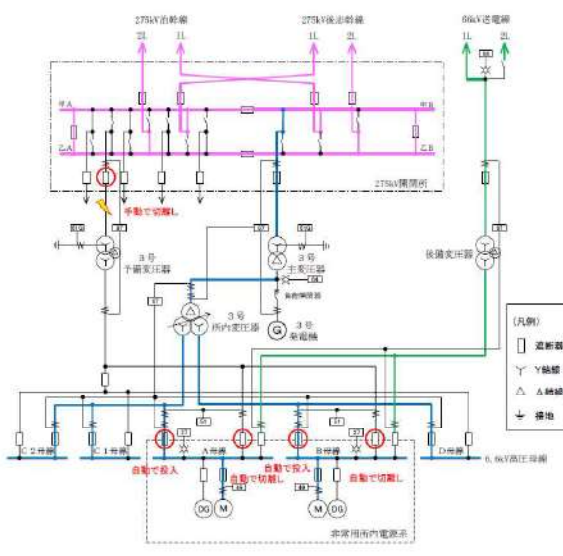
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(4) 起動変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (中性点過電流警報設定器にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 2.4-1 図のとおり、275kV 送電線から起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 2.4-1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>(4) 予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (過負荷継電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 2.4.1 図のとおり、275kV 送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 2.4.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

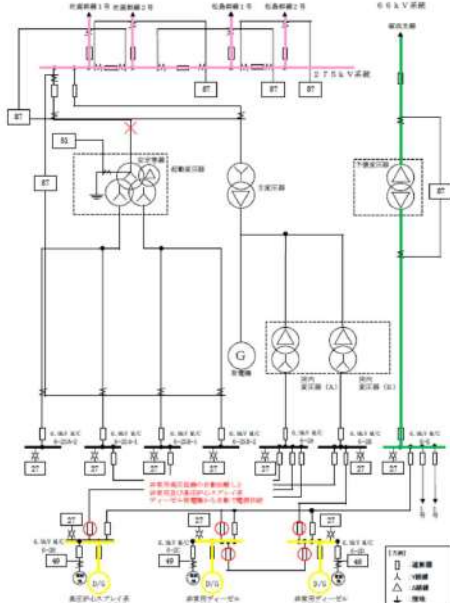
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 2.4-2 図のとおり、起動変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、起動変圧器の中性点過電流警報設定器が動作する。このことから運転員は、起動変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 2.4-2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 2.4.2 図のとおり、予備変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、予備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷継電器 (49)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 2.4.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

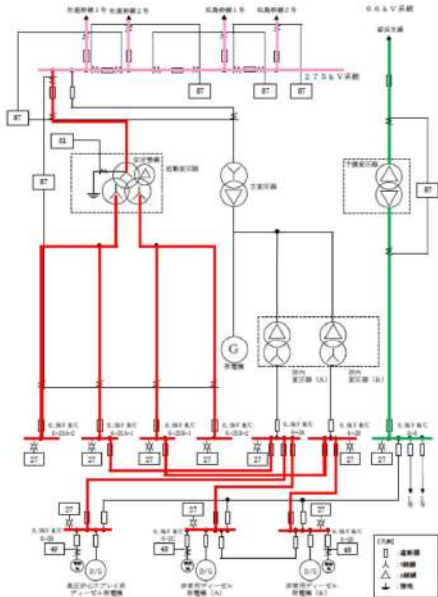
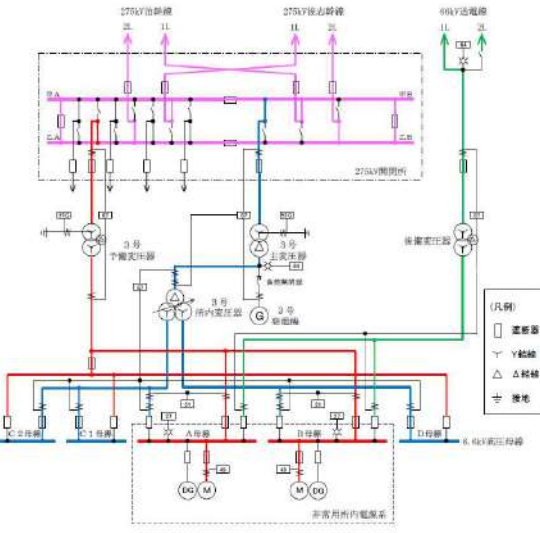
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.4-3図のとおり、運転員の手動操作により、起動変圧器を外部電源系から隔離すると、起動変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p>第2.4-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第2.4.3図のとおり、運転員の手動操作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。</p>  <p>第2.4.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

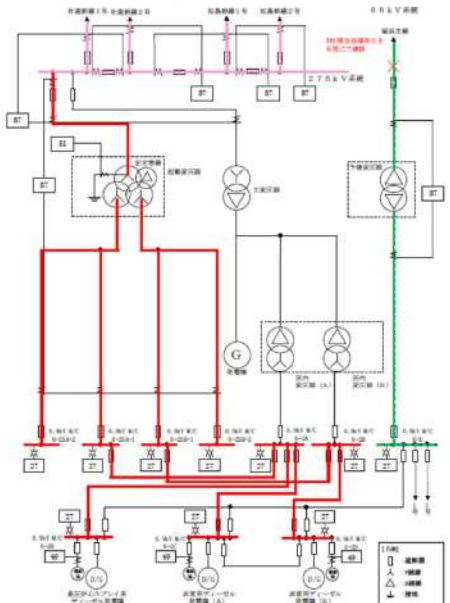
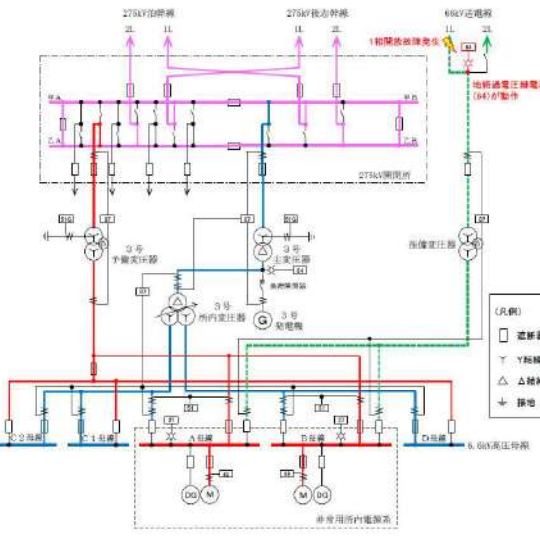
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第2.4-4図のとおり、交流不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第2.4-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>		<p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

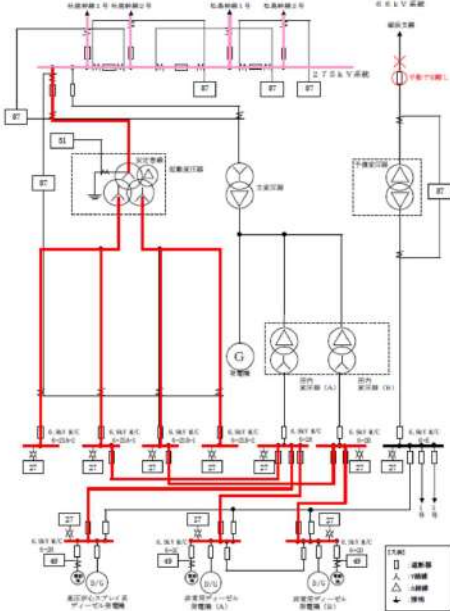
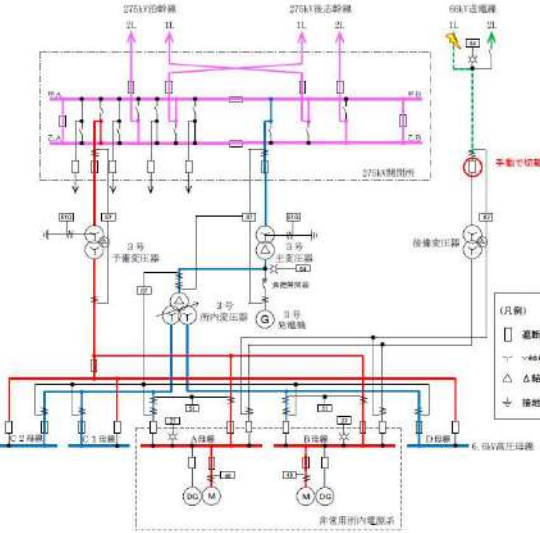
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(5) 66 kV 送電線で発生する 1 相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 2.5-1 図のとおり、275kV 送電線から起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 2.5-1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>(5) 66kV 送電線で発生する 1 相開放故障 (地絡過電圧継電器 (64) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 2.5.1 図のとおり、275kV 送電線から予備変圧器、主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 2.5.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視点検→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、共通用高圧母線、常用高圧母線、非常用高圧母線→泊：予備変圧器、主変圧器、所内変圧器、非常用高圧母線</p>

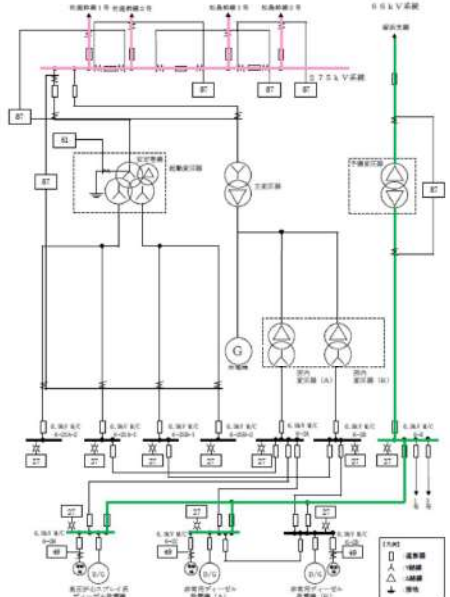
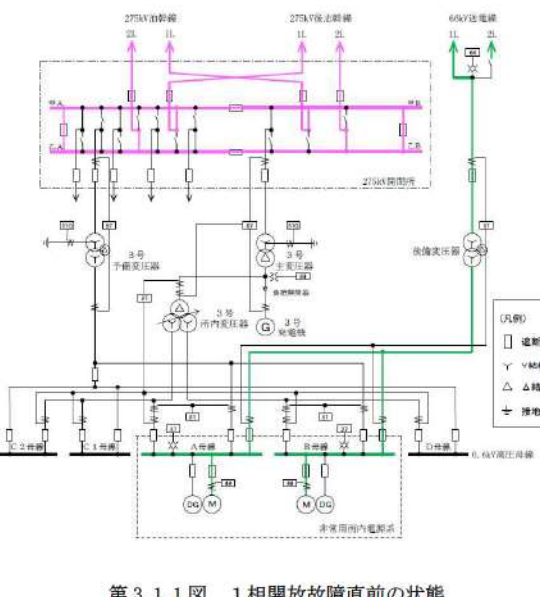
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態 第2.5-2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.5-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態 第2.5.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧継電器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第2.5.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p>

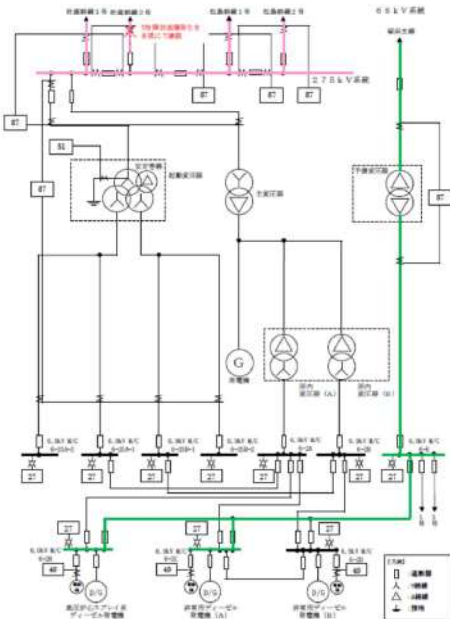
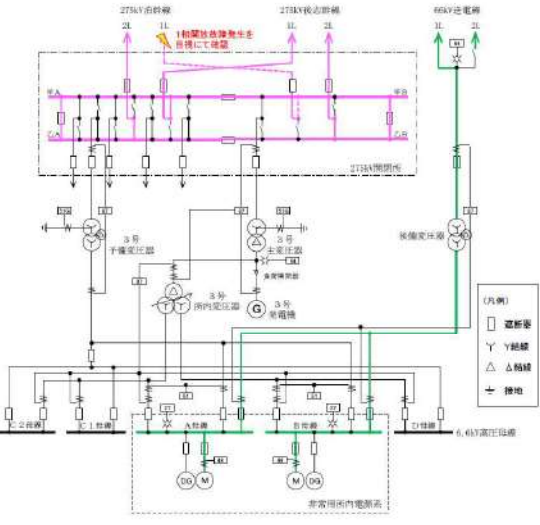
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 2.5-3 図のとおり、運転員の手動操作により、66kV 送電線を外部電源系から隔離する。275kV 送電線で起動変圧器及び共通用高圧母線へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第 2.5-3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 2.5.3 図のとおり、運転員の手動操作により、66kV 送電線を外部電源系から隔離する。275kV 送電線で予備変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第 2.5.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器→泊：予備変圧器</p>

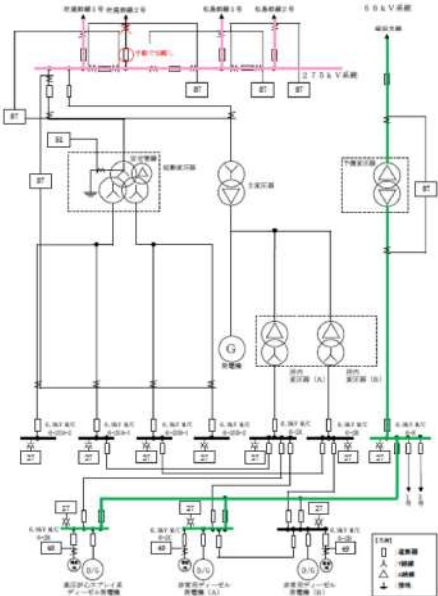
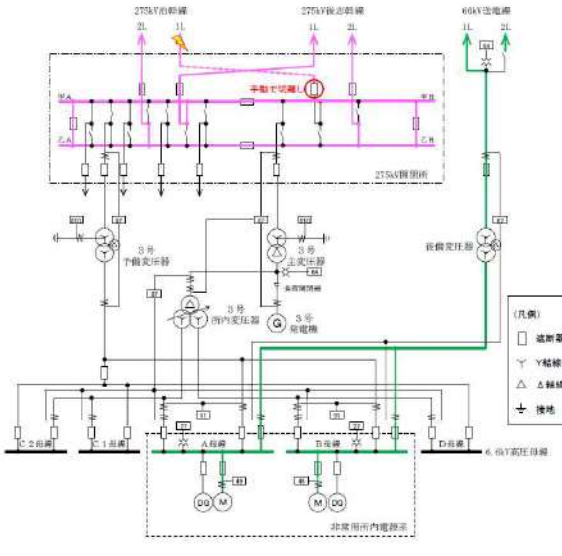
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 予備変圧器による電源供給時 (1) 275kV 送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.1-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.1-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>3. 後備変圧器による電源供給時 (1) 275kV 送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.1.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.1.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

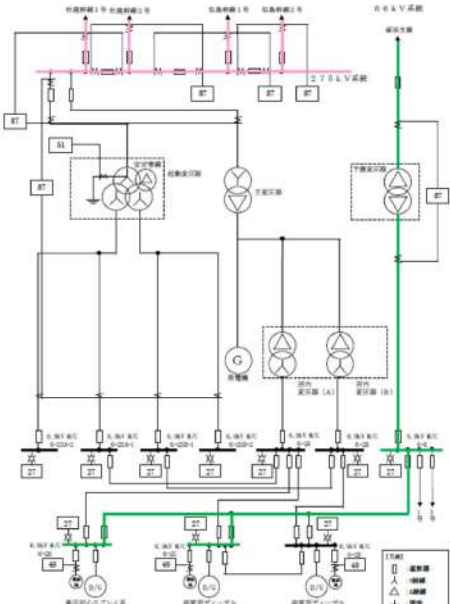
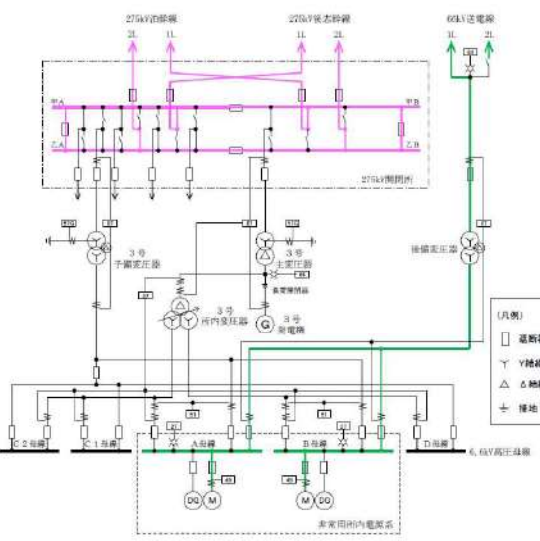
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 3.1-2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 3.1-2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 3.1.2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 3.1.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

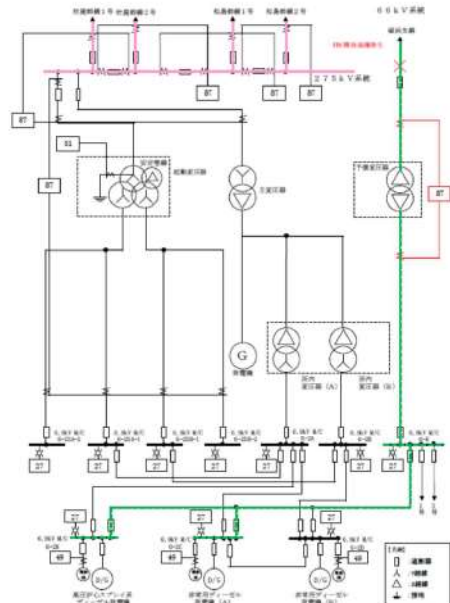
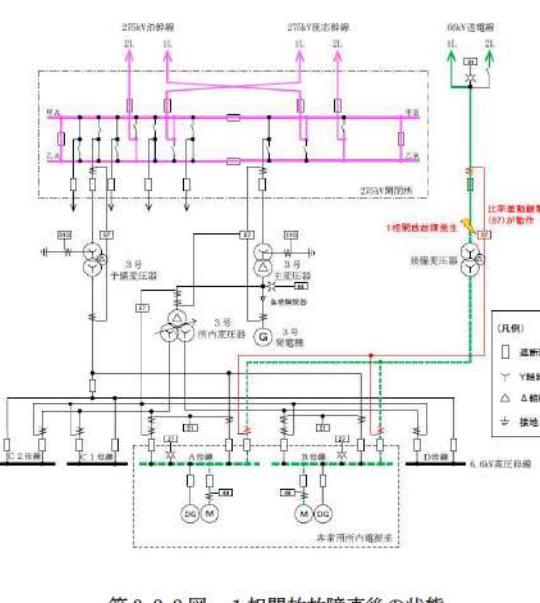
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.1-3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離する。残り3回線で275kV系統へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第3.1-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.1.3図のとおり、運転員の手動操作により、275kV送電線1回線を外部電源系から隔離する。残り3回線で275kV系統へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第3.1.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

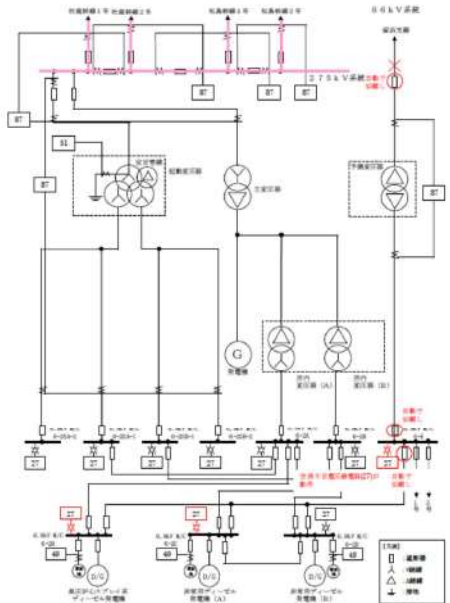
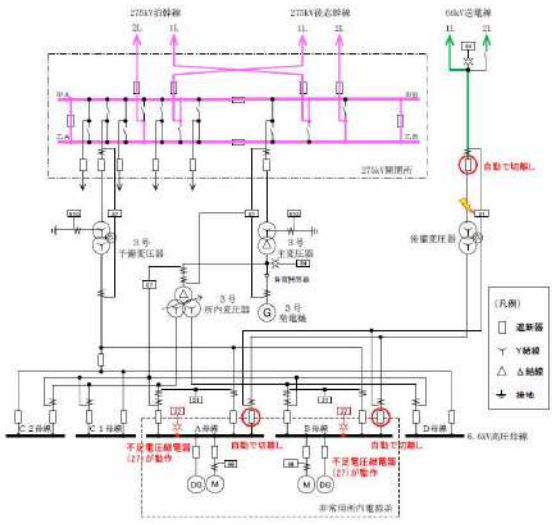
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (電流差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.2-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.2-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(2) 後備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (比率差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.2.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.2.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

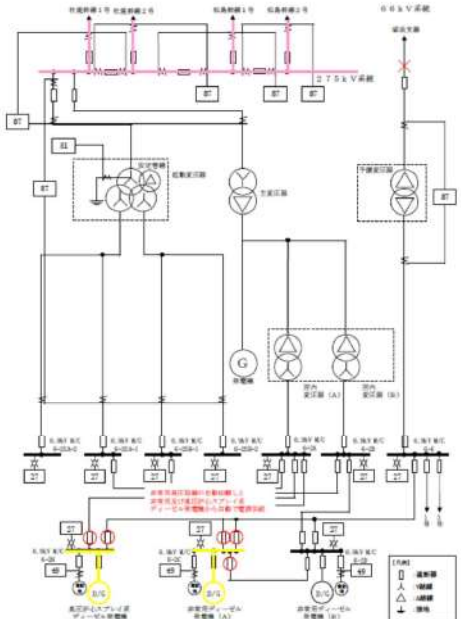
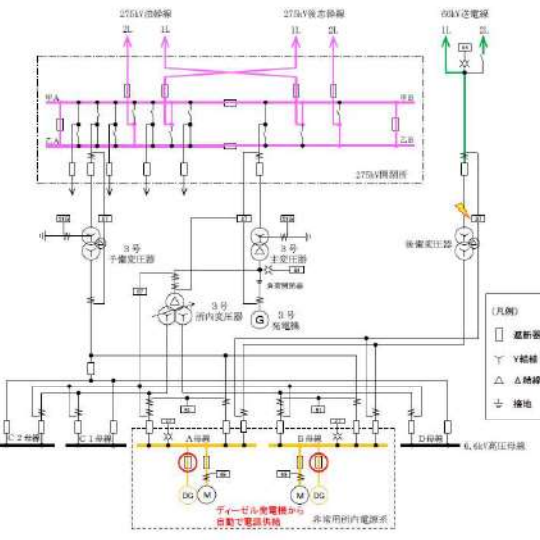
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第3.2-2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、電流差動継電器 (87)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.2-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第3.2.2図のとおり、後備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、後備変圧器の比率差動継電器 (87)が動作する。このことから運転員は、後備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.2.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：電流差動継電器→泊：比率差動継電器 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器

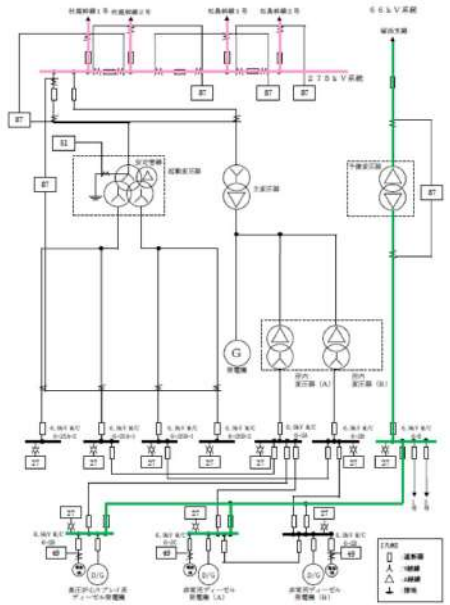
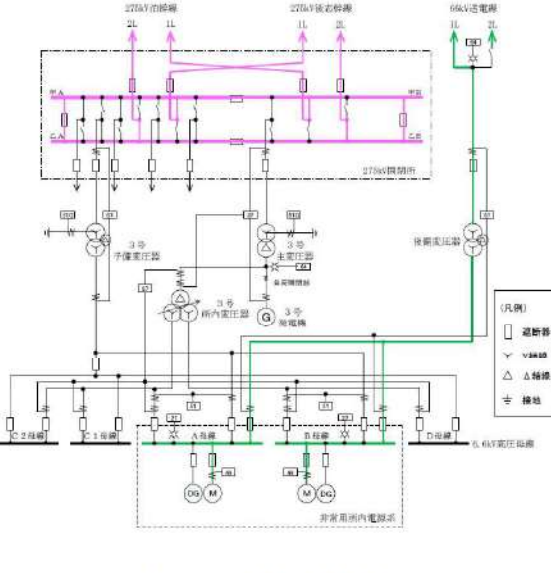
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.2-3図のとおり、電流差動継電器(87)の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p>第3.2-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.2.3図のとおり、後備変圧器の比率差動継電器(87)の動作により、後備変圧器を外部電源系から隔離すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p>第3.2.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：電流差動継電器、交流不足電圧継電器→泊：比率差動継電器、不足電圧継電器 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：予備変圧器→泊：後備変圧器

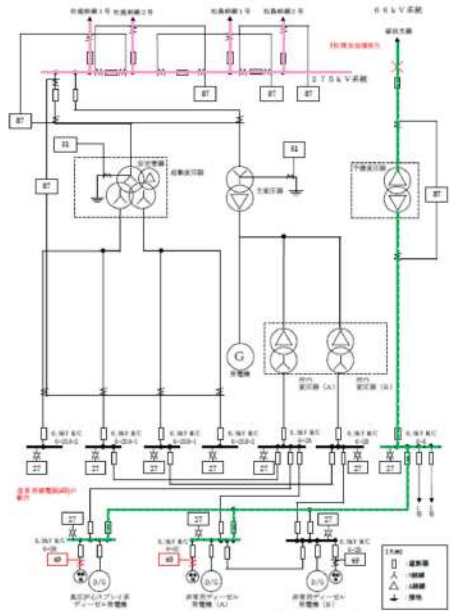
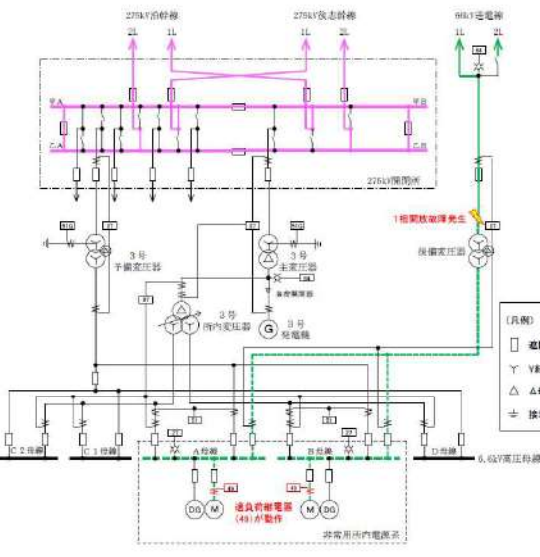
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.2-4図のとおり、交流不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.2-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.2.4図のとおり、不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.2.4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

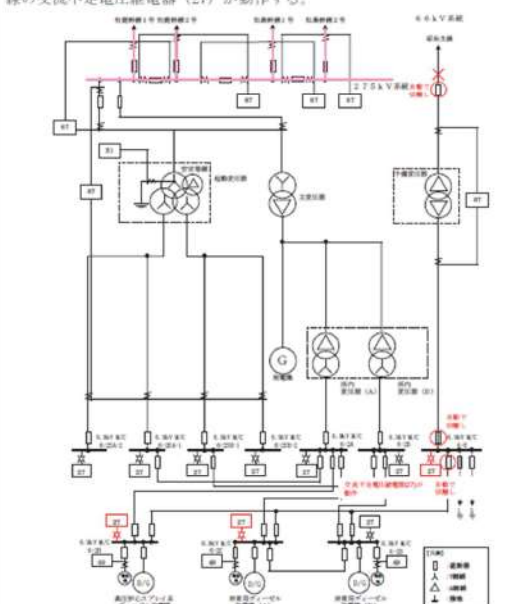
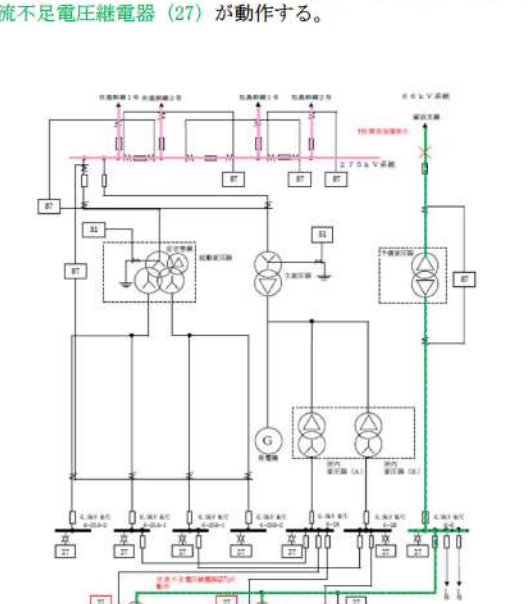
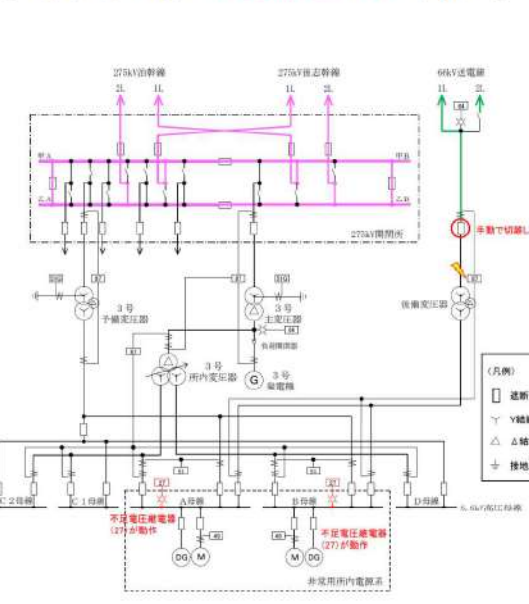
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 予備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (過負荷継電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.3-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.3-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(3) 後備変圧器1次側で発生する1相開放故障 (過負荷継電器 (49) にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.3.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.3.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

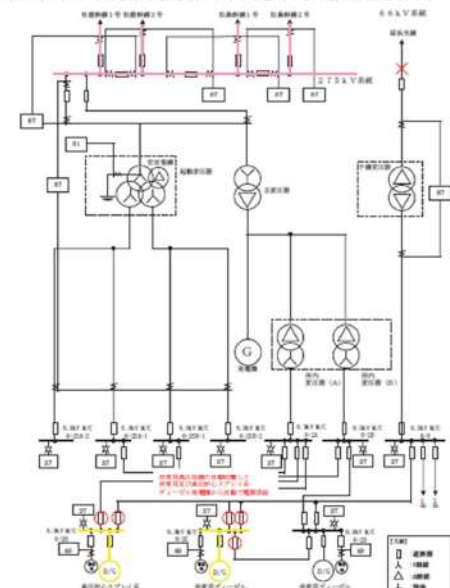
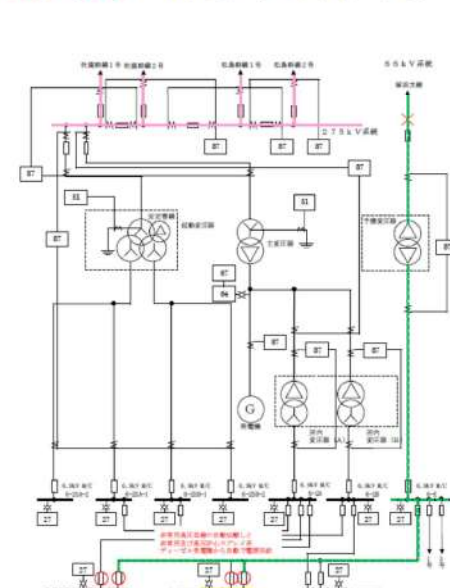
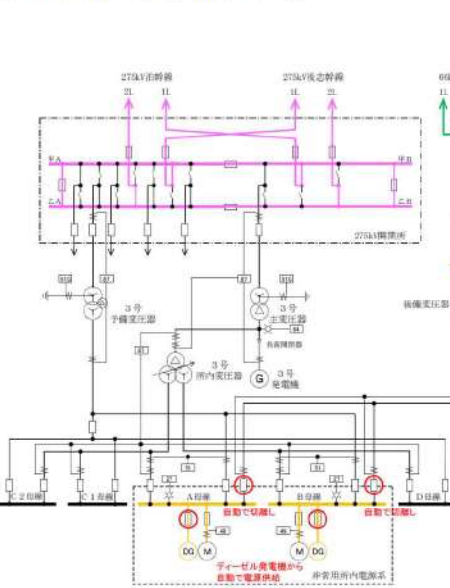
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第3.3-2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷継電器(49)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.3-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第3.3.2図のとおり、後備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、後備変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷継電器(49)が動作する。このことから運転員は、後備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.3.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

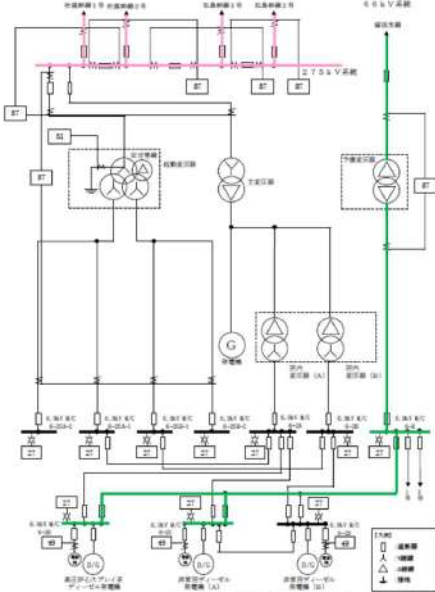
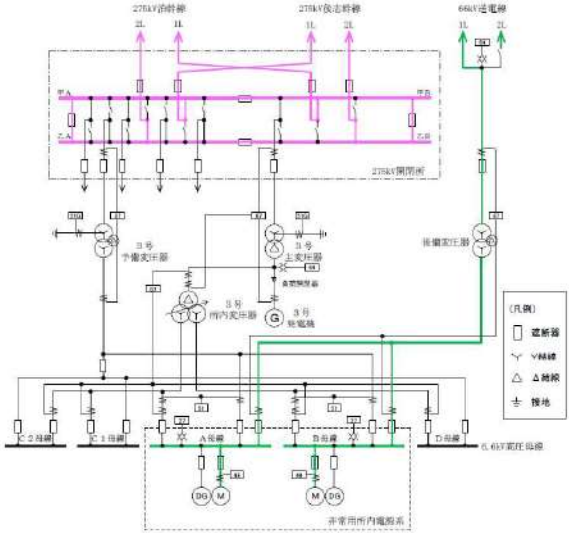
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 女川2号炉</p> <p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.2-3図のとおり、電流差動継電器(87)の動作により、予備変圧器を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p style="text-align: center;">第3.2-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.3-3図のとおり、運転員の手動操作により、過負荷継電器(49)が動作した非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p style="text-align: center;">第3.3-3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第3.3.3図のとおり、運転員の手動操作により、後備変圧器を外部電源系から隔離すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p style="text-align: center;">第3.3.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は運転員の手動操作により、過負荷継電器(49)が動作した非常用高圧母線の遮断器を切り離すことで故障箇所を隔離する運用としている。 泊は運転員の手動操作により、後備変圧器1次側の遮断器を切り離すことで故障箇所を隔離する運用としている。 <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：予備変圧器→泊：後備変圧器

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

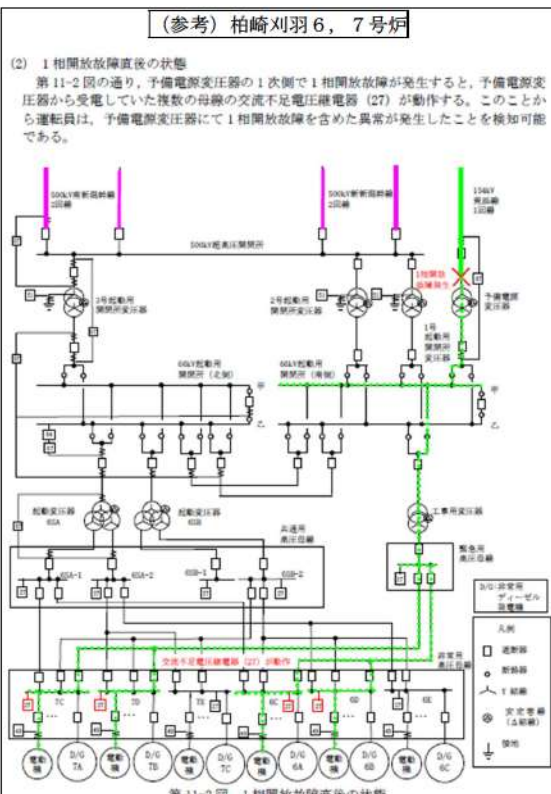
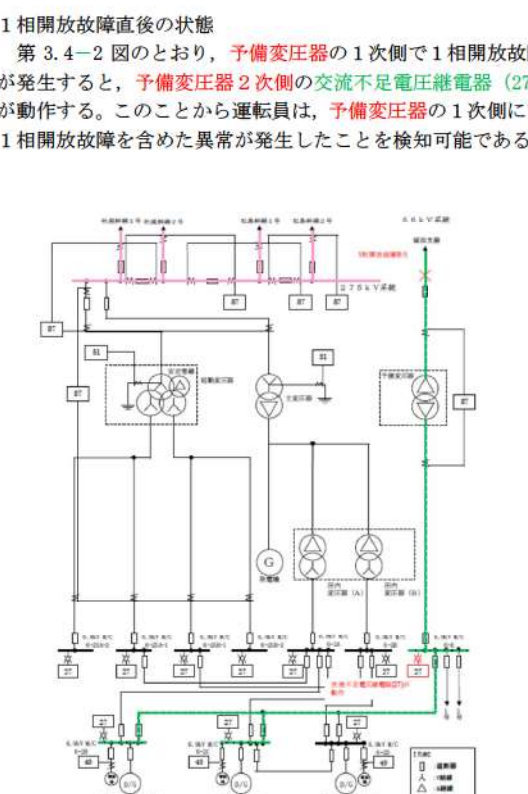
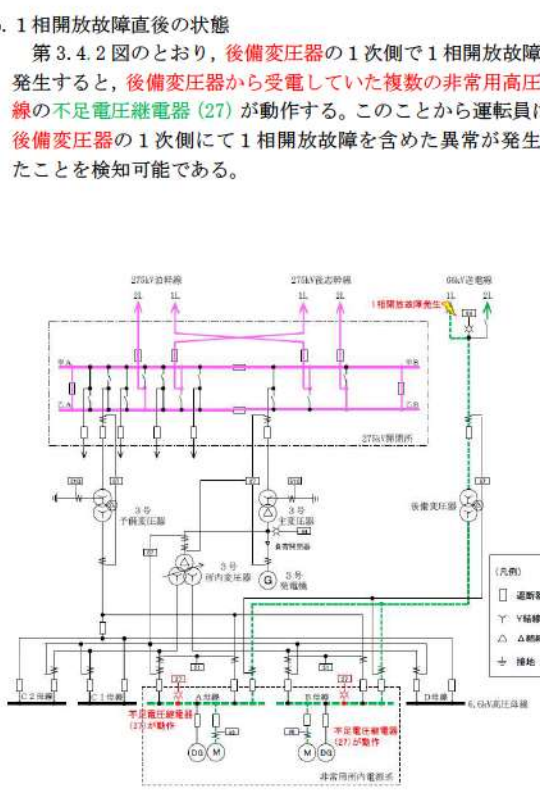
第33条 保安電源設備 (別紙)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>(参考) 女川2号炉</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.2-4図のとおり、交流不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.2-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.3-4図のとおり、交流不足電圧継電器(27)の動作により、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.3-4図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.3.4図のとおり、不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.3.4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器 <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は運転員の手動操作により、過負荷継電器(49)が動作した非常用高圧母線の遮断器を切り離すことで、非常用高圧母線の交流不足電圧継電器(27)が動作し、D/Gが自動起動する。 ・泊は運転員の手動操作により、後備変圧器1次側の遮断器を切り離すことで、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作し、非常用高圧母線の遮断器を自動で切離し、D/Gが自動起動する。 <p>【女川】 設備名称の相違(D/G)</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：故障箇所→泊：非常用高圧母線

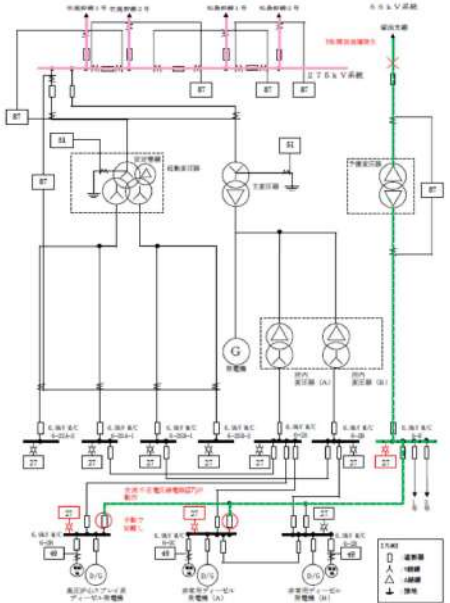
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(4) 予備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (交流不足電圧継電器 (27) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 3.4-1 図のとおり、66kV 送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 3.4-1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>(4) 後備変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (不足電圧継電器 (27) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態 第 3.4.1 図のとおり、66kV 送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 3.4.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

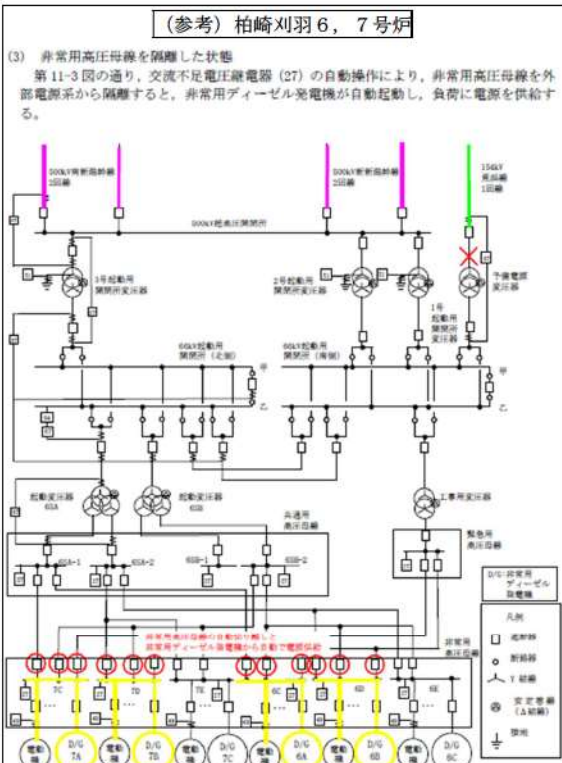
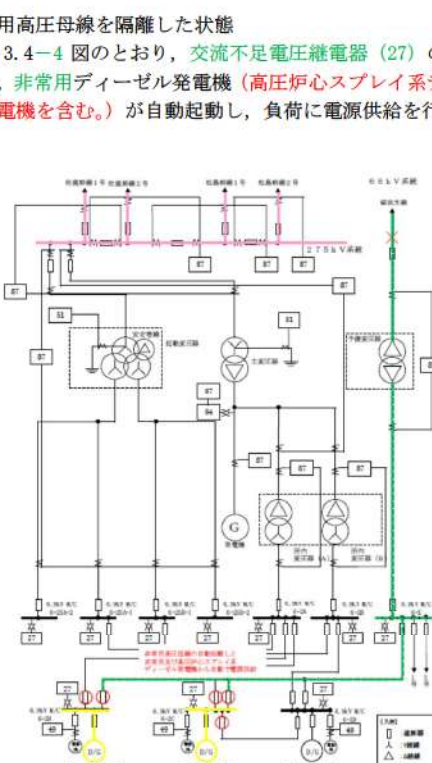
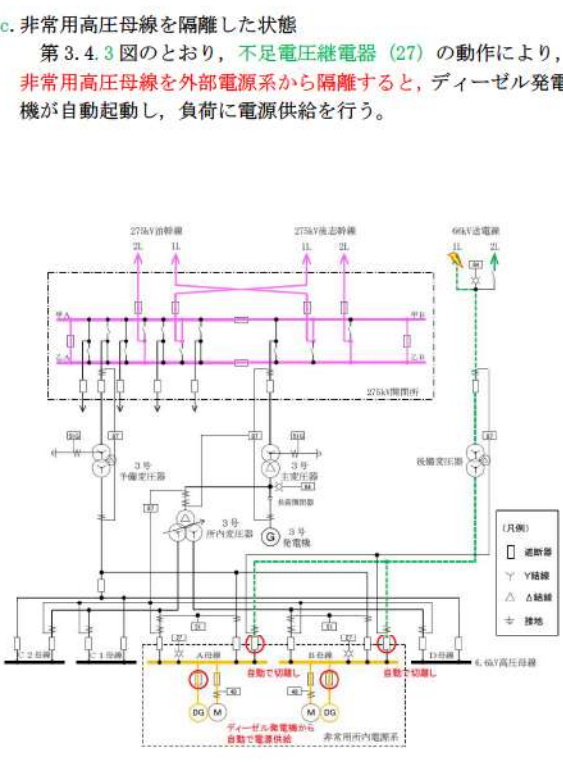
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p> <p>(参考) 柏崎刈羽6, 7号炉</p> <p>(2) 1相開放故障直後の状態</p> <p>第11-2図の通り、予備電源変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備電源変圧器から受電していた複数の母線の交流不足電圧継電器(27)が動作する。このことから運転員は、予備電源変圧器にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第11-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.4-2図のとおり、予備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、予備変圧器2次側の交流不足電圧継電器(27)が動作する。このことから運転員は、予備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.4-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第3.4.2図のとおり、後備変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作する。このことから運転員は、後備変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.4.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は予備変圧器2次側の交流不足電圧継電器(27)が動作すると、非常用高圧母線を手動で切り離して非常用ディーゼル発電機から電源供給を行う。 泊は柏崎と同様に非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作すると、非常用高圧母線を自動で切り離してディーゼル発電機尾から電源供給を行う設計とする。 <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：予備変圧器→泊：後備変圧器

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

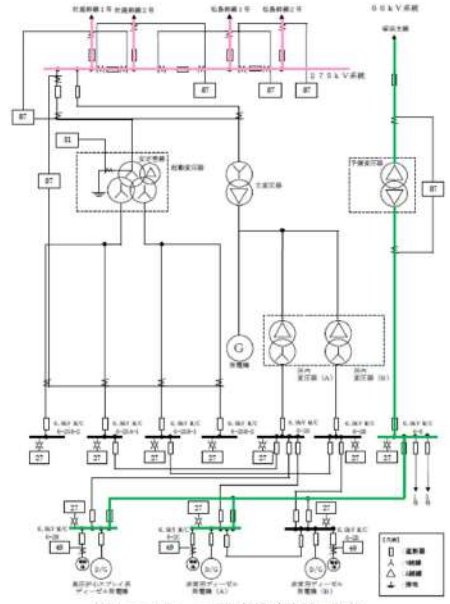
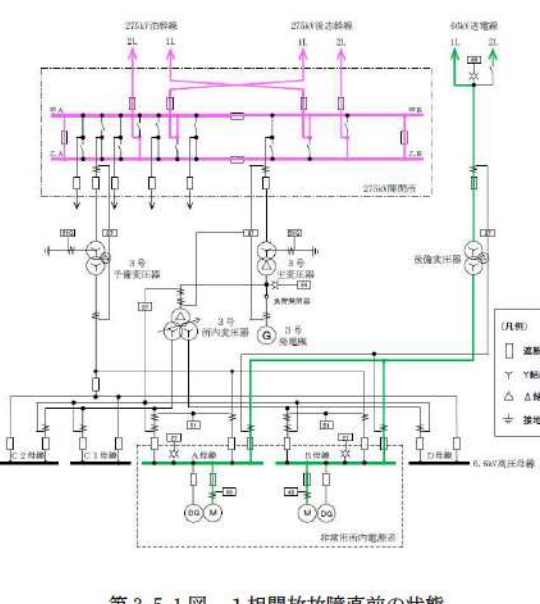
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 3.4-3 図のとおり、運転員の手動操作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器 (27) が動作する。</p>  <p>第 3.4-3 図 故障箇所を隔離した状態</p>		<p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

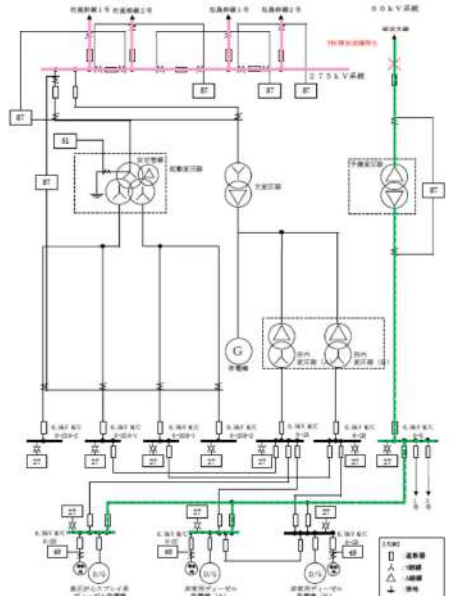
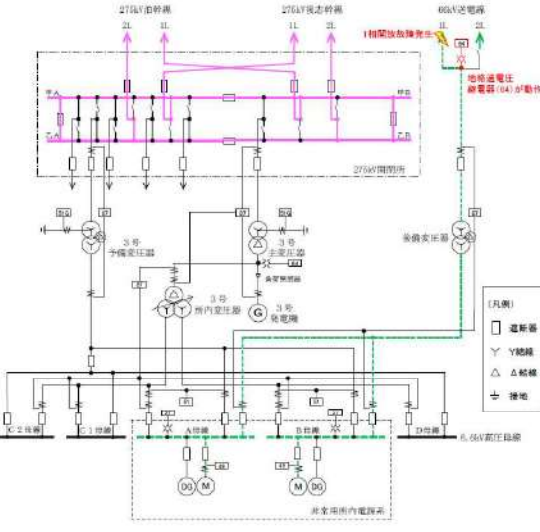
第33条 保安電源設備 (別紙)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>(参考) 柏崎刈羽6, 7号炉</p> <p>(3) 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第11-3図の通り、交流不足電圧継電器(27)の自動操作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、負荷に電源を供給する。</p>  <p>第11-3図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.4-4図のとおり、交流不足電圧継電器(27)の動作により、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動し、負荷に電源供給を行う。</p>  <p>第3.4-4図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>c. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.4.3図のとおり、不足電圧継電器(27)の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、負荷に電源供給を行う。</p>  <p>第3.4.3図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川: 交流不足電圧継電器→泊: 不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 ・女川は予備高圧母線の交流不足電圧継電器(27)で1相開放故障を検知し、運転員の手動操作により、非常用高圧母線の遮断器を切り離すことで、D/Gが自動起動する運用としている。 ・泊は非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)で1相開放故障を検知し、非常用高圧母線の遮断器を自動で切り離すことで、D/Gが自動起動する運用としている。</p> <p>【女川】 設備名称の相違(D/G)</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川: 故障箇所→泊: 非常用高圧母線</p>

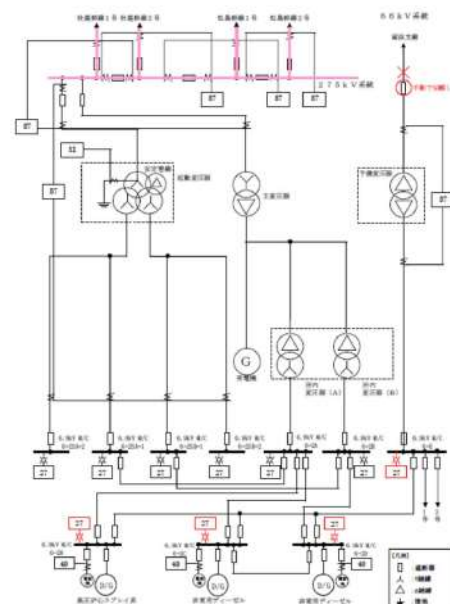
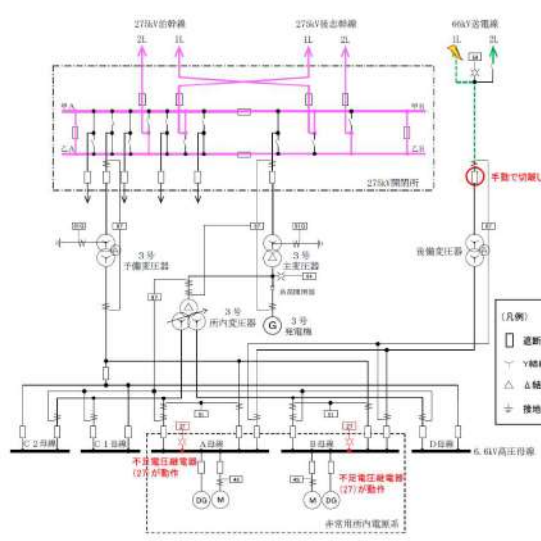
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.5-1図のとおり、66kV送電線から予備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.5-1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>(5) 66kV送電線で発生する1相開放故障 (地絡過電圧継電器(64)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態 第3.5.1図のとおり、66kV送電線から後備変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第3.5.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視点検→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：予備変圧器→泊：後備変圧器</p>

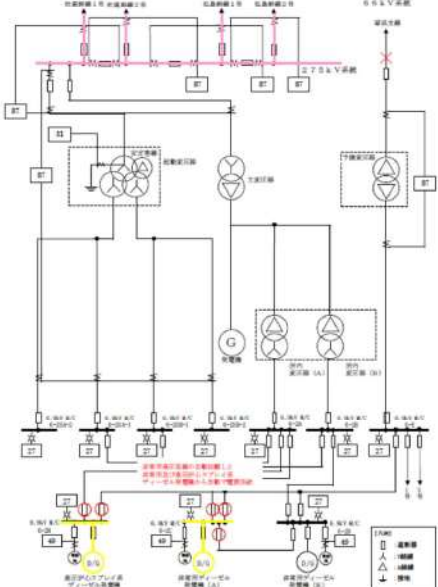
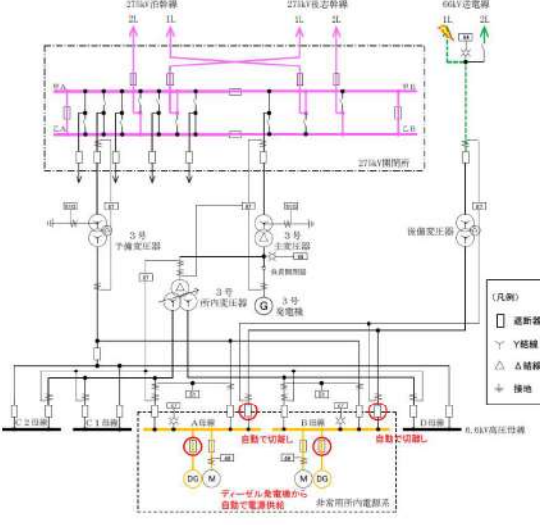
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第3.5-2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.5-2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第3.5.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧継電器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第3.5.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p>

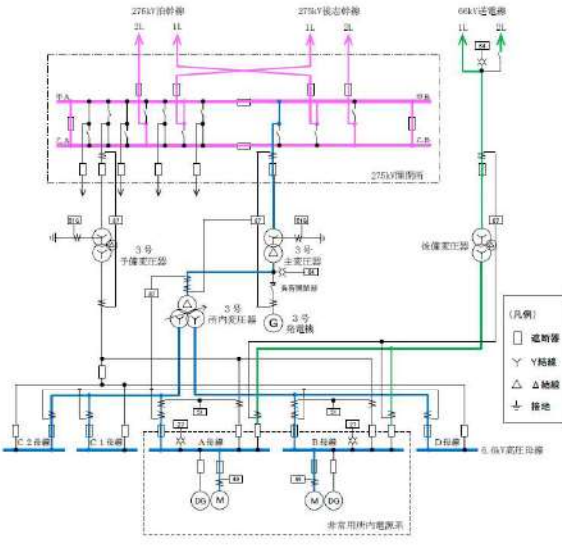
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 3.5-3 図のとおり、運転員の手動操作により、66kV 送電線を外部電源系から隔離すると、予備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の交流不足電圧継電器 (27) が動作する。</p>  <p>第 3.5-3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 3.5.3 図のとおり、運転員の手動操作により、66kV 送電線を外部電源系から隔離すると、後備変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器 (27) が動作する。</p>  <p>第 3.5.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：目視確認→泊：保護継電器で検知</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p>

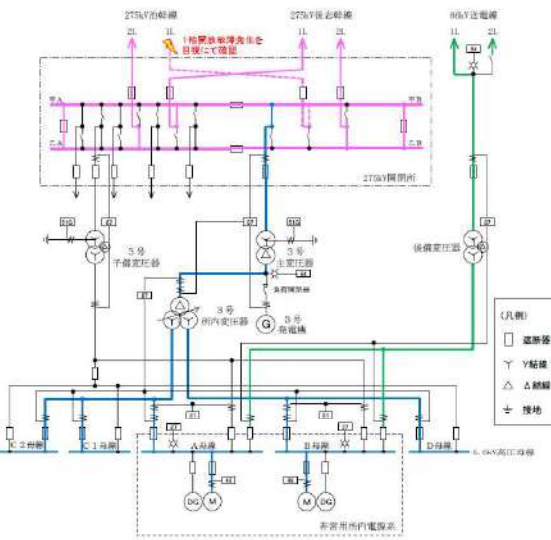
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.5-4図のとおり、交流不足電圧継電器 (27) の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。) が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.5-4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第3.5.4図のとおり、不足電圧継電器 (27) の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第3.5.4図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>

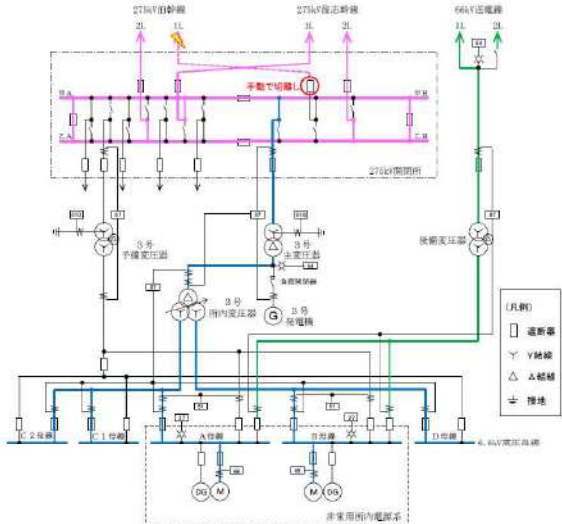
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>4. 所内変圧器による電源供給時</p> <p>(1) 275kV 送電線で発生する 1 相開放故障 (目視点検)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4. 1. 1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 4. 1. 1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 4.1.2 図のとおり、275kV 送電線の 1 回線で 1 相開放故障が発生すると、故障部位を目視で確認できる。このことから運転員は、275kV 送電線の 1 回線にて 1 相開放故障が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 4.1.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

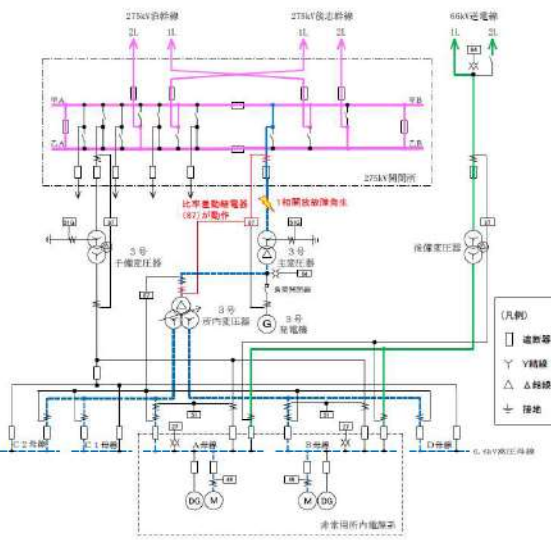
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.1.3 図のとおり、運転員の手動操作により、275kV 送電線 1 回線を外部電源系から隔離すると、残り 3 回線で主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を行う。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第 4.1.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

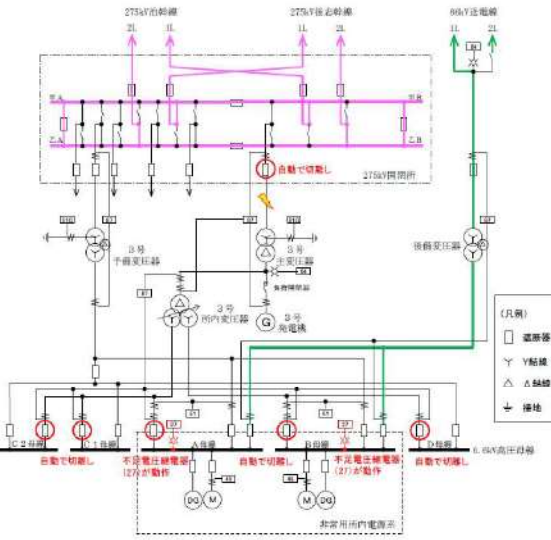
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(2) 主変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (比率差動継電器 (87) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4.2.1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p> <p>第 4.2.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

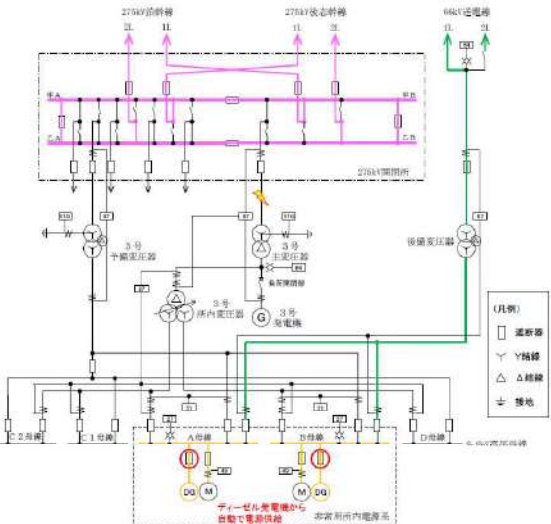
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 4.2.2 図のとおり、主変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、主変圧器又は 275kV 母線の比率差動継電器 (87) が動作する。このことから運転員は、主変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 4.2.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

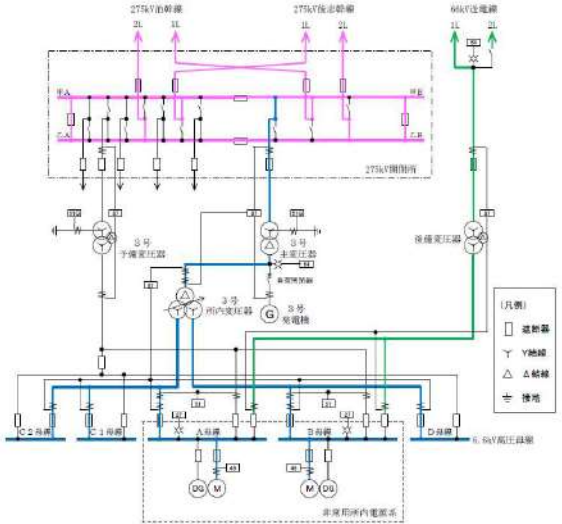
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第4.2.3図のとおり、主変圧器又は275kV母線の比率差動継電器(87)の動作により、主変圧器を外部電源系から隔離すると、主変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作する。</p>  <p>第4.2.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

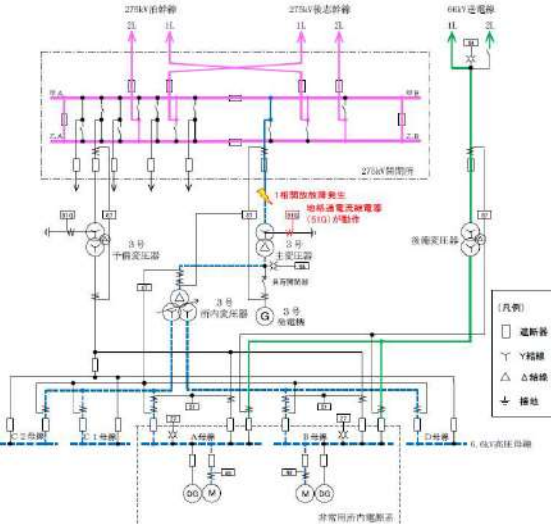
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第 4.2.4 図のとおり、不足電圧継電器 (27) の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第 4.2.4 図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

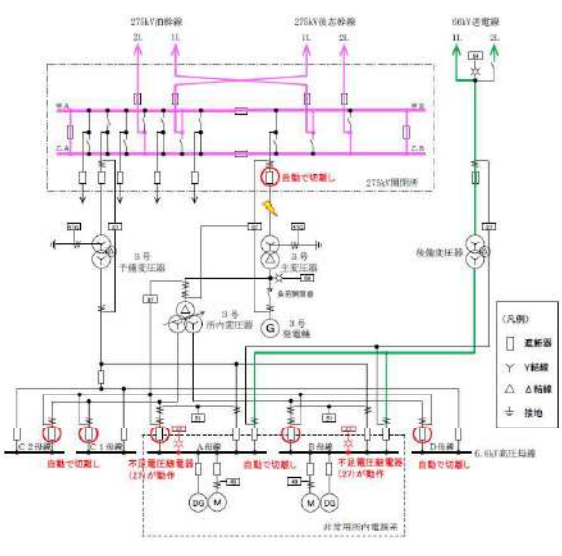
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(3) 主変圧器 1 次側で発生する 1 相開放故障 (地絡過電流継電器 (51G) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4.3.1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 4.3.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

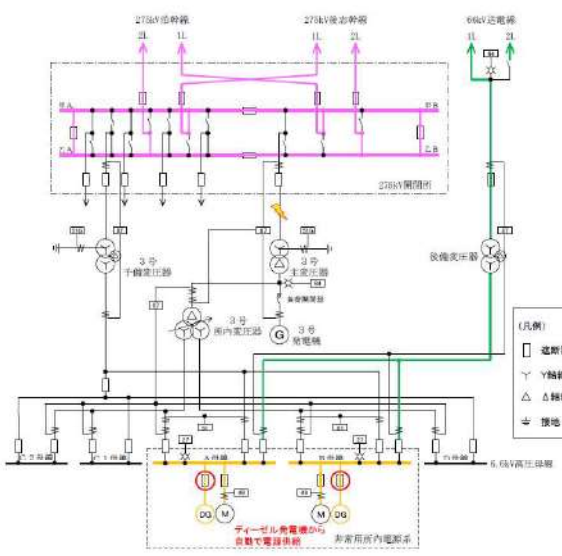
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 1 相開放故障直後の状態</p> <p>第 4.3.2 図のとおり、主変圧器の 1 次側で 1 相開放故障が発生すると、主変圧器の地絡過電流継電器 (51G) が動作する。このことから運転員は、主変圧器の 1 次側にて 1 相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第 4.3.2 図 1 相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

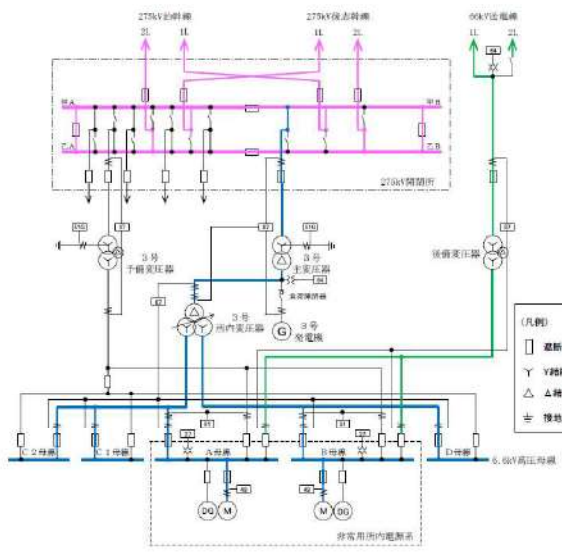
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第4.3.3図のとおり、主変圧器の地絡過電流継電器 (51G) の動作により、主変圧器を外部電源系から隔離すると、主変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器 (27) が動作する。</p>  <p>第4.3.3図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

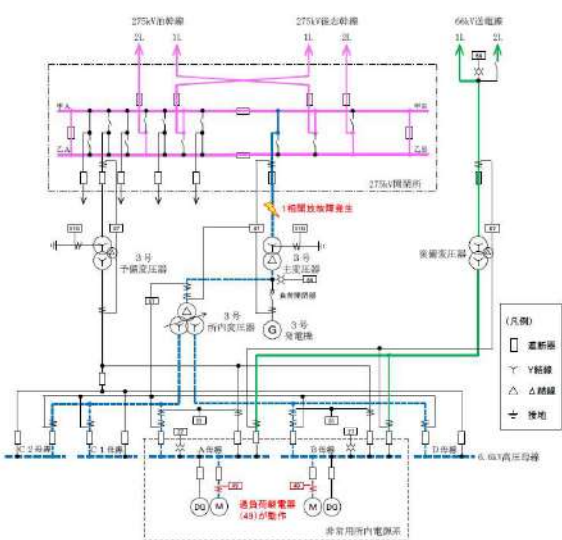
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第 4.3.4 図のとおり、不足電圧継電器 (27) の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第 4.3.4 図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

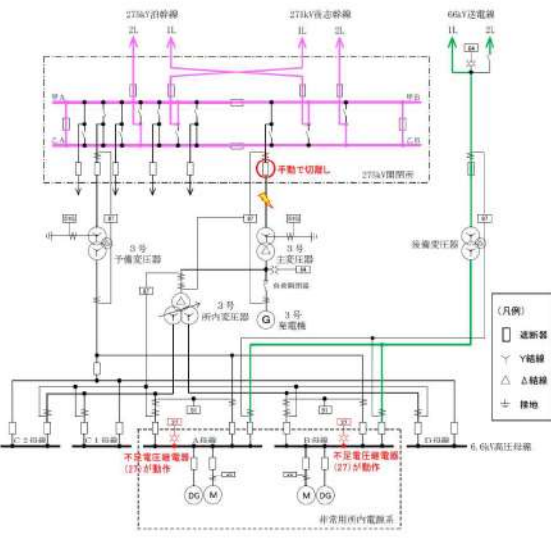
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4)主変圧器1次側で発生する1相開放故障 (過負荷継電器(49)にて検知)</p> <p>a. 1相開放故障直前の状態</p> <p>第4.4.1図のとおり、275kV送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第4.4.1図 1相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

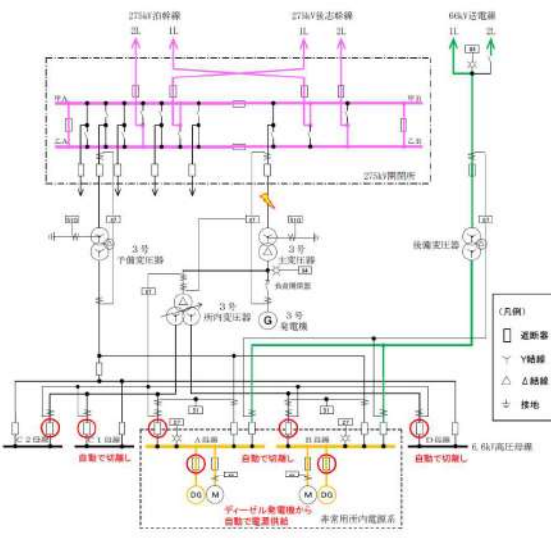
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第4.4.2図のとおり、主変圧器の1次側で1相開放故障が発生すると、主変圧器及び所内変圧器から受電していた複数の負荷の過負荷継電器(49)が動作する。このことから運転員は、主変圧器の1次側にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第4.4.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

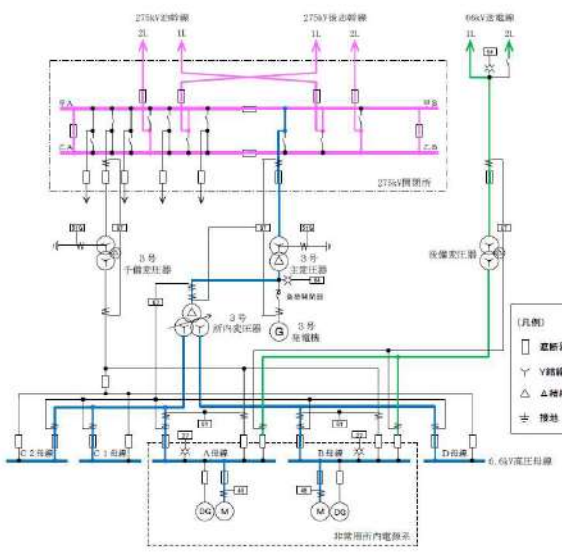
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.4.3 図のとおり、運転員の手動操作により、主変圧器を外部電源系から隔離すると、主変圧器から受電していた複数の非常用高圧母線の不足電圧継電器 (27) が動作する。</p>  <p>第 4.4.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

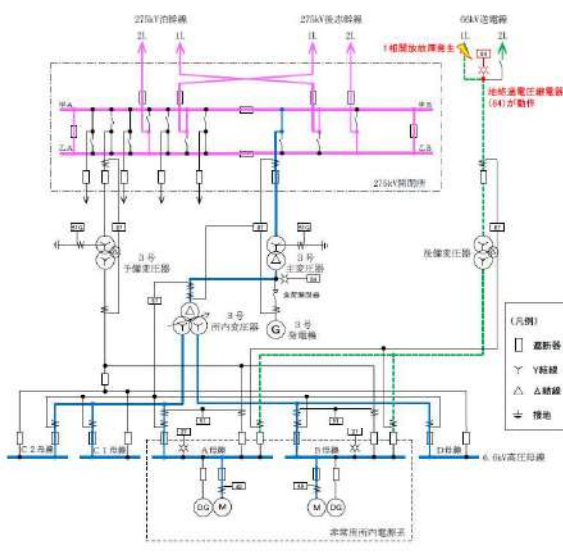
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>d. 非常用高圧母線を隔離した状態</p> <p>第 4.4.4 図のとおり、不足電圧継電器 (27) の動作により、非常用高圧母線を外部電源系から隔離すると、ディーゼル発電機が自動起動し、電源供給を行う。</p>  <p>第 4.4.4 図 非常用高圧母線を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

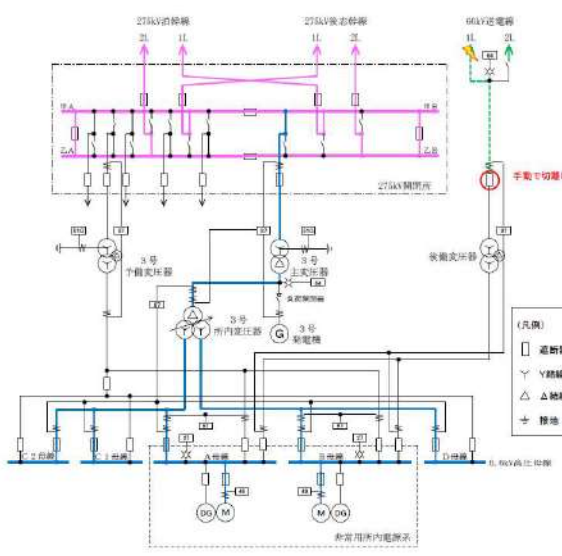
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>(5) 66kV 送電線で発生する 1 相開放故障 (地絡過電圧継電器 (64) にて検知)</p> <p>a. 1 相開放故障直前の状態</p> <p>第 4.5.1 図のとおり、275kV 送電線から主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線を受電している状態を想定する。</p>  <p>第 4.5.1 図 1 相開放故障直前の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>


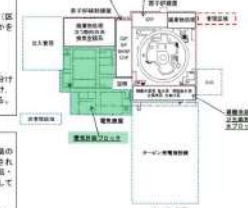
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>b. 1相開放故障直後の状態</p> <p>第4.5.2図のとおり、66kV送電線で1相開放故障が発生すると、後備変圧器1次側の地絡過電圧継電器(64)が動作する。このことから運転員は、66kV送電線にて1相開放故障を含めた異常が発生したことを検知可能である。</p>  <p>第4.5.2図 1相開放故障直後の状態</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 泊においては所内変圧器による電源供給時の1相開放故障を想定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

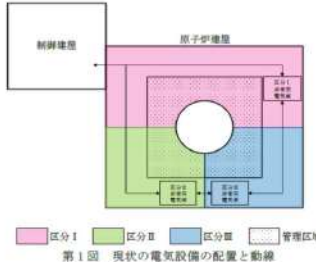

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>c. 故障箇所を隔離した状態</p> <p>第 4.5.3 図のとおり、運転員の手動操作により、66kV 送電線を外部電源系から隔離する。275kV 送電線で主変圧器、所内変圧器及び非常用高圧母線へ電源供給を継続する。(非常用高圧母線の電圧は変化無し。)</p>  <p>第 4.5.3 図 故障箇所を隔離した状態</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>泊においては所内変圧器による電源供給時の 1 相開放故障を想定している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2.3-2)＞</p> <p>(1)非常用電源設備の配置 非常用電源設備は、区画された部屋に設置し、主たる共通要因(地震、津波、火災、溢水)に対し、頑健性を有している。また、運転操作、保守性を考慮し隣接配置としている。</p> <p>プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力、制御及び計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器で構成するため、非管理区域に配置している。また、電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。</p> <div data-bbox="100 494 560 813"> <p>【PWRプラント全体の配置設計について】</p>  <p>各設備の構成と配置</p> </div> <p>【非常用電源設備の配置設計について】</p>	<p>別添5 非常用電源設備の配置の基本方針</p> <p>電気設備は、区分ごとに区画された部屋に設置し、主たる共通要因(地震、津波、火災、溢水)に対し、頑健性を有している。</p> <p>プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気品室は非放射性機器から構成されているため、非管理区域に配置している。また、電気設備はケーブル、トレイ等の物量削減のため、電源供給を行う対象設備の近傍に配置している。</p> <p>主要な動力設備(電動機、電動弁等)は原子炉建屋内で炉心を囲むように各区分の機器が存在するため、動力設備に電源供給を行うための電気設備(非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。))を含む。)も原子炉建屋内で炉心を囲むような配置とする。また、主要な計測制御設備も制御建屋の中央制御室に存在し、運転員の動線を考慮して集中配置としているため、計測制御設備に電源供給を行うための電気設備(蓄電池を含む。)も制御建屋又は隣接する原子炉建屋内に配置する。</p> <p>電気設備を配置するうえでの基本的なコンセプトは、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非放射性機器で構成されるため、非管理区域へ配置 ○ヒューマンエラーの発生を極力低減する配置 ○ケーブル等の物量が極力低減される配置 ○地震、津波、火災、溢水に対する頑健性を確保する配置 ○同じ機能を有する設備は運転性、保守性に配慮し集中配置 <p>女川原子力発電所2号炉の電気設備の配置及び動線は第1図のとおりであり、上記の基本的なコンセプトを満足している。</p>	<p>別紙5 非常用電源設備の配置の基本方針</p> <p>非常用電源設備は、区画された部屋に設置し、主たる共通要因(地震、津波、火災、溢水)に対し、頑健性を有している。また、運転操作、保守性を考慮し隣接配置としている。</p> <p>プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力・制御・計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器から構成されているため、非管理区域に配置している。また、電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。</p> <div data-bbox="1288 494 1769 813"> <p>【PWRプラント全体の配置設計について】</p>  <p>第1図 各設備の構成と配置</p> </div> <p>【非常用電源設備の配置設計について】</p> <p>非常用電源設備をはじめとするプラントの動力・制御・計装の電気計装設備(電気計装ブロック)は、非放射性機器で構成されるため、非管理区域に配置する。また、運転性に配慮し、運転・監視を要する人員の動線や設備の保守等を考慮して隣接配置している。また、人員から分離した設置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> -非常用電源設備(蓄電池等)は、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍の非管理区域に集約して設置している。 -多量化した電気設備等は防火性能を確保するための十分な距離により分離を図っている。なお、隣接は3時間耐火(約150mm相当)の壁を設けることにより、200m以上とする。 	<p>【女川】 記載の充実(大飯審査実績を参照)</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p>

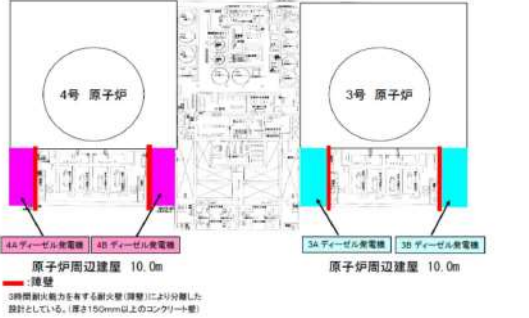
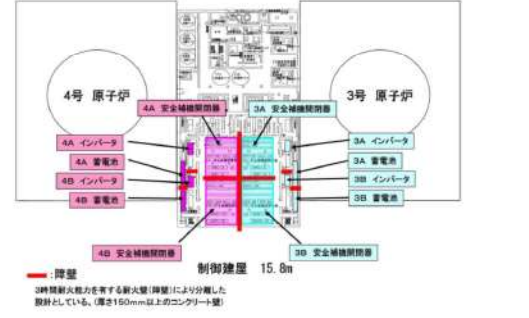
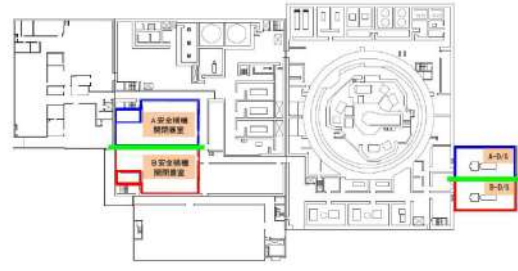
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）


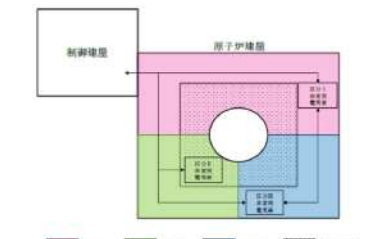
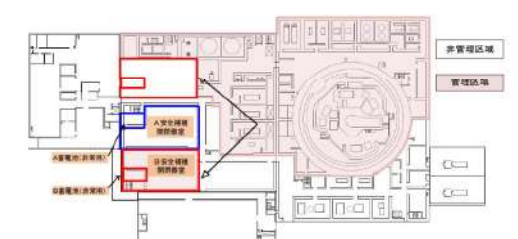
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(2.3-2)></p> <p>(2)電気設備の配置の考え方</p> <p>地震、火災等防護の観点から、障壁（区画化）に加え、距離により分離する考え方があるが、障壁（区画化）で隣接配置にするメリットもあるため、以下のとおり電気盤室については障壁により分離する配置としている。</p> <p>安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失わず、原子炉を高温停止及び低温停止できることを求め、また、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じて、「その相互の系統分離」を要求している。</p> <p>○非放射性機器で構成に伴う非管理区域へ配置</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力、制御及び計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器で構成するため、非管理区域に配置している。 <p>○設備故障時の早急な対応のため、中央制御室近傍へ配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。 <p>○同じ機能を有する設備は運転性、保守性に配慮した集中配置</p> <ul style="list-style-type: none"> PWRプラントでは、放射線管理上の理由により、管理区域と非管理区域に分割して管理することが必要となる。電気計装設備は、非放射性機器で構成されるため、非管理区域に集約して配置している。 <p>○安全上重要な電気設備の独立性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 多重化された電気計装設備は独立性を確保するため十分な障壁により分離を図っている。 多重化された電気計装設備を距離により分離する場合、間に管理区域を挟んで配置する必要があるため、設備故障の対応 	 <p>第1図 現状の電気設備の配置と動線</p>	 <p>第2図 現状の電気設備の配置</p> <p>地震・火災等に対する防護の観点から、障壁（区画化）に加え、距離により分離する考え方があるが、障壁（区画化）で隣接配置にすることにもメリットがあるため、以下のとおり電気盤室については障壁により分離する配置としている。</p> <p>○非放射性機器で構成する設備の非管理区域への配置</p> <ul style="list-style-type: none"> プラント全体の配置設計コンセプトにおいて、電気盤室は、中央制御設備を中心とするプラントの動力・制御・計装の電気計装設備の主要設備として構成しており、非放射性機器で構成するため、非管理区域に配置している。 <p>○設備故障時の早急な対応のため、中央制御室近傍へ配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気計装設備は、プラントの監視、制御に直接影響を及ぼすものであり、設備故障時には早急に原因を調査し、措置を行うために、運転員が常駐する中央制御室のできる限り近傍に設置する必要がある。 <p>○同じ機能を有する設備の運転性、保守性に配慮した集中配置</p> <ul style="list-style-type: none"> PWRプラントでは、放射線管理上の理由により、放射線管理区域と非管理区域に分割して管理することが必要となる。電気計装設備は、非放射性機器で構成されることに加え、同じ機能を有する設備であることから、非管理区域に集約して配置している。 <p>○安全上重要な電気設備の独立性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 多重化された電気計装設備は独立性を確保するため十分な障壁により分離を図っている。 多重化された電気計装設備間に十分な距離を確保するためには、間に管理区域を挟んで配置する必要があるため、設備 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・泊は配置上のコンセプトを項目分けして記載しているが、大飯は配置の考え方に含めて記載しており、実質的な相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備 (別紙)

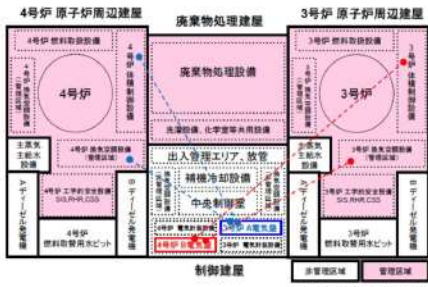
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2.3-2)＞</p> <p>が遅れるとともに、管理区域の移動が必要となるため、不要な被ばくを生じる人員動線となる。</p> <p>○ヒューマンエラー発生を極力低減する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 距離による分離を行うために、多重化された電気計装設備をツインユニットの他ユニット側に設置した場合、定期検査時において、運転中ユニットのエリアに点検対象設備が混在することになり、エリアによる識別管理が困難となり、ヒューマンエラーが発生するおそれがある。 <p>○ケーブル等の物量が極力低減される配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一ユニット内の非管理区域内で距離による分離を行う場合は、さらに配置制限が厳しくなり、物量が増える割には、中央制御室や配線処理室との取り合いが整然としない。 <p>○地震、津波、火災及び溢水に対する頑健性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、津波、火災及び溢水の観点から、これら共通要因に対しても、頑健性を有していることを確認している。  <p style="text-align: center;">障壁による分離（原子炉周辺建屋 10.0m）</p>  <p style="text-align: center;">障壁による分離（制御建屋 15.8m）</p>		<p>故障の対応が遅れるとともに、管理区域内の移動のため、不要な被ばくを招くおそれのある人員動線となる。</p> <p>○ケーブル等の物量が極力低減される配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一ユニット内の非管理区域内で距離による分離を行う場合は、配置が複雑となり、ケーブル等の物量が増える割には、中央制御室との取り合いが整然とせず、さらに必要なスペースもふえてしまう。 <p>○地震、津波、火災、溢水に対する頑健性を確保する配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、津波、火災、溢水の観点から、これら共通要因に対しても、頑健性を有していることを確認している。  <p style="text-align: center;">第3図 障壁による分離</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯尾は3/4号炉同時申請による記載となっているが、泊は単独号炉申請のため記載していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(2.3-2)></p> <p>(3)管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置するケース A系統とB系統の安全補機開閉器室の電気盤を管理区域と非管理区域に分離配置するケースを検討した場合、電気盤の設置が可能な耐震クラスを有する管理区域及び非管理区域が限られていることから、管理区域内設備との配置の入れ替えを必要がある。</p> <p>この場合、それぞれのトレン設備を収容する区画の間に管理区域を配置することとなり、非管理区域内のトレン間のアクセスで不要な被ばくが生じることになる。不要な被ばくを避け、プラントの運転及び保守を踏まえた動線とするためには、各トレン設備のエリアは集中的に配置することが望ましい。</p>  <p style="text-align: center;">管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置するケース</p> <table border="1" data-bbox="89 1069 627 1244"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>変更による影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>現状</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>現状</td> <td>低下（動線上に管理区域があるため、不要な被ばくをする）</td> </tr> <tr> <td>③運転・保守性</td> <td>現状</td> <td>低下（管理対象が分散することで、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>現状</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、遠へいコンクリートの増大）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	変更による影響	①地震・火災等防護	現状	同等	②人的安全性	現状	低下（動線上に管理区域があるため、不要な被ばくをする）	③運転・保守性	現状	低下（管理対象が分散することで、人員の動線が長くなる）	④物量	現状	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、遠へいコンクリートの増大）	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>ここでケーススタディとして、電気設備の区分分離の考え方について、現状と異なる配置を行った場合の得失の検討を行う。検討対象として、下記の2ケースの配置パターンについて、検討を行った。</p> <p>(1)管理区域と非管理区域に電気設備を分離配置する場合 (2)区分ごとに配置する建屋を分離する場合</p> <p>1 管理区域と非管理区域に電気設備を分離配置する場合 管理区域と非管理区域に電気設備を分離配置するケースを検討した場合の配置図を第2図、現状と比較した得失を第1表に示す。</p> <p>図は原子炉建屋内の区分Ⅱの電気設備を非管理区域から管理区域に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、管理区域へのアクセスで不要な被ばくが生じることになる。不要な被ばくを避け、プラントの運転及び保守を踏まえた動線とするためには、電気設備を非管理区域に配置することが望ましい。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 管理区域と非管理区域に電気設備を分離配置する場合の配置と動線</p> <table border="1" data-bbox="694 1021 1075 1133"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現状と比較した場合の得失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震及び火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>人的安全</td> <td>低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）</td> </tr> <tr> <td>運転及び保守性</td> <td>低下（動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>物量</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	地震及び火災等防護	同等	人的安全	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）	運転及び保守性	低下（動線が長くなる）	物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）	<p>泊発電所3号炉</p> <p>ここでケーススタディとして、電気設備の区分分離の考え方について、現状と異なる配置を行った場合の得失の検討を行う。検討対象として、下記の2ケースの配置パターンについて、検討を行った。</p> <p>(1) 管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置する場合 (2) 非管理区域内で分離配置する場合</p> <p>1 管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置する場合 管理区域と非管理区域にA系とB系の安全補機開閉器室の電気盤を分離配置するケースを検討した場合の配置図を第4図、現状と比較した得失を第1表に示す。</p> <p>図は原子炉補助建屋内のB系の安全補機開閉器室の電気盤を非管理区域から管理区域に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、それぞれのトレン設備を収容する区画の間に管理区域を配置することとなり、非管理区域内のトレン間のアクセスで不要な被ばくが生じることになる。不要な被ばくを避け、プラントの運転・保守を踏まえた動線とするためには、各トレン設備のエリアは集中的に配置することが望ましい。</p>  <p style="text-align: center;">第4図 管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置する場合の配置</p> <p>第1表 管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置する場合の得失</p> <table border="1" data-bbox="1276 1133 1792 1276"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現状と比較した場合の得失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）</td> </tr> <tr> <td>③運転・保守性</td> <td>低下（管理対象が分散、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、遠へいコンクリートの増大）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	①地震・火災等防護	同等	②人的安全性	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）	③運転・保守性	低下（管理対象が分散、人員の動線が長くなる）	④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、遠へいコンクリートの増大）	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ→泊：A系、B系</p>
項目	現状	変更による影響																																				
①地震・火災等防護	現状	同等																																				
②人的安全性	現状	低下（動線上に管理区域があるため、不要な被ばくをする）																																				
③運転・保守性	現状	低下（管理対象が分散することで、人員の動線が長くなる）																																				
④物量	現状	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、遠へいコンクリートの増大）																																				
評価項目	現状と比較した場合の得失																																					
地震及び火災等防護	同等																																					
人的安全	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）																																					
運転及び保守性	低下（動線が長くなる）																																					
物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）																																					
評価項目	現状と比較した場合の得失																																					
①地震・火災等防護	同等																																					
②人的安全性	低下（動線上に管理区域があるため不要な被ばくをする）																																					
③運転・保守性	低下（管理対象が分散、人員の動線が長くなる）																																					
④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、ダクト、配管、サポート、遠へいコンクリートの増大）																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2.3-2)＞</p> <p>(4)非管理区域内で3号炉と4号炉でA、B系を互い違いに配置するケース</p> <p>3号炉と4号炉でA系統とB系統の安全補機開閉器室の電気盤を互い違いに配置するケースで検討した場合、電気盤等の設置が可能な耐震クラスを有する非管理区域が限られていることから、各々の電源供給補機設備等のケーブルが3号炉及び4号炉間で混在、また、運転中ユニットのエリアに当該ユニット以外の監視操作、点検対象設備が存在することになり、号炉ごとの配置エリア単位による識別管理ができなくなることから、運転操作性、保守性上の阻害（ヒューマンエラー等）が発生する可能性が高くなるおそれがある。</p>  <p style="text-align: center;">●---●ケーブル施設イメージ</p> <p style="text-align: center;">非管理区域 管理区域</p> <table border="1" data-bbox="129 837 568 1013"> <thead> <tr> <th>現状配置（集中・隣接）</th> <th>影響による分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>低（管理区域内ケーブルルート等にもない点検や確認時の誤びく増加）</td> </tr> <tr> <td>③運転・保守性</td> <td>低（管理対象が号炉内で発生しものがあるため、ヒューマンエラーの発生あり）</td> </tr> <tr> <td>④作業</td> <td>中大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポートの増大、空調設備、サポートの増大）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">非管理区域内で3号炉と4号炉でA、B系を互い違いに配置するケース。</p>	現状配置（集中・隣接）	影響による分類	①地震・火災等防護	同等	②人的安全性	低（管理区域内ケーブルルート等にもない点検や確認時の誤びく増加）	③運転・保守性	低（管理対象が号炉内で発生しものがあるため、ヒューマンエラーの発生あり）	④作業	中大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポートの増大、空調設備、サポートの増大）			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は3/4号炉同時申請による記載となっているが、泊は単独号炉申請のため記載していない。
現状配置（集中・隣接）	影響による分類												
①地震・火災等防護	同等												
②人的安全性	低（管理区域内ケーブルルート等にもない点検や確認時の誤びく増加）												
③運転・保守性	低（管理対象が号炉内で発生しものがあるため、ヒューマンエラーの発生あり）												
④作業	中大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポートの増大、空調設備、サポートの増大）												


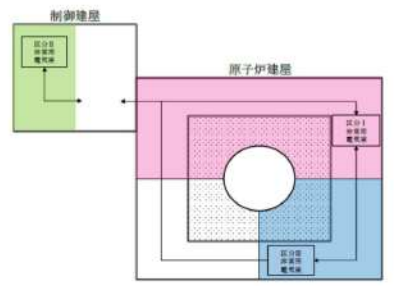
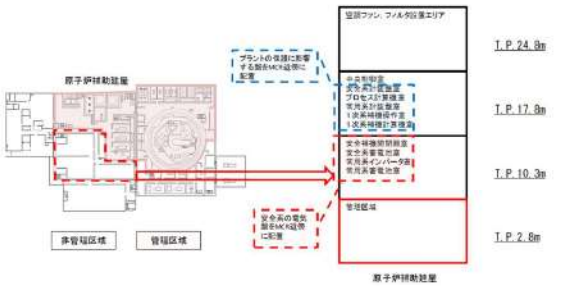
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(2.3-2)></p> <p>(5)同一ユニットの非管理区域内で分離配置するケース</p> <p>非常用電源設備を設置する非管理区域として制御建屋と原子炉周辺建屋（非管理区域）がある。制御建屋には3号炉及び4号炉の中央制御室とその関連設備室、共用設備である出入管理エリア等を配置している。共用設備はその役割から3号炉及び4号炉の中間にある制御建屋に配置することが望ましい。原子炉周辺建屋（非管理区域）や制御建屋の下層階には、系統機能上の要求（NPSH確保等）を満足させるために水系統の設備を優先的に配置するが、制御建屋の上層階に安全補機開閉器室等の電気盤室を配置することで、全系電気盤を集約でき、保守管理面でのメリットがある配置としている。</p> <p>安全補機開閉器室等は障壁による分離を採用してA系統、B系統を隣接させているが、隣接しない配置とするためには、片系を他の設備と入れ替える必要がある。列盤で構成される安全補機開閉器室（約370㎡（1系統当たり））を配置するためにはまとまったスペースが必要になるが、計算機室（約130㎡（1号炉当たり））と入れ替えるとしてもスペース不足になる。リレー室と入れ替えるとリレー室が中央制御室から離れてしまうデメリットに加え、ケーブルの取り合いが複雑化し、物量や必要スペースが増えるデメリットがある。原子炉補機冷却水系統設備と入れ替える場合、配管とケーブルトレイが上下に行き来し、複雑なルートになり物量が増える。</p> <p>これらのことから安全補機開閉器室はT.P. +15.8mにA系統、B系統を共に配置することが最適である。</p>	<p>2 区分ごとに配置する建屋を分離する場合</p> <p>区分ごとに配置する建屋を分離するケースを検討した場合の配置図を第3図、現状と比較した得失を第2表に示す。</p> <p>図は区分Ⅱの電気設備を原子炉建屋から制御建屋に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、ケーブルの取り合いが複雑化し、建屋間を行き来するケーブルの物量や必要スペースが増えるデメリットがある。このことから電気設備は電源供給を行う対象設備の近傍に配置することが最適である。</p>	<p>2 非管理区域内で分離配置する場合</p> <p>非管理区域内で安全補機開閉器室を分離するケースを検討した場合の配置図を第5図、現状と比較した得失を第2表に示す。</p> <p>図は安全補機開閉器室の片系を原子炉補助建屋 T.P.10.3m から上層階に変更する場合を想定している。</p> <p>この場合、以下の理由からケーブルの取り合いが複雑化し、建屋内を行き来するケーブルの物量や必要スペースが増えるデメリットがある。このことから電気設備は電源供給を行う対象設備の近傍に配置することが最適である。</p> <p>非常用電源設備を設置する非管理区域として原子炉補助建屋がある。原子炉補助建屋には、3号炉の中央制御室とその関連設備室、安全上重要な設備が配置されており、例として安全補機開閉器室は、保守の合理性の観点からA系、B系を隣接して配置している。これらの設備はその役割から3号炉の原子炉補助建屋内に配置することが望ましい。原子炉補助建屋の下層階には、系統機能上の要求（NPSH確保等）を満足させるために水系統の設備を優先的に配置するが、上層階に安全補機開閉器室等の電気盤室を配置することで、原子炉補助建屋の安全系電気盤を集約でき、保守・管理面でのメリットがある配置としている。</p> <p>また、安全補機開閉器室等は障壁による分離を採用してA系、B系を隣接させているが、隣接しない配置とするためには、片系を他の設備と入れ替える必要がある。列盤で構成される安全補機開閉器室（約470㎡/系）を配置するためにはまとまったスペースが必要になるが、安全系計装盤室と入れ替えると安全系計装盤室が中央制御室から離れてしまうデメリットに加え、ケーブルの取り合いが複雑化し、物量や必要スペースが増えるデメリットがある。上層階の換気空調設備と入れ替える場合、配管ダクトとケーブルトレイが上下に行き来し、複雑なルートになり物量が増える。</p> <p>これらのことから安全補機開閉器室は原子炉補助建屋 T.P.10.3mにA系、B系ともに配置することが最適である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>非管理区域内設備の現配置イメージ</p> <table border="1" data-bbox="78 414 548 558"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現配置（策中・実施）</th> <th>動機による分岐</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>現状</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>現状</td> <td>同等（非管理区域内であるため被ばくの影響はなし）</td> </tr> <tr> <td>③運転・保守性</td> <td>現状</td> <td>低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>現状</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table> <p>同一ユニットの非管理区域内で分離配置するケース</p>	評価項目	現配置（策中・実施）	動機による分岐	①地震・火災等防護	現状	同等	②人的安全性	現状	同等（非管理区域内であるため被ばくの影響はなし）	③運転・保守性	現状	低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）	④物量	現状	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第3図 区分ごとに配置する建屋を分離する場合の配置と動線</p> <p>第2表 区分ごとに配置する建屋を分離する場合の得失</p> <table border="1" data-bbox="672 582 1220 710"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現状と比較した場合の得失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震及び火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>人的安全</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>運転及び保守性</td> <td>低下（動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>物量</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	地震及び火災等防護	同等	人的安全	同等	運転及び保守性	低下（動線が長くなる）	物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第5図 非管理区域内で分離配置する場合の配置</p> <p>第2表 非管理区域内で分離配置する場合の得失</p> <table border="1" data-bbox="1254 582 1814 742"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>現状と比較した場合の得失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震・火災等防護</td> <td>同等</td> </tr> <tr> <td>②人的安全性</td> <td>同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）</td> </tr> <tr> <td>③運転・保守性</td> <td>低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）</td> </tr> <tr> <td>④物量</td> <td>増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	現状と比較した場合の得失	①地震・火災等防護	同等	②人的安全性	同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）	③運転・保守性	低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）	④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p>
評価項目	現配置（策中・実施）	動機による分岐																																				
①地震・火災等防護	現状	同等																																				
②人的安全性	現状	同等（非管理区域内であるため被ばくの影響はなし）																																				
③運転・保守性	現状	低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）																																				
④物量	現状	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）																																				
評価項目	現状と比較した場合の得失																																					
地震及び火災等防護	同等																																					
人的安全	同等																																					
運転及び保守性	低下（動線が長くなる）																																					
物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部等の物量増大）																																					
評価項目	現状と比較した場合の得失																																					
①地震・火災等防護	同等																																					
②人的安全性	同等（非管理区域内であるため被ばくの影響なし）																																					
③運転・保守性	低下（管理対象が分散（ヒューマンエラーの懸念）、人員の動線が長くなる）																																					
④物量	増大（ケーブル、トレイ、貫通部、サポート、配管類の物量増大）																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

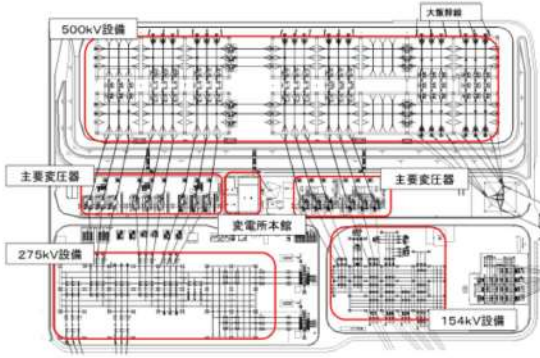
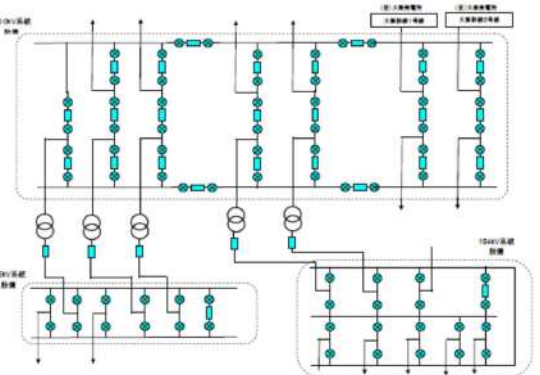
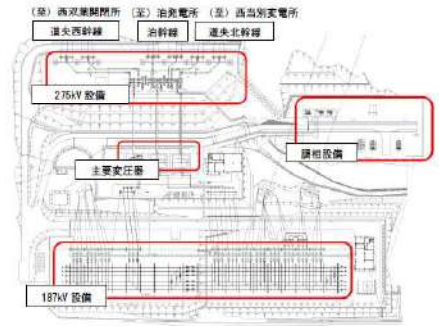

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>別紙6 女川原子力発電所に接続する送電線等の経過地における風速について</p> <p>JEC-127-1979「送電用支持物設計標準」では、女川原子力発電所に接続する送電線等の経過地における地上高さ10mの風速を第1表のとおりとしている。</p> <p>過去の観測記録上、この設計値を超過していないことを確認するために、送電線等の経過地付近における気象観測所の記録を確認した。送電線の経過地及び気象観測所の配置は第1図に示す。周囲の観測所として女川、石巻、東松島、鹿島台、塩釜及び大衡の6箇所を抽出した。</p> <p>抽出した観測所における過去の最大風速(10分間平均風速の最大値)及び最大瞬間風速(3秒間平均風速の最大値)を第2表に示す。また、各気象観測所の風速計の設置高さを考慮し、「送電用支持物設計標準」に基づく手法により地上10m高さにおける風速に換算した結果を第3表に示す。</p> <p>以上より、「送電用支持物設計標準」で設計上考慮すべき風速を超える観測実績はないことを確認した。</p>  <p>第1図 送電線の経過地及び気象観測所</p> <p>第1表 JEC-127-1979 送電用支持物設計標準における限界風速 (地上10m)</p> <table border="1" data-bbox="672 1093 1220 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2">強風時</th> <th rowspan="2">想定荷重条件</th> <th colspan="2">速度圧</th> <th colspan="2">限界風速 (m/s)</th> </tr> <tr> <th>Kgf/m²</th> <th>10分間</th> <th>瞬間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">強風時</td> <td>高温季 VI</td> <td>100</td> <td>28.1</td> <td>40.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温季 VI</td> <td>100</td> <td>27.0</td> <td>39.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	強風時	想定荷重条件	速度圧		限界風速 (m/s)		Kgf/m ²	10分間	瞬間		強風時	高温季 VI	100	28.1	40.8		低温季 VI	100	27.0	39.2		<p>別紙6 泊発電所に接続する送電線等の経過地における風速について</p> <p>電気設備の技術基準の基準風速は平均風速40m/sとしている。</p> <p>過去の観測記録上、この設計値を超過していないことを確認するために、送電線等の経過地付近における気象観測所の記録を確認した。送電線の経過地及び気象観測所の配置は第1図に示す。周囲の観測所として神恵内、余市、小樽、山口、共和、倶知安、喜茂別及び大滝の8箇所を抽出した。</p> <p>抽出した観測所における過去の最大風速(10分間平均風速の最大値)及び各気象観測所の風速計の設置高さを考慮し、「送電用支持物設計標準」に基づく手法により地上10m高さにおける風速に換算した結果を第1表に示す。</p> <p>以上より、「電気設備の技術基準」で設計上考慮すべき風速を超える観測実績はないことを確認した。</p>  <p>第1図 送電線の経過地及び気象観測所</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・女川：JEC-127-1979→泊：電気設備の技術基準</p> <p>【女川】 最寄りの観測所数の相違</p> <p>【女川】 送電鉄塔の設計の相違 ・女川に接続する送電線の鉄塔は、最大風速及び最大瞬間風速の風圧荷重を取り入れた設計としているのに対して、泊に接続する送電線の鉄塔は、電気設備の技術基準で定める基準風速(40m/s)による風圧荷重に加えて、着雪時の風圧荷重を独自に規定して設計している。想定荷重によって、耐える強度の部材を選定しているという点において同等である。</p>
強風時	想定荷重条件			速度圧		限界風速 (m/s)																		
		Kgf/m ²	10分間	瞬間																				
強風時	高温季 VI	100	28.1	40.8																				
	低温季 VI	100	27.0	39.2																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																					
	<p style="text-align: center;">第2表 過去の最大風速及び最大瞬間風速</p> <table border="1" data-bbox="672 183 1220 630"> <thead> <tr> <th>気象観測所 (風速計高さ)</th> <th>最大風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】</th> <th>最大瞬間風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川 (5.5m)</td> <td>13.8 (2016/8/22) 【2011年5月～2019年3月】</td> <td>31.5 (2017/9/18) 【2011年5月～2019年3月】</td> </tr> <tr> <td>石巻 (28.6m)</td> <td>27.4 (1958/9/27) 【1887年9月～2019年3月】</td> <td>41.2 (2002/10/1) 【1940年1月～2019年3月】</td> </tr> <tr> <td>東松島 (5.5m)</td> <td>17.1 (2013/3/10) 【2011年9月～2019年3月】</td> <td>27.5 (2013/4/8) 【2011年9月～2019年3月】</td> </tr> <tr> <td>鹿島台 (10m)</td> <td>18.6 (2013/3/2) 【1976年12月～2019年3月】</td> <td>32.3 (2016/8/22) 【2009年1月～2019年3月】</td> </tr> <tr> <td>塩釜 (10m)</td> <td>16 (1979/3/31), (1981/8/23) 【1976年11月～2019年3月】</td> <td>28.0 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】</td> </tr> <tr> <td>大衡 (10m)</td> <td>16 (1979/3/31) 【1976年12月～2019年3月】</td> <td>26.4 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第3表 各気象観測所における風速一覧 (地上高10m換算)</p> <table border="1" data-bbox="672 678 1220 877"> <thead> <tr> <th>気象観測所 地上10m高さ 換算</th> <th>最大風速 (m/s)</th> <th>最大瞬間風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>女川</td><td>14.9</td><td>34.0</td></tr> <tr><td>石巻</td><td>24.1</td><td>36.2</td></tr> <tr><td>東松島</td><td>18.5</td><td>29.7</td></tr> <tr><td>鹿島台</td><td>18.6</td><td>32.3</td></tr> <tr><td>塩釜</td><td>16</td><td>28.0</td></tr> <tr><td>大衡</td><td>16</td><td>26.4</td></tr> </tbody> </table> <p>※観測風速を「送電用支持物設計標準」の手法に基づき、上空通増 = $(h/h_0)^{1/n}$ として、地上10m高さの風速に換算したもの ここに、h=気象観測所における風速計の設置高さ[m] $h_0=10m$ (JEC-127-1979における基準地上高さ) $n=8$</p>	気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】	最大瞬間風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】	女川 (5.5m)	13.8 (2016/8/22) 【2011年5月～2019年3月】	31.5 (2017/9/18) 【2011年5月～2019年3月】	石巻 (28.6m)	27.4 (1958/9/27) 【1887年9月～2019年3月】	41.2 (2002/10/1) 【1940年1月～2019年3月】	東松島 (5.5m)	17.1 (2013/3/10) 【2011年9月～2019年3月】	27.5 (2013/4/8) 【2011年9月～2019年3月】	鹿島台 (10m)	18.6 (2013/3/2) 【1976年12月～2019年3月】	32.3 (2016/8/22) 【2009年1月～2019年3月】	塩釜 (10m)	16 (1979/3/31), (1981/8/23) 【1976年11月～2019年3月】	28.0 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】	大衡 (10m)	16 (1979/3/31) 【1976年12月～2019年3月】	26.4 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】	気象観測所 地上10m高さ 換算	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)	女川	14.9	34.0	石巻	24.1	36.2	東松島	18.5	29.7	鹿島台	18.6	32.3	塩釜	16	28.0	大衡	16	26.4	<p style="text-align: center;">第1表 各気象観測所における過去の最大風速及び地上高10m換算値</p> <p style="text-align: right;">(単位: m/s)</p> <table border="1" data-bbox="1265 239 1803 590"> <thead> <tr> <th>気象観測所 (風速計高さ)</th> <th>最大風速 (観測日) 【統計期間】</th> <th>最大風速* (地上高10m換算値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神恵内 (10m)</td> <td>24.5 (2012/12/6) 【1977年10月～2021年4月】</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>余市 (8m)</td> <td>17 (2004/9/8) 【1977年10月～2021年4月】</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>小樽 (12.3m)</td> <td>27.9 (1954/9/27) 【1943年1月～2021年4月】</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>山口 (10m)</td> <td>19.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>共和 (10m)</td> <td>25.5 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>倶知安 (10.2m)</td> <td>34.1 (1954/9/27) 【1944年1月～2021年4月】</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>喜茂別 (10m)</td> <td>14.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>大滝 (8m)</td> <td>12 (1987/9/1) 【1977年10月～2021年4月】</td> <td>12.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※観測風速を「送電用支持物設計標準」の手法に基づき、上空通増 = $(h/h_0)^{1/n}$ として、地上10m高さの風速に換算したもの。(h = 気象観測所における風速計の設置高さ [m], $h_0=10m$, $n=8$)</p>	気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (観測日) 【統計期間】	最大風速* (地上高10m換算値)	神恵内 (10m)	24.5 (2012/12/6) 【1977年10月～2021年4月】	24.5	余市 (8m)	17 (2004/9/8) 【1977年10月～2021年4月】	17.5	小樽 (12.3m)	27.9 (1954/9/27) 【1943年1月～2021年4月】	27.2	山口 (10m)	19.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	19.3	共和 (10m)	25.5 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	25.5	倶知安 (10.2m)	34.1 (1954/9/27) 【1944年1月～2021年4月】	34.1	喜茂別 (10m)	14.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	14.3	大滝 (8m)	12 (1987/9/1) 【1977年10月～2021年4月】	12.4	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 送電鉄塔の設計の相違 ・女川に接続する送電線の鉄塔は、最大風速及び最大瞬間風速の風圧荷重を取り入れた設計としているのに対して、泊に接続する送電線の鉄塔は、電気設備の技術基準で定める基準風速 (40m/s) による風圧荷重に加えて、着雪時の風圧荷重を独自に規定して設計している。想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対して、耐えうる強度の部材を選定しているという点において同等である。</p>
気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】	最大瞬間風速 (m/s) (観測日), 【統計期間】																																																																						
女川 (5.5m)	13.8 (2016/8/22) 【2011年5月～2019年3月】	31.5 (2017/9/18) 【2011年5月～2019年3月】																																																																						
石巻 (28.6m)	27.4 (1958/9/27) 【1887年9月～2019年3月】	41.2 (2002/10/1) 【1940年1月～2019年3月】																																																																						
東松島 (5.5m)	17.1 (2013/3/10) 【2011年9月～2019年3月】	27.5 (2013/4/8) 【2011年9月～2019年3月】																																																																						
鹿島台 (10m)	18.6 (2013/3/2) 【1976年12月～2019年3月】	32.3 (2016/8/22) 【2009年1月～2019年3月】																																																																						
塩釜 (10m)	16 (1979/3/31), (1981/8/23) 【1976年11月～2019年3月】	28.0 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】																																																																						
大衡 (10m)	16 (1979/3/31) 【1976年12月～2019年3月】	26.4 (2018/10/1) 【2009年1月～2019年3月】																																																																						
気象観測所 地上10m高さ 換算	最大風速 (m/s)	最大瞬間風速 (m/s)																																																																						
女川	14.9	34.0																																																																						
石巻	24.1	36.2																																																																						
東松島	18.5	29.7																																																																						
鹿島台	18.6	32.3																																																																						
塩釜	16	28.0																																																																						
大衡	16	26.4																																																																						
気象観測所 (風速計高さ)	最大風速 (観測日) 【統計期間】	最大風速* (地上高10m換算値)																																																																						
神恵内 (10m)	24.5 (2012/12/6) 【1977年10月～2021年4月】	24.5																																																																						
余市 (8m)	17 (2004/9/8) 【1977年10月～2021年4月】	17.5																																																																						
小樽 (12.3m)	27.9 (1954/9/27) 【1943年1月～2021年4月】	27.2																																																																						
山口 (10m)	19.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	19.3																																																																						
共和 (10m)	25.5 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	25.5																																																																						
倶知安 (10.2m)	34.1 (1954/9/27) 【1944年1月～2021年4月】	34.1																																																																						
喜茂別 (10m)	14.3 (2016/3/1) 【1977年10月～2021年4月】	14.3																																																																						
大滝 (8m)	12 (1987/9/1) 【1977年10月～2021年4月】	12.4																																																																						

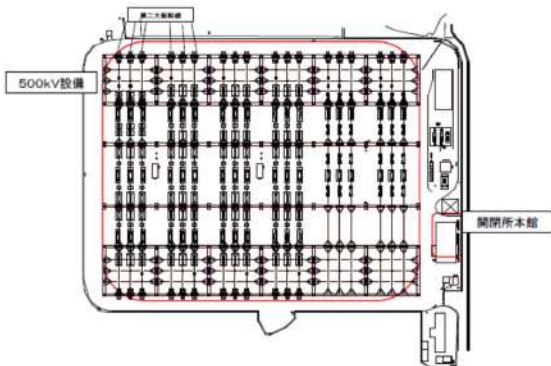
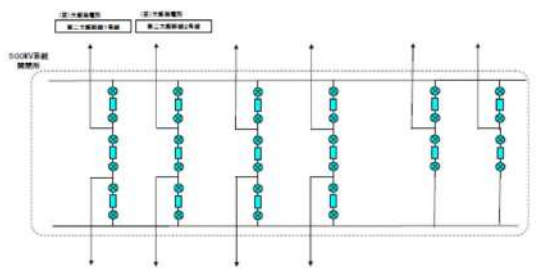


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3.1 西京都変電所について</p> <p>西京都変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 西京都変電所 設備配置図</p>  <p>(2) 西京都変電所 単線結線図</p>		<p>別紙7 変電所等の津波影響について</p> <p>1 西野変電所について</p> <p>西野変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 西野変電所 設備配置図</p>  <p>(2) 西野変電所 単線結線図</p> <p>第1図 西野変電所 設備配置図及び単線結線図</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

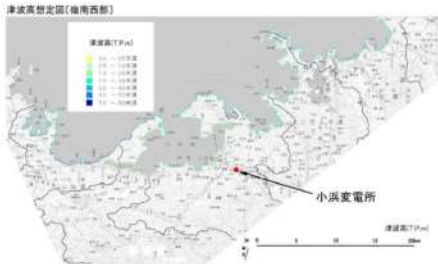

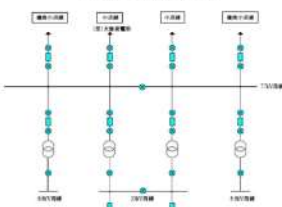
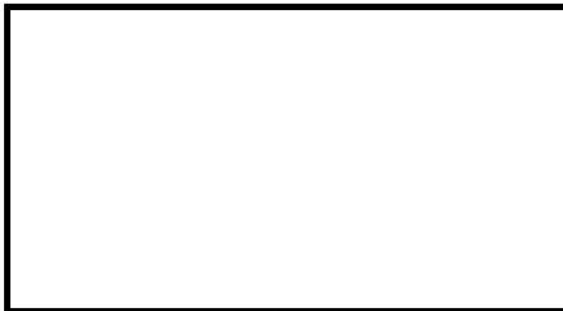

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3.2 京北開閉所について</p> <p>京北開閉所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 京北開閉所 設備配置図</p>  <p>(2) 京北開閉所 単線結線図</p>		<p>2 西双葉開閉所について</p> <p>西双葉開閉所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 西双葉開閉所 設備配置図</p>  <p>(2) 西双葉開閉所 単線結線図</p> <p>第2図 西双葉開閉所 設備配置図及び単線結線図</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3.3 小浜変電所について</p> <p>小浜変電所は、福井県における津波シミュレーション結果によると津波による浸水がない場所となっている。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p> <p>「日本海における大規模地震に関する調査検討会 報告書」（平成26年9月）においては、小浜市の平地*1における津波高は平均で1.0m、最大で1.8m（福井県の期望平均満潮位T.P.+0.47m）との報告があり、小浜変電所内の77kV設備の浸水の恐れはない。</p> <p>(*1：海岸線から200m程度以内の標高が8mを超えない海岸線)</p>  <p>(1) 福井県における津波シミュレーション結果について (平成24年9月3日 福井県ホームページ) 抜粋より</p>  <p>(2) 小浜変電所 設備配置図</p>  <p>(3) 小浜変電所 単線結線図</p>		<p>3 国富変電所について</p> <p>国富変電所は内陸部に位置しているため、津波の影響を受けない。また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>(1) 国富変電所 設備配置図</p>  <p>(2) 国富変電所 単線結線図</p> <p>第3図 国富変電所 設備配置図及び単線結線図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由						
		<p>別紙 8 北海道電力ネットワーク株式会社の送電鉄塔の設計及び耐震性</p> <p>1. 送電鉄塔の設計について</p> <p>送電鉄塔の設計では、鉄塔の種類等を決めた後、電気設備の技術基準 (電気設備に関する技術基準を定める省令) の規定に基づく想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対して、耐えうる強度の部材を選定している。また、北海道電力ネットワーク株式会社の場合、着雪時を考慮した北海道電力ネットワーク株式会社独自の規定に基づく想定荷重によって、鉄塔の各部材に生ずる応力に対しても、耐えうる強度の部材を選定している。</p> <p>(1) 送電鉄塔に加わる荷重</p> <p>送電鉄塔に加わる荷重の主なものは、風圧荷重及び電線張力による荷重であり、これに鉄塔、電線等の重量が荷重として加わる。</p> <p>それらの送電鉄塔に加わる荷重は、垂直荷重、水平縦荷重及び水平横荷重の 3 種類に分類できる。それぞれの想定する荷重の要素は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">第 1 表 送電鉄塔に加わる荷重</p> <table border="1" data-bbox="1294 788 1823 884"> <thead> <tr> <th>垂直荷重</th> <th>水平縦荷重</th> <th>水平横荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄塔重量 電線・がいし等の重量 電線等の被氷 (着雪) の重量 電線張力等の垂直分力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄塔風圧 電線・がいし等に加わる風圧 電線張力等の水平分力 断線によるねじり力 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄塔風圧 不平均張力 断線による不平均張力 断線によるねじり力 </td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="1294 975 1505 1238" style="text-align: center;"> <p>平面図 (鉄塔を上から見た図)</p> </div> <div data-bbox="1554 943 1823 1294" style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="text-align: center;">第 1 図 送電鉄塔平面図及び外観</p>	垂直荷重	水平縦荷重	水平横荷重	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔重量 電線・がいし等の重量 電線等の被氷 (着雪) の重量 電線張力等の垂直分力 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔風圧 電線・がいし等に加わる風圧 電線張力等の水平分力 断線によるねじり力 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔風圧 不平均張力 断線による不平均張力 断線によるねじり力 	<p>【大飯、女川】 記載方針の相違 ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。</p>
垂直荷重	水平縦荷重	水平横荷重							
<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔重量 電線・がいし等の重量 電線等の被氷 (着雪) の重量 電線張力等の垂直分力 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔風圧 電線・がいし等に加わる風圧 電線張力等の水平分力 断線によるねじり力 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔風圧 不平均張力 断線による不平均張力 断線によるねじり力 							

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由											
		<p>(2) 風圧荷重</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重は、高温季と低温季の 2 種類であり、さらに北海道電力ネットワーク株式会社では着雪時の風圧荷重 (着雪時風圧荷重) を独自に規定している。それぞれに適用する風圧荷重は、下表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第 2 表 送電鉄塔に適用する風圧荷重</p> <table border="1" data-bbox="1294 352 1823 560"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>適用する風圧荷重</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温季</td> <td>甲種風圧荷重</td> <td rowspan="2">電気設備の技術基準</td> </tr> <tr> <td>低温季</td> <td>甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重の いずれか大きいもの</td> </tr> <tr> <td>着雪時</td> <td>着雪時風圧荷重</td> <td>北海道電力ネットワーク 株式会社独自</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 甲種風圧荷重 鉄塔の各構成材の垂直投影面に加わる風の圧力によって計算したものであり、平均風速 40m/s を考慮する ● 乙種風圧荷重 架渉線 (電線等) の周囲に厚さ 6mm、比重 0.9 の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の 0.5 倍 (平均風速約 27m/s) によって計算したもの ● 着雪時風圧荷重 気温 0℃で、架渉線 (電線等) の周囲に比重 0.7 の雪が同心円状に 1m 当たり 5kg 付着した状態に対し、平均風速 15m/s の風の圧力によって計算したもの <p>令和 2 年 8 月の電気設備の技術基準の解釈の改正により、送電鉄塔の主要な荷重である風圧荷重に平均風速 40m/s と地域別基本風速を比べて、大きい方の荷重を考慮することに見直しされた。</p> <p>当該地域における過去の平均風速の最大値は 34.1m/s であり、平均風速 40m/s を下回るため、令和 2 年 8 月の改正前と同様に平均風速 40m/s の風圧荷重を考慮することとしている。これは、強い台風による風の強さと同等である。</p>	種別	適用する風圧荷重	規定	高温季	甲種風圧荷重	電気設備の技術基準	低温季	甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重の いずれか大きいもの	着雪時	着雪時風圧荷重	北海道電力ネットワーク 株式会社独自	<p>【大飯, 女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。 <p>【大飯, 女川】</p> <p>最新知見の反映, 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電鉄塔の設計に係る風圧荷重に係る記載の明確化のため、令和 2 年 8 月の電気設備の技術基準の解釈の改正に係る内容の記述を追記した。 ・泊発電所に接続する送電線等の経過地周辺における過去の気象データから平均風速 40m/s を超えた実績がないことを確認した旨の記載の明確化のために追記した。
種別	適用する風圧荷重	規定												
高温季	甲種風圧荷重	電気設備の技術基準												
低温季	甲種風圧荷重又は乙種風圧荷重の いずれか大きいもの													
着雪時	着雪時風圧荷重	北海道電力ネットワーク 株式会社独自												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 送電鉄塔の耐震性評価について</p> <p>(1) 送電設備の耐震性確保に関する基本的な考え方</p> <p>送電鉄塔を含む送電設備の耐震性確保に関する基本的考え方については、兵庫県南部地震後の平成7年7月の中央防災会議において「防災基本計画」が決定され、それに基づいた「電気設備防災対策検討会」の報告書（以下、報告書）に、以下のとおり示されている。</p> <p>【電気設備（送電設備）の確保すべき耐震性】</p> <p>A. 一般的な地震動に際し、個々の設備ごとの機能に重大な支障を生じないこと</p> <p>B. 高レベルの地震動に際しても、著しい（長期的かつ広範囲で）電力の供給に支障が生じることのないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保すること</p> <p>(2) 現行の耐震基準（風圧荷重基準）の妥当性の評価</p> <p>報告書では、兵庫県南部地震（以下、本地震）における被害状況を分析するとともに、理論的及び実証的検討を行い、現行の耐震基準（風圧荷重基準）が、一般的な地震動及び高レベルの地震動に対して妥当なものと評価されている。</p> <p>以下に、その概要を示す。</p> <p>a. 理論的妥当性</p> <p>一般的な地震動に関しては、現行の基準による鉄塔は、建築基準法の震度法によって地震荷重により解析した結果、地震荷重と鉄塔の応力比（地震荷重／風圧荷重）が1以下となり、200～300gal に対する耐震性を有すると評価されている。</p> <p>また、高レベルの地震動に対しては、本地震にて観測された地震波形（水平方向818gal 及び585gal）を入力して動的解析を行った結果、鉄塔の各部材は弾性限界内にとどまり変形も発生しないことが確認されていることから、高レベルの地震動に対しても耐震性を有していることが評価されている。</p> <p>b. 実証的妥当性</p> <p>現行の基準による鉄塔は、本地震より過去の14回の大きな地震の震度6以上の地域において地震動による直接的な被害がなかったことから、一般的な地震動に対して十分な耐震性を有していると評価されている。</p> <p>また、高レベルの地震動に対しても、本地震の地震動に対して鉄塔が倒壊し、送電不能となったものは特殊な構造*の1基のみであったことから、十分な耐震性を有していると評価されている。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>※特殊な構造：一般的な鉄塔部材を交差させた構造（ブライヒ構造）ではない構造。</p> <p>(3) 東北地方太平洋沖地震による被害を踏まえた耐震性の検討 電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（原子力安全・保安部会電力安全小委員会，平成24年3月）において，平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では，倒壊・折損等の鉄塔被害が無かったこと，電力の供給支障を1週間程度でほぼ解消したことを踏まえ，現行の耐震性の考え方について変更の必要はないと評価されている。</p>	<p>【大飯，女川】 記載方針の相違 ・泊は送電鉄塔の設計及び耐震性について詳細情報を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>別紙9 275kV送電線近接区間における鉄塔基礎強化</p> <p>送電線近接区間については、共倒れリスクは極めて低いことから、現状において対策の必要性は無いと判断しているが、鉄塔基礎の強化対策を実施した (平成26年11月工事完了)。</p> <p>【対策箇所の選定条件】</p> <p>斜面崩壊は尾根稜線方向には発生しないが、急斜面から徐々に斜面が崩落すると仮定し、尾根稜線の直角方向にある斜面の下方に、急斜面^{※1}が存在している箇所を抽出。抽出に当たっては斜面崩壊が発生しやすいとされる勾配30°^{※2}よりも安全側とし、斜面勾配25°以上を抽出。</p> <p>【対策箇所の区分】</p> <p>対策箇所A：選定条件を満たし斜面崩壊方向及び鉄塔へ作用する電線張力方向から、他送電線側への倒壊が想定される箇所</p> <p>対策箇所B：選定条件を満たし電線張力方向及び同一斜面の崩壊によって2基同時倒壊が想定される箇所</p> <p>対策箇所C：選定条件を満たし斜面崩壊による倒壊が想定される箇所</p> <p>※1 出典：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」定義第2条『「急斜面」とは傾斜度が30度以上である土地をいう。』</p> <p>※2 出典：日本道路協会編『道路土工 切土工・斜面安定工指針 (平成21年度版)』 P.313によれば、斜面崩壊の約95%が30°以上の斜面で発生しているとされる。</p>  <p>【対策箇所選定結果】・・・対策箇所数 全11箇所</p> <p>□対策箇所A：泊幹線 No.12, 16, 25鉄塔</p> <p>○対策箇所B：後志幹線 No.13, 15, 21, 22, 28, 33鉄塔</p> <p>△対策箇所C：後志幹線 No.20, 28鉄塔</p> <p>【対策方法】</p> <p>①排水工 崩壊箇所の遡田となる地面亀裂への雨水流入などを防止</p> <p>②土留工 鉄塔基礎4脚の一体化により斜面崩壊に対する基礎の安定性を確保</p> <p>【対策イメージ】</p>	<p>【大飯, 女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊は275kV送電線近接区間における鉄塔基礎強化について詳細情報を記載している。</p>

第1図 275kV送電線近接区間における鉄塔基礎強化対策

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

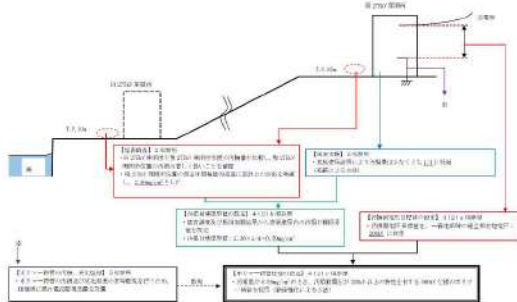
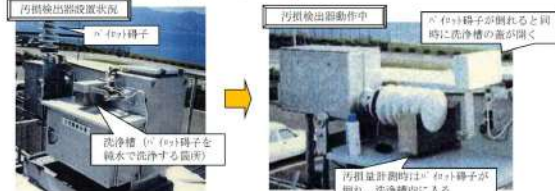
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>別紙10 66kV送電線の津波影響について</p> <p>66kV送電線に連系している変電所のうち、もっとも標高が低く海岸に近い北海道電力ネットワーク株式会社岩内変電所(以下「岩内変電所」という。)の付近の津波高さは、北海道の検討結果によると岩内港における最大遡上高さは約7mであり、岩内変電所は標高10mに設置されていることから津波による浸水のおそれはない。</p> <p>また、66kV送電線のうちの茅沼線の送電線鉄塔1塔が北海道の検討結果による津波の浸水予測範囲内となるが、浸水深想定0.5m未満に対して高さ1.2mのコンクリート構造物で周囲を囲うことにより当該送電線鉄塔は津波の浸水による影響を受けないようにしている。第1.1図に北海道における津波シミュレーション結果について、第1.2図に浸水予測範囲内にある送電線鉄塔の現地状況を示す。</p>  <p>第1.1図 北海道における津波シミュレーション結果について (平成29年2月 北海道ホームページに一部加筆)</p>   <p>第1.2図 浸水予測範囲内にある送電線鉄塔の現地状況</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は66kV送電線の津波影響について詳細情報を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.7.2（参考）送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震性</p> <p>(1)送電鉄塔の長幹支持碍子の免震対策について</p> <p>東日本大震災の被害状況を踏まえ、77kV送電線の長幹支持碍子については免震対策としてロックピン式の免震金具等を設置済み（対策鉄塔83基 H24年3月対策完了）なお、送電線（500kV、77kV）の碍子は、耐震性の高い可とう性のある懸垂碍子を使用している。</p> <p>(2)変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について</p> <p>「変電所等における電気機器の耐震設計指針（JEAG5003）」に基づいて設計を行っている。</p> <div data-bbox="85 643 645 842"> <p>長幹支持碍子の免震対策</p> </div>		<p>別紙11 送変電設備の碍子、遮断器等の耐震性</p> <p>(1)送電線の碍子の耐震性</p> <p>泊発電所につながる送電線のうち支持碍子が設置されている鉄塔については、可とう性を有する碍子へ取り替えを実施した。</p> <div data-bbox="1462 300 1653 448"> </div> <p>第1図 可とう性のある懸垂碍子</p> <p>(2)変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について</p> <p>「変電所等における電気機器の耐震設計指針（JEAG5003）」に基づいて設計を行っている。</p> <div data-bbox="1274 619 1821 762"> </div> <p>第2図 西野変電所及び西双葉開閉所外観</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>別紙12 275kV 開閉所の塩害対策について 275kV 開閉所の塩害対策は以下のとおりである。</p> <p>1. 塩害調査及び風洞実験結果を踏まえた 275kV 開閉所設備の塩害対策の考え方 一般的に屋外電気設備における塩害対策には大きく分けて次の3種類がある。</p> <p>①絶縁強化による方法 ②遮風壁等による遮蔽による方法 ③碍子洗浄による方法</p> <p>275kV 開閉所の塩害対策は、①絶縁強化による方法、②遮風建屋による遮蔽による方法とした。</p> <p>塩害調査等の結果と塩害対策の考え方を第1図に示す。</p>  <p>第1図 塩害調査等の結果と塩害対策の考え方</p> <p>2. 塩害調査について (1)時期 平成9年12月～平成11年2月</p> <p>(2)目的 旧275kV開閉所及び現275kV開閉所位置の汚損量の比較並びに現275kV開閉所位置の想定年間積算汚損量の設定</p> <p>(3)内容 調査場所に汚損検出器を設置し、汚損量測定用碍子(以下、「パイロット碍子」という。)に付着した塩分等の汚損を純水で超音波洗浄し、その洗浄水の導電率を計測することで、汚損量を求めた(第2図参照)。</p>  <p>第2図 汚損検出器</p>	<p>【大飯, 女川】 設備構成の相違 275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響, 塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。 ここでは275kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
		<p>(4) 調査結果</p> <p>代表例として、旧 275kV 開閉所位置 (T.P. 10m) と現 275kV 開閉所位置 (T.P. 85m) それぞれの月最大積算汚損量であったデータを示す。両者を比較して低減率を算出すると次のようになる。</p> <p style="text-align: center;">第1表 塩害調査結果の代表例 (冬季)</p> <table border="1" data-bbox="1254 351 1814 414"> <thead> <tr> <th></th> <th>①旧 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>②現 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>低減率 (%)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年 12 月</td> <td>5.516 mg/cm²</td> <td>0.178 mg/cm²</td> <td>96.8</td> <td>②の最大月</td> </tr> <tr> <td>平成 11 年 2 月</td> <td>5.954 mg/cm²</td> <td>0.145 mg/cm²</td> <td>97.4</td> <td>①の最大月</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の表のように、特に汚損量の多い冬季において、現 275kV 開閉所位置は旧 275kV 開閉所に比べて著しく塩害の影響が少ないことが分かった。具体的には、旧 275kV 開閉所汚損量の 3% 程度の汚損量との評価結果であった。</p> <p>一方、気候が穏やかな夏季については、旧 275kV 開閉所位置も現 275kV 開閉所位置も有意な汚損は見られていない。一例として、旧 275kV 開閉所及び現 275kV 開閉所位置ともに月最小積算汚損量であったデータを第 2 表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第2表 塩害調査結果の代表例 (夏季)</p> <table border="1" data-bbox="1254 718 1814 766"> <thead> <tr> <th></th> <th>①旧 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>②現 275kV 開閉所位置の汚損量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 10 年 8 月</td> <td>0.008 mg/cm²</td> <td>0.005 mg/cm²</td> <td>①②とも最小月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 現 275kV 開閉所位置の汚損量推定</p> <p>旧 275kV 開閉所及び現 275kV 開閉所位置の汚損量データの比較から、想定年間積算汚損量を求めると 1.573mg/cm² となるが、これに設計裕度 150% を見込み、現 275kV 開閉所位置における想定年間積算汚損量を 2.36mg/cm² とした。</p> <p>3. 風洞実験について</p> <p>(1) 時期 平成 11 年 10 月～平成 12 年 3 月</p> <p>(2) 目的 遮風建屋形状を決めるための汚損量低減効果の確認</p> <p>(3) 内容 泊発電所の地形模型を用いて、現 275kV 開閉所位置の風況を確認した。 その結果を踏まえ、異なる形状 (屋根の有無等) の複数の遮風建屋模型を用いて、汚損量低減効果を確認した。</p> <div data-bbox="1288 1244 1825 1404"> <p style="text-align: center;">地形模型 遮風建屋模型 遮風建屋模型の断面</p> </div>		①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	低減率 (%)	備考	平成 10 年 12 月	5.516 mg/cm ²	0.178 mg/cm ²	96.8	②の最大月	平成 11 年 2 月	5.954 mg/cm ²	0.145 mg/cm ²	97.4	①の最大月		①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	備考	平成 10 年 8 月	0.008 mg/cm ²	0.005 mg/cm ²	①②とも最小月	<p>【大飯、女川】 設備構成の相違 275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川 2 の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。 ここでは 275 kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>
	①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	低減率 (%)	備考																						
平成 10 年 12 月	5.516 mg/cm ²	0.178 mg/cm ²	96.8	②の最大月																						
平成 11 年 2 月	5.954 mg/cm ²	0.145 mg/cm ²	97.4	①の最大月																						
	①旧 275kV 開閉所位置の汚損量	②現 275kV 開閉所位置の汚損量	備考																							
平成 10 年 8 月	0.008 mg/cm ²	0.005 mg/cm ²	①②とも最小月																							

第3図 風洞実験の様子

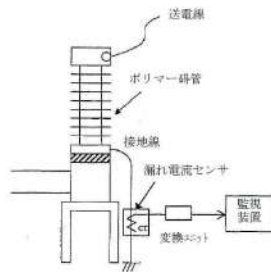
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>(4)実験結果</p> <p>異なる遮風建屋形状(屋根の有無等)の効果を確認するため、第3表に示す4つの遮風建屋模型(アクリル製)を用いて風洞実験を実施した。風洞実験は、風洞入口部で塩分等を模擬した粒子を発生させ、遮風建屋模型内外の粒子量を計測し、比較することで遮風建屋による汚損量低減効果を確認した。</p> <p style="text-align: center;">第3表 遮風建屋模型</p> <table border="1" data-bbox="1256 379 1821 531"> <thead> <tr> <th>モデル</th> <th>特 徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>屋根付き、遮風建屋の高さ 16.7m</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>屋根なし、遮風建屋の高さ 9.2m</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>屋根なし、遮風建屋の高さ 13.7m</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>屋根付き、天井にフィン付き、遮風建屋の高さ 16.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)遮風建屋構造の決定</p> <p>風洞実験の結果から、モデルAが最も構造上有利であることを確認した。モデルAの場合、遮風建屋を設置した場合、しない場合に比べて、汚損量は少なくとも1/4に低減されることが分かった。</p> <p>4. 現 275kV 開閉所設備仕様の決定について</p> <p>(1)現 275kV 開閉所仕様について</p> <p>塩害調査結果から、現 275kV 開閉所位置は旧 275kV 開閉所に比べて著しく塩害の影響が小さいことが分かったが、さらに汚損低減効果がある屋根付き遮風建屋を設置した。</p> <p>送電線との接続部には耐汚損特性に優れ軽量で耐震上も有利であるポリマー導管を採用した(第4図参照)。</p> <div data-bbox="1294 983 1821 1123"> </div> <p style="text-align: center;">第4図 275kV 開閉所</p>	モデル	特 徴	A	屋根付き、遮風建屋の高さ 16.7m	B	屋根なし、遮風建屋の高さ 9.2m	C	屋根なし、遮風建屋の高さ 13.7m	D	屋根付き、天井にフィン付き、遮風建屋の高さ 16.7m	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。</p> <p>ここでは275kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>
モデル	特 徴												
A	屋根付き、遮風建屋の高さ 16.7m												
B	屋根なし、遮風建屋の高さ 9.2m												
C	屋根なし、遮風建屋の高さ 13.7m												
D	屋根付き、天井にフィン付き、遮風建屋の高さ 16.7m												

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) ポリマー碍管仕様の決定</p> <p>a. 汚損耐電圧目標値</p> <p>ポリマー碍管仕様決定に必要な汚損耐電圧目標値は、一線地絡時の健全相対地電圧 E(1LG) 208kV とした (第5図参照)。</p> <div data-bbox="1406 288 1722 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $E(1LG) = \frac{E(N)}{\sqrt{3}} \times 1.15/1.1 \times k = 208kV$ <p>相電圧 (約156kV) 最大使用電圧 電圧上昇係数 ここで、E(1LG)：一線地絡時の健全相対地電圧 E(N)：系統公称電圧 (275kV) k：電圧上昇係数 (1.25)</p> </div> <div data-bbox="1384 411 1765 560"> </div> <div data-bbox="1525 587 1621 603"> <p>線間電圧と相電圧</p> </div> <div data-bbox="1317 639 1765 715"> </div> <p style="text-align: center;">第5図 汚損耐電圧目標値</p> <p>b. 汚損目標限界値</p> <p>ポリマー碍管仕様決定に必要な汚損目標限界値は、塩害調査結果から求めた想定年間積算汚損量 2.36mg/cm² に遮風建屋による低減効果 1/4 を乗じた値：0.59mg/cm² とした。</p> <p>c. ポリマー碍管仕様の決定</p> <p>ポリマー碍管の汚損量が汚損目標限界値である 0.59mg/cm² のときの汚損耐電圧が 208kV を上回る 500kV 仕様のポリマー碍管を選定した (第6図参照)。</p> <div data-bbox="1352 1043 1709 1353"> </div> <p style="text-align: center;">第6図 ポリマー碍管の汚損耐電圧特性</p>	<p>【大飯, 女川】 設備構成の相違 275kV 開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。 ここでは 275 kV 開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

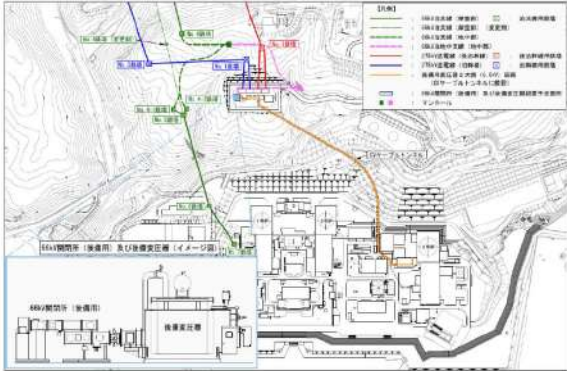
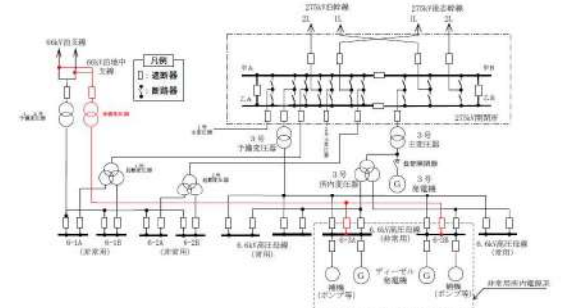
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5. ポリマー罫管の汚損、劣化監視のための漏れ電流監視装置について</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>ポリマー罫管の汚損、劣化が進行すると、漏れ電流が増加し、地絡事故に至る。ポリマー罫管の汚損及び劣化程度の常時監視を行うため、漏れ電流監視装置を設置した。</p> <p>(2) 漏れ電流監視装置概要</p> <p>ポリマー罫管の接地線に漏れ電流センサ (CT) を設置し、漏れ電流の増加の有無を常時監視する。装置構成概要を第7図に示す。</p>  <p>第7図 漏れ電流監視装置</p> <p>(3) 監視方法について</p> <p>一般的に、地絡事故の前兆としては100mA程度の漏れ電流が観測される。これを踏まえ、本装置では安全側に100mAの1/10の10mAが計測されると、警報を発信するよう設定した。警報発信の際は、送電線を停電し、ポリマー罫管の清掃を実施する。</p> <p>6. ポリマー罫管の汚損状況について</p> <p>(1) 漏れ電流監視実績について</p> <p>平成19年10月のポリマー罫管使用開始以降、ポリマー罫管の漏れ電流の計測結果は0.1mA程度が継続しており、汚損、劣化の兆候は見られていない。</p> <p>(2) 汚損状況について</p> <p>ポリマー罫管の清掃に合わせてポリマー罫管の汚損量測定を実施したが、現時点において著しい汚損は確認されていない。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>275kV開閉所の塩害対策については、比較表「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策(2) 塩害対策」にて、女川2の塩害対策の考え方と相違がないことを示している。ここでは275kV開閉所の塩害対策についての詳細を示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別紙）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>別紙13 66kV送電線から後備変圧器を介した電力供給ルートの確保について</p> <p>送電鉄塔の倒壊を前提とした共倒れの影響を踏まえても、電線路（送電線）のうち少なくとも1回線は、他の回線と物理的に分離して受電できるよう、常設の66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器を設置し、基準適合に必要な66kV送電線からの常設設備による電力供給ルートを確保する設計とする。</p> <p><66kV送電線からの分岐による電力供給ルートの確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 275kV泊幹線（No.1～No.3）の送電線が落下し、66kV泊支線（No.4～No.5）の送電線と接触して停電するのを防止するため、66kV泊支線（No.4～No.5）の送電線を地中化する。 ● 66kV泊支線No.4鉄塔（変更前）が275kV泊幹線No.3鉄塔の倒壊範囲内に設置されているため、275kV泊幹線No.3鉄塔の倒壊の影響を受けないよう、275kV泊幹線No.3鉄塔の倒壊範囲の外側に66kV泊支線No.4鉄塔を移設・建替する。 ● 66kV泊地中支線は、66kV泊支線No.4～No.5鉄塔間の66kV泊支線（地中部）から分岐した地中ケーブルにて66kV開閉所（後備用）に接続する。後備変圧器2次側の6.6kVケーブルは、CVケーブルトンネルに敷設する。 <p>（概略配置図は第1図、単線結線図は第2図参照）</p>	<p>【大飯、女川】 設計方針の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の泊発電所3号炉に対する電力供給は275kV送電線2ルートであるが、設計方針を変更し、基準適合に必要な設備として66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器を設置するとともに、66kV送電線からの電力供給ルートを確保する設計とする。

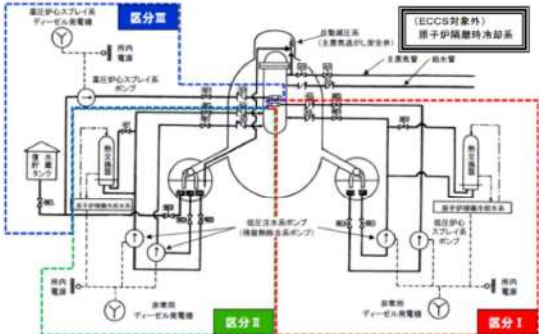
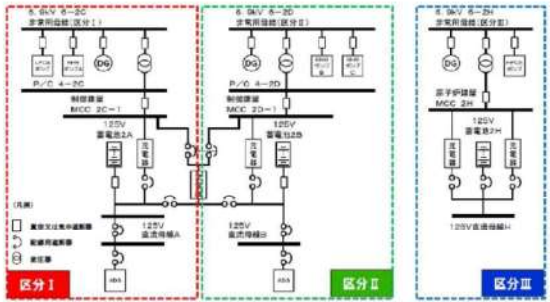
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		 <p>第 1 図 概略配置図</p>  <p>第 2 図 66kV 開閉所 (後備用) 及び後備変圧器設置後の単線結線図</p>	<p>【大飯, 女川】 設計方針の変更 ・現状の泊発電所 3 号炉に対する電力供給は 275kV 送電線 2 ルートであるが, 設計方針を変更し, 基準適合に必要な設備として 66kV 開閉所 (後備用) 及び後備変圧器を設置するとともに, 66kV 送電線からの電力供給ルートを確認する設計とする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>参考1 非常用電源設備の多重性及び独立性について (BWR-5)</p> <p>1 非常用炉心冷却系の多重性及び独立性 非常用炉心冷却系 (ECCS) は、原子炉冷却材圧力バウンダリのいかなる配管破断に対して単一故障及び外部電源喪失を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、表 1-1 のとおり、系統の多重性に十分な裕度を持たせた設計としている。 また、非常用炉心冷却系は、図 1-1 のとおり、その起動信号、電源及び原子炉補機冷却系も含めて、区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲに物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p>2 非常用電源設備の多重性及び独立性 非常用電源設備 (非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。)) 及び蓄電池) は、単一故障を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、系統の多重性を考慮した設計としている。 また、非常用電源設備は、図 1-2 のとおり、区分Ⅰ、区分Ⅱ及び区分Ⅲに物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p style="text-align: center;">表 1-1 非常用炉心冷却系の安全機能と設計方針</p> <table border="1" data-bbox="672 742 1232 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2">ECCSの安全機能</th> <th>設計方針</th> <th>系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心冷却</td> <td>スプレィ冷却</td> <td>1系統で十分なスプレィ能力を持つ炉心スプレィ系を独立2系統設ける。</td> <td>HPCS LPCS</td> </tr> <tr> <td>再冠水冷却</td> <td>再冠水能力を持つ低圧注水系 (LPCI) を設け、独立3ループとする。炉心スプレィ系1系統当たりの再冠水能力は、低圧注水系1ループとする。最も過酷な破断でも3ループ分の注水量で十分な冠水能力を持つこと。</td> <td>LPCI×3 HPCS LPCS</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉減圧</td> <td>冷水注入</td> <td>炉心スプレィ系の1系統を原子炉高圧で作動可能とし、減圧能力を持つこと。</td> <td>HPCS</td> </tr> <tr> <td>蒸気放出</td> <td>自動減圧弁で、単1個故障しても十分な減圧能力を持つこと。</td> <td>ADS×2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期にわたる過熱熱除去</td> <td>炉心冷却</td> <td>炉心スプレィ系1系統又は低圧注水系 (LPCI) ループのどちらか一方で十分な冠水能力を持つこと。</td> <td>HPCS LPCS LPCI</td> </tr> <tr> <td>サブプレッジョンプール冷却</td> <td>低圧注水系2系列に各々熱交換器を設け、1系列で十分なプール冷却能力を持つこと。</td> <td>LPCI×2</td> </tr> </tbody> </table>	ECCSの安全機能		設計方針	系統	炉心冷却	スプレィ冷却	1系統で十分なスプレィ能力を持つ炉心スプレィ系を独立2系統設ける。	HPCS LPCS	再冠水冷却	再冠水能力を持つ低圧注水系 (LPCI) を設け、独立3ループとする。炉心スプレィ系1系統当たりの再冠水能力は、低圧注水系1ループとする。最も過酷な破断でも3ループ分の注水量で十分な冠水能力を持つこと。	LPCI×3 HPCS LPCS	原子炉減圧	冷水注入	炉心スプレィ系の1系統を原子炉高圧で作動可能とし、減圧能力を持つこと。	HPCS	蒸気放出	自動減圧弁で、単1個故障しても十分な減圧能力を持つこと。	ADS×2	長期にわたる過熱熱除去	炉心冷却	炉心スプレィ系1系統又は低圧注水系 (LPCI) ループのどちらか一方で十分な冠水能力を持つこと。	HPCS LPCS LPCI	サブプレッジョンプール冷却	低圧注水系2系列に各々熱交換器を設け、1系列で十分なプール冷却能力を持つこと。	LPCI×2	<p>参考1 非常用電源設備の多重性及び独立性について</p> <p>1. 非常用炉心冷却系の多重性及び独立性 非常用炉心冷却系 (ECCS) は、原子炉冷却材圧力バウンダリの想定される配管破断に対して単一故障及び外部電源喪失を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、表 1.1 のとおり、系統の多重性に十分な裕度を持たせた設計としている。 また、非常用炉心冷却系は、図 1.1 のとおり、その起動信号、電源も含めて、非常用A系、B系に物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p>2. 非常用電源設備の多重性及び独立性 非常用電源設備 (ディーゼル発電機及び蓄電池) は、単一故障を仮定しても、所要の安全機能を確保できるよう、系統の多重性を考慮した設計としている。 また、非常用電源設備は、表 1.2 のとおり、非常用A系、B系に物理的に分離・独立し、相互に影響しない設計としている。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 安全設備の安全機能と設計方針</p> <table border="1" data-bbox="1265 762 1814 874"> <thead> <tr> <th>ECCSの安全機能</th> <th>設計方針</th> <th>系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉心冷却</td> <td>1系統で十分な炉心注水能力を有する高圧注水系を独立2系統設ける。</td> <td>SIS</td> </tr> <tr> <td>1系統で十分な炉心注水能力を有する低圧注水系を独立2系統設ける。</td> <td>RHRS</td> </tr> </tbody> </table>	ECCSの安全機能	設計方針	系統	炉心冷却	1系統で十分な炉心注水能力を有する高圧注水系を独立2系統設ける。	SIS	1系統で十分な炉心注水能力を有する低圧注水系を独立2系統設ける。	RHRS	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】 炉型による安全設備及び非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：いかなる一泊：想定される (泊は島根の記載に合わせてDBで想定される配管破断を記載している。) 【女川】 設備名称の相違 (D/G) 【女川】 非常用電源設備構成の相違</p>
ECCSの安全機能		設計方針	系統																																	
炉心冷却	スプレィ冷却	1系統で十分なスプレィ能力を持つ炉心スプレィ系を独立2系統設ける。	HPCS LPCS																																	
	再冠水冷却	再冠水能力を持つ低圧注水系 (LPCI) を設け、独立3ループとする。炉心スプレィ系1系統当たりの再冠水能力は、低圧注水系1ループとする。最も過酷な破断でも3ループ分の注水量で十分な冠水能力を持つこと。	LPCI×3 HPCS LPCS																																	
原子炉減圧	冷水注入	炉心スプレィ系の1系統を原子炉高圧で作動可能とし、減圧能力を持つこと。	HPCS																																	
	蒸気放出	自動減圧弁で、単1個故障しても十分な減圧能力を持つこと。	ADS×2																																	
長期にわたる過熱熱除去	炉心冷却	炉心スプレィ系1系統又は低圧注水系 (LPCI) ループのどちらか一方で十分な冠水能力を持つこと。	HPCS LPCS LPCI																																	
	サブプレッジョンプール冷却	低圧注水系2系列に各々熱交換器を設け、1系列で十分なプール冷却能力を持つこと。	LPCI×2																																	
ECCSの安全機能	設計方針	系統																																		
炉心冷却	1系統で十分な炉心注水能力を有する高圧注水系を独立2系統設ける。	SIS																																		
	1系統で十分な炉心注水能力を有する低圧注水系を独立2系統設ける。	RHRS																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	 <p>図1-1 非常用炉心冷却系統構成図</p>  <p>図1-2 非常用炉心冷却系電源構成図</p>	<p>(電源：非常用A系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系（高压注入系）（SIS） ・非常用炉心冷却系（低压注入系）（RRRS） <p>(電源：非常用B系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系（高压注入系）（SIS） ・非常用炉心冷却系（低压注入系）（RRRS） <p>図1.1 安全設備の系統構成</p> <p>表1.2 安全設備の非常用A、B系電源区分</p> <table border="1" data-bbox="1288 566 1803 853"> <thead> <tr> <th>非常用A系</th> <th>非常用B系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-ディーゼル発電機</td> <td>B-ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>A-高压注入ポンプ</td> <td>B-高压注入ポンプ</td> </tr> <tr> <td>A-余熱除去ポンプ</td> <td>B-余熱除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>A-蓄電池</td> <td>B-蓄電池</td> </tr> <tr> <td>A-メタルクラッド開閉装置</td> <td>B-メタルクラッド開閉装置</td> </tr> <tr> <td>A1-パワーコントロールセンタ</td> <td>B1-パワーコントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>A2-パワーコントロールセンタ</td> <td>B2-パワーコントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>A1-原子炉コントロールセンタ</td> <td>B1-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>A2-原子炉コントロールセンタ</td> <td>B2-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>A-計装用インバータ</td> <td>B-計装用インバータ</td> </tr> <tr> <td>C-計装用インバータ</td> <td>D-計装用インバータ</td> </tr> </tbody> </table>	非常用A系	非常用B系	A-ディーゼル発電機	B-ディーゼル発電機	A-高压注入ポンプ	B-高压注入ポンプ	A-余熱除去ポンプ	B-余熱除去ポンプ	A-蓄電池	B-蓄電池	A-メタルクラッド開閉装置	B-メタルクラッド開閉装置	A1-パワーコントロールセンタ	B1-パワーコントロールセンタ	A2-パワーコントロールセンタ	B2-パワーコントロールセンタ	A1-原子炉コントロールセンタ	B1-原子炉コントロールセンタ	A2-原子炉コントロールセンタ	B2-原子炉コントロールセンタ	A-計装用インバータ	B-計装用インバータ	C-計装用インバータ	D-計装用インバータ	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 炉型による安全設備及び非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p>
非常用A系	非常用B系																										
A-ディーゼル発電機	B-ディーゼル発電機																										
A-高压注入ポンプ	B-高压注入ポンプ																										
A-余熱除去ポンプ	B-余熱除去ポンプ																										
A-蓄電池	B-蓄電池																										
A-メタルクラッド開閉装置	B-メタルクラッド開閉装置																										
A1-パワーコントロールセンタ	B1-パワーコントロールセンタ																										
A2-パワーコントロールセンタ	B2-パワーコントロールセンタ																										
A1-原子炉コントロールセンタ	B1-原子炉コントロールセンタ																										
A2-原子炉コントロールセンタ	B2-原子炉コントロールセンタ																										
A-計装用インバータ	B-計装用インバータ																										
C-計装用インバータ	D-計装用インバータ																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 保安電源設備</p>	<p style="text-align: center;">別添7 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料（保安電源設備）</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 保安電源設備</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 保安電源設備</p>	<p style="text-align: center;">別添</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・泊の他条文の記載と整合を図った。（記載統一） プラント名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第33条 保安電源設備 (追加要求事項)</p> <p>【解説】</p> <p>① 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>② 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>③ 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p>	<p>第33条 保安電源設備 (追加要求事項)</p> <p>① 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>② 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>③ 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p>	<p>33条 保安電源設備</p> <p>【追加要求事項】</p> <p>33条 保安電源設備</p> <p>① 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>② 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>③ 保安電源設備 (安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線網、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することにより、機器の故障、故障その他の異常を発生するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>【解説】 第4項に規定する「少なくとも二回線」とは、送電可能な回線又は受電専用の回線の組み合わせにより、電力系統と非常用内配電設備とを接続する外部電源受電回線を2つ以上設けることにより達成されることをいう。</p> <p>第4項に規定する「互いに独立したもの」とは、発電用原子炉施設に接続する電線路の上流側の接続先において1つの発電用又は受電専用施設が故障した場合により当該設計基準対象施設が電力系統から遮断されることにならないことをいう。</p> <p>5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。</p> <p>【解説】 第5項に規定する「物理的に分離」とは、同一の送電鉄塔等に架設されていないことをいう。</p>	<p>4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>【解説】 第4項に規定する「少なくとも二回線」とは、送電可能な回線又は受電専用の回線の組み合わせにより、電力系統と非常用内配電設備とを接続する外部電源受電回線を2つ以上設けることにより達成されることをいう。</p> <p>第4項に規定する「互いに独立したもの」とは、発電用原子炉施設に接続する電線路の上流側の接続先において1つの発電用又は受電専用施設が故障した場合により当該設計基準対象施設が電力系統から遮断されることにならないことをいう。</p> <p>5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。</p> <p>【解説】 第5項に規定する「物理的に分離」とは、同一の送電鉄塔等に架設されていないことをいう。</p>	<p>4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>【解説】 第4項に規定する「少なくとも二回線」とは、送電可能な回線又は受電専用の回線の組み合わせにより、電力系統と非常用内配電設備とを接続する外部電源受電回線を2つ以上設けることにより達成されることをいう。</p> <p>第4項に規定する「互いに独立したもの」とは、発電用原子炉施設に接続する電線路の上流側の接続先において1つの発電用又は受電専用施設が故障した場合により当該設計基準対象施設が電力系統から遮断されることにならないことをいう。</p> <p>5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。</p> <p>【解説】 第5項に規定する「物理的に分離」とは、同一の送電鉄塔等に架設されていないことをいう。</p>	<p>【大飯、女川】 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>設計基準対象炉は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に、過電に耐えないものでなければならない。</p> <p>【解釈】 第6項に規定する「他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合は、発電用原子炉施設ごとに、必要な電気容量の非常用電源設備を設置した上で、安全性の向上が認められる設計であることを条件として、認められる非常用電源設備の共用をいう。」</p> <p>非常用電源設備を共用する場合、過電に耐えないものでなければならない。</p> <p>設計基準事故において、発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>非常用電源設備を原子炉ごとに設置する。</p>	<p>7. 非常用電源設備及びその附属設備は、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時には設計基準事故発生時において工学的安全集積及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。</p> <p>【解釈】 7. 第7項に規定する「十分な容量」とは、7日間の外部電源喪失を仮定しても、非常用ディーゼル発電機等の連続運転により必要とする電力を供給できることを含む。非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備（貯蔵容量は分類Sクラス）は、7日分の連続運転に必要な容量以上を敷地内に貯蔵できるものであること。</p> <p>非常用電源設備及びその附属設備の多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保。</p> <p>非常用電源設備の多量性及び独立性を確保し、単一故障発生時の機能を確保する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備（貯蔵容量は分類Sクラス）は、7日分の連続運転に必要な容量以上を敷地内に貯蔵できるものであること。</p> <p>7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間の容量以上の燃料を貯蔵力のディーゼル発電機燃料油貯蔵槽に貯蔵する。</p> <p>8. 設計基準対象炉は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過電に耐えないものでなければならない。</p> <p>【解釈】 8. 第6項に規定する「他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合は、発電用原子炉施設ごとに、必要な電気容量の非常用電源設備を設置した上で、安全性の向上が認められる設計であることを条件として、認められる非常用電源設備の共用をいう。」</p> <p>非常用電源設備を共用する場合、過電に耐えないものでなければならない。</p> <p>設計基準事故において、発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>非常用電源設備を原子炉ごとに設置する。</p>	<p>【大飯、女川】 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備（別添）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設置許可基準対象条文</th> <th style="width: 15%;">対象項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第33条 保安電源設備</td> <td rowspan="3">開閉所設備、 所内電気設備の 系統分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">送電線、母線等 の多重化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重要安全施設へ の電力供給</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受電系統の 自動切替</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による 異常の検知</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備	開閉所設備、 所内電気設備の 系統分離	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	送電線、母線等 の多重化	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	重要安全施設へ の電力供給	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	受電系統の 自動切替	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	保護装置による 異常の検知	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	<p style="text-align: center;">表1 (1/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設置許可基準対象条文</th> <th style="width: 15%;">対象項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">第33条 保安電源設備</td> <td rowspan="3">開閉所設備、 所内電気設備の 系統分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">送電線、母線等 の多重化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重要安全施設へ の電力供給</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受電系統の 自動切替</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による 異常の検知</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表1 (2/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設置許可基準対象条文</th> <th style="width: 15%;">対象項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第33条 保安電源設備</td> <td rowspan="3">電流不平衡の 監視又は開閉所 端子の巡視点検</td> <td>運用・手順</td> <td>・変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。 ・1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">故障箇所の隔離、 受電切替</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備	開閉所設備、 所内電気設備の 系統分離	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	送電線、母線等 の多重化	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	重要安全施設へ の電力供給	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	受電系統の 自動切替	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	保護装置による 異常の検知	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第33条 保安電源設備	電流不平衡の 監視又は開閉所 端子の巡視点検	運用・手順	・変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。 ・1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備する。	体制	—	保守・点検	—	故障箇所の隔離、 受電切替	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	<p style="text-align: center;">表1 運用、手順に係る対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 70%;">運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">送電線、開閉所母線、変圧器の多重化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用高圧母線は3輪輪で構成</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">適切な機器仕様 の選定</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">受電系統の自動又は手動切替</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による異常検知</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮断器開放による故障箇所隔離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による電流不平衡検知</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	送電線、開閉所母線、変圧器の多重化	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	非常用高圧母線は3輪輪で構成	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	適切な機器仕様 の選定	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	受電系統の自動又は手動切替	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	運用・手順	—	体制	—	保護装置による異常検知	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	運用・手順	—	体制	—	遮断器開放による故障箇所隔離	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	運用・手順	—	体制	—	保護装置による電流不平衡検知	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	<p style="text-align: center;">【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の他条文の記載と整合を図った。(記載統一) ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																															
第33条 保安電源設備	開閉所設備、 所内電気設備の 系統分離	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	送電線、母線等 の多重化	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	重要安全施設へ の電力供給	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	受電系統の 自動切替	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
保護装置による 異常の検知	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																															
第33条 保安電源設備	開閉所設備、 所内電気設備の 系統分離	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	送電線、母線等 の多重化	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	重要安全施設へ の電力供給	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	受電系統の 自動切替	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
保護装置による 異常の検知	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																															
第33条 保安電源設備	電流不平衡の 監視又は開閉所 端子の巡視点検	運用・手順	・変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。 ・1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備する。																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
	故障箇所の隔離、 受電切替	運用・手順	—																																																																																																																																																																															
		体制	—																																																																																																																																																																															
		保守・点検	—																																																																																																																																																																															
対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																																
送電線、開閉所母線、変圧器の多重化	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
非常用高圧母線は3輪輪で構成	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
適切な機器仕様 の選定	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
受電系統の自動又は手動切替	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																
	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
保護装置による異常検知	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																
	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
遮断器開放による故障箇所隔離	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																
	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
保護装置による電流不平衡検知	運用・手順	—																																																																																																																																																																																
	体制	—																																																																																																																																																																																
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																					
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 70%;"> <p>表1 (3/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">送電線の物理的分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄塔基礎の安定性、母子の耐震性強化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	<p>表1 (3/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">送電線の物理的分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄塔基礎の安定性、母子の耐震性強化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	送電線の物理的分離	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	鉄塔基礎の安定性、母子の耐震性強化	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	教育・訓練	—	教育・訓練	—	教育・訓練	—	<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 70%;"> <p>表1 (4/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、 タイライン構成</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (十分な支持性能)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮断器 (ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (津波の影響を受けない防潮堤等)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子洗浄</td> <td>運用・手順</td> <td>・電気設備の塩害を考慮し、定期的に母子洗浄操作を実施する。 ・また、母子の汚損が激しい場合は、臨時に母子洗浄操作を実施する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	<p>表1 (4/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、 タイライン構成</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (十分な支持性能)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮断器 (ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (津波の影響を受けない防潮堤等)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子洗浄</td> <td>運用・手順</td> <td>・電気設備の塩害を考慮し、定期的に母子洗浄操作を実施する。 ・また、母子の汚損が激しい場合は、臨時に母子洗浄操作を実施する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、 タイライン構成	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	地盤 (十分な支持性能)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	遮断器 (ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	地盤 (津波の影響を受けない防潮堤等)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	母子洗浄	運用・手順	・電気設備の塩害を考慮し、定期的に母子洗浄操作を実施する。 ・また、母子の汚損が激しい場合は、臨時に母子洗浄操作を実施する。	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	教育・訓練	—	教育・訓練	—	教育・訓練	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">開閉所の送電線引留部 (架線部) の送電点検</td> <td>運用・手順</td> <td>実注器1次側における1相開放事象の対応として、270kV送電線は複数回線を確認し、1回線となる場合には送電線引留部 (架線部) の送電点検を実施する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保護装置による異常検知</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮断器開放による隔離及び受電切替</td> <td>運用・手順</td> <td>実注器1次側において1相開放を検出した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるように切替えを実施する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外部電源系6回線と接続 270kV (4回線) 66kV (2回線)</td> <td>運用・手順</td> <td>外部電源系統切替を実施する際は、あらかじめ手順を定め、給電運用箇所と連携を図り確実に操作を実施する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タイラインで接続</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (十分な支持性能)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">懸垂母子の使用</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	開閉所の送電線引留部 (架線部) の送電点検	運用・手順	実注器1次側における1相開放事象の対応として、270kV送電線は複数回線を確認し、1回線となる場合には送電線引留部 (架線部) の送電点検を実施する。	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	教育・訓練	—	教育・訓練	—	保護装置による異常検知	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	教育・訓練	—	教育・訓練	—	遮断器開放による隔離及び受電切替	運用・手順	実注器1次側において1相開放を検出した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるように切替えを実施する。	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	教育・訓練	—	教育・訓練	—	外部電源系6回線と接続 270kV (4回線) 66kV (2回線)	運用・手順	外部電源系統切替を実施する際は、あらかじめ手順を定め、給電運用箇所と連携を図り確実に操作を実施する。	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	教育・訓練	—	教育・訓練	—	タイラインで接続	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	教育・訓練	—	教育・訓練	—	地盤 (十分な支持性能)	運用・手順	—	体制	—	保守管理	—	教育・訓練	教育・訓練	—	教育・訓練	—	教育・訓練	—	懸垂母子の使用	運用・手順	—	体制	—	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。	教育・訓練	—	教育・訓練	—	<p>【大飯、女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。
設置許可基準対象条文	<p>表1 (3/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">送電線の物理的分離</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄塔基礎の安定性、母子の耐震性強化</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線		運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—		送電線の物理的分離	運用・手順	—	体制	—	保守・点検		—	鉄塔基礎の安定性、母子の耐震性強化	運用・手順	—	体制	—		保守・点検	—	教育・訓練	教育・訓練	—	教育・訓練	—	教育・訓練	—																																																																																																																																																				
対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																																						
275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
送電線の物理的分離	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
鉄塔基礎の安定性、母子の耐震性強化	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
設置許可基準対象条文	<p>表1 (4/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象項目</th> <th>区分</th> <th>運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、 タイライン構成</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (十分な支持性能)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮断器 (ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地盤 (津波の影響を受けない防潮堤等)</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">母子洗浄</td> <td>運用・手順</td> <td>・電気設備の塩害を考慮し、定期的に母子洗浄操作を実施する。 ・また、母子の汚損が激しい場合は、臨時に母子洗浄操作を実施する。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育・訓練</td> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、 タイライン構成	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	地盤 (十分な支持性能)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	遮断器 (ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	地盤 (津波の影響を受けない防潮堤等)	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	—	母子洗浄	運用・手順	・電気設備の塩害を考慮し、定期的に母子洗浄操作を実施する。 ・また、母子の汚損が激しい場合は、臨時に母子洗浄操作を実施する。	体制	—	保守・点検	—	教育・訓練	教育・訓練	—	教育・訓練	—	教育・訓練	—																																																																																																																																										
対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																																						
275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線、 タイライン構成	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
地盤 (十分な支持性能)	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
遮断器 (ガス絶縁開閉装置、ガス遮断器)	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
地盤 (津波の影響を受けない防潮堤等)	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
母子洗浄	運用・手順	・電気設備の塩害を考慮し、定期的に母子洗浄操作を実施する。 ・また、母子の汚損が激しい場合は、臨時に母子洗浄操作を実施する。																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守・点検	—																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
対象項目	区分	運用対策等																																																																																																																																																																																						
開閉所の送電線引留部 (架線部) の送電点検	運用・手順	実注器1次側における1相開放事象の対応として、270kV送電線は複数回線を確認し、1回線となる場合には送電線引留部 (架線部) の送電点検を実施する。																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
保護装置による異常検知	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
遮断器開放による隔離及び受電切替	運用・手順	実注器1次側において1相開放を検出した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるように切替えを実施する。																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
外部電源系6回線と接続 270kV (4回線) 66kV (2回線)	運用・手順	外部電源系統切替を実施する際は、あらかじめ手順を定め、給電運用箇所と連携を図り確実に操作を実施する。																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
タイラインで接続	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
地盤 (十分な支持性能)	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	—																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
懸垂母子の使用	運用・手順	—																																																																																																																																																																																						
	体制	—																																																																																																																																																																																						
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																																																																																																																																																																						
教育・訓練	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						
	教育・訓練	—																																																																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第33条 保安電源設備	駆動機の使用	運用・手順	—
		体制	—
	ガス純粋潤滑装置の使用	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。
		教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。
	潤滑 (揮発性の量を上げない、電動高圧)	運用・手順	—
		体制	—
	原子炉冷却水の配置	保守管理	電気設備の場所を考慮し、定期的に原子炉冷却系を点検する。また、原子炉の構造が異なる場合は、事前に原子炉停止を実施する。
		教育・訓練	電気設備の場所を考慮し、定期的に原子炉冷却系を点検する。また、原子炉の構造が異なる場合は、事前に原子炉停止を実施する。
非常用電源設備の多重化及び独立性を確保しており、第一故障発生時の機能確保が可能	運用・手順	—	
	体制	—	

技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)

女川原子力発電所2号炉

表1 (5/5) 技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)

設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等
第33条 保安電源設備	ディーゼル発電機の多重性及び独立性	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
		運用・手順	—
		体制	—
	蓄電池の多重性及び独立性	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
	7日間分の容量以上の燃料貯蔵、燃料輸送	運用・手順	—
		体制	—
		保守・点検	—
		教育・訓練	—
	非常用電源設備を号炉毎に設置	運用・手順	—
		体制	—
	保守・点検	—	
	教育・訓練	—	

泊発電所3号炉

対象項目	区分	運用対策等
ガス純粋潤滑装置の使用	運用・手順	—
	体制	—
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。
地震 (津波の影響を受けない敷地高さ)、防振性	運用・手順	—
	体制	—
	保守管理	—
	教育・訓練	—
送風機等の設置、ボリマー誘電体の採用、ケーブル引き込みによる保護	運用・手順	電気設備の損害による汚損、劣化を監視するためボリマー誘電体の漏れ電流測定を実施する。また、端子の汚損が激しい場合は、端子の清掃を実施する。
	体制	—
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。
非常用電源設備の多重性及び独立性を確保しており、第一故障発生時の機能確保が可能	運用・手順	—
	体制	—
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。
7日間分の容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃料油貯蔵槽に貯蔵	運用・手順	—
	体制	—
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。
非常用電源設備を号炉ごとに設置	運用・手順	—
	体制	—
	保守管理	電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じて補修を行う。
	教育・訓練	電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。

相違理由

【大飯、女川】
 ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: center;">技術的能力に係る運用対策等 (設計基準)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象項目</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 50%;">運用対策等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> タンクローリー ・以上 ・姿勢 ・位置の分岐 ・(運転時) BO切片系保護 </td> <td>運用・手続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリーを運用した際の手順 ・保安電源設備の管理 (作機運転時含む) ・保安電源設備 (保安設備) の管理 ・保安電源設備のタンクローリーの燃料輸送ルート保安作業 (必要時) ・保安電源設備のタンクローリーの燃料輸送ルート土砂崩落作業 (必要時) ・(運転時) タンクローリー全台機運転時に発生する外部電源喪失(BO時のディーゼル発電機出力系別保護)手続 ・(運転時) 保安電源設備を台時のタンクローリー一機一機管理 (保安設備及び作業者の運用含む) ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>体制</td> <td> タンクローリーに要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守管理</td> <td> タンクローリーに要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>運用・手続</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>体制</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守管理</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>運用・手続</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>体制</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>保守管理</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育・訓練</td> <td> 保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象項目	区分	運用対策等	タンクローリー ・以上 ・姿勢 ・位置の分岐 ・(運転時) BO切片系保護	運用・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリーを運用した際の手順 ・保安電源設備の管理 (作機運転時含む) ・保安電源設備 (保安設備) の管理 ・保安電源設備のタンクローリーの燃料輸送ルート保安作業 (必要時) ・保安電源設備のタンクローリーの燃料輸送ルート土砂崩落作業 (必要時) ・(運転時) タンクローリー全台機運転時に発生する外部電源喪失(BO時のディーゼル発電機出力系別保護)手続 ・(運転時) 保安電源設備を台時のタンクローリー一機一機管理 (保安設備及び作業者の運用含む) ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 		体制	タンクローリーに要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		保守管理	タンクローリーに要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		教育・訓練	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		運用・手続	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		体制	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		保守管理	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		教育・訓練	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		運用・手続	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		体制	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		保守管理	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。		教育・訓練	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。			<p>【大飯、女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違はあるが、実質的な相違なし。
対象項目	区分	運用対策等																																								
タンクローリー ・以上 ・姿勢 ・位置の分岐 ・(運転時) BO切片系保護	運用・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリーを運用した際の手順 ・保安電源設備の管理 (作機運転時含む) ・保安電源設備 (保安設備) の管理 ・保安電源設備のタンクローリーの燃料輸送ルート保安作業 (必要時) ・保安電源設備のタンクローリーの燃料輸送ルート土砂崩落作業 (必要時) ・(運転時) タンクローリー全台機運転時に発生する外部電源喪失(BO時のディーゼル発電機出力系別保護)手続 ・(運転時) 保安電源設備を台時のタンクローリー一機一機管理 (保安設備及び作業者の運用含む) ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 ・(保安設備) 保安設備による保安設備の管理 																																								
	体制	タンクローリーに要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	保守管理	タンクローリーに要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	教育・訓練	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	運用・手続	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	体制	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	保守管理	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	教育・訓練	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	運用・手続	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	体制	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	保守管理	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								
	教育・訓練	保安設備に係る保安設備を維持するため、保安設備、定期点検により適切な保守管理を行うこととし、保安電源設備の保安設備の管理を行う。																																								

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB34-9 r.13.0
提出年月日	令和5年8月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第34条 緊急時対策所

令和5年8月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較結果等を取りまとめた資料			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし			
b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件			
・ブルーム通過時に緊急時対策所の居住性を確保するために必要な機器であるため、緊急時対策所内の圧力計をSA設備とした。			
c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし			
d. 当社が自主的に変更したもの：下記2件			
・緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率特性から線源がなくても最大0.002mSv/hを示す可能性があり、空気供給装置加圧の判断基準が0.001mSv/hでは加圧を誤判断する可能性があること、また、万一、緊急時対策所内へ希ガスが流入した際は瞬時に線量率が急上昇することを踏まえ、他社の判断基準を参考に緊急時対策所可搬型エリアモニタによる緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準を「0.001mSv/h」から「0.1mSv/h」に変更した。(2.4 換気設備及び加圧設備について)			
・屋外のモニタリング設備による緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準(5mGy/h)は、モニタリングポスト、モニタリングステーション並びに海側及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの他、可搬型モニタリングポストによる代替測定の基本設置場所(モニタリングポスト及びモニタリングステーション付近)を対象に、3号炉原子炉格納容器からの直接線及びスカイシャイン線の線量率が最も高くなるモニタリングポスト7の設置場所の線量率(約3.5mSv/h)を基に設定していた。しかし、本加圧判断は全ての屋外のモニタリング設備を対象としている方針を踏まえると、可搬型モニタリングポストによるアクセスルート上の代替測定場所も含め当該線量率が最も高くなる場所の線量率を基に判断基準を設定するのが適切である。このため、当該線量率が最も高くなるモニタリングステーションのアクセスルート上の代替測定場所の線量率が約28mGy/hになること、また、ブルーム通過時の線量率が100mGy/h以上になることを踏まえ、判断基準を「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更した。(2.4 換気設備及び加圧設備について)			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし			
b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記2件			
・緊急体制(原子力防災体制)については技術的能力1.0において整理されているが、緊急時対策所での活動における基本事項であることから、資料の充実が必要と判断し追加した。(5.6 緊急体制について)			
・緊急時対策所の照明設備の設置状況の記載を追記及び照明消灯時の運営方法について、乾電池内蔵型照明(ワークライト及びヘッドライト)を設置し必要な照度を確保できることを追記した。			
c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：下記7件。			
・発電所入構者の避難誘導方法について誰がどのように行うか記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて)			
・発電所外への放射性物質の拡散抑制のために必要な緊急時の要員について対応班ごとの役割及び必要人数について整理し資料を追加した。(5.5 緊急時対策所の要員とその運用について)			
・迅速な判断を可能とするため、ブルーム通過後に空気供給装置による加圧を停止し空気浄化設備へ切り替える追加条件として、緊急時対策所の付近に設置するモニタリングポストの線量率を0.5mGy/h(0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても100mSvを超えることのない値)に設定した。(2.4 換気設備及び加圧設備について)			
・有効性評価の事象進展の判断に用いるパラメータとERSSへ伝送されるパラメータの関係について整理した資料を追加した。(5.4 安全パラメータ表示システム(SPDS)のデータ伝送概要とパラメータについて)			
・平日勤務時間中の初動体制時に対応する要員に関する記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて)			
・緊急時対策所内に必要なスペースについて休憩等を考慮してもスペースが確保されていることの資料を追加した。(2.1 建物及び収容人数)			
・ブルーム通過時に緊急時対策所にとどまる要員以外の構外への一時避難場所について記載を充実した。(3.2 事象発生後の要員の動きについて)			
d. 当社が自主的に変更したもの：なし			
1-3) バックフィット関連事項			
・有毒ガス防護対策			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2. まとめ資料との比較結果の概要						
2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、相違理由欄に差異理由を記載しない）						
No.	大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考		
1	3号炉及び4号炉中央制御室	中央制御室	中央制御室	大阪は複数号炉の同時申請のため対象の中央制御室が2つである。泊は3号炉単独のため号炉の記載はしない。		
2	身体サーベイエリア	サーベイエリア	スクリーニングエリア	名称の相違 ・チェンジングエリア内にある要員の汚染検査を行うエリアを示しているものであり、各社相違はない。		
3	(記載なし)	下足エリア	靴着脱エリア			
4	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい	設備名称の相違		
5	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	設備名称の相違		
6	可搬式モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	設備名称の相違		
7	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所非常用送風機	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	設備名称の相違		
8	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所非常用フィルタ装置	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	設備名称の相違		
9	空気供給装置	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	空気供給装置（空気ポンプ）	設備名称の相違		
10	微粒子フィルタ	高性能エアフィルタ	微粒子フィルタ	設備名称の相違		
11	よう素フィルタ	チャコールエアフィルタ	よう素フィルタ	設備名称の相違		
12	(記載なし)	差圧計	圧力計	設備名称の相違 ・女川は緊急時対策所内と建屋内の別エリアとの差圧、泊は緊急時対策所内と屋外との差圧を測定しているが、どちらも緊急時対策所内の正圧を維持し、放射性物質の流入防止を行うために必要な設備であるため、「設備名称の相違」に分類する。		
13	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	設備名称の相違 ・大阪、女川は酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。 ・泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する。 ・設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。		
	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計				
14	緊急時対策所情報収集設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	設備名称の相違		
15	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置	データ収集計算機	設備名称の相違		
16	安全パラメータ伝送システム	SPDS伝送装置	ERSS伝送サーバ	設備名称の相違		
17	SPDS表示装置	SPDS表示装置	データ表示端末	設備名称の相違		
18	電源車（緊急時対策所用）	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	設備名称の相違		
19	タンクローリー	タンクローリー	可搬型タンクローリー	設備名称の相違		
20	衛星電話（固定）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	設備名称の相違		
21	衛星電話（携帯）	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違		
22	(記載なし)	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違		
23	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	設備名称の相違		
24	運転指令設備	送受話設備（ページング）（警報装置を含む。）	運転指令設備（警報装置を含む。）	設備名称の相違		
25	加入電話	局線加入電話設備	加入電話設備	設備名称の相違		
26	多様性拡張設備	自主対策設備	自主対策設備	記載内容の相違		
27	放射線管理班	放射線管理班	放管班	組織名称の相違		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備または設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
①	緊急時対策所の構成の相違	緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。 【柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。	緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する。	緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋を敷地高さ T.P. 39m に設置する。	泊は、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。主な活動場所を分割することで要員の緊急時対策所への入退室の動線や多数の要員の会話による本部内指示又は現場への指示に係る会話の輻輳を避けることができる。緊急時対策所指揮所では指揮命令に専念・集中でき、緊急時対策所待機所では多数の会話により発生する喧騒を低減することで、厳しい現場環境下で活動する現場要員の安全と休息を確保する場所とし、再出勤時に向け十分な休息ができる環境を整えることができる。 【緊急時対策所を指揮所と待機所に分割し、要員の収容場所としている点は、柏崎6/7号炉の緊急時対策所(対策本部)及び緊急時対策所(待機場所)と同様】 また、緊急時対策所には電力保安用通信設備や運転指令設備等の通信連絡設備に加え、指揮所・待機所間専用の通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)(本項目⑧参照)を設置することにより、待機所の現場要員は居室を往来することなく本部要員からの指揮命令を受け取り、現場要員から指揮所に収容する本部要員への報告事項を伝達することが可能であり、確実な指揮命令系統の維持及び円滑なコミュニケーションができるようにしている。	
②	可搬型気象観測設備の有無	記載なし	記載なし	可搬型気象観測設備	泊は第19回審査会合(H25.9.12)で受けた指摘に対し、H25.10.22の回答でブルーム通過方向の把握のため緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置することとした。具体的には空気供給装置による緊急時対策所内の加圧から可搬型空気浄化装置への切替えの判断材料の参考として、ブルームの方向が緊急時対策所方面か否かの確認に可搬型気象観測設備を使用する。	
③	緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	大飯3/4号炉は、重大事故等発生時にも自治体等への通報連絡を行うことができる設備として緊急時衛星通報システムを設置しているが、泊では衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能であると判断している。 (緊急時衛星通報システムは、泊3号炉を含めた他プラントでは設置していない。)	
④	携行型通話装置の記載	携行型通話装置	記載なし	記載なし	大飯3/4号炉は、緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが、泊3号炉は、衛星電話設備を配備することで機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。 (緊急時対策所の通信連絡手段としていないのは女川と同様。)	
⑤	(欠番)					
⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料のくみ上げ	記載なし	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と、3号炉建屋内ルートにホースを敷設し燃料油移送ポンプを使用して燃料を汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、燃料補給するための複数のルートを確認している。	
⑦	燃料タンクの配備	燃料油貯蔵タンク	軽油タンク		・大飯3/4号炉は、燃料補給用として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、7日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。 ・女川2号炉は、緊急時対策所軽油タンクを配備しており、7日間以上連続給電が可能としている。	
		重油タンク	緊急時対策所軽油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽燃料タンク(SA)	・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)(女川2号炉の軽油タンクに相当する設備)に7日間以上重大事故等対処設備の運転可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。 (ディーゼル発電機燃料と合わせて重大事故等時に必要な燃料を保管すること及びタンクローリーを用いた燃料補給は大飯3/4号炉と同様)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備または設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
⑧	指揮所・待機所間の連絡手段	記載なし	記載なし	インターフォン テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)は、指揮所、待機所間を往来することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置しており、指揮所の本部要員から手順に係る指示、活動場所の線量等量率、アクセスルートの状況、火災発生状況等の活動場所の現場環境情報の伝達、また待機所の現場要員からの現場活動結果の報告をインターフォン又はテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を利用して会話や画像等で図示しながらの情報のやり取りを行うことで要員の情報連携が可能である。 (指揮所・待機所間の連絡手段としてテレビ会議システムを配備しているプラントは泊3号炉のみ。インターフォンについては高浜、大飯(旧緊対所)と同様)	
⑨	空調設備の設置場所	緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンペ)を緊急時対策所近傍に設置する。	緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)を緊急時対策建屋内に設置する。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンペ)を空調上屋に設ける。 空調上屋は2棟あり、それぞれ指揮所及び待機所に隣接して設置する。	大飯3/4号炉は屋外に空調設備を設置しているが、泊3号炉及び女川2号炉は、屋内に設置している。 泊3号炉は空調設備専用の建屋(空調上屋)、女川2号炉は緊急時対策建屋に設置しているという違いはあるものの、屋内に設置していることで空調設備を風雪等の外部事象から防護できるという点は同様である。	
⑩	電源構成	非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源として電源車(緊急時対策所用)を起動する。同形式の電源車(緊急時対策所用)は3台配備し、多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を2台配備し、多重性を確保している。	緊急時対策所用高圧母線J系を有し、通常時は2号炉の非常用高圧母線から受電する。 代替電源としてガスタービン発電機または電源車(緊急時対策所用)により給電し、多様性を有する。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。同形式の緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。また、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊3号炉の通信連絡設備は設置許可基準規則第35条からの要求である「常時使用できること」を満足するため通常時、泊3号炉の非常用低圧母線から受電している。 また、緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯についても3号炉非常用低圧母線から受電する設計としている。 泊3号炉の通信連絡設備等を除く緊急時対策所の電源は、通常時は泊1号又は2号炉の所内常用母線から受電している。1号若しくは2号炉所内常用母線の電源喪失時又は3号炉非常用低圧母線の電源喪失には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 (非常用母線及び常用母線から受電できる電源系統構成は東海第二と同様。)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備または設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
⑪	安全パラメータ表示システム(SPDS)の構成	34条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (緊急時対策所情報収集設備) ・安全パラメータ表示システム ・安全パラメータ伝送システム ・SPDS表示装置	34条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム) ・データ収集装置 ・SPDS伝送装置 ・SPDS表示装置	34条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム(SPDS)) ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ ・データ表示端末	・安全パラメータ表示システム(SPDS)のシステム設計の相違により、泊は表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川は表示端末がサーバ部に当たる「SPDS伝送装置」と接続されている。 ・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能及びERSSへの伝送機能に相違はない。 ・なお、大飯3/4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。 <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">泊</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">女川</div> </div>	
⑫	無線連絡設備(固定型)の有無	記載なし	無線連絡設備(固定型)	記載なし	・女川2号炉で中央制御室及び緊急時対策所に設置している無線連絡設備(固定型)は、泊3号炉では設置していないが、衛星電話設備(固定型)にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。(大飯3/4号炉、伊方3号炉と同様)	
⑬	衛星電話設備(FAX)の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備(FAX)	・緊急時対策所に設置する加入電話設備(FAX)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(IP-FAX)とともに利用することで緊急時対策所内からの通報連絡や社内外関係者との連絡に多様性を持たせるため、緊急時対策所に衛星電話設備(FAX)を設置し利用可能としている。(柏崎と同様)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2-3) 緊急時対策所の記載に係る相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)</p>			
No.	柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)
①	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の緊急時対策所として申請している対象を明確化するため、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」とし、対象を明確化している。 泊発電所3号炉では、号炉、建物を区別する必要がないことから「緊急時対策所」と記載する。(女川2号炉と同様) 設置許可基準規則要求事項に対する設計方針を示す場合、手順や資料名称等を示す場合には「緊急時対策所」と記載する。 全体的な場所を示すときは「緊急時対策所」とする。(説明自体が指揮所又は待機所のある箇所を特定して説明するものではない場合)
②	<ul style="list-style-type: none"> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 	<ul style="list-style-type: none"> 電源設備、チェンジングエリアについては、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の「対策本部」と「待機場所」で同一のものを使用することから、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊発電所3号炉では指揮所用と待機所用にそれぞれ設置する構成であり設備構成が異なることから、2つを同時に説明する場合に「及び」で併記する。 通信連絡設備については、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では、「対策本部」に設置又は保管しており、対策本部と待機場所の区別をせず「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊3号炉では、指揮所と待機所それぞれに設置している設備もあり設備構成がことなることから、2つ同時に説明する場合は「及び」で併記する。
③	<ul style="list-style-type: none"> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) (単に「対策本部」及び「待機場所」と記載する場合を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 	<ul style="list-style-type: none"> 設備設置場所の記載において、同一仕様の設備が指揮所及び待機所に設置又は保管されている場合は、「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と記載する。 柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では、「対策本部」と「待機場所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が異なるため、説明時に「対策本部」と「待機場所」に章を分割している場合があるが、泊発電所3号炉は「指揮所」と「待機所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が同じため章分けはせず、「及び」で併記する。 泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、設備の具体的な設置場所、保管場所、操作場所等、指揮所又は待機所のいずれかの棟が該当する場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」と、その場所を特定して記載する。 居住性に係る被ばく評価において、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では対策本部の評価を代表として行っているため対策本部のみ記載している箇所について、泊発電所3号炉では、指揮所と待機所それぞれの評価を行っているため、同一の条件等を記載するときは「及び」で併記し、条件が異なる場合は書き分ける。 柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉においても、対策本部又は待機場所を具体的に示す場合には「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)」、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)」という記載を用いている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第34条：緊急時対策所</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 緊急時対策所について</p> <p>2.1 緊急時対策所</p> <p>2.2 必要な情報を把握できる設備</p> <p>2.3 通信連絡設備</p> <p>2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>3. 別添</p> <p>別添1 緊急時対策所について（被ばく評価除く）</p> <p>別添2 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>第34条：緊急時対策所</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1)位置、構造及び設備</p> <p>(2)安全設計方針</p> <p>(3)適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 緊急時対策所について</p> <p>2.1 緊急時対策所</p> <p>2.2 必要な情報を把握できる設備</p> <p>2.3 通信連絡設備</p> <p>2.4 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>別添1 泊発電所3号炉 緊急時対策所(補足説明資料)</p> <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる対策等を整理する。</p>	<p>【女川】 ・名称の相違（申請ブランド名称の相違。以降、同様の記載箇所については、相違理由記載を省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>緊急時対策所について、設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条において、追加要求事項を明確化する。設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項を、第1.1-1表に示す。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>緊急時対策所について、設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条において、追加要求事項を明確化する。設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項を、第1.1-1表に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>第1.1-1表 「設置許可基準規則」第34条及び「技術基準規則」第46条要求事項</p> <table border="1" data-bbox="721 272 1312 464"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</th> <th>技術基準規則 第46条（緊急時対策所）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第34条（緊急時対策所）	技術基準規則 第46条（緊急時対策所）	備考	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	変更なし	<p>第1.1-1表 設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条要求事項</p> <table border="1" data-bbox="1370 156 1942 1058"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</th> <th>技術基準規則 第46条（緊急時対策所）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出した場合、設置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するたための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時に、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</td> <td>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出した場合、設置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するたための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 1 第4.6条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要に応じて対応でき、原子炉制御室内の運転員を必要とする事故状態等を正確にかつ速やかに把握できることと、また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であったり多線性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を設けなければならない。さらには、電源監視設計を施設しなければならない。電源監視設計は、設計基準事故時において、外気から発生した事故対策のための活動に支障がない燃焼程度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、常設設備、可搬型を要しない。</td> <td>追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第34条（緊急時対策所）	技術基準規則 第46条（緊急時対策所）	備考	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出した場合、設置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するたための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時に、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出した場合、設置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するたための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 1 第4.6条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要に応じて対応でき、原子炉制御室内の運転員を必要とする事故状態等を正確にかつ速やかに把握できることと、また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であったり多線性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を設けなければならない。さらには、電源監視設計を施設しなければならない。電源監視設計は、設計基準事故時において、外気から発生した事故対策のための活動に支障がない燃焼程度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、常設設備、可搬型を要しない。	追加要求事項	<p>【女川】 ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。</p>
設置許可基準規則 第34条（緊急時対策所）	技術基準規則 第46条（緊急時対策所）	備考													
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	変更なし													
設置許可基準規則 第34条（緊急時対策所）	技術基準規則 第46条（緊急時対策所）	備考													
工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出した場合、設置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するたための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時に、指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出した場合、設置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するたための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。 1 第4.6条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要に応じて対応でき、原子炉制御室内の運転員を必要とする事故状態等を正確にかつ速やかに把握できることと、また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関係箇所と専用であったり多線性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を設けなければならない。さらには、電源監視設計を施設しなければならない。電源監視設計は、設計基準事故時において、外気から発生した事故対策のための活動に支障がない燃焼程度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、常設設備、可搬型を要しない。	追加要求事項													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1357 150 1464 325">備考</th> <th data-bbox="1464 150 1906 325">追加要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1357 325 1464 804"> 技術基準規則 第46条(緊急時対策所) </td> <td data-bbox="1464 325 1906 804"> 2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 804 1464 1283"> 設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所) </td> <td data-bbox="1464 804 1906 1283"></td> </tr> </tbody> </table>	備考	追加要求事項	技術基準規則 第46条(緊急時対策所)	2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。	設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所)		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違 <p>有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。</p>
備考	追加要求事項								
技術基準規則 第46条(緊急時対策所)	2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。								
設置許可基準規則 第34条(緊急時対策所)									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項に対する整合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>a. 設計基準対処施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、<u>原子炉冷却系統</u>に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、<u>1次冷却系統</u>に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所</u>から構成する緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違 【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>【参考】既許可発電プラントと泊発電所における特定された（スクリーニング評価対象の）敷地内外固定源及び敷地内可動源の有無並びに敷地内可動源への対応について</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東海第二、島根 先行PWR3社</th> <th>女川</th> <th>柏崎</th> <th>泊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地内固定源</td> <td>あり</td> <td colspan="2">なし</td> <td>なし (女川、柏崎と同様)</td> </tr> <tr> <td>敷地内可動源</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>あり (東海第二等、柏崎と同様)</td> </tr> <tr> <td>敷地内可動源への対応</td> <td>スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる</td> <td>対応なし</td> <td>スクリーニング評価を実施</td> <td>スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)</td> </tr> <tr> <td>敷地外固定源</td> <td>あり (美浜、玄海はなし)</td> <td colspan="2">あり</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					東海第二、島根 先行PWR3社	女川	柏崎	泊	敷地内固定源	あり	なし		なし (女川、柏崎と同様)	敷地内可動源	あり	なし	あり	あり (東海第二等、柏崎と同様)	敷地内可動源への対応	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる	対応なし	スクリーニング評価を実施	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)	敷地外固定源	あり (美浜、玄海はなし)	あり		なし
	東海第二、島根 先行PWR3社	女川	柏崎	泊																								
敷地内固定源	あり	なし		なし (女川、柏崎と同様)																								
敷地内可動源	あり	なし	あり	あり (東海第二等、柏崎と同様)																								
敷地内可動源への対応	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる	対応なし	スクリーニング評価を実施	スクリーニング評価を実施せず、漏洩時の防護措置を講じる (東海第二等と同様)																								
敷地外固定源	あり (美浜、玄海はなし)	あり		なし																								
<p>【柏崎羽羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲については、有毒ガス補足説明資料比較表と同様に、東海第二と伊方と比較するが、特定された敷地内固定源と敷地内可動源の有無及び敷地内可動源に対する漏洩時の防護措置の実施有無に応じた方針とする必要があることから、女川と柏崎の記載を参照する。以下同様。</p> <p>⇒泊は、現時点において、特定された敷地内固定源なし、敷地内可動源ありであるため、有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様に、設計の方針を記載する。また、敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を講じするため、東海第二等と同様の方針とする。</p> <p>【伊方】 ・記載表現の相違</p> <p>【東海第二、伊方】 ・設備の相違 有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。</p>																									
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所（EL.32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>（有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針とする）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(i) 放射線監視設備</p> <p>原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、原子炉格納容器内、燃料取扱場所等の管理区域内等の主要箇所等の外部放射線に係る線量当量率を監視、測定するために、エリアモニタリング設備、プロセスモニタリング設備、放射線サーベイ設備を設ける。</p> <p>エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタについては、使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率が変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とするとともに代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録することができる格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）を設置する。</p> <p>さらに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「ヌ. (2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>エリアモニタリング設備及びプロセスモニタリング設備 （一部3号及び4号炉共用） 一式 放射線サーベイ設備（3号及び4号炉共用） 一式 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） （「放射線監視設備」及び「計装設備」と兼用） 個数 2 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） （「放射線監視設備」及び「計装設備」と兼用） 個数 2 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違 <p>「チ. 放射線管理施設の構造及び設備」は、SA設備に関する記載であることから、女川との差異も含めて61条にて記載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ 個数 2（3号及び4号炉共用の予備1） 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備1） 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備1）</p> <p>（iii）遮蔽設備 b. 緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 緊急時対策所遮蔽（3号及び4号炉共用） 一式</p> <p>（iv）換気設備 b. 緊急時対策所換気設備 緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 また、緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。 緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3号及び4号炉共用） 台数 1（予備2） 容量 約40m³/min 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 型式 微粒子フィルタ/よう素フィルタ 基数 1（予備2） 容量 約40m³/min 効率 単体除去効率 99.97%以上（0.15μm 粒子）/95%以上</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>総合除去効率 99.99%以上 (0.7μm 粒子) / 99.75%以上 空気供給装置 (3号及び4号炉共用) 型式 空気ポンペ 本数 一式</p> <p>B. 4号炉</p> <p>3号炉に同じ。ただし共用設備は除く。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>A. 3号炉</p> <p>(3) その他主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所として緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所、設置変更許可申請書より引用】</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi) 緊急時対策所</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋として敷地高さT.P.39mに設置する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>原子炉を冷却する系統を泊では「1次冷却系統」と称している。 (大飯同様)</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違 (相違理由①)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>相違理由</p>
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所（EL. 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定型源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>【東海第二、伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。</p> <p>（有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針とする）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンを設置又は保管する。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p> <p>【女川】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・名称の相違 大飯は、名称が相違するが、設置箇所、設備構成は泊と同様。</p> <p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p> <p>【大飯】【女川】 ・設備の相違（相違理由⑧）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ。(1)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ。(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ(1)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計するとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>地震及び津波に対しては、「ロ(1)(ii)重大事故等対処施設の耐震設計」及び「ロ(2)(ii)重大事故等対処施設に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。 重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。</p>	<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを設ける。</p>	<p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮へい、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型気象観測設備を設ける。</p>	<p>相違理由</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 【女川】【大飯】 ・設計の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の性能とあいまって、対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の性能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の性能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送風機は、非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所遮へい及び緊急時対策所待機所遮へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の気密性、可搬型空気浄化装置及び空気供給装置の性能とあいまって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>可搬型空気浄化装置として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、可搬型空気浄化装置配管を介して緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 また、空気供給装置は、ブルーム通過時において、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】【女川】 ・記載表現の相違 【女川】【大飯】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由①） 女川は必要な設備を緊急時対策所等（緊急時対策室、SPDS室、緊急時対策エリア用空調機械室）に配備しており、これらのエリアを正圧化する。 泊は必要な設備を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備しており、これらのエリアを正圧化する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに空気供給装置による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】【大飯】 ・設備の相違（相違理由②）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所指揮所で表示できるよう、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び緊急時対策所指揮所内に設置するデータ表示端末については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電を可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p> <p>【女川】・記載充実（大阪参照） 【大阪】・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・設備名称の相違</p> <p>【大阪】・記載方針の相違（女川実績の反映） 【大阪】【女川】 ・設計の相違（相違理由⑧）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p> <p>【大阪】 ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</p> <p>【比較のため「島根2号炉34条別添1 2.2 電源設備」より引用】 緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため、合計2台を配備する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、「チ。(1)(iii)遮蔽設備」に記載する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の遮蔽は、チ。(1)(v)遮蔽設備にて記載する。</p>	<p>常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせず必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）使用時には電源車（緊急時対策所用）1台が必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽については、「チ(1)(v)遮蔽設備」にて記載する。</p>	<p>緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに、電源供給するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため緊急時対策所指揮所に1台及び緊急時対策所待機所に1台の合計4台を配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機使用時には緊急時対策所指揮所に2台及び緊急時対策所待機所に2台の合計4台が、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれの必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能なように定期的又はブルーム通過前に燃料を補給する手順を整備するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機を予備も含めて8台保管することにより緊急時対策所の電源は多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の遮蔽については、「チ(1)(iii)遮蔽設備」にて記載する。</p>	<p>【女川】 ・設計の相違（相違理由⑩）</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①、⑦、⑩） 泊は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに発電機を設置することから必要台数に相違がある。また、発電機専用の燃料タンクを接続していないことから、可搬型タンクローリを用いて燃料が枯渇する前に給油を行う手順を整備し、運用する。（島根と同様） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川は常設のガスタービン発電機と可搬型の電源車により電源の多様性を確保する設計に対し、泊3号炉は可搬型設備の緊急時対策所用発電機を複数台保管することで多重性を確保する設計としている。</p> <p>【大飯】【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所換気設備は、「チ. (1) (iv)換気設備」に記載する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、チ, (1), (vi)換気空調設備にて記載する。</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、「チ. (1) (i)放射線監視設備」に記載する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト、並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型エリアモニタは、チ, (1), (iii)放射線監視設備にて記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、「ヌ. (2) (iv)代替電源設備」に記載する。</p>	<p>緊急時対策所の換気設備については、「チ(1)(vi)換気空調設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「チ(1)(iii)放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>可搬型モニタリングポストについては、「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>ガスタービン発電機については、「ヌ(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>送受話器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>局線加入電話設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の換気設備については、「チ(1)(iv)換気設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「チ(1)(ii)放射線監視設備」にて記載する。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については、「チ(2) 屋外管理用の主要な設備の種類」にて記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線連絡設備, テレビ会議システム（指揮所・待機所間）, インターフォン及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「ヌ(3)(viii)通信連絡設備」にて記載する。</p> <p>代替非常用発電機については、「ヌ(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>運転指令設備（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>加入電話設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>移動無線設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】【大飯】 ・設備の相違（相違理由②） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】 ・設備の相違（相違理由⑧）</p> <p>【女川】 ・設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>[常設重大事故等対処設備]</p>	<p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所遮蔽 (「チ(1)(v)遮蔽設備」と兼用) 一式</p> <p>(比較のため後段に再掲する。)</p> <p>緊急時対策所非常用送風機 (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 台数 1 (予備1) 容量 約1,000m³/h</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置 (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 基数 1 (予備1) 容量 約1,000m³/h</p> <p>差圧計 (「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用) 個数 1</p> <p>ガスタービン発電機 (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 台数 2 容量 約4,500kVA (1台当たり)</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 基数 3 容量 約110kL (1基当たり)</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ (「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 台数 2 容量 約3.0m³/h (1台当たり)</p> <p>軽油タンク (「ヌ(2)(ii)非常用ディーゼル発電機」及び「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用) 基数 6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基) 容量 約110kL (1基当たり) 約170kL</p>	<p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>緊急時対策所指揮所遮へい (「チ(1)(iii)遮蔽設備」と兼用) 一式</p> <p>緊急時対策所待機所遮へい (「チ(1)(iii)遮蔽設備」と兼用) 一式</p> <p>圧力計 (「チ(1)(iv)換気設備」と兼用) 個数 緊急時対策所指揮所用 1 緊急時対策所待機所用 1</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」, 「ヌ(2)(iv)代替電源設備」 及び「ヌ(3)(iv)補助駆動用燃料設備」と兼用) 台数 2 容量 約26m³/h (1台当たり)</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (「ヌ(2)(ii)ディーゼル発電機」, 「ヌ(2)(iv)代替電源設備」 及び「ヌ(3)(iv)補助駆動用燃料設備」と兼用) 基数 4 容量 約146m³ (1基当たり)</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 泊は指揮所、待機所にそれぞれ設置することから個数が異なる。(以降、同様な差異については相違理由記載を省略する。)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由⑥, ⑦, ⑩)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所情報収集設備</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>SPDS表示装置（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>ガスタービン発電機接続盤 （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 個数 2</p> <p>緊急用高圧母線2F系 （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 個数 2</p> <p>緊急時対策所軽油タンク 基数 2（予備1） 容量 約10kL（1基当たり）</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系 個数 2</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS） （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>データ収集計算機 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 個数 一式</p> <p>ERSS伝送サーバ （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 個数 一式</p> <p>データ表示端末 （「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 個数 一式</p> <p>データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>【女川】 ・設計の相違（相違理由⑥、⑦、⑩）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑩） 女川はサーバ部に該当する「SPDS伝送装置」を「へ 計測制御系統施設の構造及び設備」と兼用させていることから、設備分類名（安全パラメータ表示システム）のみの記載としている。 泊はサーバ部に該当する「ERSS伝送サーバ」のみ「計測制御系統施設」と兼用しないため、設備分類名（安全パラメータ表示システム（SPDS））のみではなく、設備内訳を記載している。 【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・設計の相違（相違理由③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置、衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（FAX） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】【女川】 ・設備の相違（相違理由⑫）</p>
<p>[可搬型重大事故等対処設備]（比較のため記載箇所移動） 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>携行型通話装置（3号及び4号炉共用）（「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 無線連絡設備（携帯型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（携帯型） （「ヌ(3)(vii)通信連絡設備」と兼用） 一式</p>	<p>【大飯】・設計の相違（相違理由④）</p>
	<p>（比較のため再掲） 緊急時対策所非常用送風機 （「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用） 台数 1（予備1） 容量 約1,000m³/h</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置 （「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用） 基数 1（予備1） 容量 約1,000m³/h</p>	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン （「チ(1)(iv)換気設備」と兼用） 台数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m³/min（1台当たり）</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット （「チ(1)(iv)換気設備」と兼用） 基数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m³/min（1基当たり）</p>	<p>【女川】・記載方針の相違 泊の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは可搬であるため、この欄に記載している。</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】・仕様の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備2） 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備2）</p> <p style="text-align: center;">一式</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">（比較のため記載箇所移動） 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）及び携行型通話装置は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用） 台数 2（予備1） 容量 約220kVA（1台当たり）</p>	<p>緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ） （「チ(1)(vi)換気空調設備」と兼用） 本数 415（予備125） 容量 約47L（1本当たり）</p> <p>酸素濃度計 個数 1（予備1） 二酸化炭素濃度計 個数 1（予備1）</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタ （「チ(1)(iii)放射線監視設備」と兼用） 台数 1（予備1）</p> <p>可搬型モニタリングポスト （「チ(2)屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用） 台数 9（予備2）</p> <p>電源車（緊急時対策所用） 台数 1（予備1*） 容量 約400kVA ※ 電源車（緊急時対策所用）の予備1台を電源車の予備と兼用する。</p> <p>タンクローリ （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」と兼用） 台数 2（予備1） 容量 約4.0kL（1台当たり）</p>	<p>空気供給装置（空気ボンベ） （「チ(1)(iv)換気設備」と兼用） 本数 緊急時対策所指揮所用 177（予備163） 緊急時対策所待機所用 177（予備163） 容量 約47L（1本当たり）</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 個数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1）</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタ （「チ(1)(ii)放射線監視設備」と兼用） 台数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1）</p> <p>可搬型モニタリングポスト （「チ(2)屋外管理用の主要な設備の種類」と兼用） 台数 12（予備1）</p> <p>緊急時対策所用発電機 台数 4（予備4） 容量 約270kVA（1台当たり）</p> <p>可搬型タンクローリ （「ヌ(2)(iv)代替電源設備」及び「ヌ(3)(iv)補機駆動用燃料設備」と兼用） 台数 2（予備2） 容量 約4kL（1台当たり）</p>	<p>【女川】・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】・設計の相違兼用する設備の相違 【大飯】 ・設計の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】・必要台数の相違</p> <p>【女川】・設計の相違 発電機容量に相違はあるが、緊急時対策所機器の使用容量に対して十分な容量を確保しており、重大事故等対処活動に影響を与えない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針について</p> <p>1.1.7.5 各設備の基本設計方針</p> <p>(18) 緊急時対策所(重大事故等時)</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>該当なし</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違</p> <p>SAに関する基本方針に関する記載事項であるため、女川と同様に該当なしとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明 (緊急時対策所)</p>	<p>(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所</p>	<p>(3) 適合性説明 第三十四条 緊急時対策所</p>	
<p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	<p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	<p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	
<p>適合のための設計方針</p>	<p>適合のための設計方針</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について</p>	<p>【女川】 ・記載表現の相違</p>
<p>1 次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため緊急時対策所を3号炉及び4号炉中央制御室以外の場所に設置する。</p>	<p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。</p>	<p>1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p>	
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。</p>			<p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①)の相違</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から構成される設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は緊急対策室及びSPDS室から構成される設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成される設計とする。</p>	<p>【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所は建屋内にある複数の部屋で構成されているが、泊は1つの室内に必要な設備等を収容する設計としている。 【柏崎】・記載方針の相違 (2-3③)の相違</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は敷地高さT.P.39mに設置する設計とする。</p>	<p>【女川】・設計の相違 (相違理由①) 【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①)の相違</p>
<p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違 【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①)の相違</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。</p>			<p>【大飯】・記載表現の相違 【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①)の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携帯型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）それぞれに酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p>	<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>【大飯】・設計の相違（相違理由③④）</p> <p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p> <p>【大飯・女川】・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。</p>		<p>【女川、柏崎】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 <p>泊は、東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため、可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。</p>
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>2 について</p> <p>緊急時対策所（EL.32m）は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（東二実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等</p> <p>8.2 換気空調設備</p> <p>8.2.4 主要設備</p> <p>(4) 緊急時対策所換気設備</p> <p>a. 重大事故時等</p> <p>(a) 設計方針</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備の多様性、位置的分散、悪影響防止、共用の禁止、容量等、環境条件等、操作性の確保、試験検査については「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>(b) 主要設備及び仕様</p> <p>緊急時対策所換気設備の主要設備及び仕様は、第8.2.5表に示す。</p> <p>第8.2.5表 緊急時対策所換気設備（重大事故時等）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備 ・緊急時対策所 <p>台数 1（予備2）</p> <p>容量 約40m³/min</p> <p>(2) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気空調設備 ・緊急時対策所 	<p>1.4 設備等</p>	<p>1.4 設備等</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違</p> <p>本項目は、SAに関する記載であることから女川同様に記載しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>型式 微粒子フィルタ/よう素フィルタ</p> <p>基数 1 (予備2)</p> <p>容量 約40m³/min</p> <p>効率 単体除去効率 99.97%以上 (0.15μm 粒子) / 95%以上 総合除去効率 99.99%以上 (0.7μm 粒子) /99.75%以上</p> <p>(3) 空気供給装置 (3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所</p> <p>型式 空気ポンペ</p> <p>本数 一式</p> <p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.4 主要設備</p> <p>(8)緊急時対策所遮蔽 (3号及び4号炉共用) 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 緊急時対策所遮蔽の多様性、位置的分散、試験検査については、「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を3号炉及び4号炉中央制御室以外として緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を5号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さず正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>また、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、加入電話、加入ファクシミリ、無線通話装置及び社内TV会議システムを設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、緊急対策室及びSPDS室から構成する緊急時対策所を緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さず正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成する緊急時対策所を敷地高さT.P.39mに設置する。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さず正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置する。</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所は建屋内にある複数の部屋で構成されているが、泊は1つの室内に必要な設備等を収容する設計としている。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】・記載表現の相違 【女川】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・設計の相違（相違理由③④）</p> <p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニターリング車との間で使用することから記載。 【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（より引用）】</p> <p>緊急時対策所（EL. 32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する設計とする。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置する設計とする。</p> <p>(4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p>	<p>10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 緊急時対策所内には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（より引用）】</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>10.9.1.2 設計方針 緊急時対策所は、以下のとおりの設計とする。</p> <p>(1) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員等を収容できる設計とする。</p> <p>(2) 1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な指示ができるよう、異常等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設置する。</p> <p>(3) 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 緊急時対策所内には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【伊方】 ・記載方針の相違（東海第二実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.3 主要設備 緊急時対策所の主要設備は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所（3号及び4号炉共用） 異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋付属棟内に設け、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるための要員を収容できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要機器仕様を第10.9-1表に示す。</p> <p>10.9.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれない設計とする。 そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。 また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。 固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。 可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要仕様を第10.9.1表に示す。</p> <p>10.9.1.4 主要設備 緊急時対策所の主要機器は以下のとおりとする。 (1) 緊急時対策所 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できるよう、緊急時対策所を設置する。</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3㉔の相違）</p> <p>【女川、柏崎】 ・運用の相違 泊は、東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため、可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所（EL.32m）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書より引用】</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>バックフィットの有毒ガスの範囲</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>【東海第二、伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。</p> <p>（有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川、柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針とする）</p> <p>【東二】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 <p>【伊方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の相違（通信連絡設備について、東海第二実績の反映）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 情報収集設備（3号及び4号炉共用） 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備（3号及び4号炉共用）(10.13 通信連絡設備) 発電所内の関係要員への指示並びに発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 室内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計を保管する。</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 室内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】</p> <p>(4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（6号及び7号炉共用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計を保管する。</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>(3) 通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違 【大飯】・記載方針の相違 女川2号炉と泊3号炉は「設備分類名」で記載しており、大飯は、個別の設備名で記載している。名称は泊3号炉と異なるが、機能は同一の設備である。</p> <p>【大飯】【女川】 ・設計の相違 泊の酸素濃度及び二酸化炭素濃度は1つの計器で2種のガス測定ができるものを使用することから、計器は1種類となる。機能に相違はない。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.5 主要仕様 緊急時対策所の設備仕様を第10.9.1.1表に示す。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書より引用】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主要設備については、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。</p> <p>第10.9.1.1表 緊急時対策所の設備仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所（3号及び4号炉共用）</p> <p>個 数 一式</p> <p>(2) 情報収集設備（3号及び4号炉共用） 設 備 名 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 SPDS表示装置（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p> <p>(3) 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 設 備 名 電力保安通信用電話設備（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p> <p>設 備 名 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p> <p>設 備 名 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用） 個 数 一式 設 備 名 無線通話装置（3号及び4号炉共用） 個 数 一式</p>	<p>10.9.1.5 試験検査 緊急時対策所の主要設備については、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。</p> <p>第10.9-1表 緊急時対策所の主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>個 数 一式</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(比較のため、記載順序を一部入れ替え)</p> <p>(3) 通信連絡設備</p> <p>b. 電力保安通信用電話設備 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>c. 衛星電話設備（固定型） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 衛星電話設備（携帯型） 第10.12-3表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>f. 無線連絡設備（携帯型） 第10.12-3表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>10.9.1.5 試験検査 緊急時対策所の主要設備については、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能の健全性を確認する。</p> <p>第10.9.1表 緊急時対策所の主要仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>個 数 一式</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。</p> <p>(3) 通信連絡設備</p> <p>a. 電力保安通信用電話設備 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>b. 衛星電話設備（固定型） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。</p> <p>c. 衛星電話設備（FAX） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。</p> <p>d. 衛星電話設備（携帯型） 第10.12.3表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様に記載する。</p> <p>e. 無線連絡設備（携帯型） 第10.12.3表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】・記載箇所の相違 女川2号炉及び泊3号炉は10.9.1.3として記載している。 【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違） 【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設備名 運転指令設備（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 社内TV会議システム（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 加入電話（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 携帯型通話装置（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>設備名 加入ファクシミリ（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p>	<p>e. 無線連絡設備（固定型） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>a. 送受話器（ページング）（警報装置を含む。） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>h. 社内テレビ会議システム 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>i. 局線加入電話設備 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>j. 専用電話設備 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>g. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>f. 無線連絡設備（固定型） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。</p> <p>g. 運転指令設備（警報装置を含む。） 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>h. 社内テレビ会議システム 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>i. 加入電話設備 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>j. 専用電話設備 第10.12.1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。</p> <p>k. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要仕様に記載する。</p>	<p>【大飯】 ・設計の相違（差異理由③）</p> <p>【大飯】 ・設計の相違（差異理由④）</p> <p>【大飯】・記載表現の相違 女川、泊においては加入電話設備の中にファクシミリも含む</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用）</p> <p>個 数 1（予備2） 測定範囲 0～25%</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用）</p> <p>個 数 1（予備2） 測定範囲 0～1%</p>	<p>(4) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・酸素濃度計（重大事故等時）</p> <p>個 数 1（予備1） 測定範囲 0～100%</p> <p>(5) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・二酸化炭素濃度計（重大事故等時）</p> <p>個 数 1（予備1） 測定範囲 0.04～5.0%</p>	<p>(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>個 数 緊急時対策所指揮所用1（予備1） 緊急時対策所待機所用1（予備1） 測定範囲 0～25.0vol%（酸素濃度）</p> <p>0～5.00vol%（二酸化炭素濃度）</p>	<p>【大飯】【女川】 ・設計の相違 緊急時対策所指揮所と待機所のそれぞれに保管するため個数に相違がある。</p> <p>【大飯】【女川】 ・設備仕様の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定範囲に相違があるが、酸素濃度は19%以上、二酸化炭素濃度は1%以下であることを確認するため、測定範囲内であり問題ない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.9.1.4 手順等</p> <p>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を定期的実施する。</p>		<p>10.9.1.6 手順等</p> <p>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。また、当該保守管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【大飯】・表題番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>2.1 設置場所及び収容人数</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内に設け、緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>2.2 プラントの状態を把握するための設備</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう、炉心反応度の状態、炉心冷却の状態、格納容器の状態、放射能隔離の状態、非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握、並びに使用済み燃料プールの状態及び環境情報の把握が可能な設計とする。</p>	<p>2. 緊急時対策所について</p> <p>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、関係要員を収容することで原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置することで、異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備（電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管することで、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。</p> <p>2.1 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、発電所の状況把握、異常等の対処等適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に設置するとともに、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。</p> <p>2.2 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確、かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう、炉心反応度の状態、炉心冷却の状態、原子炉格納容器内の状態、放射能隔離の状態、非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握、使用済み燃料プールの状態、環境情報の把握、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止並びに水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても、安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できる設計とする。</p>	<p>2. 緊急時対策所について</p> <p>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置することで、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、関係要員を収容することで一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「安全パラメータ表示システム（SPDS）」という。）を設置することで、異常が発生した場合に適切な措置をとることが可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために必要な設備（電力保安通信用電話設備、衛星電話設備、無線連絡設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、酸素濃度・二酸化炭素計を保管することで、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握することが可能な設計とする。</p> <p>2.1 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、発電所の状況把握、異常等の対処等適切な措置をとるため、中央制御室以外の場所に設置するとともに、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員を収容できる設計とする。</p> <p>また、緊急時に関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できるよう遮蔽、換気について考慮した設計とする。</p> <p>2.2 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、中央制御室内の運転員を介さずに事故状態を正確、かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>緊急時対策所において事故状態の把握と必要な指示を行うことが出来るよう、炉心反応度の状態、炉心冷却の状態、原子炉格納容器内の状態、放射能隔離の状態、非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等の把握、使用済み燃料ピットの状態、環境情報の把握、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止及び水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても、安全パラメータ表示システム（SPDS）にて確認できる設計とする。</p>	<p>【女川】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 第34条緊急時対策所まとめ資料より引用】</p> <p>2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p>	<p>2.3 通信連絡設備</p> <p>発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように、多様性を確保した通信連絡設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の必要箇所とは、多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により、連絡が可能な設計とする。</p> <p>2.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>3. 別添</p> <p>別添1 緊急時対策所について（被ばく評価除く）</p> <p>別添2 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>2.3 通信連絡設備</p> <p>発電所内の中央制御室等と密接な連絡が可能なように、多様性を確保した通信連絡設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備、移動無線設備及び衛星電話設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の必要箇所とは、多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により、連絡が可能な設計とする。</p> <p>2.4 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>別添1 泊発電所3号炉 緊急時対策所(補足説明資料)</p> <p>3.運用、手順説明資料</p> <p>別添2 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】・泊発電所3号炉の移動無線設備は、緊急時対策所とモニタリング車との間で使用することから記載。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・資料名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;">添付 緊急時対策所（補足説明資料）</p>	<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所について （被ばく評価除く）</p>	<p style="text-align: right;">別添 1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 緊急時対策所 （補足説明資料）</p>	<p style="text-align: center;">【大飯】【女川】 ・資料名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>目次</p> <p>2.1 設置場所</p> <p>2.2 建物及び収容人数 添付資料4：電源設備について</p> <p>2.4 生体遮蔽装置 添付資料5：換気設備等について</p> <p>2.8 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備</p> <p>2.9 通信連絡設備</p> <p>2.6 被ばく評価</p> <p>2.11 事故時に必要な要員 添付資料10：事象発生からブルーム通過後までの要員の動き等について</p> <p>2.7 チェンジングエリア</p> <p>2.10 配備する資機材等及び保管場所</p> <p>添付資料3：緊急時対策所設備の耐震性について</p> <p>添付資料6：チェンジングエリアについて</p> <p>添付資料7：安全パラメータ表示システム（SPDS）について 添付資料8：配備資機材等の数量等について 添付資料9：緊急時対策所に最低限必要な要員について 添付資料11：緊急安全対策要員の動線について</p> <p>添付資料13：複合災害時の体制について</p> <p>添付資料1：出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p>	<p>目次</p> <p>1. 概要 1.1 設置の目的 1.2 拠点配置 1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>2. 設計方針 2.1 建物及び収容人数について 2.2 電源設備について 2.3 遮蔽設計について 2.4 換気空調系設備及び加圧設備について 2.5 必要な情報を把握できる設備について 2.6 通信連絡設備について</p> <p>3. 運用 3.1 必要要員の構成、配置について 3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>3.3 汚染持ち込み防止について 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>4. 耐震設計方針について</p> <p>5. 添付資料 5.1 チェンジングエリアについて 5.2 配備資機材等の数量等について 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について 5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>5.6 緊急体制について 5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>5.11 免震構造から耐震構造への計画変更について</p>	<p>目次</p> <p>1. 概要 1.1 設置の目的 1.2 拠点配置 1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>2. 設計方針 2.1 建物及び収容人数について 2.2 電源設備について 2.3 遮蔽設計について 2.4 換気空調設備及び加圧設備について 2.5 必要な情報を把握できる設備について 2.6 通信連絡設備について</p> <p>3. 運用 3.1 必要要員の構成、配置について 3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>3.3 汚染持ち込み防止について 3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>4. 耐震設計方針について</p> <p>5. 添付資料 5.1 チェンジングエリアについて 5.2 配備資機材等の数量等について 5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について 5.4 安全パラメータ表示システム（SPDS）のデータ伝送概要とパラメータについて 5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>5.6 緊急体制について 5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p>	<p>泊の資料構成を女川実績に合わせ変更したことから、大飯資料は女川及び泊資料の該当する箇所に記載順所を代入して比較する。</p> <p>【大飯】資料構成の相違被ばく評価については61条まとめ資料補足説明資料に記載する。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・資料構成の相違 泊は当初から耐震構造設計であることから同様の資料を作成していない。 ・資料構成の相違 泊は今後設置予定に緊急時対応センターに関する資料を作成</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

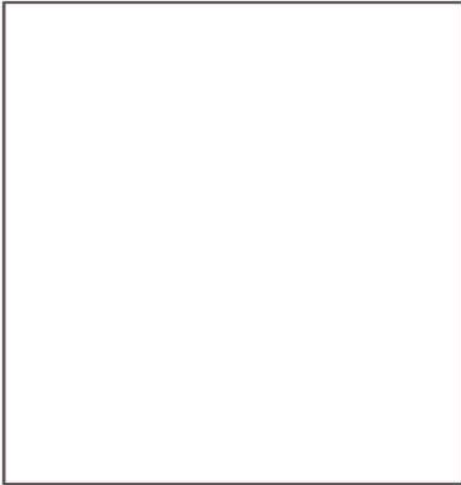

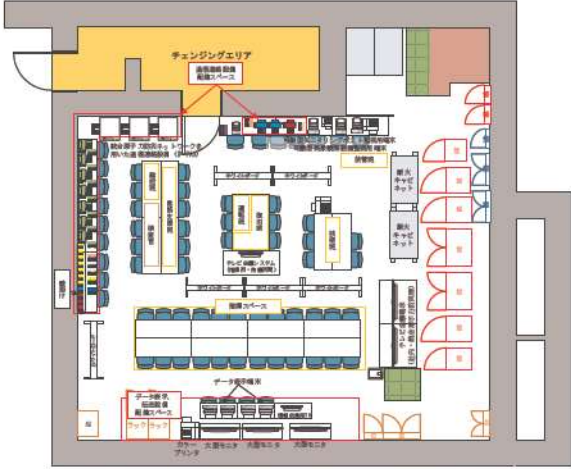
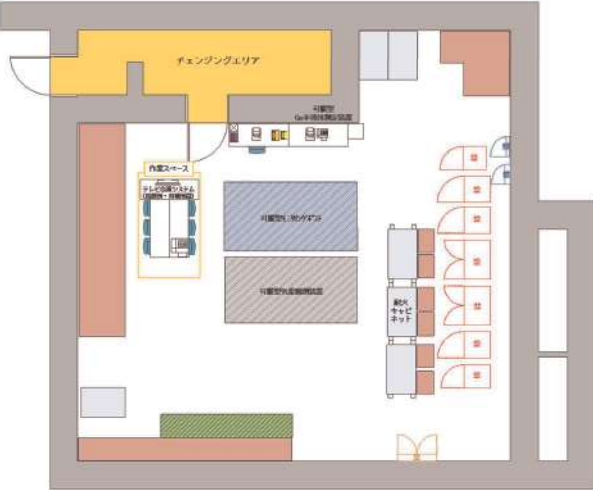
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>本申請において、当社柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として、5号炉原子炉建屋内に「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」を設置することにより適合を図る。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とするとともに、代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴 緊急時対策所の特徴を表1.1-1に示す。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置する設計とする。 5号炉原子炉建屋に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、柏崎刈羽原子力発電所6号炉、7号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、対策要員の執務室、宿直室に近い場所に設置する設計とする。</p>	<p>1. 概要 1.1 設置の目的</p> <p>本申請において、当社女川原子力発電所の緊急時対策所として、緊急時対策建屋内に「緊急時対策所」を設置することにより適合を図る。</p> <p>女川原子力発電所では緊急時対策所を、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また、緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とするとともに、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴 緊急時対策所の特徴を表1.1-1に示す。 緊急時対策所は、耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置する設計とする。 緊急時対策建屋に設置する緊急時対策所は、女川原子力発電所2号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p> <p>【島根2号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所は、耐震性を有する設計とする。緊急時対策所は、島根原子力発電所2号炉において想定される全ての事象に対し緊急時対策所の拠点として使用できるよう、基準地震動Ssによる地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、重大事故等対策要員（以下「対策要員」という。）の執務室、宿直室に近い場所に設置する設計とする。</p>	<p>1. 概要 1.1 設置の目的</p> <p>本申請において、当社泊発電所の緊急時対策所として、敷地高さT.P.39mに「緊急時対策所」を設置することにより適合を図る。</p> <p>泊発電所では緊急時対策所を1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合、並びに重大事故等が発生した場合において、中央制御室以外の場所から適切な指示又は連絡を行うために使用する拠点と位置付ける。</p> <p>また、緊急時対策所は、重大事故等に対処するための要員がとどまることができるよう遮蔽、換気について考慮した設計とするとともに、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の特徴 緊急時対策所の特徴を表1.1-1に示す。 緊急時対策所は、耐震性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、泊発電所3号炉において想定されるすべての事象に対し緊急時対策の拠点として使用できるよう、基準地震動による地震力に対しても機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、迅速な拠点立ち上げを可能とするため、発電所災害対策要員（以下「対策要員」という。）の執務室、宿直室に近い場所に設置する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 （女川記載を反映）</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①） 泊は緊急時対策所自体を耐震性のある建屋として設計する。（島根2号炉と同様）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】 ・組織名称の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>【島根2号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>第1.1-1表 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssを含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssを含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 	<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮、復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、発電所対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮、復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、発電所対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 	<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、発電所災害対策要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、発電所災害対策要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 	<p>【女川】 ・設計の相違 泊3号炉においては可搬型設備も用いて対応を行う。(島根2号炉と同様)</p>
緊急時対策所	特徴														
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動Ssを含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、待機場所に近く、緊急時対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替交流電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 														
緊急時対策所	特徴														
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮、復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、発電所対策本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 														
緊急時対策所	特徴														
緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、発電所災害対策要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備は常設又は可搬であり、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 														
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 	<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 	<p>表1.1-1 緊急時対策所の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策所	特徴	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 	<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>
緊急時対策所	特徴														
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 														
緊急時対策所	特徴														
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 														
緊急時対策所	特徴														
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動を含むすべての想定事象発生時において、対策要員が緊急時対策所内にとどまり、指揮・復旧活動を行うことが可能である。 対策要員の執務室、宿直室に近く、本部要員参集等の初動体制を迅速かつ容易に確立できる。 代替電源設備をはじめとする緊急時対策所諸設備が常設であるため、緊急時対策所拠点の立ち上げが迅速かつ容易である。 被災号機に近い位置に設置することから、居住性やアクセスルートに配慮した設計とする。 														
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故時のブルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)で構成する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能概要比較を表1.1-2及び図1.1-1に示す。</p>	<p>なお、緊急時対策所は、重大事故時のブルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は緊急対策室及びSPDS室から構成する設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所は、重大事故時のブルーム通過時においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）を収容するため、緊急時対策所内に居住性を高めた設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の主な設備の配置について、図1.1-1及び図1.1-2に示す。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①) 【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊3号炉においては可搬型設備も用いて対応を行う。(島根2号炉と同様)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


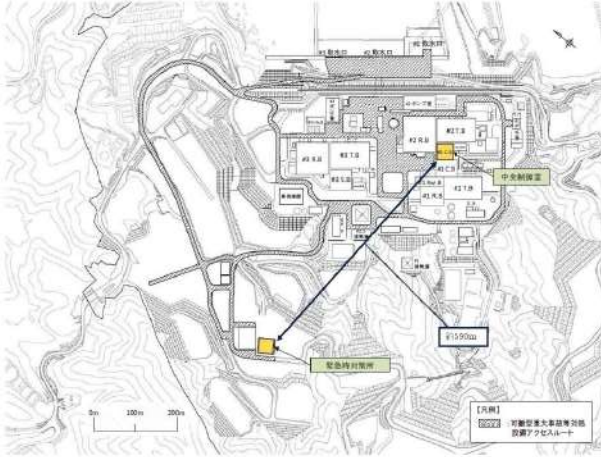
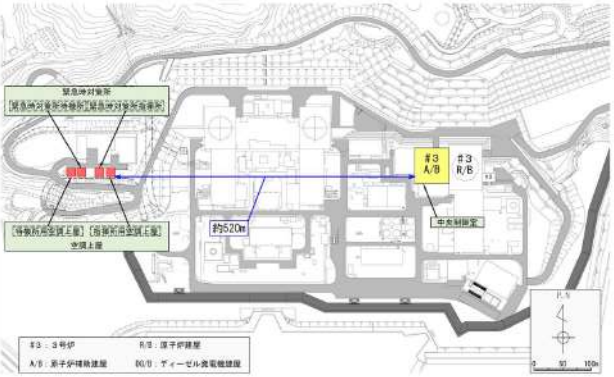
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="969 204 1245 229">特例みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p data-bbox="797 248 1187 264">緊急時対策建屋の各階における主な設備の配置について、図1.1-1に示す。</p>  <p data-bbox="882 783 1155 799">図1.1-1 緊急時対策建屋の各階設備配置図 (1/2)</p> <p data-bbox="969 847 1245 873">特例みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p data-bbox="882 1391 1155 1407">図1.1-1 緊急時対策建屋の各階設備配置図 (2/2)</p>	 <p data-bbox="1447 632 1827 647">注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p data-bbox="1458 667 1816 691">図1.1-1 緊急時対策所指揮所 配置図</p>  <p data-bbox="1424 1270 1839 1286">注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p data-bbox="1458 1305 1816 1329">図1.1-2 緊急時対策所待機所 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 緊急時対策所</p> <p>2.1 設置場所</p> <p>基礎地盤は概ね〔C_M〕級以上の岩盤で構成されており、基礎地盤は十分な支持性能を有している。緊急時対策所建屋は、一部マンメイドロック（MMR）を介して基礎岩盤に設置される。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉心から約650m、4号炉心から約770m離れた位置に設置する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>1.2 拠点配置</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置図を以下に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、十分な耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動S_sによる地震力に対し機能を喪失することはない。また、E.L.+9.2mに設置していることより、発電所への津波（T.P.+6.2m程度）の影響を受けることはないため、3、4号機において一次冷却材喪失事故等が発生した場合においても、その機能を維持することができる。</p> <p>また、3、4号機中央制御室とは十分離れていること、換気設備及び電源設備が3、4号機中央制御室とは独立していること、地震及び津波等の影響を受けないことから、3、4号機中央制御室との共通要因（火災、内部溢水等）により、同時に機能喪失することはない。</p> <p>配置図及び周辺図を、図1-1、1-2に示す。</p>	<p>1.2 拠点配置</p> <p>緊急時対策所の配置図を以下に示す。</p> <p>緊急時対策所は、十分な支持力を有する緊急時対策建屋に設置する。</p> <p>また、敷地高さO.P.[※]+62mの緊急時対策建屋の地下2階フロア（O.P.+51.5m）に設置することにより、発電所への津波による影響を受けない設計とする。</p> <p>配置は、2号炉中央制御室から直線距離で約590m離れた位置（アクセス道路での移動距離は約1050m）とし、また、換気設備及び電源設備を2号炉中央制御室から独立させることにより、2号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>（※O.P.：女川原子力発電所工事用基準面）</p>	<p>1.2 拠点配置</p> <p>緊急時対策所の配置図を以下に示す。</p> <p>緊急時対策所は、十分な支持力を有する基礎岩盤上に設置する。</p> <p>また、敷地高さT.P.[※]39mに設置することにより、発電所への津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>配置は、3号炉中央制御室から直線距離で約520m離れた位置（アクセス道路での移動距離は約1000m）とし、また、換気設備及び電源設備を3号炉中央制御室から独立させることにより、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>（※T.P.：東京湾平均海面）</p> <p>緊急時対策所として、必要な指示を行う要員等を収容するための緊急時対策所指揮所及び現場作業を行う要員を収容するための緊急時対策所待機所をそれぞれ設置する。</p> <p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所それぞれに付帯する換気設備を収納するために空調上屋を設置する。空調上屋は指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋から構成する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違（女川の記載に統一） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地場所地質の相違 設計の相違 <p>設置する敷地高さに相違はあるが、発電所への津波の影響を受けない高さに設置する設計方針に相違はなく、津波による緊急時対策所機能喪失に至ることはない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> フロント配置の相違による離隔距離の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地標高基準面の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違（相違理由①⑨）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="257 470 504 491">図1-1 緊急時対策所 配置図</p>	 <p data-bbox="884 683 1142 703">図1.2-1 緊急時対策所 配置図</p>	 <p data-bbox="1478 638 1780 659">図1.2-1 緊急時対策所 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1-2 緊急時対策所 周辺図</p> <p>—DB（設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載）（ただし、 で囲む部分を除く）</p>		<p>図1.2-2 緊急時対策所 周辺図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事象への対処</p> <p>緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.3-1、表1.3-2のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条（緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="85 395 669 619"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号炉原子炉制御室内緊急時対策所を設ける。</td> <td>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号炉原子炉制御室内緊急時対策所を設ける。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。	<p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事象への対処</p> <p>緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.3-1、表1.3-2のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条（緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="705 395 1310 657"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>第34条 (緊急時対策所) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第34条 (緊急時対策所) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。		<p>1.3 新規制基準への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事象への対処</p> <p>緊急時対策所に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.3-1、表1.3-2のとおりである。</p> <p>表 1.3-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第三十四条（緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="1337 405 1937 647"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</td> <td>第34条 (緊急時対策所) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第34条 (緊急時対策所) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。		<p>相違理由</p> <p>【柏崎】記載表現の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規制改正（設置許可基準規則第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号炉原子炉制御室内緊急時対策所を設ける。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。																			
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第34条 (緊急時対策所) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。																				
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
(緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。	第34条 (緊急時対策所) 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。																				
		<table border="1" data-bbox="1337 676 1937 1362"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 緊急時対策所及びその直接並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</td> <td>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対応能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</td> <td>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために、固定値及び可動値それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定値及び可動値を特定する。また、固定値及び可動値の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定値に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることであり、当該要員を防護できる設計とする。可動値に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	2 緊急時対策所及びその直接並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対応能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために、固定値及び可動値それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定値及び可動値を特定する。また、固定値及び可動値の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定値に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることであり、当該要員を防護できる設計とする。可動値に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																			
2 緊急時対策所及びその直接並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。	1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対応能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために、固定値及び可動値それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定値及び可動値を特定する。また、固定値及び可動値の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定値に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることであり、当該要員を防護できる設計とする。可動値に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」
 第四十六条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用でかつ多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、6号炉、7号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設置することとし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設ける。 緊急時対策所は災害時に約100名の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さずプラントの状態を把握するために必要なパラメータを収集、表示するために安全パラメータ表示システム（SPDS）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用でかつ多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に表示できる設備を設ける。 さらに、所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。 事故に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する。 さらに、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための、専用でかつ多様性を有した通信回線で構成する通信連絡設備を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。
	さらに、軽率濃度計を施設しなければならない。軽率濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない軽率濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気を一時的に停止する運用とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所では、空調機稼働時も軽率濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。

表 1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」
 第四十六条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用でかつ多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、2号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。 また、中央制御室内の運転員を介さずプラントの状態を把握するために必要なパラメータを収集、表示するために設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）を緊急時対策所に設置する設計とする。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用でかつ多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を緊急時対策所に表示できる設備を設ける。 さらに、所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を、緊急時対策所に設置する設計とする。 事故に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を緊急時対策所に設置する。 さらに、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための、専用でかつ多様性を有した通信回線で構成する通信連絡設備を緊急時対策所に設置する設計とする。

表 1.3-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」
 第四十六条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用でかつ多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	1 次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、3号炉中央制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。 緊急時対策所は災害時に120名程度の関係要員を収容できる設計とする。 また、中央制御室内の運転員を介さずプラント状態を把握するために必要なパラメータを表示するために設置するデータ表示端末を緊急時対策所に設置する設計とする。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
（緊急時対策所） 第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第46条（緊急時対策所） 1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用でかつ多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。	また、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を緊急時対策所に表示できる設備を設ける。 さらに、所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を、事故に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示ができる通信連絡設備を緊急時対策所に設置する。 さらに、発電所外の関係箇所との必要な通信連絡を行うための、専用でかつ多様性を有した通信回線で構成する通信連絡設備を緊急時対策所に設置する設計とする。

【柏崎】記載表現の相違
 (2-3①の相違)

【柏崎】記載表現の相違
 (2-3①の相違)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="705 199 907 255">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</th> <th data-bbox="907 199 1108 255">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1108 199 1310 255">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="705 255 907 502"></td> <td data-bbox="907 255 1108 502"> <p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p> </td> <td data-bbox="1108 255 1310 502"> <p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針		<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1332 199 1534 255">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</th> <th data-bbox="1534 199 1736 255">実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1736 199 1937 255">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1332 255 1534 502"></td> <td data-bbox="1534 255 1736 502"> <p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p> </td> <td data-bbox="1736 255 1937 502"> <p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1332 502 1534 1109"> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1534 502 1736 1109"> <p>2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記一9）」によること。</p> </td> <td data-bbox="1736 502 1937 1109"> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、時態状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる時置量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針		<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p>	<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p>	<p>2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記一9）」によること。</p>	<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、時態状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる時置量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>【女川】 ・記載内容の相違 有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第34条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針																
	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p>																
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針																
	<p>さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合には、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保證するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</p>	<p>緊急時対策所は必要な換気ができる設計としているほか、必要に応じて換気系を一時的に停止する運用とする。</p> <p>緊急時対策所では、空調隔離時でも酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、室内環境を確認することができる。</p>																
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p>	<p>2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記一9）」によること。</p>	<p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設的安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、時態状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる時置量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	適合方針
<p>（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがある想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>1 第六条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V.2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある」と想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重ねさせるものとする。</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>

女川原子力発電所2号炉

以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	適合方針
<p>（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>1 第六条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p>	<p>一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>

泊発電所3号炉

以下は、外部からの衝撃による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）	適合方針
<p>（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p> <p>1 第六条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組み合わせに遭遇した場合において、自然事象そのものもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p>	<p>1 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、設計基準において想定される自然現象に対して、緊急時対策所が安全機能を損なわないよう、必要な措置をとった設計とする。*</p>

【柏崎】記載表現の相違
 (2-3①の相違)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="734 145 1104 220">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則</th> <th data-bbox="1104 145 1267 220">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1104 220 1267 295">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="734 220 1104 798"> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1104 220 1267 798"> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p> </td> <td data-bbox="1104 220 1267 798"></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針	<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1364 145 1527 220">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則</th> <th data-bbox="1527 145 1727 220">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1727 145 1890 220">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1364 220 1527 798"> <p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1527 220 1727 798"> <p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p> </td> <td data-bbox="1727 220 1890 798"></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針	<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>		
実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針													
<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>														
実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針													
<p>2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p>	<p>4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果及び最新知見等を参考にし、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>6 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="734 802 1104 877">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則</th> <th data-bbox="1104 802 1267 877">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1104 877 1267 952">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="734 877 1104 1473"> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周囲において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1104 877 1267 1473"> <p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、「安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに懸念されるものであり、例えば（航空機墜下等）、ダムの崩壊、摩耗、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等を含む。なお、上記の航空機墜下については、「実用発電用原子炉施設への航空機墜下衝撃の評価基準について」（平成11年07月29日閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院閣議））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p> </td> <td data-bbox="1104 877 1267 1473"></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「5.9 設置許可基準規則第4条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について」として後述する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針	<p>3 安全施設は、工場等内又はその周囲において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、「安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに懸念されるものであり、例えば（航空機墜下等）、ダムの崩壊、摩耗、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等を含む。なお、上記の航空機墜下については、「実用発電用原子炉施設への航空機墜下衝撃の評価基準について」（平成11年07月29日閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院閣議））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1364 802 1527 877">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則</th> <th data-bbox="1527 802 1727 877">実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1727 802 1890 877">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1364 877 1527 1473"> <p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周囲において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1527 877 1727 1473"> <p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに懸念されるものであり、例えば（航空機墜下等）、ダムの崩壊、摩耗、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等を含む。なお、上記の航空機墜下については、「実用発電用原子炉施設への航空機墜下衝撃の評価基準について」（平成14年07月29日閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院閣議））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p> </td> <td data-bbox="1727 877 1890 1473"></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について」として後述する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針	<p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周囲において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに懸念されるものであり、例えば（航空機墜下等）、ダムの崩壊、摩耗、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等を含む。なお、上記の航空機墜下については、「実用発電用原子炉施設への航空機墜下衝撃の評価基準について」（平成14年07月29日閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院閣議））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>		
実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針													
<p>3 安全施設は、工場等内又はその周囲において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、「安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに懸念されるものであり、例えば（航空機墜下等）、ダムの崩壊、摩耗、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等を含む。なお、上記の航空機墜下については、「実用発電用原子炉施設への航空機墜下衝撃の評価基準について」（平成11年07月29日閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院閣議））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>														
実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の解釈	適合方針													
<p>3 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周囲において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>7 第3項は、設計基準において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への措置を含む。</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに懸念されるものであり、例えば（航空機墜下等）、ダムの崩壊、摩耗、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等を含む。なお、上記の航空機墜下については、「実用発電用原子炉施設への航空機墜下衝撃の評価基準について」（平成14年07月29日閣議第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院閣議））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	適合方針
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」とい）安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>3号炉原子炉建屋内緊急時対策所（緊急時対策所）の建物及び各々の緊急時対応機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所（緊急時対策所）周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートにおいて、火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>

女川原子力発電所2号炉

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	適合方針
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」とい）安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所（緊急時対策所）周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートにおいて、火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>

泊発電所3号炉

以下は、火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。

表1.3-4 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第八条（火災による損傷の防止）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	適合方針
<p>(火災による損傷の防止)</p> <p>第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」とい）安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。</p> <p>2 消火設備（安全施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。</p>	<p>緊急時対策所の建物及び各々の緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及びそれらへのアクセスルートに対して、不燃性材料又は難燃性材料の使用による火災の発生防止対策を実施する設計とする。</p> <p>万一、緊急時対策所（緊急時対策所）周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートにおいて、火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、当該緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</p>

相違理由

【柏崎】記載表現の相違（2-3①の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。

表1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所) 第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 四 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な要員を収容することができるものでなければならない。	第91条（緊急時対策所） 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 a) 基準地震動による地震力に対して、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 b) 緊急時対策所と原子制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。	*本表欄外下部に示す

女川原子力発電所2号炉

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。

表1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所) 第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	第91条（緊急時対策所） 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 a) 基準地震動による地震力に対して、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにすること。また、基準津波の影響を受けないこと。 b) 緊急時対策所と原子制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。	*本表欄外下部に示す

泊発電所3号炉

(2) 重大事故等への対処

緊急時対策所に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下の通りである。

表1.3-5 「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」第六十一条（緊急時対策所）

実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
(緊急時対策所) 第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	第91条（緊急時対策所） 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。 a) 基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。 b) 緊急時対策所と原子制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。	*本表欄外下部に示す

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<table border="1" data-bbox="705 268 1312 1018"> <tr> <td data-bbox="705 268 907 1018"> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </td> <td data-bbox="907 268 1312 1018"> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="705 770 907 1018"> <p>② 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="907 770 1312 1018"> <p>② 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="741 1018 1133 1038">(*) 以下、表1.3-5の適合方針について説明する。</p>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>② 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>② 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1335 196 1942 1018"> <tr> <th data-bbox="1335 196 1547 268">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1547 196 1771 268">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1771 196 1942 268">適合方針</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 268 1547 1018"> <p>② 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1547 268 1771 1018"> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </td> <td data-bbox="1771 268 1942 1018"> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="1335 1018 1671 1038">(*) 以下、表1.3-5の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>② 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>	
<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>												
<p>② 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>② 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>												
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針											
<p>② 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プールーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>イ) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>a. 要員（規則第六十一条2項，規則解釈第61条2） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，6号及び7号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員160名，1～5号炉に係る要員14名及び保安検査官の2名をあわせて176名を収容できる設計とする。</p> <p>b. 同時機能喪失回避（規則解釈第61条1のb） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，6号炉，7号炉中央制御室から十分離れていること（約200m），換気設備及び電源設備を6号炉，7号炉中央制御室から独立させ，6号炉，7号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>c. 電源設備（規則解釈第61条1のc） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，通常時，外部電源から受電する設計とする。</p> <p>外部電源喪失時，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，可搬型代替交流電源設備及び予備の可搬型代替交流電源設備から受電可能な設計とし，予備の可搬型代替交流電源設備は可搬型代替交流電源設備と多重性を有した設計とする。</p> <p>d. 居住性対策（規則解釈第61条1のd，e） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように，適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。</p>	<p>a. 要員（規則第六十一条2項，規則解釈第61条2） 緊急時対策所には，2号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員29名，1号炉運転員4名，3号炉運転員4名，初期消火要員（消防車隊）6名及び運転検査官4名をあわせて83名を収容できる設計とする。</p> <p>b. 同時機能喪失回避（規則解釈第61条1のb） 緊急時対策所は，2号炉中央制御室から十分離れていること（約590m），換気設備及び電源設備を2号炉中央制御室から独立させ，2号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>c. 電源設備（規則解釈第61条1のc） 緊急時対策所は，通常時，外部電源から非常用高圧母線を介して受電する設計とする。</p> <p>外部電源喪失等により非常用高圧母線の電圧が低下した場合は，非常用ディーゼル発電機が自動起動し緊急時対策所へ電源供給を行う設計とする。</p> <p>また，非常用ディーゼル発電機の機能喪失を考慮し，緊急時対策所は常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの多様性を有した代替電源からの受電が可能な設計とする。</p> <p>d. 居住性対策（規則解釈第61条1のd，e） 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように，適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。</p>	<p>a. 要員（規則第六十一条2項，規則解釈第61条2） 緊急時対策所には，3号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名，1号及び2号炉運転員3名，消火要員8名及び運転検査官4名を合わせて87名を収容できる設計とする。</p> <p>b. 同時機能喪失回避（規則解釈第61条1のb） 緊急時対策所は，3号炉中央制御室から十分離れていること（約520m），換気設備及び電源設備を3号炉中央制御室から独立させ，3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>c. 電源設備（規則解釈第61条1のc） 緊急時対策所は，通常時，緊急時対策所指揮所に設置する通信連絡設備及び無停電運転保安灯については，外部電源から3号炉非常用母線を介して受電する設計とし，その他運用に必要な設備については，1号又は2号炉常用母線から受電する設計とする。</p> <p>外部電源喪失等により非常用高圧母線の電圧が低下した場合は，ディーゼル発電機が自動起動し緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯へ電源供給を行う設計とする。</p> <p>また，ディーゼル発電機の機能喪失及び1号又は2号炉常用母線の電源喪失を考慮し，緊急時対策所は緊急時対策所用代替交流電源設備から給電可能な設計とし，予備として配備する緊急時対策所用代替交流電源設備と合わせて多重性を有した設計とする。</p> <p>d. 居住性対策（規則解釈第61条1のd，e） 緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように，適切な遮蔽設計及び換気設計を行う。</p>	<p>【柏崎】記載表現の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・原子力防災組織の要員数の相違 泊の消火要員（8名）は重大事故等への対処を行う各班員に含めている。 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・プラント配置の相違による隔離距離の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・設計の相違（相違理由⑩） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違） 【女川】 ・設計方針の相違 泊は可搬型設備である緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所電源の多重性を確保する方針としている。（PWRプラント，島根2号炉と同様） 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）は気密性を確保した高气密室内に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、高气密室を可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機または陽圧化装置を用いて陽圧化し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は気密性を確保した中央制御室空調機械室に設置し、上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、中央制御室空調機械室を可搬型陽圧化空調機または陽圧化装置を用いて陽圧化し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 遮蔽設計及び換気設計により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約58mSv（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）であり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。</p> <p>e. 必要な情報を把握できる設備（規則第六十一条1項の二） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>f. 通信連絡設備（規則第六十一条1項の三） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p> <p>g. 汚染の持ち込み防止（規則解釈第61条1のf） 重大事故等時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を、5号炉原子炉建屋内の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所出入口付近に設ける。</p>	<p>緊急時対策所は上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置又は緊急時対策所用加圧設備（空気ポンプ）を用いて加圧し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</p> <p>遮蔽設計及び換気設計により緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で約0.70mSv（緊急時対策所）であり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。</p> <p>e. 必要な情報を把握できる設備（規則第六十一条1項の二） 緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>f. 通信連絡設備（規則第六十一条1項の三） 緊急時対策所には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示が出来る通信連絡設備を設置する。 また、緊急時対策所には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p> <p>g. 汚染の持ち込み防止（規則解釈第61条1のf） 重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</p>	<p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は上部及び側面に遮蔽を設置することで直接線、スカイシャイン線、及びグランドシャインによる外部被ばくを抑制するとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は空気供給装置（空気ポンプ）を用いて加圧し、重大事故等に伴うブルーム通過中及びブルーム通過後の意図しない放射性物質の流入による内部・外部被ばくを抑制する。</p> <p>遮蔽設計及び換気設計により緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故等時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量は7日間で緊急時対策所指揮所が約13mSv、緊急時対策所待機所が約12mSvであり、対策要員の実効線量が100mSvを超えないことを確認している。</p> <p>e. 必要な情報を把握できる設備（規則第六十一条1項の二） 緊急時対策所には、重大事故等時のプラントの状態並びに環境放射線量・気象状況を把握するため、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>f. 通信連絡設備（規則第六十一条1項の三） 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所には、重大事故等に対処する発電所内の関係要員に対して必要な指示ができる通信連絡設備を設置する。 また、緊急時対策所指揮所には、発電所外の関連箇所と必要な通信連絡を行うための通信連絡設備を設置する。</p> <p>g. 汚染の持ち込み防止（規則解釈第61条1のf） 重大事故等時に緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】 ・線量評価結果の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】 ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>h. 資機材配備（規則第六十一条1項の一）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線防護資機材（着替え、マスク等）を配備する。</p> <p>i. 地震（規則解釈第61条1のa）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内に設置していることから、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>これに対し5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、T.M.S.L.+12mの敷地に設置された5号炉原子炉建屋の3階フロア（T.M.S.L.+27.8m）に設定することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p>	<p>h. 資機材配備（規則第六十一条1項の一）</p> <p>緊急時対策建屋には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また、対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線管理用資機材（着替え、マスク等）を配備する。</p> <p>i. 地震（規則解釈第61条1のa）</p> <p>緊急時対策所は耐震構造を有する緊急時対策建屋内に設置していることから、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また地震、地震に伴う火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の要員が必要な対策活動を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスが出来るように設計する。</p> <p>j. 津波（規則解釈第61条1のa）</p> <p>女川原子力発電所の敷地における基準津波による最高水位は0.P.*+23.1m程度と評価される。</p> <p>これに対し緊急時対策所は0.P.+62mの敷地に設置された緊急時対策建屋の地下2階フロア（0.P.+51.5m）に設定することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>（※0.P.：女川原子力発電所工事用基準面）</p>	<p>h. 資機材配備（規則第六十一条1項の一）</p> <p>緊急時対策所には、必要な要員が緊急時対策所内に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な食料と飲料水を配備する。また、対策要員が7日間緊急時対策所内にとどまり、現場での復旧作業に必要な数量の放射線管理用資機材（着替え、マスク等）を配備する。</p> <p>i. 地震（規則解釈第61条1のa）</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持にかかる電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動に対し機能を喪失しない設計とする。</p> <p>破線囲み部は追而箇所を示す。</p> <p>j. 津波（規則解釈第61条1のa）</p> <p>泊発電所の敷地における基準津波による最高水位は、T.P.*14.11m程度と評価される。</p> <p>これに対し緊急時対策所はT.P.39mの敷地に設置することにより、周辺に設置する関連設備、アクセスルートを含め、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>（※T.P.：東京湾平均海面）</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針の相違 泊では緊急時対策所へ向かうために建屋内移動が発生しないため。 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波評価結果の相違 【女川】 ・設計の相違 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p>	<p>以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表1.3-6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四十一条（火災による損傷の防止）</p> <table border="1" data-bbox="701 347 1314 986"> <thead> <tr> <th data-bbox="701 347 907 432">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="911 347 1140 432">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1144 347 1314 432">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="701 435 907 983"> <p>〔火災による損傷の防止〕</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="911 435 1140 983"> <p>第41条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> </td> <td data-bbox="1144 435 1314 983"> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 以下、表1.3-6 の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>〔火災による損傷の防止〕</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第41条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>	<p>以下は火災による損傷の防止に関する設置許可基準規則条文において定められる緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針である。</p> <p>表1.3-6 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四十一条（火災による損傷の防止）</p> <table border="1" data-bbox="1328 347 1946 986"> <thead> <tr> <th data-bbox="1328 347 1534 432">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th data-bbox="1538 347 1767 432">実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th data-bbox="1771 347 1946 432">適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1328 435 1534 983"> <p>〔火災による損傷の防止〕</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1538 435 1767 983"> <p>第41条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p> </td> <td data-bbox="1771 435 1946 983"> <p>*本表欄外下部に示す</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(*) 以下、第1.3-6 表の適合方針について説明する。</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	<p>〔火災による損傷の防止〕</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第41条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
<p>〔火災による損傷の防止〕</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第41条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>													
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針													
<p>〔火災による損傷の防止〕</p> <p>第四十一条 重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。</p>	<p>第41条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第41条の適用に当たっては、第8条第1項の解釈に準ずるものとする。</p> <p>第8条（火災による損傷の防止）</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、発電用原子炉施設の安全性が損なわれないようにするため、設計基準対象施設に対して必要な機能（火災の発生防止、感知及び消火並びに火災による影響の軽減）を有することを求めている。</p> <p>また、上記の「発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」とは、安全施設が安全機能を損なわないことを求めている。</p> <p>したがって、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがある火災に対して、発電用原子炉施設に対して必要な措置が求められる。</p>	<p>*本表欄外下部に示す</p>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>k. 火災防護（規則解釈第41条）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は火災により緊急時対策所に必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。</p> <p>火災の発生を防止するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む）は、系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。また、主要構造物、設備は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性（UL 垂直燃焼試験）・耐延焼性（IEEE383）の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2) i 地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生を防止できる設計とする。</p> <p>火災感知及び消火については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む）に消防法に基づき火災感知器を設置している。</p> <p>特に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する屋内のケーブル敷設箇所等には、火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え、異なる2種類目の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、6号及び7号炉中央制御室等にて適切に監視できる設計とする。</p> <p>消火設備としては消火栓及び消火器を適切に設置している。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む）のうち、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある室内には、固定式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を表1.3-7に示す。また表1.3-8に設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧を示す。</p>	<p>k. 火災防護（規則解釈第41条）</p> <p>緊急時対策所は火災により緊急時対策所に必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。</p> <p>火災の発生を防止するため、緊急時対策所は、系統内に水素が滞留することを防止する設計としている。また、主要構造物、設備は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性（UL 垂直燃焼試験）・耐延焼性（IEEE383）の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2) i 地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生を防止できる設計とする。</p> <p>火災感知及び消火については、緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備を含む。）に消防法に基づき火災感知器を設置する。</p> <p>特に、重大事故等対処設備の設置箇所には、火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え、異なる2種類目の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、2号炉中央制御室等にて適切に監視できる設計とする。</p> <p>消火設備としてはガス消火設備及び消火器を適切に設置している。緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備を含む。）のうち、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある室内には、ガス消火設備を配備する設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を表1.3-7に示す。また表1.3-8に設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧を示す。</p>	<p>k. 火災防護（規則解釈第41条）</p> <p>緊急時対策所は、火災により緊急時対策所に必要な機能を損なうおそれがないよう、火災の発生を防止することができ、かつ、火災感知設備及び消火設備を有する設計とする。</p> <p>火災の発生を防止するため、緊急時対策所は、主要構造物、設備は不燃性材料を使用し、ケーブルは自己消火性（UL 垂直燃焼試験）・耐延焼性（IEEE383）の実証試験に合格する線種を使用する設計とする。地震への対策としては「1.3(2) i 地震」に記載する耐震設計とすることによって火災発生を防止できる設計とする。</p> <p>火災感知及び消火については、緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備を含む。）に消防法に基づき火災感知器を設置する。</p> <p>特に、重大事故等対処設備の設置箇所には、火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器に加え、異なる2種類目の感知器として熱感知器を設置する設計とする。感知器は、外部電源が喪失した場合においても電源を確保する設計とし、3号炉中央制御室にて適切に監視できる設計とする。</p> <p>消火設備としてはガス消火設備及び消火器を適切に設置している。緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備を含む。）のうち、火災によって煙が充満し消火が困難となる可能性のある室内には、ガス消火設備を配備する設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故等対処設備に関する概要を第1.3-7表に示す。また第1.3-8表に設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧を示す。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違 女川の緊急時対策所建屋内には水素発生を考慮すべき設備（蓄電池設備）があることから系統内の水素滞留について考慮しているが、泊の緊急時対策所には水素発生を考慮すべき設備は設置していない。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉未とも資料より参考掲載】

表1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (1/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対応設備		設備分類
		設備	耐震重要度分類	
居住性の確保 (対策本部)	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部)	—	—	—
	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部) 高気密室	—	—	—
	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部) 遮蔽	—	—	—
	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部) 可搬型閉圧化空調機	—	—	—
	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部) 可搬型外気取入装置	—	—	—
	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部) 風圧化装置 (空気ポンプ)	—	—	—
	5号炉原子炉建屋内緊急時制御所(対策本部) 二酸化炭素濃度装置	—	—	—
	二酸化炭素濃度計 (対策本部) ※1	—	—	—
	風圧計 (対策本部) ※1	—	—	—
	可搬型エアモニタ (対策本部)	—	—	—

60条に記載
 代替する機能を有する設計基準対応設備

※1 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故後援設備等を含むことを指し示す常設設備であるため、本分類とする。
 ※2 常設重大事故防止設備・常設重大事故後援設備等を含むことを指し示す可搬型設備であるため、本分類とする。
 ※3 常設重大事故後援設備等と兼する人が稼働してあることを指し示す可搬型設備であるため、本分類とする。
 ※4 計測器本体を示すための計器名を記載。

表1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (1/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対応設備		設備分類
		設備	耐震重要度分類	
居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	—	—	—
	緊急時対策所遮蔽	—	—	—
	緊急時対策所遮蔽	—	—	—
	緊急時対策所非常用遮断機	—	—	—
	緊急時対策所非常用フィルタ装置	—	—	—
	緊急時対策所非常用初期降圧装置・弁【風路】	—	—	—
	緊急時対策所風圧化装置 (空気ポンプ)	—	—	—
	緊急時対策所風圧化装置 (配管・弁)【風路】	—	—	—
	風圧計※1	—	—	—
	二酸化炭素濃度計※1	—	—	—

60条に記載 (ただし、本系統機能においては可搬型重大事故後援設備)

代替する機能を有する設計基準対応設備

※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する
 ※2 計測器本体を示すための計器名を記載

※重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

表1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (1/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対応設備		設備分類
		設備	耐震重要度分類	
居住性の確保 (緊急時対策所)	緊急時対策所	—	—	—
	緊急時対策所指揮所窓へい	—	—	—
	緊急時対策所付機所窓へい	—	—	—
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	—	—	—
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	—	—	—
	可搬型空気浄化装置配管・ダクト【可搬】【風路】	—	—	—
	可搬型空気浄化装置配管・ダクト【常設】【風路】	—	—	—
	空気供給装置 (空気ポンプ)	—	—	—
	空気供給装置配管・弁【可搬】【風路】	—	—	—
	圧力計※1	—	—	—

60条に記載 (ただし、本系統機能においては可搬型重大事故後援設備)

代替する機能を有する設計基準対応設備

※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する。
 ※2 計測器本体を示すための計器名を記載

【女川】
 ・設計の相違
 電源設備の構成相違及び常設、可搬等の設備区分の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>						
<p>表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (2/5)</p>						
系統機池	設備	代抄する機能を有する設計基準対象施設	設備	重要度分類	設備種類	設備分類
					常設	
居住性の確保（対策本部） （つづき）	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型高圧化空機使用装置クト（装置）	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 ^{※1} SA-3
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高圧化装置（配管・弁）（流断）	-	-	-	常設	常設型重大事故等対処設備 ^{※1} SA-2
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）	-	-	-	常設	（重大事故等対処設備） 常設型重大事故等対処設備 ^{※1}
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）避難	-	-	-	常設	常設型重大事故等対処設備 ^{※1}
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内避難	-	-	-	常設	常設型重大事故等対処設備 ^{※1}
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型高圧化空機	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 ^{※1}
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）高圧化装置（空気がシベ） 酸素濃度計（待機場所） ^{※2}	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 ^{※1} SA-3
	二酸化炭素濃度計（待機場所） ^{※3}	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 ^{※1} （防止でも緩和でもない設備）
	不正計（待機場所） ^{※4}	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 ^{※1} （防止でも緩和でもない設備）
	可搬型エリアモニタ（待機場所）	-	-	-	可搬	可搬型重大事故等対処設備 ^{※1} （防止でも緩和でもない設備）
<p>※1 常設型重大事故等対処設備・常設型重大事故等対処設備を操作する人が備全であることと相俟する常設設備であるため、本分類とする。 ※2 常設型重大事故等対処設備・常設型重大事故等対処設備等を操作する人が備全であることと相俟する常設設備であるため、本分類とする。 ※3 常設型重大事故等対処設備等を操作する人が備全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類とする。 ※4 計測器本体を示すための計器名を記載。</p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (3/5)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

系統機能	設備	代替する機軸を有する設計基準対象設備		設備種類	設備分類	
		設備	耐震重要度分類		分類	機器クラス
居住性の確保（待機場所） （つづき）	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所（待機場所）可搬型隔壁化空調機用仮設ダクト〔流路〕	—	—	可搬型	可搬型重大事故緩和設備 ^{※3}	SA-3
	5号炉原子炉建屋内部緊急時対策所（待機場所）隔壁化装置（配管・弁）〔流路〕	—	—	常設	常設重大事故緩和設備 ^{※4}	SA-2

※1 常設耐震重要重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
 ※2 常設重大事故防止設備・常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
 ※3 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する可搬型設備であるため、本分類とする。
 ※4 常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類とする。
 ※5 計測器本体を示すため計器名を記載。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (5/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備分類	機器クラス
		設備	耐震重要度分類		
電源の確保 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備)	可搬ケーブール	非常用幹内電源設備	—	可搬型 可搬型 可搬型	— — —
	負荷変圧器	—	—	常設	—
	交流分電盤	—	—	常設	—
	軽油タンク	—	—	常設	—
	タンクローリー (4R1)	—	—	常設	—
	軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路]	—	—	常設	—

57条に記載

女川原子力発電所2号炉

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (2/3)

系統機能	設備名	代替する機能を有する設計基準対象施設			設備分類	機器クラス
		設備	耐震重要度分類	分類		
電源の確保 (緊急時対策所)	ガスタービン発電機	非常用交流電源設備	—	可搬型	—	
	電動機 (緊急時対策所用)	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料ポンプ	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置・配管・弁 [燃料流路]	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	
	緊急時対策所用燃料移送装置	非常用交流電源設備	—	常設	—	

57条に記載

※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する。
 ※ 重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (2/3)

系統機能	設備名	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備分類	機器クラス
		設備	耐震重要度分類		
電源の確保	緊急時対策所用発電機	非常用交流電源設備	S	可搬型	—
	緊急時対策所用発電機～緊急時対策用ケーブール接続装置 [電路]	非常用交流電源設備	—	可搬型	—
	緊急時対策用ケーブール接続装置～緊急時対策用分電盤電路 [電路]	非常用交流電源設備	—	可搬型	—
	ディーゼル発電機燃料油貯留槽	非常用交流電源設備	—	常設	—
	燃料タンク (SA)	非常用交流電源設備	—	常設	—

57条に記載

※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する。

※ 重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

相違理由

【女川】
 ・設計の相違、設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

表 1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (4/5)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備分類
		設備	設備種類 可搬型	
必要な情報の把握 通信連絡 (5号炉原子力発電 所内緊急時対策所)	安全パラメータ表示システム (SPDS) 無線連絡設備 (常設) 無線連絡設備 (可搬型) 携帯型音声呼出電話設備 衛星電話設備 (常設) 衛星電話設備 (可搬型) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 無線通信装置 [伝送路] 無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 衛星無線通信装置 [伝送路] 有線 (建物内) [伝送路] 5号炉屋外緊急電源用インターフォン	62条に記載 62条に記載		機器 クラス

表1.3-7 重大事故対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (3/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備分類
		設備	設備種類 可搬型	
必要な情報の把握 通信連絡 (緊急時対策所)	安全パラメータ表示システム (SPDS) 無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型) 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 無線通信装置 [伝送路] 無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 衛星通信装置 [伝送路] 有線 (建物内) [伝送路]	62条に記載 62条に記載		機器 クラス

※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する

※重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

表 1.3-7 重大事故等対処設備に関する概要 (61条 緊急時対策所) (3/3)

系統機能	設備	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備分類
		設備	設備種類 可搬型	
必要な情報の把握 データ収録計算機 データ表示端末 EBS 伝送サーバ 衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型) 無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型) インターフォン テレビ会議システム (指揮所・待機所間) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] 無線通信装置 [伝送路] 無線通信装置 [伝送路] 有線 (建物内) [伝送路]	62条に記載 62条に記載		機器 クラス	

※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する。

※重大事故等対処設備は、今後の審査、検討等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉主とめ資料より参考掲載】

表1.3-8 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧

設計基準対象施設		重大事故等対処設備	
施設	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	施設	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所
代替電源設備	非常用内電源	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流発電機	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、高気密室、可搬型圧入北空調機、可搬型外気吸入送風機、閉圧化装置、二酸化炭素吸収装置、遮断、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト
居住性を確保するための設備	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	高気密室、可搬型圧入北空調機、可搬型外気吸入送風機、閉圧化装置、二酸化炭素吸収装置、遮断、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト	高気密室、可搬型圧入北空調機、可搬型外気吸入送風機、閉圧化装置、二酸化炭素吸収装置、遮断、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト
必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS)	安全パラメータ表示システム (SPDS)
必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	通信連絡設備 (送受話器 (警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備 (社内内)、無線連絡設備、衛星電話設備)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	通信連絡設備 (送受話器 (警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備 (社内内)、無線連絡設備、衛星電話設備)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	通信連絡設備 (無線連絡設備、衛星電話設備)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所			5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、高気密室、可搬型圧入北空調機、可搬型外気吸入送風機、閉圧化装置、二酸化炭素吸収装置、遮断、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト

女川原子力発電所2号炉

表1.3-8 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧

設計基準対象施設		重大事故等対処設備	
施設	緊急時対策所	施設	緊急時対策所
代替電源設備	非常用交流電源設備	代替電源設備	非常用交流電源設備
居住性を確保するための設備	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計	居住性を確保するための設備	酸素濃度計、二酸化炭素濃度計
必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)
緊急時対策所		緊急時対策所	ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧注給ポンプ、電源車 (緊急時対策所用)、緊急時対策用軽油タンク、緊急時対策所用高圧注給ポンプ、緊急時対策所用送風機、緊急時対策所用フィルタ装置、緊急時対策用加圧設備 (空気ボンベ)、緊急時対策用遮断、差圧計、緊急時対策用可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計
			安全パラメータ表示システム (SPDS)
			通信連絡設備 (無線連絡設備、衛星電話設備、送受話器 (ベータリング (警報装置を含む))、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、無線加入電話設備)、専用電話設備 (地方公共団体向けホットライン)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、移動無線設備

泊発電所3号炉

表1.3-8 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備一覧

設計基準対象施設		重大事故等対処設備	
施設	緊急時対策所	施設	緊急時対策所
代替電源設備	非常用交流電源設備	代替電源設備	非常用交流電源設備
居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計
必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)	必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備	安全パラメータ表示システム (SPDS)
緊急時対策所		緊急時対策所	ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧注給ポンプ、電源車 (緊急時対策所用)、緊急時対策用軽油タンク、緊急時対策所用送風機、緊急時対策所用フィルタ装置、緊急時対策用加圧設備 (空気ボンベ)、緊急時対策用遮断、差圧計、緊急時対策用可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計
			安全パラメータ表示システム (SPDS)
			通信連絡設備 (無線連絡設備、衛星電話設備、送受話器 (ベータリング (警報装置を含む))、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、無線加入電話設備)、専用電話設備 (地方公共団体向けホットライン)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、移動無線設備

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2 建物及び収容人数 緊急時対策所建屋は、鉄筋コンクリート造の建物であり、基準地震動による地震力に対し、耐震壁の最大応答せん断ひずみが評価基準値以下であることを確認する。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>2.1 建物及び収容人数について (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋3階高気密室に約140㎡、緊急時対策所(待機場所)として中央制御室空調機械室に約60㎡(5号炉中央制御室換気空調系設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所空気ポンペ陽圧化装置設置面積除き)、合計約200㎡を有する設計とする。</p> <p>また、波及的影響の評価として、天井スラブが基準地震動による上下動に対し、落下時の波及的影響により緊急時対策所の機能を喪失しないことを確認する。</p> <p>さらに、遮へい性、気密性に関わる壁、天井スラブ及び床スラブについて、基準地震動時の応答が、概ね弾性範囲にとどまっていることにより、機能喪失しないことを確認する。 緊急時対策所建屋は、対策本部等(約390㎡)とチェンジングエリア等(約350㎡)の2区画で構成している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋の基準地震動入力時の耐震壁の最大せん断ひずみは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置する5号炉原子炉建屋地上3階において評価基準値を満足する設計としており、遮蔽性能等について機能喪失しない設計とする。</p>	<p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建物及び収容人数について 緊急時対策所は、耐震構造を有する緊急時対策建屋内に設置し、重大事故等対応時の拠点として約460㎡(有効面積：約430㎡)を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の基準地震動入力時の耐震壁の最大せん断ひずみは、緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋地下2階において評価基準値を満足する設計としており、遮蔽性能等について機能喪失しない設計とする。</p>	<p>2. 設計方針</p> <p>2.1 建物及び収容人数について 緊急時対策所は、耐震性を有する鉄筋コンクリート造平屋建ての建物であり、重大事故等対応時の拠点として緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に必要な要員を収容することとしており、それぞれ約149㎡(有効面積：約141㎡(緊急時対策所指揮所)、約143㎡(緊急時対策所待機所))を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の基準地震動入力時の耐震壁の最大せん断ひずみが評価基準値以下であることを確認し、遮蔽性能等について機能喪失しない設計とする。</p>	<p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>




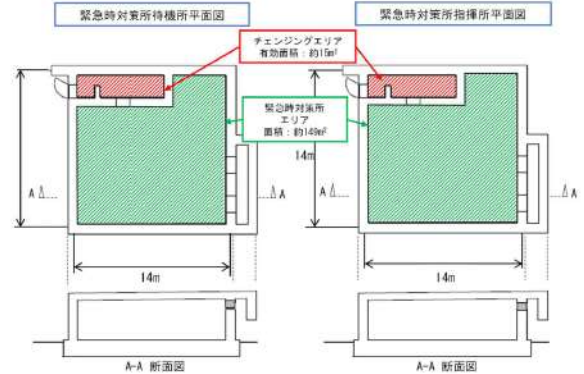
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、基準地震動による地震被災対応のため、及び重大事故等時のブルーム通過に備えた十分な広さと機能を有する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中においても、6号及び7号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名に、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員57名のうちの17名を加えた69名、1～5号炉に係る要員2名及び保安検査官の2名の合計73名が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)で、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員57名のうちの40名と5号炉運転員8名の合計48名が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)で活動することを想定し、十分な広さと機能を有する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に待機する要員は、室内遮蔽の内側にとどまることで不要な被ばくを抑制する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において中央制御室以外の場所からも必要な対策指令又は連絡を行うため、及び重大事故等時のブルーム通過に備えた十分な広さと機能を有する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中においても、2号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名に、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員37名のうち29名を加えた65名、1号炉運転員4名、3号炉運転員4名、初期消火要員(消防車隊)6名及び運転検査官4名の合計83名が緊急時対策所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。</p> <p>また、ブルーム通過前後において休憩・仮眠する要員のための休憩エリアが隣接した設計とする。</p> <p>ブルーム通過中において、緊急時対策所に待機する要員は、室内遮蔽の内側にとどまることで不要な被ばくを抑制する設計とする。</p> <p>ブルーム通過時にとどまる場所には、マスク等の放射線管理用資機材、水・食料、照明、簡易トイレ等とどまっている間に必要となる資機材を保管できる設計とするとともに、簡易トイレ等配置については退避中の安全衛生に配慮した設計とし、訓練等を通じ改善を図ることとする。</p> <p>緊急時対策所部屋見取り図を図2.1-1、緊急時対策所のレイアウトイメージを図2.1-2、緊急時対策所(ブルーム通過中)のレイアウトイメージを図2.1-3に示す。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に併設する設計とし、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設営する。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において中央制御室以外の場所からも必要な対策指令又は連絡を行うため、及び重大事故等時のブルーム通過に備えた十分な広さと機能を有する設計とする。</p> <p>ブルーム通過中においても、3号炉に係る重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名に、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名、及び運転検査官4名の合計87名が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。</p> <p>また、ブルーム通過前後において休憩・仮眠する要員のための休憩エリアが隣接した設計とする。</p> <p>ブルーム通過中において、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に待機する要員は、室内遮蔽の内側にとどまることで不要な被ばくを抑制する設計とする。</p> <p>ブルーム通過時にとどまる場合には、マスク等の放射線管理用資機材、水、食料、照明、簡易トイレ等とどまっている間に必要となる資機材を保管できる設計とするとともに、簡易トイレ等配置については退避中の安全衛生に配慮した設計とし、訓練等を通じ改善を図ることとする。</p> <p>緊急時対策所の構造概要を図2.1-1、緊急時対策所指揮所のレイアウトイメージ図を図2.1-2、緊急時対策所待機所のレイアウトイメージ図を図2.1-3、緊急時対策所指揮所(休憩エリア)のレイアウトイメージ図を図2.1-4、緊急時対策所待機所(休憩エリア)のレイアウトイメージ図を図2.1-5に示す。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に併設する設計とし、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。</p>	<p>【女川】 ・体制の相違 原子力防災組織体制の相違による人数等の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3③の相違)</p> <p>【女川】設計の相違(相違理由①)</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所部屋見取り図を図2.1-4、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ブルーム通過中)のレイアウトイメージを図2.1-5に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に併設する設計とし、緊急時対策要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設営する。</p>	<p>緊急時対策所部屋見取り図を図2.1-1、緊急時対策所のレイアウトイメージを図2.1-2、緊急時対策所(ブルーム通過中)のレイアウトイメージを図2.1-3に示す。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に併設する設計とし、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策建屋内に設営する。</p>	<p>緊急時対策所の構造概要を図2.1-1、緊急時対策所指揮所のレイアウトイメージ図を図2.1-2、緊急時対策所待機所のレイアウトイメージ図を図2.1-3、緊急時対策所指揮所(休憩エリア)のレイアウトイメージ図を図2.1-4、緊急時対策所待機所(休憩エリア)のレイアウトイメージ図を図2.1-5に示す。</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所の外側が汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に併設する設計とし、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。</p>	<p>【女川】 ・図面名称の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①)</p> <p>【女川】 ・設計の相違(相違理由①)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<p>緊急時対策所建屋の平面図、面積を図2-1、表1に示す。</p>  <p>図2-1 緊急時対策所建屋 平面図</p> <p>表1 緊急時対策所建屋の面積</p> <table border="1" data-bbox="168 638 593 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>有効面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所建屋</td> <td>約740m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図2-1-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 部屋見取り図</p>		有効面積	緊急時対策所建屋	約740m ²	<p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図2-1-1 緊急時対策所 部屋見取り図</p>	 <p>図2.1-1 緊急時対策所 構造概要</p>	<p>【女川】 ・図面名称の相違</p>
	有効面積						
緊急時対策所建屋	約740m ²						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指揮をする本部要員及び本部要員の指示のもと重大事故への対処を行う、発電・情報・総務・広報・安全管理・放射線管理・保守の各班員等を収容可能である。必要な各作業班用の机等（座席数約110席分を設定）や設備等を配置しても、活動に十分な広さを有している。</p> <p>なお、3号炉及び4号炉の同時発災を想定しても、独立した指揮命令を行えるレイアウトとし、少人数の遮音された会議スペースも確保できるよう考慮する。</p> <p>また、ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び原子炉格納施設の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な要員を含む必要な広さを有している。</p> <p>なお、資機材等については、地震により転倒・落下等が生じないように、固縛等の措置を行う</p> <p>チェンジングエリアは、屋外からの汚染の持込みを防止するための身体サーベイ、防護着の着替え等を行うために、緊急時対策所に併設する。</p> <p>緊急時対策所のレイアウトを図3-1、図3-2に示す。</p> <div data-bbox="100 821 660 1093"> <p>図3-1 緊急時対策所1階レイアウト案 (注：レイアウトは訓練等により見直しすることがある)</p> </div>	<div data-bbox="761 159 1299 702"> <p>【凡例】 ■：机 ●：本部要員</p> </div> <p>(注) レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。初期消火要員（消防車隊）は状況に応じて緊急時対策所に入る。</p> <p>図2.1-2 緊急時対策所 レイアウトイメージ</p>	<div data-bbox="1355 295 1948 790"> </div> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>図2.1-2 緊急時対策所指揮所 レイアウトイメージ図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計方針の相違 <p>緊急時対策所内のレイアウト相違はあるものの、必要な設備機能を設置しており重大事故等対処に影響はない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3-2 緊急時対策所2階レイアウト案 (注：レイアウトは訓練等により見直しすることがある)</p>	<p>(注) レイアウトについては、訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。 図2.1-3 緊急時対策所(ブルーム通過中) レイアウトイメージ</p>	<p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。 図2.1-3 緊急時対策所待機所 レイアウトイメージ</p>	<p>【女川】 ・図面名称の相違</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(注)レイアウトについては、1~5号炉対応要員も含めており、訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。 図2.1-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(ブルーム通過中)レイアウトイメージ</p>		<p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。 図2.1-4 緊急時対策所指揮所(休憩エリア)レイアウトイメージ</p> <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。 図2.1-5 緊急時対策所待機所(休憩エリア)レイアウトイメージ</p>	<p>【女川】 ・図面名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

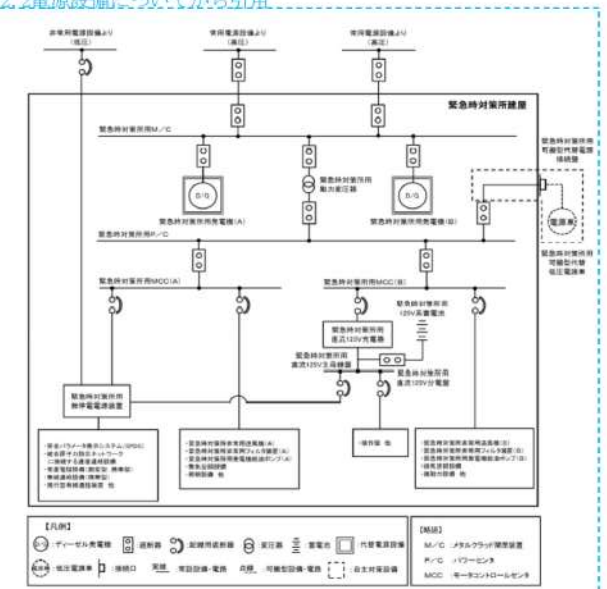
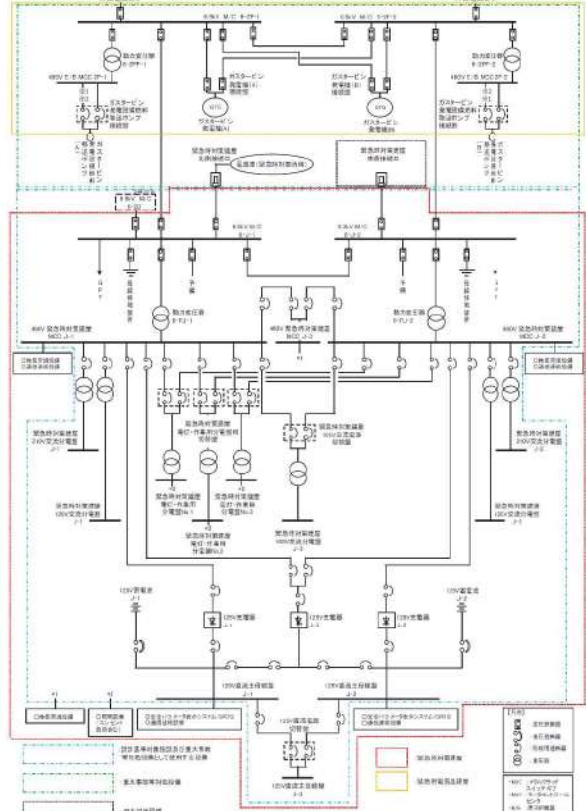
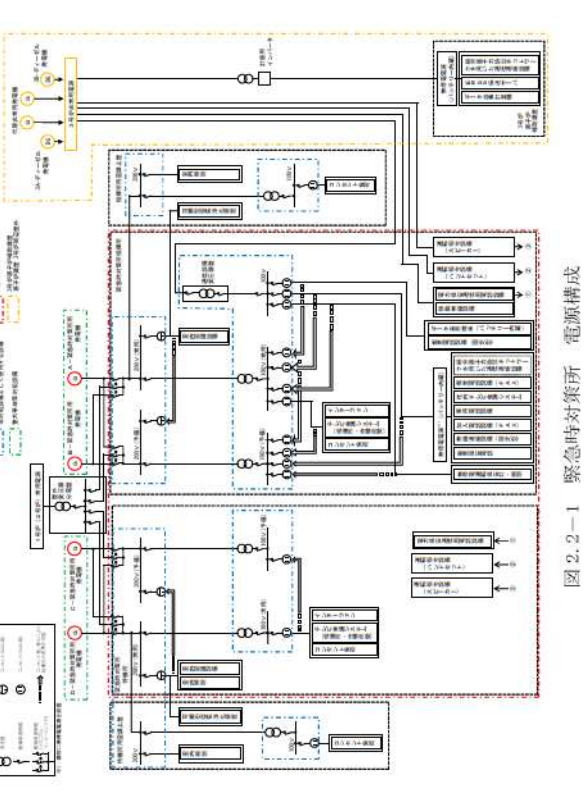
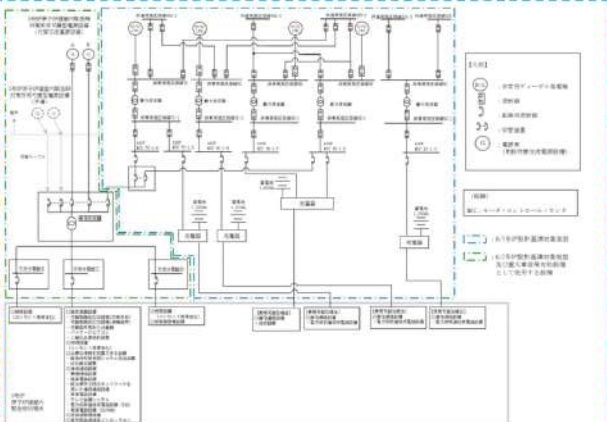
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料4</p> <p>4. 電源設備について (1) 緊急時対策所の電源設備について 緊急時対策所の常設電源は、通常時は、発電所の非常用母線から受電する。非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源設備として、上記電源車(緊急時対策所用)を起動する。同形式の電源車(緊急時対策所用)は3台配備し、多重性を確保するとともに、補修点検の対応を可能にする。なお、電源車(緊急時対策所用)は空冷式とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、通常時、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電可能とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、外部電源喪失時、6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p>  <p>図4-1 緊急時対策所電源喪失原因と対処設備・対処手段</p> <p>また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電装置を2台配備し、多重性を確保している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷は、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能とする。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため2台を1セットとして配備する設計とする。</p>	<p>2.2 電源設備について</p> <p>緊急時対策建屋の必要な負荷は、緊急時対策建屋内の緊急時対策所用高圧母線J系から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時に2号炉の非常用高圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、非常用高圧母線の低電圧信号により2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用高圧母線J系が2号炉非常用高圧母線から受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機からの受電に自動で切り替わる設計とする。</p> <p>さらに、ガスタービン発電機の機能喪失も考慮し、緊急時対策所用高圧母線J系は緊急時対策建屋北側に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)から受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)は1台で緊急時対策建屋に電源供給するために必要な容量を有し、緊急時対策所軽油タンクより自動で燃料補給可能な設計であることから、1セット1台を配備する設計とする。</p> <p>【参考】島根2号炉第34条 緊急時対策所まとめ資料 2.2電源設備についてから引用</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため、合計2台を配備する設計とする。</p> <p>また、電源車(緊急時対策所用)は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備である電源車と兼用)を保有する設計とする。</p>	<p>2.2 電源設備について</p> <p>緊急時対策所の必要な負荷は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備及び無停電運転保安灯に対して、通常時に3号炉の非常用低圧母線を介して外部電源系から受電可能な設計とし、非常用高圧母線の低電圧信号により3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計とする。 その他運用に必要な設備については、1号又は2号炉常用母線から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ受電する設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷は、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線から受電できない場合、緊急時対策所周辺に配備している緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からそれぞれ受電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に各1台、故障による機能喪失の防止と燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため各1台、2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として屋外に4台(2号炉東側31mエリア)を保有する設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】 ・記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 ・設計方針の相違 泊の緊急時対策所電源は、設置許可基準規則第11条の要求である作業用照明及び第35条の要求である通信連絡設備について3号炉非常用母線から受電することとし、その他設備を1号又は2号炉常用母線から受電することで電源負荷の分散をしている。 (常用母線及び非常用母線から受電する系統構成は東海第二と同様)</p> <p>・設計方針の相違(相違理由⑩) 【柏崎】記載方針の相違(2-3②の相違)</p> <p>・設計方針の相違 泊の緊急時対策所は、指揮所と待機所にそれぞれ発電機を接続することから、必要台数に相違がある。 また、燃料補給は可搬型タンクローリーにより行うことから、燃料給油時の停止も考慮して配備台数を決定している。(島根2号炉と同様)</p> <p>・設計の相違 予備機台数及び保管場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

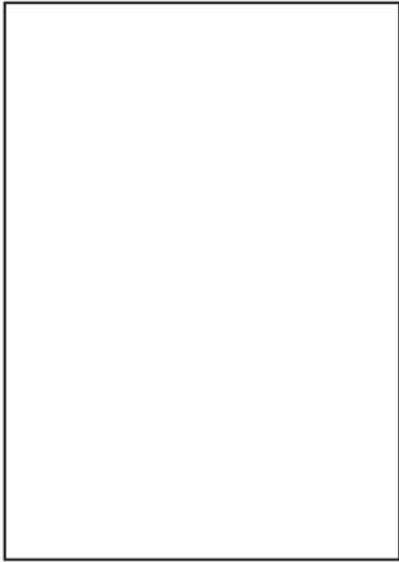
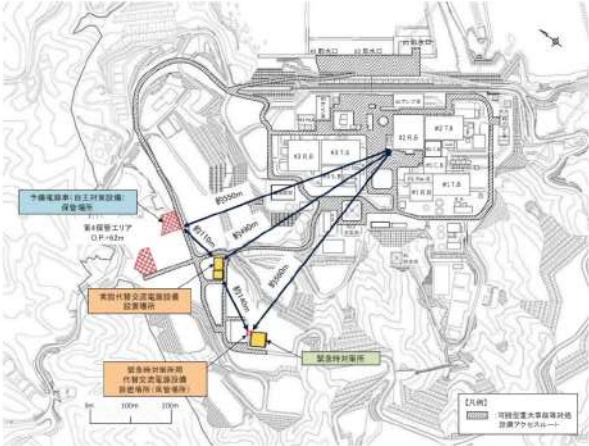

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考】東海第二発電所 第34条 緊急時対策所まとめ資料 2.2電源設備についてから引用 2.2 電源設備について</p> <p>緊急時対策所は、通常時の電源を常用電源設備から受電する設計とし、常用電源設備からの受電が喪失した場合、緊急時対策所の代替電源設備から緊急時対策所の機能を維持するために必要となる電源を給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の代替電源設備として、緊急時対策所用発電機2台を設置することにより多重性を確保し、所内電源設備から独立した専用の代替電源設備を有する設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機が起動するまでの間は、緊急時対策所用125V系蓄電池により、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置及び操作盤等の制御電源に給電し、また、緊急時対策所用無停電電源装置を介して、通信連絡設備等の負荷に給電が可能な設計とする。緊急時対策所の電源構成を第2.2-1 図に示す。</p> <p>(2) 通常時の電源と代替電源設備</p> <p>a. 通常時の電源</p> <p>通常時の電源は、常用電源設備から受電する。なお、点検時等のバックアップ電源として別系統の常用電源設備から受電可能とする。また、緊急時対策所に設置する通信連絡設備は、非常用電源設備から受電し、無停電電源装置を介することにより、停電なく切替え可能とする。</p> <p>b. 代替電源設備</p> <p>緊急時対策所の代替電源設備は、所内電源設備から独立した専用の緊急時対策所用発電機により給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、常用電源設備からの受電が喪失した場合に自動起動し、緊急時対策所へ電源を給電する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機の運転中は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機給油ポンプにより自動で燃料給油ができる設計とする。</p>	<p>非常用ディーゼル発電機から受電可能な非常用高圧母線、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策建屋の電源は多様性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6 / 7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、プラント設備（6号炉及び7号炉中央制御室用）の電源から独立した専用の電源設備とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>また、第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備である電源車は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）と同仕様であり、電源の多重化が図れることから、自主対策設備として兼用する。</p> <p>さらに、電源車による確実な電源確保のため、緊急時対策建屋北側に電源車接続口を設置するほかに、緊急時対策建屋南側にも接続口を設置し、自主的に接続口の位置的分散を図る。</p> <p>電源構成を図2.2-1、電源車の接続箇所を図2.2-2、代替交流電源設備の配置を図2.2-3、必要な負荷を表2.2-1に示す。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、車両（ホイールローダ）により運搬可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機を複数台配備することにより緊急時対策所の電源は多重性を有し、緊急時対策所と中央制御室は共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>電源構成を図2.2-1に、代替交流電源設備の配置を図2.2-2に、必要な負荷を表2.2-1に示す。</p>	<p>・記載内容の相違 泊は車両により運搬可能な旨を記載。</p> <p>・設計方針の相違 泊は可搬型の発電機を複数台保管することで電源の多重性を確保する設計としている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>・設計方針の相違 泊は緊急時対策所専用の発電機とし、他用途と兼用しない。</p> <p>・設計方針の相違 泊には女川のように電源接続口の位置的分散は行っていないが、母線を2系統とすることで、電源供給の信頼性を確保している。</p> <p>・記載内容の相違 電源接続箇所は位置的分散していないことから、同様な図面は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考】東海第二発電所 第34条 緊急時対策所まとめ資料 2.2電源設備についてから引用</p>  <p>第2.2-1図 緊急時対策所 単線結線図</p>	 <p>図2.2-1 緊急時対策建屋 電源構成</p>	 <p>図2.2-1-1 緊急時対策所 電源構成</p>	
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料より参考掲載】</p>  <p>図2.2-1 6号炉原子炉建屋内緊急時対策所 電源構成</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">※前記の内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図 2.2-2 緊急時対策建屋 電源系統図</p>  <p style="text-align: center;">図 2.2-3 代替交流電源設備 配置図</p>	 <p style="text-align: center;">図 2.2-2 代替交流電源設備 配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


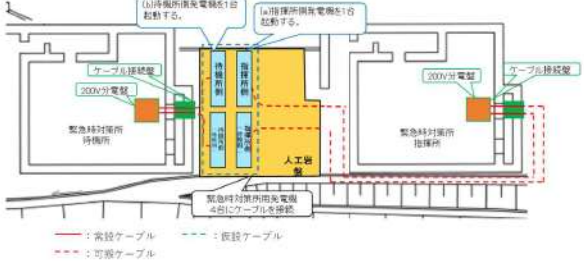
第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																														
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表2.2-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約21kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備(コンセント負荷含む)</td> <td>約12kVA</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*</td> <td>約13kVA</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>約14kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約60kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電力保安通信用電話設備及び送受話器は除く</p> <p>表2.2-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型電源設備の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</th> <th>(参考)6号及び7号炉の非常用ディーゼル発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>約200kVA</td> <td>約6,250kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約21kVA	照明設備(コンセント負荷含む)	約12kVA	安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*	約13kVA	放射線管理設備	約14kVA	合計	約60kVA		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考)6号及び7号炉の非常用ディーゼル発電機	容量	約200kVA	約6,250kVA	電圧	440V	6.9kV	力率	0.8	0.8	<p>表2.2-1 緊急時対策建屋 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kVA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>約200kVA</td> </tr> <tr> <td>照明設備(コンセント負荷含む)</td> <td>約47kVA</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>約5kVA</td> </tr> <tr> <td>充電器(安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備含む)</td> <td>約79kVA</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>約27kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約358kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.2-2 緊急時対策建屋 電源設備の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>ガスタービン発電機</td> <td>電源車(緊急時対策所用)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,625kVA</td> <td>4,500kVA (1台当たり)</td> <td>400kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考:非常用ディーゼル発電機2B</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策建屋の負荷容量は、表2.2-1に示すとおり、最大約358kVAであり、非常用ディーゼル発電機2B(7,625kVA)、ガスタービン発電機2台(4,500kVA(1台当たり))、電源車(緊急時対策所用)(400kVA)により給電可能な設計としている。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)の燃料系統は、緊急時対策所軽油タンク2基(20kL)及び配管等で構成される。緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋内に設置され、重大事故等時に電源車(緊急時対策所用)を用いて緊急時対策建屋に電源供給(保守的に定格運転を想定)した場合、緊急時対策所軽油タンク2基にて約7日間の連続運転が可能な容量を有する。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策建屋の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	負荷名称	負荷容量(kVA)	換気空調設備	約200kVA	照明設備(コンセント負荷含む)	約47kVA	通信連絡設備	約5kVA	充電器(安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備含む)	約79kVA	その他負荷	約27kVA	合計	約358kVA		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備		非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車(緊急時対策所用)	容量	7,625kVA	4,500kVA (1台当たり)	400kVA	電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV	力率	0.8	0.8	0.85	台数	1台 備考:非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台	<p>表2.2-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">負荷容量(kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備等※2</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>データ表示端末、PLC会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明(天井内蔵)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>9.3</td> <td>OA機器等(予備容量含む)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率0.8の場合 ※2 通信連絡設備のうち、一部の負荷について「無停電電源装置」に接続している。</p> <p>表2.2-2 緊急時対策所 電源設備の仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非常用交流電源設備</th> <th>緊急時対策所用代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>7,000kVA</td> <td>270kVA(1台当たり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>1台 備考:3B-ディーゼル発電機</td> <td>8台 (予備を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の負荷容量は、表2.2-1に示すとおり、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA(うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA)、緊急時対策所待機所で最大約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機(7,000kVA)及び緊急時対策所用発電機(270kVA(1台当たり))により給電可能な設計としている。</p> <p>万一の故障への対応として、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。</p>	設備名称	負荷容量(kVA) ※1		備考	指揮所	待機所	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	通信連絡設備等※2	15.1	0.7	データ表示端末、PLC会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	照明設備	2.2	2.2	LED照明(天井内蔵)	その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)	合計	97.1	70.1			非常用交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備		ディーゼル発電機	緊急時対策所用発電機	容量	7,000kVA	270kVA(1台当たり)	電圧	6.9kV	200V	力率	0.8	0.8	台数	1台 備考:3B-ディーゼル発電機	8台 (予備を含む)	<p>【女川】 ・設計の相違 設置設備の必要負荷の相違 【柏崎】記載方針の相違(2-3②の相違)</p> <p>【女川】 ・設計の相違 電源設備の仕様の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3②の相違)</p> <p>【女川】・設計の相違 (相違理由①)</p> <p>【女川】・設計の相違 必要負荷及び電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 ・設計の相違 泊は常設の燃料系統を設置しておらず、可搬型タンクローリーを用いた燃料補給を行う設計としている。燃料補給時期及び手段については、後頁にて同様の設備としている大飯と比較する。</p> <p>・設計の相違(相違理由①)</p>
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																																																																																
換気空調設備	約21kVA																																																																																																																
照明設備(コンセント負荷含む)	約12kVA																																																																																																																
安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備*	約13kVA																																																																																																																
放射線管理設備	約14kVA																																																																																																																
合計	約60kVA																																																																																																																
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	(参考)6号及び7号炉の非常用ディーゼル発電機																																																																																																															
容量	約200kVA	約6,250kVA																																																																																																															
電圧	440V	6.9kV																																																																																																															
力率	0.8	0.8																																																																																																															
負荷名称	負荷容量(kVA)																																																																																																																
換気空調設備	約200kVA																																																																																																																
照明設備(コンセント負荷含む)	約47kVA																																																																																																																
通信連絡設備	約5kVA																																																																																																																
充電器(安全パラメータ表示システム(SPDS)、通信連絡設備含む)	約79kVA																																																																																																																
その他負荷	約27kVA																																																																																																																
合計	約358kVA																																																																																																																
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																																																														
	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車(緊急時対策所用)																																																																																																														
容量	7,625kVA	4,500kVA (1台当たり)	400kVA																																																																																																														
電圧	6.9kV	6.9kV	6.9kV																																																																																																														
力率	0.8	0.8	0.85																																																																																																														
台数	1台 備考:非常用ディーゼル発電機2B	2台	1台																																																																																																														
設備名称	負荷容量(kVA) ※1		備考																																																																																																														
	指揮所	待機所																																																																																																															
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																																																																														
通信連絡設備等※2	15.1	0.7	データ表示端末、PLC会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備																																																																																																														
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																																																																														
照明設備	2.2	2.2	LED照明(天井内蔵)																																																																																																														
その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)																																																																																																														
合計	97.1	70.1																																																																																																															
	非常用交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備																																																																																																															
	ディーゼル発電機	緊急時対策所用発電機																																																																																																															
容量	7,000kVA	270kVA(1台当たり)																																																																																																															
電圧	6.9kV	200V																																																																																																															
力率	0.8	0.8																																																																																																															
台数	1台 備考:3B-ディーゼル発電機	8台 (予備を含む)																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・電源車（緊急時対策所用）の燃料補給および立ち上げについて 電源車（緊急時対策所用）の給油の運用について図4-2に、立ち上げについて図4-3に示す。 電源車（緊急時対策所用）は、約20時間の無給油運転が可能であるが、4時間毎に給油することにより長期の運転継続を可能にする。</p>  <p>図4-2 電源車（緊急時対策所用）の給油時期</p>		<p>(1) 緊急時対策所用発電機の給油時期 緊急時対策所用発電機の給油の運用について図2.2-3に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、燃料消費率の多い緊急時対策所指揮所側で約19時間の無給油運転が可能であるが、18時間（ブルーム放出のおそれがある場合には9時間）ごとに給油すること及び運転機の手替により長期の給電を可能にする。</p>  <p>※：待機所側発電機は直ぐに給油が必要な状態ではないが、ブルーム通過後の給油回数削減のため、指揮所側発電機と同時に給油する。発電機2台への給油時間の合計は、約12分と想定している</p> <p>図2.2-3 緊急時対策所用発電機の給油時期</p>	<p>【女川】記載内容の相違 電源設備の給油について同様の運用方法である大飯を参照する。 【大飯】 ・図表番号の相違 【大飯】 ・運用の相違 泊の燃料補給間隔は、他の可搬型SA設備への燃料補給時期を考慮し、大飯と比較し長時間となるが、燃料枯渇前に補給を行うこと及び必要により他号機へ切替えを行うことで、電源供給が中断することはなく、緊急時対策所内での活動に影響を与えない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・緊急時対策所電源設備立上げ</p> <p>①建屋外の系統をラインナップ ②電源車（緊急時対策所用）の起動</p>  <p>図4-3 緊急時対策所電源設備立上げ</p>		<p>(2) 緊急時対策所電源設備立上げ 緊急時対策所用発電機の起動を(a),(b)の手順で実施する。</p> <p>(a) 指揮所側緊急時対策所用発電機の起動 ①緊急時対策所屋外の緊急時対策所用発電機設置場所 (T.P.39m) に移動する。 ②緊急時対策所用発電機4台に電源ケーブルを接続する。 ③起動スイッチにより緊急時対策所用発電機を起動する。 ④指揮所内の分電盤にて、1号又は2号炉常用母線側から緊急時対策所用発電機側にNFB操作により切替を行う。</p> <p>(b) 待機所側緊急時対策所用発電機の起動 (a)と同様の手順で実施する。ただし、④の操作は待機所内の分電盤で実施する。</p>  <p>図2.2-4 緊急時対策所用発電機の立上げ</p>	<p>【大飯】 ・記載内容の相違 大飯は図中に電源立ち上げ手順を記載しているが、泊は文章で手順を記載した。</p>


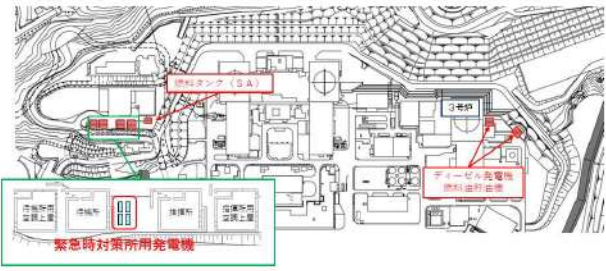
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<p>(2) 電源車からの給電について</p> <ul style="list-style-type: none"> 連続運転時間および要求される負荷 <p>緊急時対策所の運用に必要なとなる電源容量は、約 140.9kVA であり、電源車（緊急時対策所用）（定格 220kVA）の約 64% 負荷である。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、75% 負荷の燃料消費率から、25 時間以上の連続運転が可能である。</p> <p>表 4-1 電源車（緊急時対策所用）燃費</p> <table border="1" data-bbox="100 662 645 837"> <thead> <tr> <th></th> <th>220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%負荷時</td> <td></td> <td>約20時間</td> </tr> <tr> <td>75%負荷時</td> <td></td> <td>約25時間</td> </tr> <tr> <td>50%負荷時</td> <td></td> <td>約35時間</td> </tr> <tr> <td>25%負荷時</td> <td></td> <td>約57時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】燃料タンク容量 980L（デンヨー 形式：DCA-220ESMB）</p> <p>表 4-2 重大事故等発生時に要求される負荷</p> <table border="1" data-bbox="100 1005 645 1181"> <thead> <tr> <th>主要機器名称</th> <th>容量 (kVA) ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)</td> <td>約 9.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置 (1 台運転)</td> <td>約 48.8</td> </tr> <tr> <td>モニタリング設備他</td> <td>約 2.3</td> </tr> <tr> <td>その他 (照明設備、誘導灯、火災報知機等)</td> <td>約 80.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 140.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率0.8の場合 ※2 通信連絡設備負荷のうち、ディスプレイを除く負荷について「無停電電源装置」に接続する。</p>		220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間	100%負荷時		約20時間	75%負荷時		約25時間	50%負荷時		約35時間	25%負荷時		約57時間	主要機器名称	容量 (kVA) ※1	通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約 9.0	緊急時対策所可搬型空気浄化装置 (1 台運転)	約 48.8	モニタリング設備他	約 2.3	その他 (照明設備、誘導灯、火災報知機等)	約 80.8	合計	約 140.9	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(3) 緊急時対策所用発電機からの給電について</p> <ul style="list-style-type: none"> 連続運転時間及び要求される負荷 <p>緊急時対策所の運用に必要なとなる電源容量は、指揮所が約 97kVA、待機所が約 70kVA であり、緊急時対策所用発電機（定格容量 270kVA）の負荷は、指揮所側が 36% で、待機所側が 26% である。</p> <p>それぞれの負荷時の燃料消費量から、指揮所側が約19時間、待機所側が約24時間の連続運転が可能である。</p> <p>表 2.2-3 負荷別燃料消費量</p> <table border="1" data-bbox="1355 550 1930 774"> <thead> <tr> <th></th> <th>燃料消費量(L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%負荷時</td> <td></td> <td>約8時間</td> </tr> <tr> <td>75%負荷時</td> <td></td> <td>約10時間</td> </tr> <tr> <td>50%負荷時</td> <td></td> <td>約15時間</td> </tr> <tr> <td>36%負荷時</td> <td></td> <td>約19時間</td> </tr> <tr> <td>26%負荷時</td> <td></td> <td>約24時間</td> </tr> <tr> <td>25%負荷時</td> <td></td> <td>約25時間</td> </tr> <tr> <td>無負荷時</td> <td></td> <td>約71時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考：燃料タンク容量 470L（メーカー：ATROMAN、型式：SDG300S）</p> <p>無負荷運転時の燃料消費率は、 であるため、ブルーム通過中の燃料補給活動ができない10時間の間に燃料が枯渇して停止することはない。</p> <p>表 2.2-4 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 負荷内訳</p> <table border="1" data-bbox="1355 1013 1930 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">負荷容量(kVA) ※1</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指揮所</th> <th>待機所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>23.1</td> <td>23.1</td> <td>可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備等※2</td> <td>15.1</td> <td>0.7</td> <td>データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>室内空調設備</td> <td>34.8</td> <td>34.8</td> <td>パッケージエアコン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>2.2</td> <td>2.2</td> <td>LED照明(ダクト内蔵)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>21.9</td> <td>9.3</td> <td>OA機器等(予備容量含む)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>97.1</td> <td>70.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 力率0.8の場合 ※2 通信連絡設備のうち、一部の負荷について「無停電電源装置」に接続している。</p> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		燃料消費量(L/h)	連続運転時間	100%負荷時		約8時間	75%負荷時		約10時間	50%負荷時		約15時間	36%負荷時		約19時間	26%負荷時		約24時間	25%負荷時		約25時間	無負荷時		約71時間	設備名称	負荷容量(kVA) ※1		備考	指揮所	待機所	可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン	通信連絡設備等※2	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備	室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン	照明設備	2.2	2.2	LED照明(ダクト内蔵)	その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)	合計	97.1	70.1		<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>必要負荷及び発電機燃料消費率が異なることによる連続運転時間の相違。</p> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 <p>発電機仕様異なることによる燃料消費率の相違</p> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載内容の相違 <p>ブルーム通過前に他号機を無負荷運転で待機させておくことから、無負荷運転時の燃料消費率で連続運転可能であることを記載。</p>
	220kVA電源車 燃料消費率 (L/h)	連続運転時間																																																																																		
100%負荷時		約20時間																																																																																		
75%負荷時		約25時間																																																																																		
50%負荷時		約35時間																																																																																		
25%負荷時		約57時間																																																																																		
主要機器名称	容量 (kVA) ※1																																																																																			
通信連絡設備(通信機器、通信端末、ディスプレイ)	約 9.0																																																																																			
緊急時対策所可搬型空気浄化装置 (1 台運転)	約 48.8																																																																																			
モニタリング設備他	約 2.3																																																																																			
その他 (照明設備、誘導灯、火災報知機等)	約 80.8																																																																																			
合計	約 140.9																																																																																			
	燃料消費量(L/h)	連続運転時間																																																																																		
100%負荷時		約8時間																																																																																		
75%負荷時		約10時間																																																																																		
50%負荷時		約15時間																																																																																		
36%負荷時		約19時間																																																																																		
26%負荷時		約24時間																																																																																		
25%負荷時		約25時間																																																																																		
無負荷時		約71時間																																																																																		
設備名称	負荷容量(kVA) ※1		備考																																																																																	
	指揮所	待機所																																																																																		
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン																																																																																	
通信連絡設備等※2	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、その他通信連絡設備																																																																																	
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン																																																																																	
照明設備	2.2	2.2	LED照明(ダクト内蔵)																																																																																	
その他	21.9	9.3	OA機器等(予備容量含む)																																																																																	
合計	97.1	70.1																																																																																		


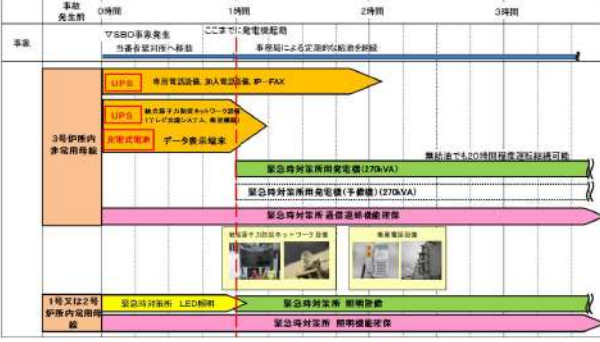
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・電源車（緊急時対策所用）の燃料補給手段 電源車（緊急時対策所用）は、燃料タンクが満タンの状態で約20時間の連続運転が可能である。 当該電源車への燃料補給手段は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクからタンクローリーを用いて給油を行う。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの配置を図4-4に示す。</p>  <p>図4-4 電源車（緊急時対策所用）の保管場所、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク設置場所</p>		<p>(4) 緊急時対策所用発電機の燃料補給手段 緊急時対策所用発電機は、燃料タンクが満タンの状態で、指揮所側が約19時間、待機所側が約24時間の連続運転が可能である。 緊急時対策所用発電機への燃料補給手段は、ディーゼル発電機燃料油貯槽又は燃料タンク（SA）から、可搬型タンクローリーを用いて給油を行う。</p> <p>緊急時対策所用発電機、3号炉ディーゼル発電機燃料油貯槽及び燃料タンク（SA）の配置図を図2.2-5に示す。</p>  <p>※：燃料タンク（SA）については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>図2.2-5 緊急時対策所用発電機の保管場所、ディーゼル発電機燃料油貯槽及び燃料タンク（SA）の設置場所</p>	<p>【大飯】・表題番号の相違 【大飯】・設計の相違 必要負荷及び発電機燃料消費率の相違により連続運転時間に相違はあるが、燃料枯渇前に給油を行う方針に相違はない。</p> <p>・図番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・電源車（緊急時対策所用）が起動するまでの緊急時対策所通信機能</p> <p>事象発生後、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能になるまでの、通信連絡設備の使用のフローを以下に示す。</p> <p>緊急時対策所では、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。</p>  <p>図4-5 電源車（緊急時対策所用）が起動するまでの緊急時対策所通信機能</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(5) 緊急時対策所用発電機が起動するまでの緊急時対策所通信機能について</p> <p>事象発生後、緊急時対策所用発電機からの給電が可能になるまでの、通信連絡設備の使用のフローを以下に示す。</p> <p>緊急時対策所では、全交流動力電源喪失後から緊急時対策所用発電機起動までの間の必要な通信連絡機能を維持できる。</p>  <p>図2.2-6 緊急時対策所用発電機が起動するまでの緊急時対策所通信連絡設備の機能</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】・表題番号の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違 大阪：SBO 泊：全交流動力電源喪失</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<p>(3) 空冷式非常用発電装置からの給電について</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) の電源となる空冷式非常用発電装置 2 台 (容量 : 2,920kW) は、100% 負荷時の燃料消費量から約 4 時間の連続運転が可能である。(表 4-3)</p> <p>また、ブルーム通過時に想定される負荷においては空冷式非常用発電装置 2 台の 8 % 負荷程度であり、約 12 時間以上の連続運転が可能である。(表 4-4)</p> <p>全交流電源喪失時に空冷式非常用発電装置が起動するまでの約 30 分の間、SPDS が機能喪失しないよう、無停電電源装置による給電を可能な設計としている。</p> <p>表 4-3 空冷式非常用発電装置燃費 (3号炉、4号炉共通)</p> <table border="1" data-bbox="100 606 645 742"> <thead> <tr> <th>発電機負荷</th> <th>燃料消費量 (L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td>約 4 時間</td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td>約 5 時間</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td>約 7 時間</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td>約 12 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】空冷式非常用発電装置 1 台あたりの燃料タンク容量 1,660 L</p> <p>表 4-4 ブルーム通過時に想定される負荷 (3号炉及び4号炉)</p> <table border="1" data-bbox="100 973 645 1236"> <thead> <tr> <th>設備関係</th> <th>容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充電器</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>空調関係 (アニュラス空気浄化ファン等)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>照明関係 (可搬型照明)</td> <td>充電器負荷の計器用電源に含む</td> </tr> <tr> <td>通信設備関係</td> <td>充電器負荷の計器用電源に含む</td> </tr> <tr> <td>SPDS 関係</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>220* (※空冷式非常用発電装置 2 台分の 8 % 負荷相当)</td> </tr> </tbody> </table>	発電機負荷	燃料消費量 (L/h)	連続運転時間	100%		約 4 時間	75%		約 5 時間	50%		約 7 時間	25%		約 12 時間	設備関係	容量 (kW)	充電器	154	空調関係 (アニュラス空気浄化ファン等)	60	照明関係 (可搬型照明)	充電器負荷の計器用電源に含む	通信設備関係	充電器負荷の計器用電源に含む	SPDS 関係	6	合計	220* (※空冷式非常用発電装置 2 台分の 8 % 負荷相当)	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(6) 代替非常用発電機からの給電について</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) の電源となる代替非常用発電機 2 台 (容量 : 2,760kW) は、100% 負荷時の燃料消費量から約 4 時間の連続運転が可能である。(表 2.2-5)</p> <p>また、ブルーム通過時に想定される負荷においては代替非常用発電機 2 台の 20% 負荷程度であり、約 19 時間の連続運転が可能である。(表 2.2-6)</p> <p>全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機が起動するまでの約 30 分間、安全パラメータ表示システム (SPDS) が機能喪失しないよう、無停電電源装置による給電を可能な設計としている。</p> <p>表 2.2-5 代替非常用発電機燃費</p> <table border="1" data-bbox="1355 542 1937 774"> <thead> <tr> <th>発電機負荷</th> <th>燃料消費量 (L/h)</th> <th>連続運転時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td>約 4 時間</td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td>約 6 時間</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td>約 8 時間</td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td>約 16 時間</td> </tr> <tr> <td>20%</td> <td></td> <td>約 19 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】代替非常用発電機 1 台あたりの燃料タンク容量 1,800L</p> <p>表 2.2-6 ブルーム通過時に想定される負荷</p> <table border="1" data-bbox="1366 989 1926 1260"> <thead> <tr> <th>設備関係</th> <th>容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ関係 (代替格納容器スプレイポンプ)</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>充電器</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>空調設備関係 (アニュラス空気浄化ファン等)</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>照明関係 (中央非常用照明等)</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>551 (代替非常用発電機 2 台分の 20% 負荷相当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	発電機負荷	燃料消費量 (L/h)	連続運転時間	100%		約 4 時間	75%		約 6 時間	50%		約 8 時間	25%		約 16 時間	20%		約 19 時間	設備関係	容量 (kW)	ポンプ関係 (代替格納容器スプレイポンプ)	200	充電器	226	空調設備関係 (アニュラス空気浄化ファン等)	91	照明関係 (中央非常用照明等)	34	合計	551 (代替非常用発電機 2 台分の 20% 負荷相当)	<p>相違理由</p> <p>【大阪】表題番号の相違</p> <p>【大阪】 ・設計の相違 必要負荷及び発電機燃料消費率が異なることによる連続運転時間の相違。 【大阪】記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・設計の相違 発電機燃料消費率の相違</p> <p>【大阪】 ・設備仕様の相違 燃料タンク容量の相違</p> <p>【大阪】 ・設計の相違 必要機器負荷の相違</p>
発電機負荷	燃料消費量 (L/h)	連続運転時間																																																												
100%		約 4 時間																																																												
75%		約 5 時間																																																												
50%		約 7 時間																																																												
25%		約 12 時間																																																												
設備関係	容量 (kW)																																																													
充電器	154																																																													
空調関係 (アニュラス空気浄化ファン等)	60																																																													
照明関係 (可搬型照明)	充電器負荷の計器用電源に含む																																																													
通信設備関係	充電器負荷の計器用電源に含む																																																													
SPDS 関係	6																																																													
合計	220* (※空冷式非常用発電装置 2 台分の 8 % 負荷相当)																																																													
発電機負荷	燃料消費量 (L/h)	連続運転時間																																																												
100%		約 4 時間																																																												
75%		約 6 時間																																																												
50%		約 8 時間																																																												
25%		約 16 時間																																																												
20%		約 19 時間																																																												
設備関係	容量 (kW)																																																													
ポンプ関係 (代替格納容器スプレイポンプ)	200																																																													
充電器	226																																																													
空調設備関係 (アニュラス空気浄化ファン等)	91																																																													
照明関係 (中央非常用照明等)	34																																																													
合計	551 (代替非常用発電機 2 台分の 20% 負荷相当)																																																													

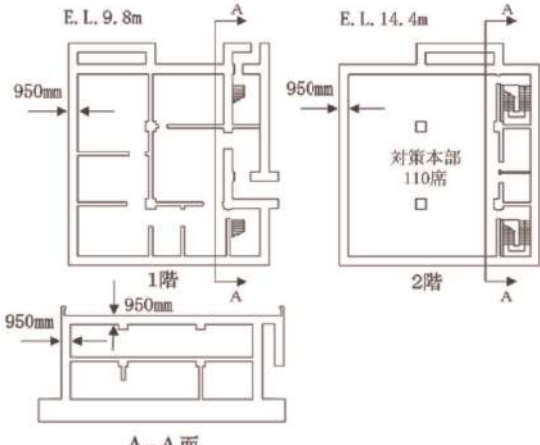
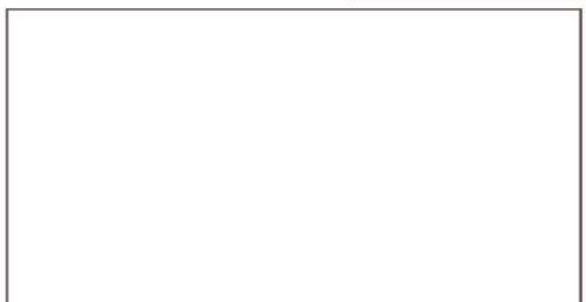
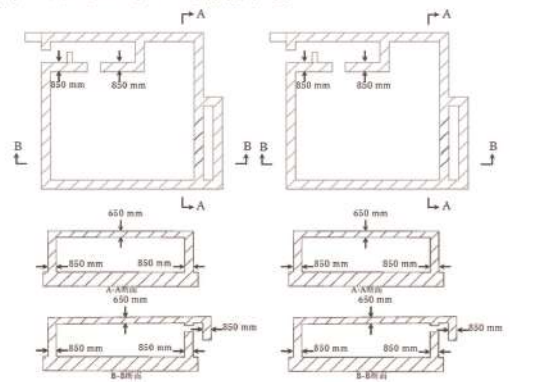
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 外部電源喪失時のディーゼル発電機からの給電について</p> <p>電源車（緊急時対策所用）の起動に係る着手の判断は、非常用母線からの給電喪失時としている。そのため、外部電源喪失時等の設計基準事故時には、ディーゼル発電機から緊急時対策所に給電する設計としている。</p> <p>設計基準事故時におけるディーゼル発電機の負荷曲線を図4-6に示す。第4-6図よりディーゼル発電機の最大負荷は6,347kWであり、容量7,100kWに対して約750kWの余裕があり、外部電源喪失時において、緊急時対策所の負荷（140.9kVA）を考慮した場合でも、ディーゼル発電機の容量に問題はない。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料補給手順については、100%負荷時の燃料消費量（約1.77kL/h）から、起動から燃料油貯蔵タンク（150kL（1基あたり））の枯渇まで約3.5日間と想定しており、重大事故等時7日間運転継続するために、燃料油貯蔵タンクの枯渇までに重油タンク（160kL（1基あたり））からの燃料（重油）補給を実施することとしている。</p> <p>したがって、上記の燃料補給手順について、設計基準事故時に緊急時対策所へ給電することによる影響はない。</p> <p>図4-6 工学的安全施設作動時におけるディーゼル発電機の負荷曲線 (既許可添付八第 10.1.2 図抜粋)</p>			<p>【大飯】・記載箇所の相違 緊急時対策所の必要負荷及び電源仕様について女川記載方針に統一し、前ページに記載する。</p>

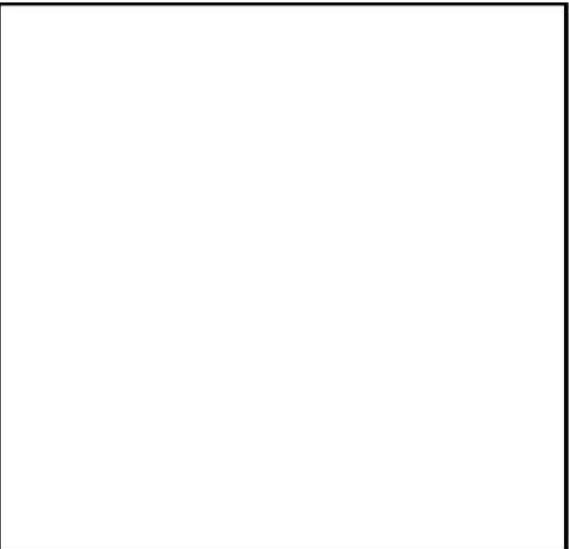
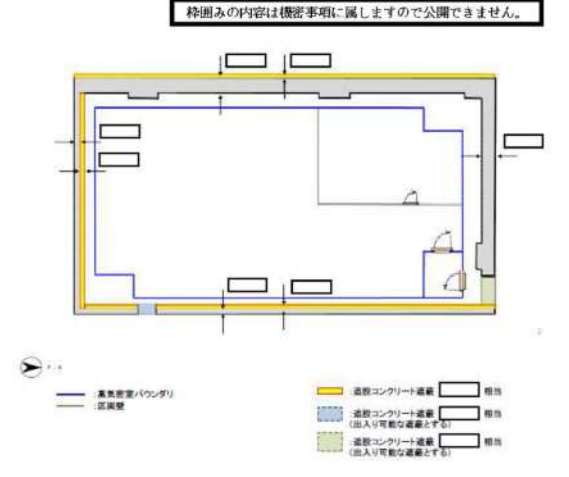


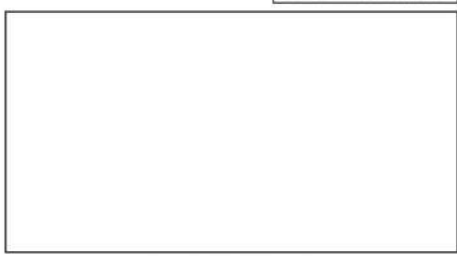

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4 生体遮蔽装置</p> <p>重大事故等において、対策要員が事故と7日間とどまっても、換気設備等の機能とあいまって、実効線量が100mSvを超えないよう、天井、壁及び床は十分な厚さの緊急時対策所遮蔽（鉄筋コンクリート）を設けている。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等対応時に緊急時対策所にとどまる要員（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員）が、過度の被ばくを受けないように適切な厚さの遮蔽を設け、緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽を図2.3-1～11に示す。対策本部、待機場所のうちブルーム通過時にとどまる場所ともに、原子炉建屋3階に設置するとともに、天井及び側壁面の遮蔽とコンクリート躯体によりコンクリート遮蔽 □ 相当の遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p> <p>緊急時対策所遮蔽を図5に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図5 緊急時対策所遮蔽</p>	<p>2.3 遮蔽設計について</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等対応時に緊急時対策所にとどまる要員（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員）が、過度の被ばくを受けないように適切な厚さの遮蔽を設け、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽を図2.3-1～5に示す。緊急時対策所を緊急時対策建屋地下2階に設置するとともに、天井及び側壁面のコンクリート躯体により遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調系における配管貫通部処理として、気密性の観点から、気密要求のある壁、床及び天井の貫通孔に対して、ブーツラバー等を設け、配管と躯体開口との隙間による漏洩がない設計とする。</p> <p>また、遮蔽性の観点から、遮蔽要求のある壁、床及び天井の貫通孔に対して、鉛毛処理等を施すことで緊急時対策所へ影響を与えない設計とする。</p> <p>配管貫通部に関する地震時の評価については、サポートにより配管を固定することで、貫通孔内の配管移動量がスリーブと配管とのギャップ内に収まることを確認する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠囲みの内容は記載情報の観点から公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図2.3-1 緊急時対策所 遮蔽説明図 (その1)</p>	<p>2.3 遮蔽設計について</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等対応時に緊急時対策所にとどまる要員（重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及び原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に必要な要員）が、過度の被ばくを受けないように適切な厚さの遮蔽を設け、可搬型空気浄化装置及び空気供給装置の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮へいを図2.3-1に示す。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は地上1階に設置し、天井及び側壁面のコンクリート躯体により遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p>可搬型空気浄化装置及び空気供給装置における配管貫通部処理として、気密性の観点から、気密要求のある壁の貫通孔に対して、塞止蓋等を設け、配管と躯体開口との隙間による漏洩がない設計とする。</p> <p>また、遮蔽性の観点から、遮蔽要求のある壁の貫通孔に対して、鉛毛処理等を施すことで緊急時対策所へ影響を与えない設計とする。</p> <p>配管貫通部に関する地震時の評価については、サポートにより配管を固定することで、貫通孔内の配管移動量が開口部と配管とのギャップ内に収まることを確認する。</p>  <p style="text-align: center;">図2.3-1 緊急時対策所 遮蔽説明図</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違（女川実績の反映） <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3Dの相違）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計の相違 女川は緊急時対策所を地下2階に設置しているのに対し、泊は地上1階に設置している違いがあるが、遮蔽能力を有する設計であることに相違なし。 設計の相違 女川は貫通孔が壁、床及び天井にあり、貫通孔をスリーブ施工しブーツラバー等で気密施工しているのに対し、泊は貫通孔が壁のみであり貫通孔にスリーブ施工はなく、塞止蓋等で気密施工している違いがあるが、気密性及び遮蔽性を有する設計であることに相違なし。

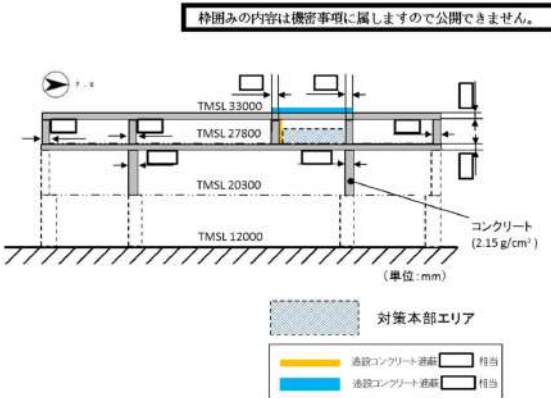
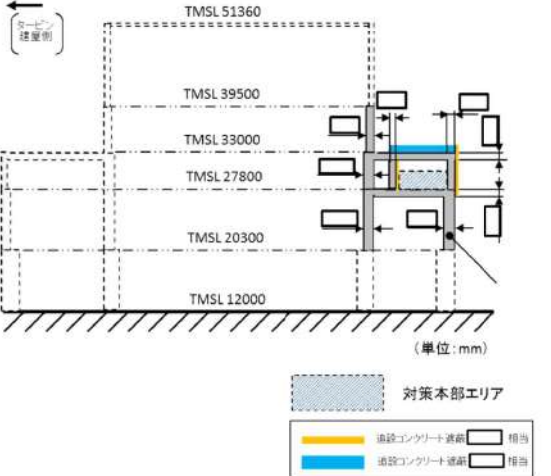
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図 2.3-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 遮蔽説明図(屋上平面図)</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 遮蔽説明図（平面図）</p> <p> (高気密室/バウンダリ) 遮蔽壁 遮蔽コンクリート遮蔽 (機密) 機密 遮蔽コンクリート遮蔽 (出入り可能な遮蔽とする) 機密 遮蔽コンクリート遮蔽 (出入り可能な遮蔽とする) 機密 </p>	<p>遮蔽の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-2 緊急時対策所 遮蔽説明図 (その他)</p> <p>遮蔽の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-3 緊急時対策所 遮蔽説明図 (その他)</p> <p>遮蔽の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-4 緊急時対策所 遮蔽説明図 (その他)</p> <p>遮蔽の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-5 緊急時対策所 遮蔽説明図 (その他)</p>		<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 遮蔽説明図（NS方向）</p> <p>特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 遮蔽説明図（EW方向）</p>			

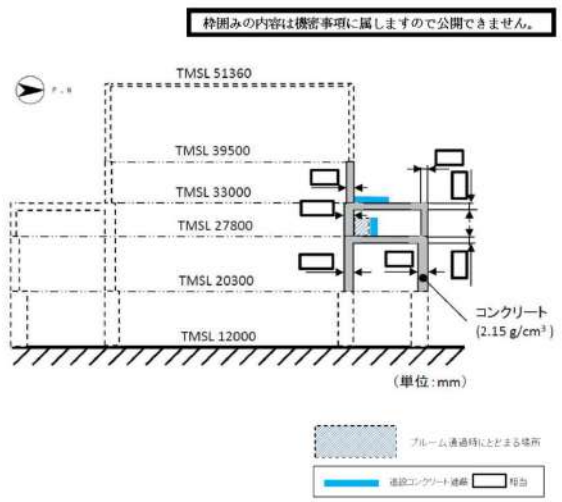
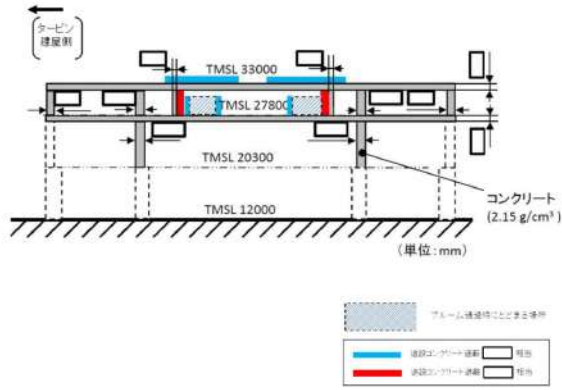
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図 2.3-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図（平面図）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p style="text-align: center;">図 2.3-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽断面説明 凡例図</p>			

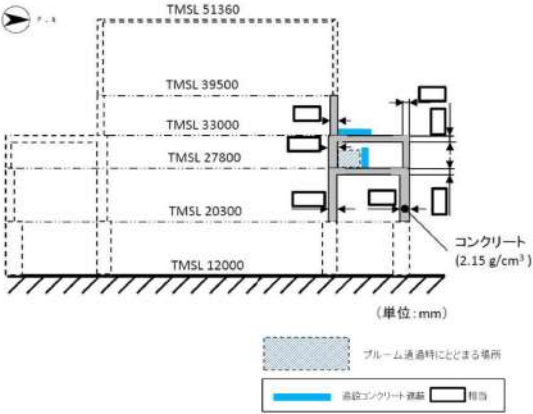
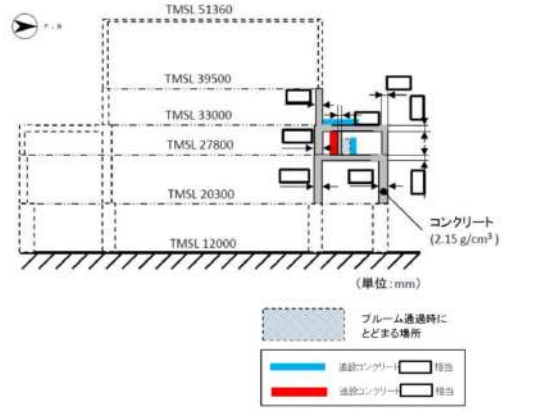
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図（A-A方向）</p> <p>特開みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図（B-B方向）</p>			

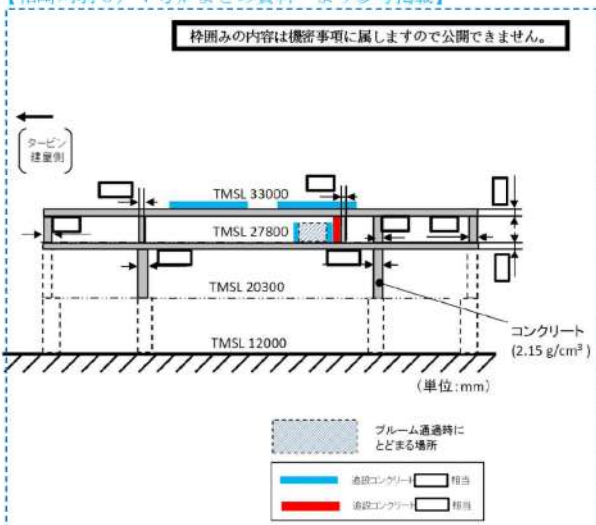
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図（C-C方向）</p> <p>（※1）C-C方向断面における当該部位厚さは100mmであるが、5号炉原子炉建屋付風機棟地上2階北側壁面は西側半分の厚さが150mmであることから補足説明資料（61-10）被ばく評価においては保守的に一律100mmと見なして取扱っている。</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図（D-D方向）</p> <p>（※2）D-D方向断面における当該部位厚さは100mmであるが、5号炉原子炉建屋付風機棟地上2階北側壁面は西側半分の厚さが150mmであることから補足説明資料（61-10）被ばく評価においては保守的に一律100mmと見なして取扱っている。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>図 2.3-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図（E-E方向）</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5 換気設備</p> <p>重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保するため、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（微粒子フィルタ及びよう素フィルタ）を緊急時対策所付近に2系統配備する。</p> <p>また、希ガスの放出を考慮し、建屋内を加圧する空気供給装置（空気ポンペ）を設置している。</p> <p>なお、空気供給装置（空気ポンペ）は12時間加圧に必要な数量を設置する。</p> <p>換気設備の概略を図6に示す。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）</u>は、5号炉原子炉建屋地上3階に設置する高気密室を拠点として使用する設計とし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p><u>5号炉原子炉内建屋緊急時対策所（待機場所）</u>換気設備は、重大事故等時のブルーム通過前、通過後及びブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>換気設備は、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンペ）、二酸化炭素吸収装置及び監視計器により構成する。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>換気設備は、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンペ）、及び監視計器により構成され、二酸化炭素吸収装置を除き5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）換気設備と同様の設計方針とする。</p>	<p>2.4 換気空調系設備及び加圧設備について</p> <p>(1) 換気設備の概要</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋地下2階に設置し、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）及び監視計器により構成する。</p>	<p>2.4 換気空調設備及び加圧設備について</p> <p>(1) 換気設備の概要</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、T.P.39mに設置し、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する緊急時対策所換気空調設備を用いることにより、重大事故等発生時においても、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にとどまる対策要員の7日間の実効線量が100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所用の緊急時対策所換気空調設備は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置（空気ポンペ）及び監視計器により構成する。</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】・設備名称の相違 【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> 重大事故等発生時のブルーム通過前においては、可搬型陽圧化空調機で高気密室を陽圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 重大事故等発生時のブルーム通過前及び通過後においては、可搬型陽圧化空調機により陽圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減可能な設計とする。</p>	<p>重大事故等発生時のブルーム通過前においては、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置で緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p>	<p>重大事故等発生時のブルーム通過前においては、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】設計の相違 ・女川は複数エリアを正圧化するが、泊は1エリアのみを正圧化する構造としていることから正圧化する範囲が異なる。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> ブルーム通過中においては、可搬型陽圧化空調機を停止し、給気口を閉止板等により隔離するとともに、陽圧化装置（空気ポンベ）により高気密室を陽圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 重大事故等発生時のブルーム通過中においては、可搬型陽圧化空調機を停止し、給気口を閉止板により隔離するとともに、陽圧化装置（空気ポンベ）により陽圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p>	<p>ブルーム通過中においては、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置による緊急時対策所への給気を隔離弁により隔離するとともに、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）により緊急時対策所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p>	<p>ブルーム通過中においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットによる給気を停止し、手動ダンパにより隔離するとともに、指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている空気供給装置（空気ポンベ）により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化し、外気の流入を完全に遮断可能な設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 ・女川はポンベ加圧中もファンを運転し続けるが、泊はファンを停止し、ポンベ加圧のみに切り替える。 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> ブルーム通過後においては、ブルーム通過前と同様に可搬型陽圧化空調機により高気密室を陽圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 重大事故等発生時のブルーム通過前及び通過後においては、可搬型陽圧化空調機により陽圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減可能な設計とする。</p>	<p>ブルーム通過後においては、ブルーム通過前と同様に緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置により緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p>	<p>ブルーム通過後においては、ブルーム通過前と同様に指揮所用空調上屋及び待機所空調上屋に設置されている可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットで緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減する設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違） 【女川】設計の相違 ・女川は複数エリアを正圧化するが、泊は1エリアのみを正圧化する構造としていることから正圧化する範囲が異なる。</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> また、高気密室の差圧制御は差圧調整弁の開度調整により行う。</p>	<p>また、緊急時対策所の差圧制御として、緊急時対策所を含む地下階の差圧制御は給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）、緊急時対策所の差圧制御は給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整）の開度調整により行う。 なお、給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）及び給排気隔離弁（緊急対策室室圧調整）は手動にて開度調整が可能な設計とする。</p>	<p>また、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の差圧制御は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により行い、緊急時対策所排気手動ダンパは手動にて開度調整を行う設計とする。</p>	<p>【女川】設計の相違 ・女川の差圧制御が電動又は手動であるのに対し、泊は手動のみであるが、差圧制御ができる事変わらない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>添付資料5</p> <p>5. 換気設備等について</p> <p>(1) 換気設備等の概要</p> <table border="1" data-bbox="103 261 651 852"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)</td> <td>・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・微粒子フィルタ及びよう素フィルタ ・100%容量×2系統を緊急時対策所近傍に配備する。 ・フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。</td> </tr> <tr> <td>排気ダンパ</td> <td>・「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材</td> <td>・「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）</td> <td>・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的等	可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)	・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・微粒子フィルタ及びよう素フィルタ ・100%容量×2系統を緊急時対策所近傍に配備する。 ・フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。	排気ダンパ	・「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止	空気供給装置	・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止	放射線管理用資機材	・「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる	<p>緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備は表2.4-1の設備等により構成され、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の系統概略図（ブルーム通過前後の場合）を図2.4-1に、系統概略図（ブルーム通過中の場合）を図2.4-2に、配置図を図2.4-3及び図2.4-4に示す。</p> <p>表2.4-1 緊急時対策所の重大事故等対応設備機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="779 341 1229 786"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>1式</td> <td>材料：コンクリート躯体 設計漏えい量：282 m³/h以下 (20Pa正圧化時)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>風量：1,000m³/h</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>高性能エアフィルタ捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ捕集効率：99.75% (補足) 高性能エアフィルタ捕集効率：0.5μm以上の粒子捕集効率 チャコールエアフィルタ捕集効率：放射性核種の捕集効率 捕集効率：(1-下流側の粒子数/上流側の粒子数)×100%</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）</td> <td>415本以上</td> <td>容量：約47L（1本当たり） 充填圧力：約20MPa</td> </tr> <tr> <td>監視計器*</td> <td>1式</td> <td>圧力計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監視計器のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備名称	数量	仕様	緊急時対策所	1式	材料：コンクリート躯体 設計漏えい量：282 m ³ /h以下 (20Pa正圧化時)	緊急時対策所非常用送風機	1台 (予備1台)	風量：1,000m ³ /h	緊急時対策所非常用フィルタ装置	1台 (予備1台)	高性能エアフィルタ捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ捕集効率：99.75% (補足) 高性能エアフィルタ捕集効率：0.5μm以上の粒子捕集効率 チャコールエアフィルタ捕集効率：放射性核種の捕集効率 捕集効率：(1-下流側の粒子数/上流側の粒子数)×100%	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	415本以上	容量：約47L（1本当たり） 充填圧力：約20MPa	監視計器*	1式	圧力計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ	<p>緊急時対策所換気空調設備は表2.4-1の設備等により構成され、緊急時対策所換気空調設備の系統概略図（ブルーム通過前後の場合）を図2.4-1に、系統概略図（ブルーム通過中の場合）を図2.4-2に、配置図を図2.4-3に示す。</p> <p>表2.4-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の重大事故等対処設備機器仕様</p> <table border="1" data-bbox="1330 341 1921 813"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所指揮所用</th> <th>緊急時対策所待機所用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td colspan="2">1式</td> <td>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2層層 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m³/h以下(100Pa正圧化時)</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>風量：1,500m³/h</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）</td> <td>177本以上</td> <td>177本以上</td> <td>容量：約47L（1本当たり） 充填圧力：約14.7MPa</td> </tr> <tr> <td>監視計器*</td> <td colspan="2">1式</td> <td>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※監視計器のうち、可搬型モニタリングポストについては「2.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に関する設計方針を示す章）」で示す</p>	設備名称	数量		仕様	緊急時対策所指揮所用	緊急時対策所待機所用	緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2層層 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m ³ /h以下(100Pa正圧化時)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m ³ /h	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%	空気供給装置（空気ポンプ）	177本以上	177本以上	容量：約47L（1本当たり） 充填圧力：約14.7MPa	監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】設計の相違（相違理由②） 【女川】設計の相違 ・緊急時対策所設計の相違により、ファン流量、ポンベ本数が異なる。</p> <p>【女川】設計の相違 ・泊と女川でフィルタ除去効率の確認に使用した粒子及び、その粒径が異なるが、JIS-Z-4812-1995では「フィルタ評価のために使用する粒子はDOP粒子又はそれと同等の物で、粒子の個数の90%以上が1.0μm以下である事」と規定しており、両プラントともJISに準拠しており問題ない。（泊：DOP粒子、女川：PAO粒子） （本評価は大飯同様【参考】フィルタ除去効率の設定について）参照）</p>
名称	目的等																																																										
可搬型空気浄化装置 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)	・重大事故等の発生により、大気中に大規模な放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・微粒子フィルタ及びよう素フィルタ ・100%容量×2系統を緊急時対策所近傍に配備する。 ・フィルタユニット自体が放射線源になることも考慮して配置位置を考慮する。																																																										
排気ダンパ	・「可搬型空気浄化装置」により、放射性物質を低減しながら外気を取り入れ、あるいは「空気供給装置」により加圧する際に排気ダンパにて建屋内の圧力を調整 ・緊急時対策所内を正圧に維持することで、よう素等の放射性物質が、「可搬型空気浄化装置」以外の経路から建屋内に流入することを防止																																																										
空気供給装置	・希ガスの放出を考慮して、空気供給装置により建屋内を加圧する装置を設置 ・ブルーム通過中に建屋内への希ガス等の流入を防止																																																										
放射線管理用資機材	・「緊急時対策所外可搬型エアモニタ」、「緊急時対策所内可搬型エアモニタ」や個人線量計を配備（確実な放射線管理）																																																										
酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計（可搬型）	・室内の空気の取り込みを一時的に停止した場合であっても、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることが正確に把握できる																																																										
設備名称	数量	仕様																																																									
緊急時対策所	1式	材料：コンクリート躯体 設計漏えい量：282 m ³ /h以下 (20Pa正圧化時)																																																									
緊急時対策所非常用送風機	1台 (予備1台)	風量：1,000m ³ /h																																																									
緊急時対策所非常用フィルタ装置	1台 (予備1台)	高性能エアフィルタ捕集効率：99.99% チャコールエアフィルタ捕集効率：99.75% (補足) 高性能エアフィルタ捕集効率：0.5μm以上の粒子捕集効率 チャコールエアフィルタ捕集効率：放射性核種の捕集効率 捕集効率：(1-下流側の粒子数/上流側の粒子数)×100%																																																									
緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	415本以上	容量：約47L（1本当たり） 充填圧力：約20MPa																																																									
監視計器*	1式	圧力計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																																									
設備名称	数量		仕様																																																								
	緊急時対策所指揮所用	緊急時対策所待機所用																																																									
緊急時対策所	1式		緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2層層 材料：コンクリート躯体 漏えい量：77.85m ³ /h以下(100Pa正圧化時)																																																								
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	風量：1,500m ³ /h																																																								
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1台 (予備1台)	1台 (予備1台)	微粒子フィルタ除去効率：99.99%以上 よう素フィルタ除去効率：99.75%以上 (補足) 微粒子フィルタ除去効率：0.7μm以上の粒子除去効率 よう素フィルタ除去効率：放射性よう素の除去効率：(1-下流の粒子数/上流の粒子数)×100%																																																								
空気供給装置（空気ポンプ）	177本以上	177本以上	容量：約47L（1本当たり） 充填圧力：約14.7MPa																																																								
監視計器*	1式		圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																																								

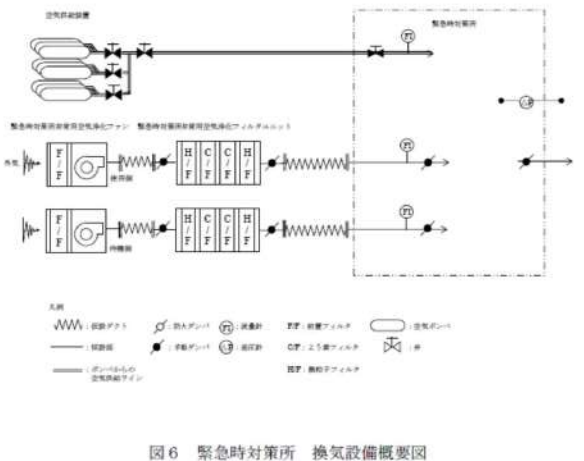
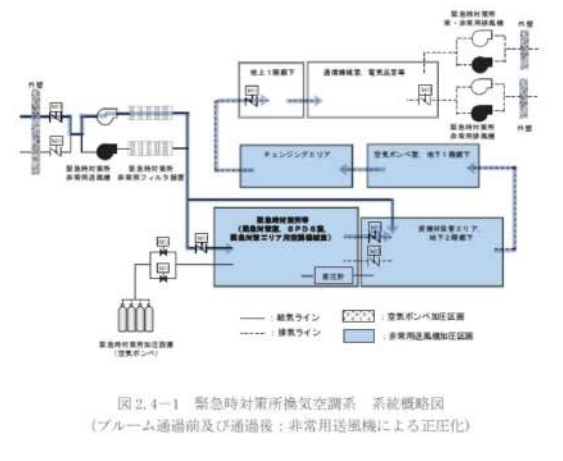
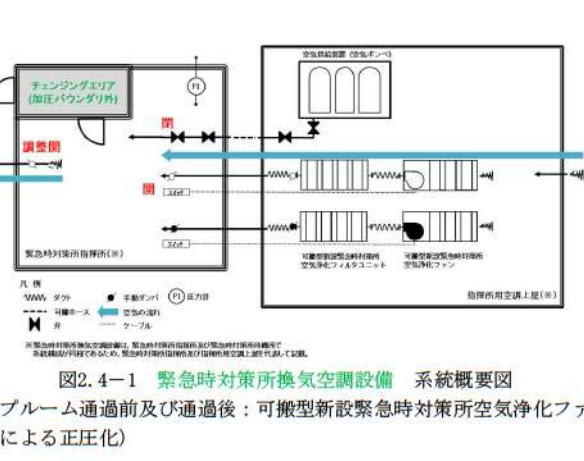
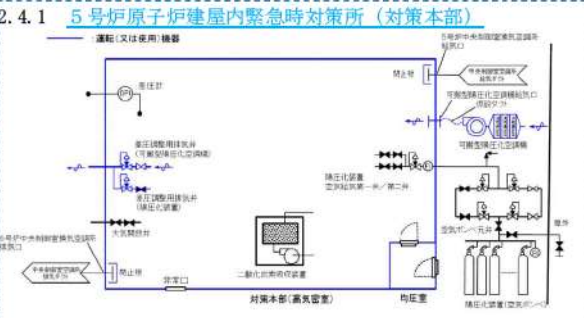
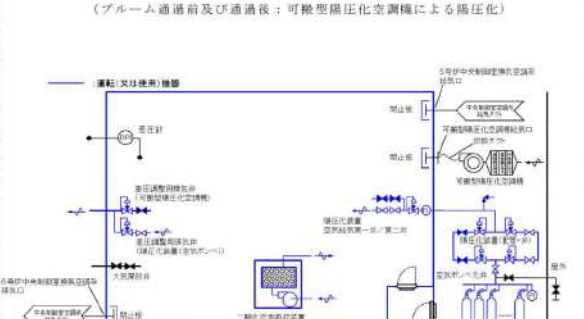
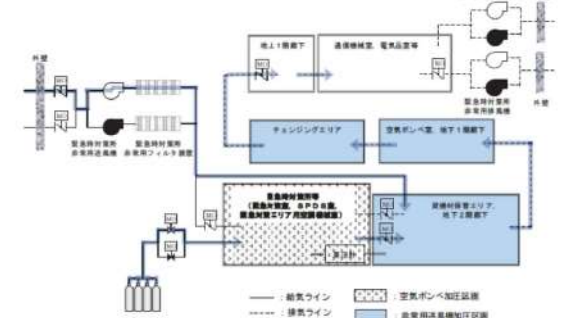
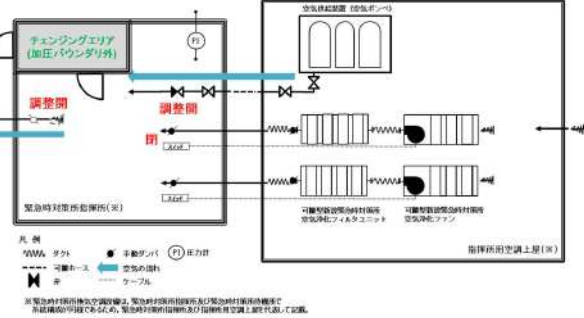
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>表 2.4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の 重大事故等 対処設備機器仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高気密室</td> <td>1式</td> <td>材料 : 炭素鋼 設計漏えい量 : 64m³/h以下 (設計換気量) (20Pa 漏圧化時)</td> </tr> <tr> <td>可搬型陽圧化空調機^{*1}</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>定格風量 : 600m³/h/台 高性能フィルタ捕集効率: 99.9%以上 活性炭フィルタ捕集効率: 99.9%以上</td> </tr> <tr> <td>可搬型外気取入送風機</td> <td>2台 (予備1台)</td> <td>定格風量 : 600m³/h/台</td> </tr> <tr> <td>陽圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>123本以上</td> <td>容量 : 約47L/本 充填圧力 : 約15MPa</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素吸収装置</td> <td>1台 (予備1台)</td> <td>容量 : 600m³/h/台 吸収剤吸収性能 : <input type="text"/> m³/kg 吸収剤容量 : <input type="text"/> kg/台</td> </tr> <tr> <td>監視計器^{*2}</td> <td>1式</td> <td>差圧計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型モニタリングポスト、可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 可搬型陽圧化空調機は、対策本部を陽圧化するために対策本部署用1台（予備1台）、待機場所を陽圧化するために待機場所用2台（予備1台）を用いる設計とする。また可搬型外気取入送風機は、建屋内の雰囲気量が屋外より高い場合において対策本部へ直接外気を取り入れ、建屋内のパージを行うため2台（予備1台）を用いる設計とする。</p> <p>*2 監視計器のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す単）」で示す。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>表 2.4-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の 重大事故等対処設備の機器仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型陽圧化空調機[*]</td> <td>2台 (予備2台)</td> <td>ブロワ風量: 600m³/h/台 高性能フィルタ捕集効率: 99.9%以上 活性炭フィルタ捕集効率: 99.9%以上</td> </tr> <tr> <td>陽圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>1792本以上</td> <td>容量 : 約47L/本 充填圧力 : 約15MPa</td> </tr> <tr> <td>監視計器</td> <td>1式</td> <td>差圧計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型エアモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可搬型陽圧化空調機は、詳細な設計仕様については「2.4.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、(4) 可搬型陽圧化空調機」に示すものと同様とする。</p>	設備名称	数量	仕様	高気密室	1式	材料 : 炭素鋼 設計漏えい量 : 64m ³ /h以下 (設計換気量) (20Pa 漏圧化時)	可搬型陽圧化空調機 ^{*1}	1台 (予備1台)	定格風量 : 600m ³ /h/台 高性能フィルタ捕集効率: 99.9%以上 活性炭フィルタ捕集効率: 99.9%以上	可搬型外気取入送風機	2台 (予備1台)	定格風量 : 600m ³ /h/台	陽圧化装置(空気ポンプ)	123本以上	容量 : 約47L/本 充填圧力 : 約15MPa	二酸化炭素吸収装置	1台 (予備1台)	容量 : 600m ³ /h/台 吸収剤吸収性能 : <input type="text"/> m ³ /kg 吸収剤容量 : <input type="text"/> kg/台	監視計器 ^{*2}	1式	差圧計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型モニタリングポスト、可搬型エアモニタ	設備名称	数量	仕様	可搬型陽圧化空調機 [*]	2台 (予備2台)	ブロワ風量: 600m ³ /h/台 高性能フィルタ捕集効率: 99.9%以上 活性炭フィルタ捕集効率: 99.9%以上	陽圧化装置(空気ポンプ)	1792本以上	容量 : 約47L/本 充填圧力 : 約15MPa	監視計器	1式	差圧計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型エアモニタ			<p>【柏崎】記載方針の相違(2-3③)の相違)</p>
設備名称	数量	仕様																																		
高気密室	1式	材料 : 炭素鋼 設計漏えい量 : 64m ³ /h以下 (設計換気量) (20Pa 漏圧化時)																																		
可搬型陽圧化空調機 ^{*1}	1台 (予備1台)	定格風量 : 600m ³ /h/台 高性能フィルタ捕集効率: 99.9%以上 活性炭フィルタ捕集効率: 99.9%以上																																		
可搬型外気取入送風機	2台 (予備1台)	定格風量 : 600m ³ /h/台																																		
陽圧化装置(空気ポンプ)	123本以上	容量 : 約47L/本 充填圧力 : 約15MPa																																		
二酸化炭素吸収装置	1台 (予備1台)	容量 : 600m ³ /h/台 吸収剤吸収性能 : <input type="text"/> m ³ /kg 吸収剤容量 : <input type="text"/> kg/台																																		
監視計器 ^{*2}	1式	差圧計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型モニタリングポスト、可搬型エアモニタ																																		
設備名称	数量	仕様																																		
可搬型陽圧化空調機 [*]	2台 (予備2台)	ブロワ風量: 600m ³ /h/台 高性能フィルタ捕集効率: 99.9%以上 活性炭フィルタ捕集効率: 99.9%以上																																		
陽圧化装置(空気ポンプ)	1792本以上	容量 : 約47L/本 充填圧力 : 約15MPa																																		
監視計器	1式	差圧計、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、可搬型エアモニタ																																		

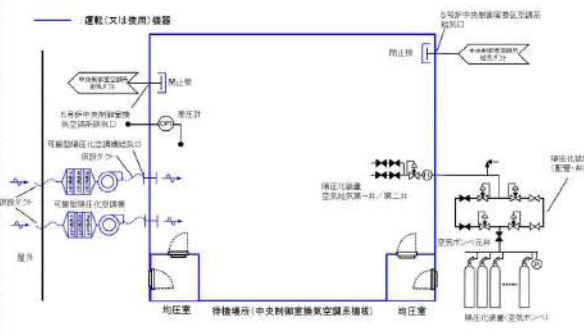
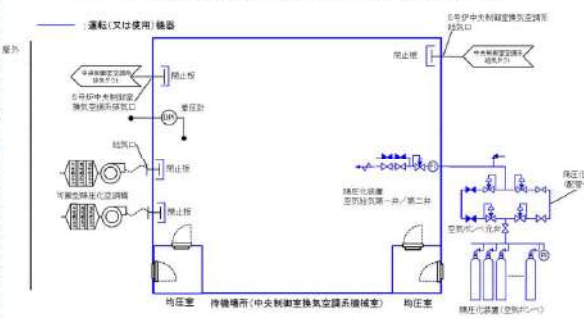
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図6 緊急時対策所 換気設備概要図</p>	 <p>図2.4-1 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：非常用送風機による正圧化)</p>	 <p>図2.4-1 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】設計の相違（相違理由①） 【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p>
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</p>  <p>図2.4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型隔圧化空調機による隔圧化)</p>  <p>図2.4-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備 系統概略図 (ブルーム通過中：隔圧化装置（空気ポンプ）による隔圧化)</p>	 <p>図2.4-2 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による正圧化)</p>	 <p>図2.4-2 緊急時対策所換気空調設備 系統概要図 (ブルーム通過中：空気供給装置（空気ポンプ）による正圧化)</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p>  <p>図 2.4-16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備 系統概略図 （ブルーム通過前及び通過後：可搬型陽圧化空調機による陽圧化）</p>  <p>図 2.4-17 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備 系統概略図 （ブルーム通過中：陽圧化装置（空気ポンプ）による陽圧化）</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

2.4.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）

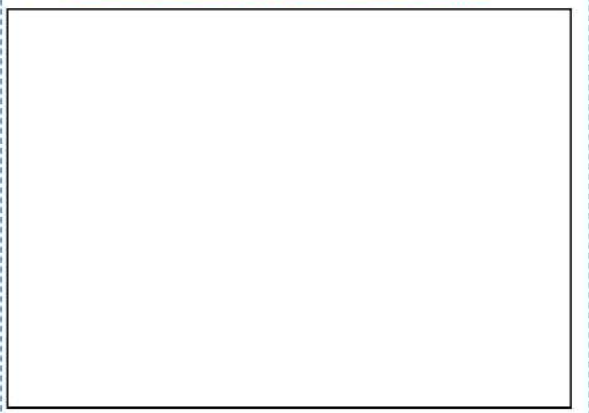


図 2.4-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備 配置図

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

2.4.2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）

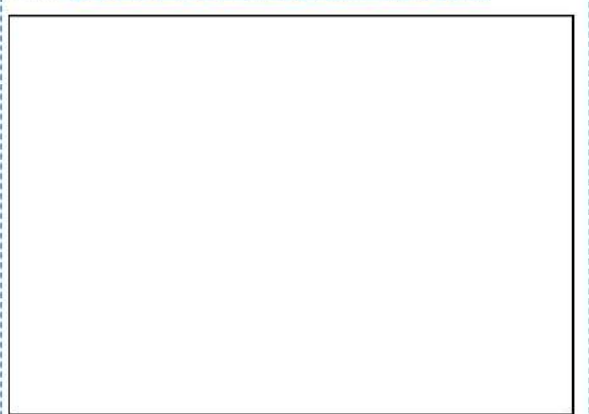


図 2.4-21 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備 配置図

（5号炉原子炉建屋 地上3階）

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

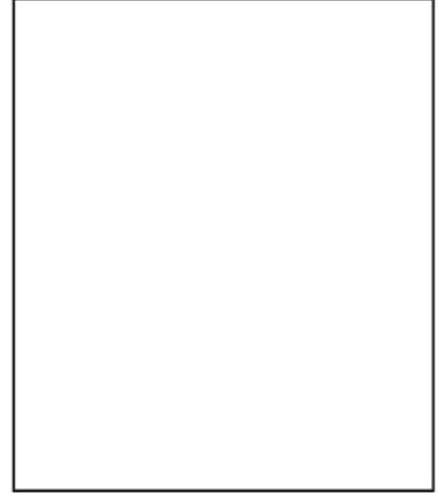


図 2.4-3 緊急時対策所換気空調系（緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置） 配置図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

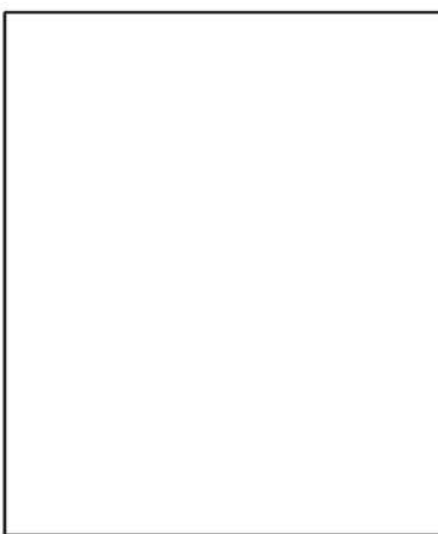
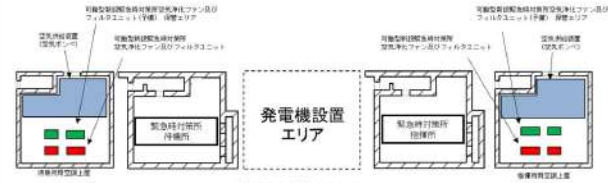


図 2.4-4 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ） 配置図



泊発電所 機内 T.P.39 #

設備名称	非常用送風機・数量				設備名称	空調供給装置			
	待機所内	数量	待機所内	数量		待機所内	必要数量	設置数量	必要数量
可搬型緊急時対策所用送風機	待機所内地上層内	1台	待機所内地上層内	1台	待機所内地上層内	172本	340本	172本	340本
可搬型緊急時対策所用送風機	地上	1台	地上	1台					
可搬型緊急時対策所用送風機	待機所内地上層内	1台	待機所内地上層内	1台	待機所内地上層内	172本	340本	172本	340本
可搬型緊急時対策所用送風機	地上	1台	地上	1台					
可搬型緊急時対策所用送風機	待機所内地上層内	1台	待機所内地上層内	1台	待機所内地上層内	172本	340本	172本	340本
可搬型緊急時対策所用送風機	地上	1台	地上	1台					

※条件:ポンプ容量:0.06m³(19°C)

図 2.4-3 緊急時対策所換気空調設備配置図

【女川】設計の相違（相違理由①）
 【女川】設計の相違（相違理由②）
 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 非常用空気浄化ファンを使用する場合 非常用空気浄化ファンは事故発生後、ブルーム（希ガス）通過時を除いて恒常的に使用する設備であるため、平衡状態において建屋内の圧力並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について ・目標圧力：100Pa 被ばく評価で用いる気象条件における風速（約1.0m/s）に対する動圧に抗する建屋内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。 $P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 \approx 0.5 \times 1.2 \times 10^2 \approx 60Pa$ 更に余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定 ・算出条件：建屋体積3000m³、100Paでの建屋アウトリーク率0.15回/h 必要な換気流量は7.5 m³/minとなる。</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500 m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であるものの、建屋内の歩行は行うため、滞在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（歩行時）※2とした。 必要な最低換気流量は5.1 m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500 m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：滞在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、自転車運転を行う程度の作業（中等作業）※2時の量とした。 必要な最低換気流量は7.2 m³/minとなる。</p> <p>a.～c.より、非常用空気浄化ファンの流量を7.5 m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができるが、長期間の居住性を考慮し、酸素濃度、二酸化炭素濃度に余裕をみて、非常用空気浄化ファンの流量を33～40 m³/minとする。流量を33 m³/minとしたとき、平衡時の酸素濃度は20.4%、二酸化炭素濃度は0.4%となる。 ※1 事故時に必要な要員110人に余裕を見込んで150人とする ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p>	<p>(2) 設計方針</p> <p>a. 収容人数 緊急時対策建屋の換気空調設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前後」及び「②ブルーム通過中」の最大人数となる200名を収容可能な設計とする。</p> <p>①ブルーム通過前及び通過後 ・収容人数：200名 （本部要員：38名、現場要員：46名＋余裕）</p> <p>②ブルーム通過中 ・収容人数：83名 （本部要員：36名、現場要員：29名、1号炉運転員：4名、3号炉運転員：4名、初期消火要員（消防車隊）：6名、運転検査官：4名）</p> <p>b. 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、労働安全衛生規則に記載の「坑内の作業場における炭酸ガス濃度を、一・五パーセント以下としなければならない。（第583条技特）」に余裕をみて1.0%以下とする。 許容酸素濃度は、労働安全衛生法酸素欠乏症等防止規則に定める18%以上とする。</p> <p>c. 必要換気量の計算式 ①二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量（Q₁）</p> <p>・収容人数：n 名 ・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（労働安全衛生規則に余裕をみた値） ・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度） ・呼吸による二酸化炭素排出量：M=0.03m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の軽作業の作業程度の吐出し量） ・必要換気量：Q₁=100×M×n÷(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量） $Q_1=100 \times 0.03 \times n \div (1.0 - 0.03) = 3.1 \times n [m^3/h]$</p>	<p>(2) 設計方針</p> <p>a. 収容人数 指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の換気空調設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前後」及び「②ブルーム通過中」の最大人数となる120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60名）を収容可能な設計とする。</p> <p>①ブルーム通過前及び通過後 ・収容人数：120名 緊急時対策所指揮所要員：60名（最大収容人数） （本部要員：50名＋余裕） 緊急時対策所待機所要員：60名（最大収容人数） （現場要員：39名＋余裕）</p> <p>②ブルーム通過中 ・収容人数：87名 緊急時対策所指揮所要員：41名 （本部要員：37名、運転検査官：4名） 緊急時対策所待機所要員：46名 （本部要員：4名、現場要員：33名、1号及び2号炉運転員：3名、3号炉運転員：6名）</p> <p>b. 許容二酸化炭素濃度、許容酸素濃度 許容二酸化炭素濃度は、1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。 許容酸素濃度は、19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。</p> <p>c. 必要換気量の計算式 ①可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量（Q₁）</p> <p>・収容人数：n 名 ・許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）</p> <p>・大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気中の二酸化炭素濃度） ・呼吸による二酸化炭素排出量：M=0.046m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量） ・必要換気量：Q₁=100×M×n÷(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量） $Q_1=100 \times 0.046 \times n \div (1.0 - 0.03) = 4.75 \times n [m^3/h]$</p>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】設計の相違（相違理由⑨） 【女川】設計の相違（相違理由⑩） ・緊急時対策所全体としての収容人数に加え、本項の計算に必要な緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の人数について記載した。</p> <p>【女川】設計の相違 ・準拠する法令の相違。保守的に鉱山保安法を採用している。 （準拠している法令は大飯と同様）</p> <p>【女川】設計の相違 【女川】 ・想定する作業の相違。ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行や資機材の運搬を行うことから大飯同様想定する作業は「中等作業」とした。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> 5号炉原子炉建屋緊急時対策所（対策本部）の換気設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前後」及び「②ブルーム通過中」の最大人数となる86名を収容可能な設計とする。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 5号炉原子炉建屋緊急時対策所（待機場所）の換気設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①ブルーム通過前後」及び「②ブルーム通過中」のうち、最大人数となる98名を収容可能な設計とする。</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 空気ポンペを12 時間使用する場合</p> <p>空気ポンペは、事故後2 4 時間から3 6 時間（希ガス放出）の間に使用する。</p> <p>3 6 時間以降も、建屋内の圧力並びに酸素及び二酸化炭素濃度を維持・抑制するための条件を満足する必要がある。</p> <p>a. 建屋内の正圧維持について 必要流量は7.5 m³/minとする。（アウトリーク率：0.15回/h程度）</p> <p>b. 建屋内酸素濃度維持について（建屋体積は2,500 m³とする。） ・許容酸素濃度：19%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：緊急時対策所内の作業は主に机上作業であり、ポンペ加圧時は人の出入りもないことから、潜在人数150人※1の酸素消費量は、成人の呼吸量（静座）※2時とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容酸素濃度を上回らない条件とした。 必要最低換気量は0.1 m³/minとなる。</p> <p>c. 建屋内二酸化炭素濃度抑制について（建屋体積は2,500 m³とする。） ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（「鉱山保安法施行規則」を準拠した） ・算出条件：潜在人数150人※1の二酸化炭素吐き出し量は、計器監視等を行う程度の作業（極軽作業）※2時の量とし、空気ポンペにより加圧する12時間後も許容二酸化炭素濃度を上回らない条件とした。 必要最低換気流量は4.5 m³/minとなる。 a.～c. より、空気ポンペの流量を7.5 m³/minとすれば、加圧、酸素濃度、二酸化炭素濃度を維持・抑制するための全ての条件を満たすことができる。また、流量を7.5 m³/minとしたとき、空気ポンペによる加圧時間12時間後の酸素濃度は20.2%、二酸化炭素濃度は0.8%となる。 ※1 事故時に必要な要員110 人に余裕を見込んで150 人とする ※2 「空気調和・衛生工学便覧」より</p> <p>d. 空気ポンペ配備数 ポンペ容量は、7.8 m³/本であるため、空気ポンペの必要本数は約720本程度となる。 (7.5 m³/min×720min÷7.6 m³/本) 720本以上のポンペを配備し、ポンペ交換不要で12時間連続加圧が可能な設計とする。</p>	<p>②酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n 名 ・吸気酸素濃度 : a=20.95% (標準大気酸素濃度) ・許容酸素濃度 : b=18% (労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則) ・成人の呼吸量 : c=0.48m³/h/名 (空気調和・衛生工学便覧) ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度 : d=16.4% (空気調和・衛生工学便覧) ・必要換気量 : Q₂=c×(a-d)×n÷(a-b)m³/h (空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量) Q₂ = 0.48 × (20.95 - 16.4) × n ÷ (20.95 - 18.0) = 0.74 × n [m³/h] <p>【東海第二発電所 補足説明資料 より引用】</p> <p>c. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量 許容二酸化炭素濃度は1.0vol%以下 (10000ppm「鉱山保安法施行規則」に準拠)、空気中の二酸化炭素量は0.03vol%、滞在人数100名の二酸化炭素吐出量は、計器監視等を行う程度の作業時（極軽作業）の量とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は以下のとおりである。</p> $Q = \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100$ $= \frac{0.022 \times 100}{(1.0 - 0.03)} \times 100$ $= 227 \text{ m}^3/\text{h}$ <p>また、加圧設備運転時間はブルーム放出時間の10時間に、ブルーム通過後の加圧設備から非常用換気設備への切り替え時間を考慮した2時間を加え、さらに2時間の余裕をもたせ14時間分とする。14時間後の時点で二酸化炭素濃度が1.0vol%を超えない空気供給量は160m³/hとなる。（14時間後のCO₂濃度は0.977%）</p> $K_t = K_0 + (K_1 - K_0) \times e^{-\frac{Q_1 t}{V}} + G_0 \times \frac{P(1 - e^{-\frac{Q_1 t}{V}})}{Q}$ $K_t = (K_1 - K_0 - G_0 \times P/Q) \times e^{-\frac{Q_1 t}{V}} + (K_0 + G_0 \times P/Q)$ <p>K_t : t時間後のCO₂濃度 [%] K₁ : 室内初期CO₂濃度 0.5% K₀ : 供給空気のCO₂濃度 0.03% G₀ : CO₂発生量 0.022m³/(h・人) P : 滞在人員 100人 Q : 空気供給量 [m³/h] V : 室容積 2,994m³</p>	<p>②可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n 名 ・吸気酸素濃度 : a = 20.95% (標準大気酸素濃度) ・許容酸素濃度 : b = 19% (鉱山保安法施行規則) ・成人の呼吸量 : c = 1.44m³/h/名 (空気調和・衛生工学便覧の歩行作業における成人の呼吸量) ・乾燥空気換算呼吸気酸素濃度 : d = 16.4% (空気調和・衛生工学便覧) ・必要換気量 : Q₂ = c × (a - d) × n ÷ (a - b) m³/h (空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量) Q₂ = 1.44 × (20.95 - 16.4) × n ÷ (20.95 - 19.0) = 3.36 × n [m³/h] <p>③空気供給装置（空気ポンペ）使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 (Q₃, Q_{3'})</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容人数 : n = 46名 (緊急時対策所待機所人数) ・許容二酸化炭素濃度 : C = 1.0% (鉱山保安法施行規則) ・大気二酸化炭素濃度 : C₀ = 0.03% (標準大気二酸化炭素濃度) ・呼吸による二酸化炭素排出量 : M = 0.022m³/h/名 (空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出量) ・必要換気量 : Q₃ = 100 × M × n ÷ (C - C₀) m³/h (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量) Q₃ = 100 × 0.022 × 46 ÷ (1.0 - 0.03) ≈ 105 [m³/h] <p>また、空気供給装置運転時間はブルーム放出の10時間であり、10時間加圧後も許容二酸化炭素濃度 (1.0%) を上回らない条件とすると、必要換気量はQ_{3'} = 89 [m³/h]となる (10時間後の二酸化炭素濃度は0.996%)</p> $C_t = C_0 + (C_1 - C_0) \times e^{-\frac{Q_3 t}{V}} + \frac{Mn(1 - e^{-\frac{Q_3 t}{V}})}{Q_3'}$ $C_t = (C_1 - C_0 - \frac{Mn}{Q_3'}) \times e^{-\frac{Q_3 t}{V}} + (C_0 + \frac{nM}{Q_3'})$ <ul style="list-style-type: none"> ・ t 時間後の二酸化炭素濃度 : C_t ・初期二酸化炭素濃度 : C₁ = 0.22% ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各室容積 : V = 519m³ 	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違 【女川】 ・想定する作業の相違 ファン使用中は机上作業であるものの、緊急時対策所内の歩行は行うことから大飯同様想定する作業は「歩行作業」とした。</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川はブルーム通過時には収容人数減により、設計漏えい量が支配的となる。 泊は緊急時対策所が小さく、ブルーム通過時には二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が支配的になることから、ブルーム通過時に使用する空気供給装置使用時の酸素濃度、二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量について記載した。 泊同様に二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が支配的となる。東海の流量算出を併記した。 ブルーム通過中は、準備を含む現場作業がないことから大飯、東海同様想定する作業は「極軽作業」とした。 ブルーム通過中の必要換気量は、大飯、東海同様に JEAC4622-2009 の 2.5.2.1 式を用いた。 ブルーム通過中の収容人数は緊急時対策所待機所の人数が緊急時対策所指揮所よりも多いことから46名で評価した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>2.4.1 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u> プルーム通過前及び通過後における可搬型陽圧化空調機運転時は、重大事故等時における最大の収容人数である86名に対して、二酸化炭素吸収装置を運転しないことから二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>2.4.2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u> 可搬型陽圧化空調機運転時の必要換気量は、重大事故等時における最大の収容人数である98名に対して、二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息を防止可能な設計とする。</p>	<p>b. 酸素濃度維持に必要な空気供給量</p> <p>許容酸素濃度は19vol%以上（「鉱山保安法施行規則」を準拠）、滞在人数は100名、酸素消費量は成人の呼吸量（静座時）とし、許容酸素濃度以上に維持できる空気供給量は以下のとおりである。</p> $Q = \frac{Ga \times P}{(K - K_0)} \times 100$ $= \frac{-0.0218 \times 100}{(19.00 - 20.95)} \times 100$ $= 112 \text{ m}^3 / \text{h}$ <p> G_a：酸素発生量 $-0.0218 \text{ m}^3 / \text{h} / \text{人}$ P：人員 100人 K_0：供給空气中酸素濃度 20.95vol% K：許容最低酸素濃度 19.0vol% </p> <p>d. 必要換気量</p> <p>① プルーム通過前及び通過後（緊急時対策所非常用送風機の必要換気量） プルーム通過前及び通過後における緊急時対策所非常用送風機運転時は、重大事故等時における緊急時対策所への最大の収容人数である200名に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>よって必要換気量は、二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。</p> $Q_1 = 3.1 \times 200 = 620 [\text{m}^3 / \text{h}] \text{以上}$ <p>② プルーム通過中（緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）の必要給気量） プルーム通過中においては収容人数83名に対し緊急時対策所の容量（2,811.6m³）が大きいと、酸素濃度および二酸化炭素濃度の上昇よりも緊急時対策所の設計漏えい量が支配的となる。そのため、緊急時対策所の設計漏えい量である282m³/h以上の空気ポンプ給気量290m³/h以上を有する設計とする。</p>	<p>④ 空気供給装置（空気ポンプ）使用時の酸素濃度基準に基づく必要換気量（Q_4）</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容人数：n = 46名（緊急時対策所待機所人数） 吸気酸素濃度：a = 20.95%（標準大気酸素濃度） 許容酸素濃度：b = 19%（鉱山保安法施行規則） 成人の呼吸量：c = 0.48m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧 静座における成人の呼吸量） 乾燥空気換算呼吸気酸素濃度：d = 16.4%（空気調和・衛生工学便覧） <p>必要換気量：$Q_4 = c \times (a - d) \times n \div (a - b) \text{ m}^3 / \text{h}$（空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量）</p> $Q_4 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 46 \div (20.95 - 19.0) \approx 52 [\text{m}^3 / \text{h}]$ <p>d. 必要換気量</p> <p>① プルーム通過前及び通過後（可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量） プルーム通過前及び通過後における可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時は、重大事故等時における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所への最大の収容人数である120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60名）に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>よって必要換気量は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。</p> $Q_1 = 4.75 \times 60 = 285 [\text{m}^3 / \text{h}] \text{以上}$ <p>② プルーム通過中（空気供給装置（空気ポンプ）の必要給気量） プルーム通過中においては収容人数46名（緊急時対策所待機所人数）に対して「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において10時間窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。</p> <p>よって必要換気量は、空気供給装置使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量の計算より以下のとおりとする。</p> $Q_4 = 89 [\text{m}^3 / \text{h}] \text{以上}$	<p>【大飯】 女川審査実績の反映 【女川】設計の相違 ・ポンプの加圧期間中は、準備を含む現場作業がないことから大飯、東海同様に想定する作業は「静座」とした。</p> <p>【女川】設計の相違 想定人数の相違 【女川】設計の相違（相違理由①） 【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p> <p>【女川】設計の相違 ・女川はプルーム通過時には収容人数減により、設計漏えい量が支配的となる。泊は緊急時対策所が小さく、プルーム通過時には二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量が支配的になることから、プルーム通過時に使用する空気供給装置使用時の酸素濃度、二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量について記載した。</p>